

平成 19 年 3 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針.....	4
一般質問.....	19
梅 本 和 熙 君.....	19
横 嶋 隆 二 君.....	43
谷 川 次 重 君.....	59
清 水 清 一 君.....	68
散会宣告.....	80
署名議員.....	83

第 2 号 (3月7日)

議事日程.....	85
本日の会議に付した事件.....	86
出席議員.....	86
欠席議員.....	86
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	86

職務のため出席した者の職氏名.....	87
開議宣告.....	88
会議録署名議員の指名.....	88
一般質問.....	88
保坂好明君.....	88
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	105
議第5号～議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	107
議第8号及び議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	110
議第10号及び議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	112
議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	116
議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	118
議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	119
議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	120
議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	122
議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	123
議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	124
議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	125
議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	126
議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	128
議第22号及び議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	129
議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	132
議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	134
議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	134
議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	136
散会宣告.....	138
署名議員.....	139
第3号（3月8日）	
議事日程.....	141
本日の会議に付した事件.....	141

出席議員.....	142
欠席議員.....	142
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	142
職務のため出席した者の職氏名.....	142
開議宣告.....	143
会議録署名議員の指名.....	143
議第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	143
議第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	167
議第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	170
議第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	172
議第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	178
議第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	179
議第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	180
議第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	182
議第 3 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	187
議第 3 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	210
議第 3 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	216
議第 3 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	218
議第 4 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	225
議第 4 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	226
議第 4 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	228
議第 4 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	229
議第 4 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	231
会議時間の延長.....	234
議第 4 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	234
議第 4 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	236
議第 4 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	238
議第 4 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	240
散会宣告.....	243
署名議員.....	245

第 4 号 (3月15日)

議事日程.....	247
本日の会議に付した事件.....	248
出席議員.....	248
欠席議員.....	248
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	248
職務のため出席した者の職氏名.....	248
開議宣告.....	249
会議録署名議員の指名.....	249
議第 2 5 号及び議第 2 6 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	249
議第 3 6 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	251
議第 3 7 号～議第 3 9 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	262
議第 4 0 号～議第 4 2 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	265
議第 4 3 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	266
議第 4 4 号～議第 4 7 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	268
議第 4 8 号の委員会報告、質疑、討論、採決.....	270
議第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	272
議第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	273
発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	275
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	277
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	279
請願第 1 号の上程、委員会付託の省略、質疑、討論、採決.....	281
閉会中の継続調査申出書について.....	297
閉議及び閉会宣告.....	298
会議録署名議員.....	299

平成19年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年3月6日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君

教育委員会 事務局長	谷	正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君		総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成19年南伊豆町議会3月定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

6番議員 梅本和熙君

8番議員 漆田修君

会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。よって、会期は3月6日から3月15日までの10日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしました。特に本年2月6日開催の全国町村議会議長会定期総会の席上で表彰が行われ、横嶋隆二議員が平成18年度全国町村議会議長会表彰、議員在職15年以上を受賞されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告

議長（藤田喜代治君） 町長より施政方針並びに予算編成方針及び行政報告の説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本日より3月定例町議会、よろしく願いいたします。

平成19年3月定例町議会の開会に当たり、平成19年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

最近における日本経済は、景気拡大期間が5年余りに及び、戦後最長記録を更新し、今後も緩やかな景気拡大が続くとされるものの、地方自治体では、格差社会という言葉に象徴されるように、大都市や大企業など一部における好況の対極として、北海道夕張市に見られる財政破綻といった都市と地方の格差が拡大している状況があらわれてきております。

また、団塊の世代の大量退職が目前に迫り、彼らの動向が日本の社会経済や地方自治体にどう影響するのか注目されている中、昨年12月に成立した地方分権改革推進法により、国の進める地方分権改革が第2段階に突入し、地方自治体は時代に合わせた新しい社会経済システムの早急な実現が求められ、まさしく自律したまちづくりの構築が急務となっております。

本町におきましては、税源移譲による町税の増加と引きかえに国庫支出金、地方交付税の減少が予想されるなど厳しい財政状況の中、商業施設やホテルなど一部に土地利用事業の新たな動きが見られるものの、人口の減少、少子高齢化の進行、観光入り込み客の伸び悩みなど地域経済はますます厳しいものがあります。

こうした状況の中、平成19年度におきましては不断の行財政改革を徹底し、経費の節減に努め、第4次南伊豆町総合計画、過疎地域自立促進後期計画により、事業の必要性や緊急性などを検証し、貴重な財源を重点的・効率的に配分し、産業振興、少子化、医療、福祉、防災対策、教育問題等各種施策を堅実に実行し、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めていく所存であります。

次に、平成19年度の主な施策の方針について申し上げます。

1、旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地利用について。

平成15年に町が取得した旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地の利用計画につきましては、これまでさまざまな議論がなされておりましたが、昨年5月に各種団体長、議会代表者、町民代表者、有識者等を構成員としたふるさとづくり推進委員会を新たに設置し、協議検討を重ねていただき、昨年12月8日に答申を受けました。答申の内容は、広報みなみいず等で公表しておりますとおり、町民や観光客も含めたすべての方の交流拠点として整備することが基本となっております。

町では早々に関係職員により、国・県補助金の研究や課題、問題点の整理など、事業化に向けて調査研究しているところであります。新しい交流拠点の整備は厳しい財政状況でもあり、さまざまな問題が予想されますが、これからの本町にとって大きな価値があるものと考えており、答申にあります「近きもの喜ばば、遠きもの来る」の基本方針にのっとり整備を進めてまいる所存であります。

2、市町村合併について。

静岡県では、平成17年4月1日施行の市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法を背景に、平成18年3月24日、静岡県市町村合併推進審議会の答申を受け、静岡県市町村合併推進構想として南伊豆地区で下田市を含む賀茂地区の1市5町の枠組みを策定、公表

しました。

静岡県市町村合併推進構想を受け、賀茂地区におきましては、平成18年5月に賀茂地区の助役を中心とした合併調査委員会を立ち上げ、合併における課題や問題点の協議を実施し、さらに、賀茂地区の担当課長を構成員とした幹事会による行政サービスの比較や財政データなど各種統計資料の作成により、調査研究を重ねているところであります。

また、4月1日から合併調査委員会の事務局として下田市、河津町、松崎町から職員を派遣し、合併した場合の新市の財政シミュレーションなど、各種データの作成を実施していくこととなりました。

なお、2月7日には、静岡県主催の静岡県合併推進構想説明会が南伊豆町中央公民館において320人の町民参加により開催され、貴重なご意見を拝聴させていただきましたが、今後は時期を見て町でも地区懇談会を開催し、多くの町民のご意見を伺いたいと考えている次第であります。

今後の市町村合併の対応につきましては、新法の合併期限であります平成22年3月を念頭に置いて、財政見通しや他市町の動向等を見きわめながら、議会や町民の皆様と議論を深めながら、町の将来を見据え歩むべき方向を定めていかなければならないと考えております。

3、行政改革（機構改革）について。

行政改革推進実施計画（集中改革プラン）では、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、横断的・総合的な組織機能の強化を図るため組織機構の見直しを行い、また厳しい財政状況や新たな行政システムの推進等を背景に行政の規模縮小をさらに進め、一層の人員削減・人件費削減のため定員適正化計画が策定されました。修正後の内容は、職員数を平成23年度までの24人、15.2%の削減を図ることとしており、平成19年度には当初計画を上回る8人の大幅減となります。このような職員減少の中、町民の行政サービスへの需要は多様化・高度化しており、また地方分権による権限委譲や法改正に伴う新たな業務への対応が求められます。

本町の機構は、平成14年度に15課局24係から14課局23係に、平成17年度からは11課局室23係となっていますが、取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想される中、限られた人材の能力を最大限に引き出し行政需要に対応できる効率的な組織機構を構築するため、次の基本的な考え方にに基づき、平成19年4月1日から機構改革を行うべく関係条例の改正案を本議会に上程させていただきました。

（1）定住促進、後期高齢者制度や幼保一元化など、将来を見据えた配置にする。（2）

職員の管理部門等の強化を図り、資質向上及び合理化を図る。(3) 週休日や祝日、突発的な事故等に対応が求められる清掃や水道業務を集約化し、多人数によるスケールメリットを生かした体制の推進を図る。(4) 工事関係の集約化。

4、学校統合について。

少子化の流れの中で、本町の小中学校児童生徒数も減少の一途をたどっております。学力は当然のこと、自主性や社会性など広い意味での教育効果を達成するためには、学校統合は避けて通れないことから、小中学校の再編成につき学校統合審議会において審議が行われ、平成18年2月に答申がなされました。

その答申は、小学校では 南崎小学校を竹麻小学校に、三浜小学校を南中小学校に統合すべきである。 南上小学校は当面統合を見合わせ、平成26年以降複式学級が解消されないときは統合審議会を新たに設置することが適当である。

中学校では、 2校を1校に統合すべきであるが、どちらの学校に統合するかを慎重に検討すべきである。統合年次については南崎小学校は条件が整い次第速やかに、三浜小学校は複式解消のないとき平成26年を目途としております。

答申を受け、今年度、町として南崎小学校統合の条件整備に取り組んでおります。

まず、国庫補助10年の制約への対応を検討しておりますが、これには跡地利用計画案の確定がすべての前提となります。庁内会議で関係課長による検討を進めており、平成19年度中には案を確定し、地域住民の皆様への説明会を開催できるよう考えております。しかしながら、10年の縛りを見ながら動かざるを得ないという状況であります。

なお、中学校については、当面両校の生徒数の推移を見ながら、答申を尊重して検討していく所存であります。

5、共立湊病院建設問題について。

共立湊病院の建設につきましては、平成15年度に共立湊病院建設検討委員会が設置され、平成17年3月に策定された共立湊病院新病院基本構想に基づき、老朽化した建物について耐震性や地理的状況の観点から、新築移転か現在地での建てかえか協議検討を重ねてまいりましたが、協議内容が建設場所に偏った嫌いがありました。

そこで、昨年11月開催の第6回建設地検討委員会におきましては、従来の議論に加え、耐震補強を含めた改修案を追加した中で、財源問題等の基本的事項の調査検討が十分になされていないことの認識で一致し、6市町担当課長、社団法人地域医療振興協会職員、区長連絡協議会長及び医療関係団体の代表または準ずる者13人で構成する共立湊病院建設検討委員会

幹事会に、幅広く検討させることといたしました。

同幹事会においては、(1)現状分析、(2)病院を新設とした場合の基本方針、(3)病院を新設する場合の候補地、(4)新病院の経営形態と、大きく4項目に分けて検討をさせているところであります。

幹事会の検討結果を踏まえ、伊豆半島南部唯一の公的病院として、地域医療の確保と医療水準の向上及び多様化する医療需要に対応すべく、大変に難しい協議となりますが、一步一步進めてまいりたいと存じます。

以上、平成19年度の町政運営の基本方針について申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

我が国の景気は緩やかに拡大を続けており、世界経済が拡大する中で輸出は増加を続け、高水準の企業収益を背景に設備投資も引き続き増加し、雇用面では新卒採用者を含め雇用者数が堅調に伸びており、労働需給引き締まり傾向を続ける中で、緩やかながらも雇用者所得が増加しており、個人消費も増加基調にあります。また、内外需要の増加が続く中で生産も増加を続けています。このように、生産・所得・支出の好循環のもとで、日本経済は今後も息の長い成長が続くと考えられています。

県内に目を向けると、県内経済は輸出や設備投資の増加により全体として回復を続けていることから、平成18年8月末県税調定実績は全体で前年同月比113.5%と前年を上回っている状況にあります。

国・県ともに景気回復の影響が見られる中、当町においては景気回復の兆候は依然見られず、昨年同様厳しい状況が続いています。

このような状況下、国は国・地方間のバランスを確保しつつ財政健全化を進めることとし、地方財政については平成19年度の地方財政計画について所要の財政措置を講ずるに当たり、基本方針2006に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ地方公共団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行う等により、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとし、このような歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等一般財源ベースについて、平成18年度の地方交付税の水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処するとしています。

このような状況の中、本町の財政状況は、歳入では国から地方への税源移譲による町税の増収はある程度見込めるものの、それを上回る国庫補助金・地方譲与税の削減、定率減税の

廃止や新型交付税の一部導入による普通交付税の減額など、18年度以上に厳しい状況になると思われ、財源の確保は困難が予想されます。特に、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含め職員が一丸となり、より一層の町税徴収に努める必要があります。

一方、歳出では、過疎地域自立促進計画等に基づき、投資的経費の抑制はある程度可能ですが、年々増加の一途をたどる社会保障費、公債費及び削減努力継続中の人件費等の義務的経費は経費削減に即効性がなく、極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めてながら住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっております。

平成19年度の予算編成に当たっては、前述のとおり非常に厳しい状況下での編成となったため、重点施策、重点項目を定め、めりはりのある予算編成を行い、経常経費の削減、事務事業の合理化を図る一方、極力起債や財政調整基金に頼らない財源に見合った歳出の削減に留意しつつ、町民本位の視点に立ち、限りある財源の有効かつ適正な運用はもちろんのこと、国・県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指して予算編成を行いました。

平成19年度の一般会計及び11特別会計並びに水道事業会計の予算総額は、介護保険法等による社会保障関係事業、下流漁港漁業基盤整備事業、観光振興事業、防災対策事業、公共下水道事業、妻良漁業集落環境整備事業、道路維持改良事業、公共土木施設災害復旧事業等を執行する予算を計上し、前年対比2.8%減の82億1,419万4,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりです。

平成19年度南伊豆町当初予算、一般会計以下ごらんのとおりでありますので、ごらんをいただきます。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

第1款議会費につきましては町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比135万5,000円増額の5,599万8,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費等で前年度対比5,229万8,000円増額の5億6,508万6,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,468万5,000円、基幹業務電算事務経費3,702万2,000円、31団体の各種補助金5,522万9,000円等であります。

第3款民生費につきましては、前年度対比2,716万9,000円増額の7億8,162万8,000円を計

上いたしました。その主なものは、重度心身障害者医療扶助費2,160万円、自立支援介護給付費5,736万円、老人福祉事業費3,468万6,000円、老人福祉施設事業費2,894万3,000円、国保会計保険基盤安定繰出金4,586万8,000円、地域包括支援センターが実施している介護予防事業等を含めた介護保険特別会計繰出金1億811万8,000円、19年4月1日から民営化となる（仮称）社会福祉法人伊豆つくし会補助金1,843万6,000円、児童手当事務費6,496万2,000円、6歳以下の小学校就学前児童に対し一部負担金の町補てんを含めた乳幼児医療費助成事業費1,266万5,000円等であります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比4,970万4,000円減額の5億1,500万5,000円を計上いたしました。その主なものは老人保健保険ヘルス事業3,461万9,000円、老人保健特別会計繰出金9,033万9,000円、本町が管理団体となっている共立湊病院組合負担金及び出資金4,301万6,000円、南豆衛生プラント組合負担金4,924万円、焼却施設維持経費8,152万9,000円、ごみ収集事業6,415万4,000円、焼却灰等の最終処分事業3,020万円等であります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比1,662万6,000円減額の1億6,870万3,000円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託料320万円、松くい虫防除事業費395万6,000円、子浦・中木地区漁業集落排水事業特別会計繰出金2,634万5,000円、排水処理施設建設を2カ年で行う妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金920万1,000円、下流漁港沖防波堤建設工事費5,223万円等であります。

第6款商工費につきましては、前年度対比5,833万3,000円減額の1億4,034万8,000円を計上いたしました。その主なものは、観光協会への宣伝委託料380万円、石廊崎灯台付近への観光トイレ建設設計委託料210万円、銀の湯会館運営事業費に6,626万5,000円、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事業に1,003万5,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいります。

第7款土木費につきましては、前年度対比1億797万2,000円減額の4億11万8,000円を計上いたしました。その主なものは、道路維持改良事業費6,710万2,000円、急傾斜崩壊防止対策事業費1,516万1,000円、妻良港整備事業負担金1,101万7,000円等であります。さらに、公共下水道事業特別会計繰出金2億4,465万8,000円を計上いたしましたが、内容につきましては後述させていただきます。

第8款消防費につきましては、前年度対比2,604万2,000円減額の2億1,176万円を計上いたしました。その主なものは下田地区消防組合負担金1億6,709万4,000円、防災行政無線保守点検委託料127万1,000円等であります。

第9款教育費につきましては、前年度対比672万2,000円減額の3億5,126万9,000円を計上いたしました。その主なものは英語教育事業509万4,000円、複式学級への対応としての指導支援事業446万3,000円、小学校教材用パソコン更新事業705万3,000円、小中学生定期券購入費1,566万円、中央公民館身体障害者用トイレ建設事業400万円、図書館管理運営費2,075万5,000円等であります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比1億3,486万6,000円減額の1,610万8,000円計上いたしました。その主なものは、農林水産業施設災害復旧費649万7,000円及び公共土木施設災害復旧費961万1,000円であります。

第11款公債費は、前年度対比744万3,000円増額の6億1,397万7,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比100万円減額の7,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気回復の影響はいまだ実感できず、さらに継続して行われる三位一体の改革による地方交付税の見直し、補助負担金の廃止削減等の影響で、これら依存財源に大きく左右される本町財政は財源確保が非常に厳しく、今後の財政運営を思慮し、財政調整基金からの繰入金にできる限り頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

このことにより、平成19年度の財政調整基金からの繰入金は前年度対比3,300万円減額の3,200万円を計上いたしました。

自主財源は13億2,672万1,000円で、前年度対比3,333万2,000円の増額となり、構成比は34.7%となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比8,442万6,000円増額の9億6,336万7,000円を計上いたしました。自主財源の主なものは、町税のほか、先ほど申し上げました財政調整基金からの繰入金を含んだ繰入金3,404万5,000円、繰越金1億円、分担金及び負担金7,560万2,000円、さらに使用料及び手数料9,068万1,000円です。

一方、依存財源につきましては、25億27万9,000円で前年度対比3億4,633万2,000円の減額で、構成比は65.3%となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、三位一体の改革や新型交付税の一部導入の影響で8,000万円の減額で、構成比45.2%の17億3,000万円、地方譲与税は三位一体の改革による税源移譲により所得譲与税が廃止され6,500万円減額の7,800万円、地方消費税交付金9,900万円、自動車取得税交付金5,800万円、その他の各種交付金の合計で2,900万1,000円

及び国県支出金は災害復旧費国県負担金が減額となり、6,343万2,000円減額の3億847万8,000円を計上、さらに地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債1億5,800万円、定率減税廃止に伴い減税補てん債の計上はありません。災害復旧費480万円を含む町債が前年度対比1億3,150万円減額で構成比5.2%の1億9,780万円であります。

以上で、平成19年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針及び概要説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の編成につきましては、今後予想される国民健康保険の改正を考慮しつつ、また国保基盤強化の一環として平成18年10月から保険財政共同安定化事業が創設され、国から示された留意事項を踏まえながら、高齢化による低所得者層、前期高齢者の増加及び医療費等の増大に対応した予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は前年度対比1億5,439万9,000円の増額で、歳入歳出それぞれ14億9,694万1,000円を計上いたしました。この主な要因といたしましては、大部分を占める保険給付費の過去の実績を踏まえた医療費の推計及び前期高齢者、退職被保険者等の動向を勘案したものであります。

歳出の主なものは、保険給付費9億8,962万9,000円、老人保健拠出金2億1,425万2,000円、介護納付金9,010万8,000円及び保険財政共同安定化事業の創設による共同事業拠出金が前年度対比1億5,773万4,000円増額の1億8,561万5,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が4億6,499万7,000円、国庫支出金4億3,961万3,000円、社保基金からの退職者医療に対する療養給付費交付金2億3,137万2,000円、共同事業交付金1億8,561万2,000円及び一般会計繰入金6,335万1,000円であります。

今後、医療費の動向等を見きわめながら適切に対応してまいります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

老人保健特別会計予算の編成につきましては、過去の実績、最近の医療費の動向等を踏まえ、予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は前年度対比1億9,617万8,000円の減額で、歳入歳出それぞれ11億929万4,000円を計上いたしました。

歳出の大部分を占める医療諸費は受給対象者数及び医療費の動向を勘案し、11億928万8,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、法定負担割合により支払基金交付金 5 億 6,725 万円、国庫支出金 3 億 6,135 万 9,000 円、県負担金 9,034 万円、一般会計繰入金 9,033 万 9,000 円を計上いたしました。

老人保健法改正に伴う受給対象年齢の段階的な引き上げによる受給対象者数の減少、診療報酬のマイナス改定等により医療費は減少傾向ではありますが、今後の医療費の動向を見きわめながら適切に対処してまいります。

介護保険特別会計。

介護保険特別会計予算の編成につきましては、昨年度策定した第 3 期介護保険事業計画に基づき、さらに介護保険制度改正の初年度に当たる 18 年度の保険給付実績や、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を加味して予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比 791 万 9,000 円の増額で、歳入歳出それぞれ 7 億 8,642 万 4,000 円を計上いたしました。

歳出の第 1 款総務費は介護保険に対する事務費、認定調査費、新たに賀茂郡 5 町の介護認定審査会事務を共同処理する幹事町としての運営費等で 1,425 万 8,000 円を計上いたしました。

第 2 款保険給付費は要介護認定者が利用する居宅・施設介護サービス等の給付に要する介護サービス等諸費 6 億 9,171 万 8,000 円、要支援認定者が利用する介護予防サービス等諸費 1,401 万 7,000 円、施設入所の低所得者に対し食費・居住費を補足給付する特定入所者介護サービス等費 3,955 万 4,000 円等で 7 億 5,025 万 8,000 円を計上いたしました。

地域包括支援センターが行う第 5 款地域支援事業費は、介護予防事業費 663 万 4,000 円、包括的支援事業及び任意事業費 1,381 万 8,000 円、さらに予備費として 100 万円を計上いたしました。

歳入につきましては、第 1 款保険料は、第 1 号被保険者の保険料 1 億 1,919 万 1,000 円を計上いたしました。

第 2 款分担金及び負担金は、賀茂郡 4 町からの介護認定審査会負担金 553 万 2,000 円を計上いたしました。

第 4 款国庫支出金は、保険給付費に対する国庫負担金と調整交付金及び地域支援事業に要する補助金 2 億 153 万 5,000 円を計上いたしました。

第 5 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の保険料及び地域支援事業に要する交付金 2 億 3,434 万 6,000 円を計上いたしました。

第 6 款県支出金は、保険給付費に対する県負担金と地域支援事業に要する補助金 1 億

1,572万7,000円を計上いたしました。

第9款繰入金は、保険給付費と地域支援事業に対する町負担分及び事業費分1億811万9,000円を計上いたしました。

第10款繰越金は、100万円を計上いたしました。

第11款諸収入は、介護予防事業の利用者負担金等94万2,000円を計上いたしました。

次に、南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ103万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費103万円が財産管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入48万1,000円と繰越金51万6,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ11万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費11万7,000円が、財産区管理費運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金11万6,000円が主なものであります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ900万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費900万円が、その主なものは、財政調整基金積立金674万円、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金204万円、その他財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、繰出金5,000円であります。

歳入につきましては、財産運用収入等5,000円を計上いたしました。

公共下水道事業特別会計。

供用開始から7年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で1,882万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ3億9,513万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、手石・下賀茂処理分区管渠築造工事費1億1,600万円、上水道等移設補償費700万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費1,874万7,000円及び公債費2億1,854万6,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金1,037万7,000円、下水道使用料3,869万7,000円、国庫支出金6,000万円、一般会計繰入金 2 億4,465万8,000円及び下水道債4,140万円が主なものであります。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成 8 年 4 月の供用開始から12年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比304万8,000円の減額で、歳入歳出それぞれ1,525万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料552万円、町債元金償還金530万7,000円及び利子償還金401万8,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金950万5,000円及び使用料収入552万円が主なものであります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年 4 月の供用開始から 6 年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比20万9,000円の増額で、歳入歳出それぞれ2,216万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料510万円、町債元金償還金1,469万4,000円及び利子償還金196万6,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,684万円及び使用料収入510万円が主なものです。

妻良漁業集落環境整備事業特別会計。

平成15年度から特別会計を設置しました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比 1 億9,310万8,000円の増額で、歳入歳出それぞれ 2 億4,580万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、職員 1 人分の人件費841万円、汚水処理場積算施工管理委託料900万円、集落環境整備工事費 2 億2,340万円及び利子償還金157万7,000円であります。

歳入につきましては、受益者分担金2,280万円、県支出金 1 億6,100万円、一般会計繰入金920万1,000円及び町債5,280万円が主なものであります。

水道事業会計。

業務の予定量を総配水量200万3,000立方メートル、給水戸数5,184戸、受託工事540万円、建設改良事業5,896万6,000円を見込み予算編成いたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比2.0%減の 2 億6,533万円を計上いたしました。が、このうち給水収益は前年度比2.0%減の 2 億5,970万円を見込んでおります。

事業費用は、上水道第 5 次拡張事業や石綿セメント管更新事業を推進してきたため減価償却費が増加しておりますが、その他の支出を抑制することで前年度対比2.8%減の 2 億8,455

万5,000円としました。このことから、本年度の予定損益は2,357万2,000円（消費税抜き）の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算につきましては、平成6年度から実施しておりました上水道第5次拡張事業を見直し、平成18年度に石井取水場拡張工事を行い完了をいたしました。このことから本年度の支出予算額は前年度対比29.7%減の1億2,651万3,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等の水道施設改良費5,896万6,000円及び企業債償還金6,704万7,000円であります。

これに対する収入予算額は、給水装置新設に伴う給水負担金300万円、建設改良工事負担金800万円で、合計1,100万円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,551万3,000円は損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独自採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいり所存であります。

以上で、平成19年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、行政報告を申し上げます。

次の3項目について、行政報告をいたします。

1、第9回みなみの桜と菜の花まつりの入り込みについて。

ことしで第9回を迎えたみなみの桜と菜の花まつりは南伊豆町最大の観光イベントとして、また春を呼ぶイベントとして、町内外に宣伝をしてまいりました。

1月28日に、町内の小中学校の児童生徒、地域のボランティアや関係者を合わせ110人が祭りの舞台となる青野川河畔や湊、下賀茂のイベント会場の準備や清掃、草刈りなどの奉仕作業に参加していただきました。

2月5日、祭りの安全祈願の神事で開幕いたしました菜の花畑会場は、ことしも県天城放牧場バイオガスプラントから堆肥の提供を受け、町と農業振興会が畑の土壌改良を行ったため、生育も非常によく見事な花畑に育ちました。

2月11日には、商工会青年部の企画運営による菜の花結婚式がとり行われ、千葉市の廣井雅憲・由美さんカップルが（新婦の祖母、南伊豆町青市在住）山本ゆきのさんや親族を初め、

大勢の観光客、町民に見守られ祝福されました。また、今回も県立下田北高吹奏楽部による菜の花コンサートが行われ、聴衆を魅了しました。

一方、みなみの桜の開花状況は、暖冬の影響により例年に比べ1週間程度開花が早まり、見ごろが2月中旬であったことから、祭り後半への影響を懸念しておりましたが、予想以上に長く咲き続けました。

また、ツアー予約の関係上、大型バスでの来客が開始当初は伸びず心配しましたが、2月17日からは本格的ににぎわい始めました。メイン会場は2月12日まで日野の菜の花会場、2月13日からは来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテルの所有地をことしも借用し、祭り本部として、また、出店会場として活用させていただきました。土曜日、日曜日は役場駐車場も開放し、大型バスや普通乗用車の駐車場として対応いたしました。

また、普通乗用車関係では、昨年川崎市の所有地が使用できませんでしたが、この土地を新たに取得した日本サイエンス株式会社、社長、鴨田様のご厚意により駐車場として無償で借り受けることができました。そのほかには、旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地、各旅館の駐車場、そして、メイン会場付近では有限会社渡辺電気商会様に、菜の花畑付近では出店会場として湊の山田梅芳様、大型バス駐車場に内藤稔様など、関係者の皆様に無償で提供していただき、ご協力に感謝申し上げます。

2月27日現在の入り込み台数は、大型バス1,507台、乗用車1万6,219台の利用があり、入り込み客数は28万4,800人で、前年同日期の対比は約26%増となりました。

祭り期間中のイベントは、2月17日、18日の両日花と町内めぐりのバスツアーを参加者77名で実施し、早春の南伊豆1泊2日の旅を満喫してお帰りいただきました。

また、夜桜イベントを2月24日、3月3日の土曜日に、恒例となりましたイセエビのみそ汁サービスも2月18日、25日、3月4日の日曜日に3回実施し、観光客に非常に喜ばれたところであります。

さらに、祭り期間中、午後5時から9時30分まで桜のライトアップを行い、来遊客は幻想的な夜桜に感動しているようでした。今後はこの夜桜のライトアップを宣伝し、新たな観光商品として期待するものであります。

ことしの第9回みなみの桜と菜の花まつりは、期間中延べ1,000人を超える方々にボランティアとして携わっていただき、そのほか、イベント会場周辺住民の皆様等にもご理解・ご協力を賜り、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

2. 町営温泉銀の湯会館、みなみの桜と菜の花まつり期間中の入り込み客数について。

ことしも、銀の湯会館駐車場を花見客に開放し営業していますが、花見客の駐車が多く、若干入館に影響が出ております。祭り期間中の休館日は衛生上の関係から、従来どおり水曜日を休館日としました。また玄関前に祭り案内所兼売店を設け、来館者や花見客に大変喜ばれました。

2月27日現在で6,563人の入館者数で、前年同日期の対比は約11%増となりました。主な原因といたしましては、暖冬の影響から桜の開花時期が早まり、みなみの桜と菜の花まつりの来遊客が前年対比26%増と伸びたこと等が考えられます。また、一昨年から、旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地にオープンしました足湯、湯の花の利用者は2月27日現在、2,660人となり、特に夜間の利用が多く、来遊客は夜桜を楽しみながらのいやしに大変喜び、感動しているようでした。今後も一層のサービスと常におもてなしの心で対応することを念頭に置き、営業してまいる所存であります。

3、主要建設事業等の発注状況について。

平成18年第4四半期1月から3月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

妻良漁港漁業集落環境整備事業排水管路築造工事、1,728万3,000円、有限会社村山土建。18年災42号準用河川上小野川河川災害復旧工事、346万5,000円、高橋建設株式会社。18年災44号普通河川大道山川河川災害復旧工事、247万8,000円、朝倉建設株式会社。18年災47号普通河川金井川河川災害復旧工事、219万4,500円、池野ブルドーザー株式会社。18年災50号普通河川広浦川河川災害復旧工事、266万5,950円、有限会社伊豆総合。18年災53号町道成持吉祥線災害復旧工事、259万3,500円、恵比寿建設株式会社。18年災57号町道湊寺前線道路災害復旧工事、254万1,000円、栄建設株式会社。18年災58号町道荒井沢金ヶ谷戸線道路災害復旧工事、330万7,500円、株式会社西田。18年災59号町道山田出鼻線道路災害復旧工事、278万2,500円、旭産業株式会社。下賀茂処理分区管渠実施設計業務委託（その1）1,113万円、株式会社日本水道設計社静岡営業所。下賀茂処理分区管渠実施設計業務委託（その2）682万5,000円、株式会社東日。防災倉庫内医薬品点検業務、210万円、株式会社カツマタ。同報無線受信防災ラジオ配備事業、530万2,500円、リズム時計工業株式会社。汚泥脱水機更新工事、420万円、株式会社二和工業商会。煙道用排ガス分析計更新工事、514万5,000円、株式会社静岡日立。下水道工事に伴う手石地区配水管布設がえ工事（第1工区）598万5,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支部。下水道工事に伴う手石地区配水管布設がえ工事（第2工区）588万円、有限会社藤原設備。一條地区簡易水道高区配水管布設がえ工事、724万5,000円、

有限会社志村パイピング。岩殿地区配水管布設がえ工事、288万7,500円、有限会社菊池設備工業。上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第10期工事、2,940万円、荏原環境エンジニアリング株式会社。

以上で、平成19年3月定例会の行政報告を終わります。

議長（藤田喜代治君） これにて、施政方針並びに予算編成方針及び行政報告についての説明を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

梅 本 和 熙 君

議長（藤田喜代治君） 6番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 通告により一般質問いたします。

一般質問の前に、本年度退職される課長並びに職員の皆様の長い間町や町民のために日夜精励努力されたことを感謝し、お礼を申し上げます。

それでは、石廊崎風力発電建設計画について質問いたします。

まず、平成16年9月にこの計画が発表されてから、関係住民、広くは町民に対する説明会

がだれから、いつ、どのような内容で、どの程度開催されたかのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

石廊崎の風力発電場建設計画につきましては、株式会社ウインドテックとM&Dグリーンエネルギー株式会社の共同事業体によりまして、層雲峡ラインを挟んだ東西の山林に計画出力2,000キロワットの風力発電設備18基が建設予定されているものであります。

当該事業は、温室効果ガス、CO₂の削減による地球温暖化防止や地域の活性化に寄与するものと考えておりますが、大規模な事業であることから、南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱によりまして、防災対策等行政指導をしておるところであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 建設計画の説明についてのご質問の件でございますが、石廊崎風力発電所建設計画につきましては、平成18年3月24日、5月30日及び平成19年2月14日に議会全員協議会でお示ししたとおり、平成18年3月1日に事業者と事前協議を実施してから平成19年2月9日まで、計4回にわたり南伊豆町土地利用対策委員会を開催し、協議を進めてまいりました。

町民に対しましても、土地利用対策委員会からの指導により、事業者から地権者全員と関係区長及び関係団体に事業説明をしていただき、同意書が提出されております。また、平成18年7月15日号の広報みなみいずお知らせ版により町民に周知しましたように、平成18年4月25日から8月24日までの間、事業者が南伊豆郷土館におきまして環境影響評価書案の縦覧をいたしました。縦覧には16名の方がお見えになり、うち2名の方から事業者に意見書の提出があったとのことでございます。

意見書の内容は、どちらとも環境影響評価をもう少し詳細にといった要請で、事業者は意見書を提出された方と直接面談され、継続して実施する旨回答されたとの報告を受けました。その後、町に対しての町民からのご意見は現在までございません。

また、7月26日に伊豆新聞に事業概要の情報提供を実施し、広報みなみいず9月号におきましても、町民から「風力発電はいつできるのか楽しみにしております。」との投書にお答えする形で概要を公表させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） いろいろ説明を受けたんですけども、いつごろ、何名ぐらいの人たちに説明したか、事業者の方で。これはわかりますか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 私の方から、地元区及び地元団体同意状況一覧ということで業者からのお話等伺いながらまとめたものを紹介しますと、大瀬区につきましては平成18年3月24日、石廊崎区につきましては平成18年3月17日、中木区につきましては10月30日、26日、3月24日、下流区については平成18年1月28日、二条区については平成18年1月28日、それから地元団体の方ということで、商工会につきましては平成18年3月1日、南伊豆町漁協につきましては本所が平成18年3月23日、石廊崎支所が平成18年4月12日、大瀬支所が平成18年4月19日、あとは個別の地権者の同意ということで、数が多いものですから省略させていただきますと思います。

議長（藤田喜代治君） 6番、梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 人数はそれでははっきりわからないわけですね。説明を受けた人の数というのは。

それは結構です。情報開示ということで、非常に重要な部分がありまして、そして、きょうも新聞に出ていたわけですけども、東伊豆町の方で別荘住民からいろいろ異議が出てきたと、この辺に対しても非常に情報の開示の必要性、そして常々町長もそれを言っていますもので、もう少し情報をどんどん開示していく、これをお願いします。

それで、次に協定書の内容に関連した質問をしますけれども、事業主体は先ほど町長も言いましたけれども、豊田通商の子会社である株式会社ウインドテックとM&Dグリーンエネルギー株式会社であると説明を受けましたが、本当にトヨタ自動車系列の親会社、子会社または関連会社か、関係会社であるというような、そういうところまで土地利用委員会は精査したのか。調べたのか、調査したのか、そして、この辺のところを土地利用委員会がどのように把握しているか、お聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） その会社の関係でございますが、インターネット等で照会し

て確認、あるいは事業者に対する説明ということで確認をさせていただきました。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 課長、この前インターネットだけで調べたんですか。すると、本人からの、事業主体者からはちゃんとした説明とか例えば資料というか、そういうものはもらっていないわけですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 事業者から説明を受けました。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） その説明を受けた内容というのは、どういう内容でしょうか。例えば資本関係がどうあるとか、こうあるとか、その程度のことは当然受けていますね。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） そのとおりでございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） その内容を少し、説明された内容を、どういう関係なのか。トヨタ自動車と親会社子会社の関係になるのか、それとも豊田通商の方となるのか、この辺のところを含めて。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） ウインドテックにつきましては、豊田通商の100%出資ということで何っております。

それから、M&Dグリーンエネルギーについては、ミツウロコの子会社ということで、実績としては、風力発電を全国に4カ所ほど設置しているような事業所でございます。また、ウインドテックにつきましても、全国に私の方で確認しているだけで6カ所風力発電を展開している業者でございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） そのミツウロコというのは、トヨタの関係の会社になるわけですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） ミツウロコは別というふうに解釈しております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

一応、これを聞くというのは後でいろいろ関連してくるわけですが、次に事業資金の2分の1が経済産業省の補助金であるという説明を受けましたが、もしこの補助金が全然なくて全額事業主の負担の場合に、事業が採算性合うものかどうか。このようなことについて土地利用委員会の方では事業主に確認をいたしましたか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 一応事業の収支につきましては、当然営利を目的にやっている会社のことですから、事業採算は合うというふうに解釈しておりますけれども、私の方で現在把握している総事業費ということにつきましては、80億円を想定しているというふうに伺っております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） その80億円のうちの40億円が経産省からの補助金になるわけでしょう、そうですね。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） その辺の80億円の内訳が補助対象外を含めてなのかということとはちょっと確認しておりませんので、私の知る範囲ですと、補助対象外を含めて80億円というのは認識をしております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 土地利用対策委員会の座長は助役ですか。

助役の方をお願いしておきたいんですけれども、この辺のところをはっきり確認しておいてもらいたい。そして、実際問題、事業資金の2分の1が例えば国、経産省から出た場合に、本当に2分の1出れば採算性は合うんでしょうけれども、もし出なかった場合に採算性が本当に合う事業なのかどうか、この辺のところもよく聞いておいてもらいたいと思います。それはなぜかという、後にまたいろいろお話しします。

それで、風力発電の耐用年数は17年と説明を受けましたが、耐用年数経過後の事業の継続

について土地利用委員会は事業主からどのように聞いているのか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 現在の段階ですと、事業を開始して17年が一応耐用年数ということで伺っておりまして、その後また新たに継続する、あるいは修繕するということについては、現段階では確認をしておりません。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは非常に重要なことでありまして、事業が継続しなかった場合の例えば撤退の問題、事業を廃止するときの問題、そういうことが非常にかかわってくる問題でありまして、助役は座長としてこの辺のところを、まだ土地利用対策委員会はあるわけです。もうないですか。

〔「いや、まだあります、継続中です」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） そうすると事業者を呼びますね、そこへ。呼ばないんですか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 土地利用対策委員会につきましては、一応終了したというのが現在の状態です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 終了したとしても、土地利用委員会の結論を出すための、結論はもう既に出ているということでしょうけれども、事業主にこの辺のところをもう一度確認してもらいたい。いわゆる17年後の事業継続をどのように考えているのか。これは非常に重要なことでして、ぜひ確認をしていただいて、報告を受けたいと思います。

それでもし、このことはどういうことかと言いますと、17年後に例えばエコエネルギーということで、風力の発電事業に対して経産省がそのままこの補助金をつけてくるのかどうか。そしてエネルギーをつくる費用というか、そのつくり出す費用というものもいろいろあるでしょうから、その時によって大分いろいろ事業の採算性というのは違ってくるとは思うんですけれども、この辺のところは非常に重要な問題でありまして、ぜひ確認していただきたい、このように思います。

そして助役にお聞きしますけれども、協定書はもう既に締結したわけですか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） これからです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） その協定書の中に、例えば事業継続とか原状回復に対する協定というものはあるのか、ないのか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今、梅本議員のご指摘された件につきましては、当然協定書の中で確認をさせていただいて、結ばせていただきたいというふうに考えております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） その内容はどのような内容かちょっと教えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） それについてはまだ協定書の案の段階ですので、まだ精査してまた詰めていきたいと考えております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 協定書の締結はいつごろを予定しているんですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 業者との日程調整では、この9日に一応日程は予定をしておりますが、きょうの梅本議員のご質問を受けまして、いろいろな不備の点がございまして、それらも精査した中で最終的な協定書案を作成させていただきまして、調印をさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） それとその事業継続のことと原状回復のこと、これは協定書の中に盛っていただきたい、できる限り詳しく盛っていただきたい。

それともう一つは監査法人というのがありますね、よく大会社に対する監査法人。この監査の実施や会計帳簿の提出は義務づけてあるのか、協定書の中で。それで、町がそれに対する監査請求権があるのか、ないのか、協定書の中で。この辺のところも非常にどれぐらいのキャッシュフローを持っているのか。そして、例えば原状回復するだけの能力を持った会社

なのかどうか。こういうことをちゃんと町が確認しておかなければならないと思いますけれども、その辺はどうですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） その点につきましても、検討させていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 課長、もう既に土地利用対策委員会は終結したと助役は言っているのに、今から検討ですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今、終結したというお話をさせていただきましたのは各課の調整を済ませたという段階で、総論的なことについてはまだ企画調整課で調整をしている段階でございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 助役に聞きますけれども、何度も申しわけないんですけども、協定書の締結はいつごろと言いましたか。今月中でしたか。ということは、今月中に協定書を締結するという事は、相手の事業主と会う機会というのはまだ何回かあるんですか。事業主に対してこういう問題を投げかけることができる時間が。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 今、梅本議員の質問でいろいろな項目が出ましたけれども、あくまでも指導要項の中でやりまして、協定書は余り細かなことまではタッチしません。その後、土地利用委員会でおおむねの結論が出ますと、この指導要綱に沿って今度は個別の法律すべてそれに入っていくという段階になるものですから、その段階で個別法をクリアできない場合はこの事業もできないと、そういうことも生じるわけですし、今回の協定書がすべてということにはならないと、そういう解釈でございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） わかりました。

では、協定書を取り交わした後も、具体的な細部の詳細の詰めはしていくということですね。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） そういうことでございます。

それは各課で持っている法律に沿ったものになるかと思えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 最後に、この件について結局なぜこのような質問をしたかという、南伊豆町には先例がありまして、石廊崎ジャングルパークがあるわけですね。これは親会社は岩崎産業ですが、現実に閉園されてから施設を風雨にさらして、石廊崎の観光地としてのイメージは完全に損なわれています。企業としての社会的責任を放棄しています。岩崎産業も小さな会社ではないわけで、豊田も相当大きな会社であるわけですが、企業というのはそういうことをやりかねないということが非常に大きな問題になる。

そういうことで、町長はこの選挙期間中の前後に我々ならこの問題は解決できると言ったが、いまだに解決の端緒さえつかめていませんよね。そういう中で、企業の社会的責任を放棄させないためにも、協定で監査法人による監査の実施を義務づけ、会計諸帳簿の提出と、町の監査請求権を認めさせるべきであると思えます。そのことによって、常に町が事業主体の内部留保資金を把握しておく。そして、事業継続される場合はよいが、事業廃止の場合の原状回復を厳格に定めることが重要だと思います。

17年後に、あのとときの土地利用委員会のメンバーはだれであったとか、町長や町議はだれであったと言われることのないようにしてもらいたいと思えます。本日の議事録を探して身の潔白を証明しなければならないような事態はぜひ避けてもらいたい、このようにお願いして、よろしく助役の方に今後の対策をお願いします。

次に移ります。

厚労省の認知症対策のモデル地域づくりについてであります。

これは、12月定例会の一般質問で、認知症サポーターの養成講座の開催を提言しましたが、来年度講座の開設を計画するとの答弁がありました。新年度予算案の中に予算が計上されたのか、ちょっと私確認していませんでしたもので、具体的な開催日程と場所が決定されていたらご答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

厚生労働省の認知症対策のモデル地域づくりということではありますが、今後、増加が予想されます認知症高齢者に対する取り組みといたしましては、国は早期の段階からの適切な診断と対応、そして認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通じて、地域単位の統合的、かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要との考えから、平成17年度から認知症理解普及促進事業によりまして、地域や職域において認知症を理解し、そして認知症の人や家族を支援する者等を養成する認知症サポーター等養成事業を展開し、静岡県や既に取り組んでいる市町もあります。

また、平成19年度から従前の事業を継続推進しつつ、新たに地域における総合的な支援体制の構築、充実などの推進のため、都道府県を実施主体にして、モデル地域における地域支援体制構築事業、地域支援マップ作成、地域支援体制推進事業等の認知症地域支援体制構築等推進事業を推進をしております。

このような状況下で、本町におきましても、高齢化率34%で、独居高齢者世帯が30%に及ぶ現状であります。認知症の方が地域で生活するにはさまざまな問題が生じておりまして、本町では地域包括支援センターで対応しておりますが、さらに認知症対策として、地域の実情に応じた認知症早期発見対応システム等の構築の必要性は認識をしております。

以上でありまして、認知症サポーター養成講座の開催についてであります。平成19年度当初予算でご審議いただきますが、認知症サポーター養成講座開催の事業費を計上し、町民対象に認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の方や家族を支援するサポーターの養成を地域包括支援センターの任意事業として展開して、認知症早期発見対策としても生かしてまいりたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 課長の方からちょっと具体的にもう少しありましたら。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 今の予算化の関係でございますが、介護保険特別会計の地域支援事業の中でありまして、その中で任意事業、これは所管事業になりますが、そこで養成講座を開催すると、金額につきましてははずかであります。というのは、報酬は要らなくて、費用弁償だけ支給すればケアマネジャーがしてくれるといったことございまして、予算化してあります。今後につきましては、場所、開催要領につきましては、今後詰めていきたいと考えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） モデル地域づくりということについて今、町長何か言ったような気もするんだけど、もう一度その件で12月定例会の一般質問のときに、認知症対策については先ほど町長が言っていましたけれども、町長自身も自分自身の問題としてとらえなければならぬみたいな発言がありました。私たちの町でも、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、今般、労働省の認知症対策モデル地域づくりに積極的に参加する意思のあることを県にアピールする考えはないか。

これですけれども、このごろでは毎日のように介護疲れによる殺人や虐待が、テレビで新聞や何かで報道されているわけですから、あすは我が身というようなことと考えると、政治と行政がもっと真剣にこの点を考えていかないと、今後の南伊豆町の高齢化の早さを考えたときに、非常に不安定な町になっていくのではないかと、安心して暮らせる町ではなくなる可能性がある、この辺について町長少し。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この認知症につきましては、今、梅本議員が申されましたように、最近特にテレビであったり、あるいは新聞等で報道されておりまして、今言われたように、あすは我が身ということを考えなければならないと思います。そんな中で、モデル地域ということでもありますけれども、国が推進します認知症地域支援体制構築等推進事業の事業内容であります、モデル地域における地域支援体制構築事業等の実施主体が県でありまして、本町の認知症高齢者への支援体制づくりが未整備であることや、県からモデル地域指定等についての詳細が明らかにされていないこと等により、今後、県の動向を見まして、町としても鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは、県の方の情報をいち早く察知しながら、ぜひ積極的に、モデル地区に指定されるかされないかは県の方で決めることですから、ぜひ町長の意思として積極的にやっていただきたいなと思います。

それで、先ほど施政方針演説、予算編成方針の中に厚生省跡地の利用について交流拠点と

する、このような言葉があったわけですが、本来はこの交流館をつくるよりも、もうこれは12月に質問したわけですが、健康福祉会館をつくる方が先ではないかと、平成25年には要介護者が780万人と推定される。これから先ほども言いましたけれども、自治体の政治の最重要課題は老人福祉問題ではないかと考えられます。何度も何度もお聞きするわけですが、地域包括支援センターとしての健康福祉センターの必要性、そしてこれを今後どのようにつくっていくつもりがあるのか。そんな必要はないんだというお考えなのか、これをちょっと町長にお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

厚生省の薬用試験場の跡地の問題ですが、これは基本的にはふるさとづくり推進審議会の答申を受けまして、今、それに沿ってあそこの利用計画を検討中であります。そして、今申された福祉センターの問題ですが、これも必要ないという考えではございません。あそこも含めて、そしてほかの施設も含めて今これにも取り組んでおるところでありまして、何しても限られた財源の中でということになりますと、なかなかこれも難しい問題でありまして、そうは言っても、もうこれも早急にもちろん取り組んでまいりましたし、これからも取り組まなければならない問題として考えておりますので、きょうのところはそういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 何度も何度も同じことを言って申しわけないんですけども、12月定例会でも述べましたが、前の町政時代に健康福祉センターの建設が着工しながら町議会が反対したことにより中止になった。そのときに、町長は町議で旧厚生省の建物を改築するのが財政的に最良の方法であると、このようなことを言ったわけです。そして、今出ましたけれども、ふるさと創生委員会から交流館という答申が出たと、そして新年度予算案に旧厚生省跡地遺跡調査委託料50万円、旧厚生省跡地倉庫等解体工事に230万円の予算がつけられているわけですが、これはもう既に具体的に何かを町長が決断されたのか。先ほど言った交流館を優先してつくるといって考えられたのか、この辺のところをお聞きしたいわけです。そして、下田市と賀茂郡の地域で健康福祉センターがないのは本町だけであり、福祉後進地

と言われても仕方がないと、こういうことで考えた場合に、町長がどのように、もう一度町長の決意、考え方というものを聞かせてほしいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このたびの予算で250万円の予算の内訳というのは、先ほど言われたあそこをいずれにしても遺跡調査をしなければならないということで30万円、それから今あります足湯であり、あるいは直売所もありますし、それから温室も利用されております。そういった中で、あそこの入り口が非常に狭い、使い勝手が悪い。いずれにしても、将来的なことを考えると、あそこをもう今やれることをやっておいた方がいいのではないかという考えのもとに、ですから、まだ何をつくろうとかということまでは決まっておりますけれども、あそこにある今の施設を最大限に利用していただくには、今できることは最低でもそれぐらいやらなければならない。そして、次へ進むには遺跡調査はこれは絶対前提条件でありますから、これはまずやらなければならない。そういう考え方の250万円であります。そして、福祉センターにつきましては先ほど申し上げたとおりであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） では、いわゆるあそこの土地の整備というような考え方でよろしいですか。

では、次の質問に移りたいと思います。

合併説明会と情報開示のための地区懇談会ということですが、県の賀茂地区支援局主催で、これは施政方針演説の中にも書かれていたわけですが、2月7日に合併説明会が開催されました。町民約320人が出席し、非常に合併問題について町民の関心が高くなっているということがわかります。

町長はよく我が町は住民投票により単独のまちづくりを選択したと申しますが、なぜこのように大勢の町民が合併の説明会に参加したのか。それは本当にこの先単独で町政運営ができるのか。住民サービスはどのようになるのか。住民負担はどのようになるのか。大勢の町民が知りたがっているからではないかと思えます。

町長も、合併は避けては通れない。来年度は赤字になる可能性が大きい等の発言をしたと

思うと、時には場合によっては、議会や住民投票を引き合いに出して当分の間単独で行くのだと申しますが、当分の間とは町長はいつまでを想定してのことなのか。これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先日の説明会ですけれども、これはご承知のとおり、県の主催でということで話が参りまして、そして県の構想に基づくところのいわゆる枠組みであって、それに対する説明ということで県主催でまず開催されたところであります。

そして、今言われた合併についてですけれども、私は、前から申し上げておりますとおり、1市5町という県から枠組みが示されまして、そしてそれぞれの対象の市や町が我々首長であり、あるいは調査委員会の助役をメンバーとした委員会であり、幹事会であり、それぞれが今検討をしております。我が町にあっては、今梅本議員も申されたような過去の経緯があるわけですし、ただそうとは言っても今回の1市5町という枠組みについては、当然のことながらこれは我々としてもこれを考えなければならない。それはどこの市や町も同じだと思います。

ただ今、さきの委員会の合併協議会もそうですけれども、なかなか過去の経緯等があって足並みがそろわない、そういう状況下で今、合併問題がいろいろ議論されておりました、ですから私は前から申し上げておりますように、この問題は町の財政的なこと、そして近隣の市や町の状況、その他もろもろのことを考えながら、今置かれている合併調査委員会を中心として、それぞれがいろいろなデータ等をもとに今後地区の説明会等も各市や町も行われるでありましょうし、我が町もそれは当然考えておりますので、前から申し上げております平成22年の3月末という期限を念頭に置きながら、この問題については考えていかなければならないということを申し上げておりました、財政的な問題もシミュレーションを今いろいろ我が町もそうですし、1市5町の調査委員会でもある程度同じレベルでこれらの資料を作成しようということに話し合いがなされておりました、これが大体8月から9月ごろにかけて資料ができて上がる予定であります。

そんなこともよく考えながら、今後の説明会であり、この合併問題については取り組んでいきたいという、前から申し上げておりますけれども、その考え方には変わりはありません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、単独でいく当分の間というのは、平成22年の3月までというような考え方でよろしいわけですね。それ以降はまた単独でいくか、合併でいくかまた別なんでそれはそれでいいでしょう。

それで、賀茂地区支援局の合併説明会をなぜ共催でやらなかったのか。下田市、河津町、松崎町は共催でやったと聞いています。情報開示を積極的に行うという意味で考えた場合に、町長も情報開示をやるんだということ言われていますよね。そういう意味の中で言えば、共催しなかったということは非常に矛盾があるのではないかと。県の方から共催してくれと言っているのに共催しないと、これどういうことなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この説明会の開催に当たって、共催にしてくれという話は来ておりません。県として説明会を開催したいと、既に下田市で、あるいは河津町で、松崎町で実施したということで、残っているのが我が町と東伊豆町と西伊豆町でどうでしょうかという話を受けまして、県で説明会をということでそれはいいでしょうと、町としても協力しますと、会場設営から全部一緒になってやりました。事実上はもう共催も一緒です。ですから、別に協力しなかったということではなくて、そういう中での、これはいわゆる合併推進の立場で開催された県の説明会であろうかと思えます。ですから、今回は県主催で説明会がなされました。

そして、我々としては先ほど申し上げたようなことを考えながら、今後今度は町として説明会をするような趣旨で考えていきたいということでもありますので、別にこれを共催しなかったということに、それほど私はこだわっておりません。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 共催するしないはいいにしましても、一応、情報という意味で考えたときには、積極的にそれにかかわったということだから、これはこれで結構でしょうけれども、町長の方に聞きますけれども、限界集落という言葉ご存じですか。私もつい最近知った

んですけれども、65歳以上の高齢者が住民の半数を超える集落を指す概念で、長野大学の
大野晃教授が提唱されたそうです。

国土交通省、総務省の2006年の調査で、全国に7,873の限界集落があり、全集落数の13%
を占めるそうです。また、調査によると今後消滅の可能性のある集落は全国で2,641あるそ
うです。ちなみに、当町においても限界集落の把握ができていればお聞かせ願いたいと思
います。

また、南伊豆町の高齢者人口は8年後の平成27年には44%、人口が8,553人、23年後の平
成42年には高齢者人口はほぼ限界集落に達する49.5%になります。そのとき、南伊豆町の人
口は6,400人と推計されています。遠き先の未来ではなくて、私たちが生きていけば私にす
れば83歳、限界集落にある問題は介護にしても医療にしても、地域で自己完結できない。自
己完結が成立しにくくなるということだそうです。

この日常生活の中で、葬式も満足に協力できない等の集落というか、班等があると、こう
いう事態が発生しているということを知っています。このような自治能力を失った自治体が
果たして地域住民のために本当に意味があるのか。行政サービスを低下させて住民負担をふ
やして、合併を拒否することが必要なのか。この点町長にお聞きしたいと思います。先ほど
答えておりますけれども、町長のもう少し考え方をはっきりしたものをお聞かせ願いたい
と思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた限界集落という言葉を実は私も不勉強で今初めて聞きました。要するに、高齢
化ということではないかと思います。これは今、国でもいろいろ議論されておりまして、い
わゆる少子化、高齢化、こういう中で将来の国の年齢構造がどうなるのかということがよく
いろいろな場で議論されております。

我が町もこの高齢化率が非常に顕著になって、今言われたようないろいろな問題が、それ
ぞれの地区で起きてきておるのも現実であります。

これと合併問題ということになりますと、やはりそういう観点からの合併問題はもちろん
これは考えなければなりませんし、そういったことを総合的に考えながらこの問題はもちろ
ん考えていかなければならないということだろうと思います。

ですから、高齢化が進んでそれぞれの地区がいろいろな問題で今将来的に不安になってき

ているということも事実でありますし、それらを含めて、ですから慎重にこの問題は考えなければならぬという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

それで、地区懇談会の開催、先ほど言いましたけれども、これを具体的に町長はいつごろどのような方法で開催するつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この地区懇談会につきましては、先ほど申し上げました、一つには合併調査委員会のいろいろな資料づくりもあります。これが8月から9月にかけて大体資料ができるという予定であります。それが一つと、それから、時期の問題等がありますので、これはいろいろな状況を今後の町の予定等をよく見合わせながら、いつごろやるのが一番ベターなのか、それを考えながら、ほかの市や町がやるから、やらないからではないですけれども、それらもよく見きわめながら、今、我々首長もそうですし、1市5町という枠組みの中で賀茂地域支援局が入っている会議も持たれておりますので、その場での情報交換等もしながら、この地区懇談会の開催時期については決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 具体的な時期はまだ明言できないということみたいですが、大体、先ほど町長は平成22年の3月を一つの期限というか、考え方の時期という目安にしていますね。これは合併新法の時期なんですけれども、この平成22年の3月までに、例えば合併という方向性を考えた場合は、法定協の立ち上げは少なくとも法定協はある程度長い期間やる、協議をする方がいい、これは考えられるわけで、そのことを逆算していった場合に今、町長が助役会によるシミュレーション、新しい資料、そういうものを待って説明会をすることであると、時間的におくれていくのではないかという気がするんですけども、この辺は町長、どうですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

平成22年3月を基準に考えて早いか遅いかの問題ですけれども、これは法定協を立ち上げての今言われたようなこともあると思いますが、逆にまたこれも別に長ければとか、あるいは短ければできないとかということではないと思いますし、これはいろいろな状況をよくかんがみながら説明会を持って、そして方向性を見出していくということだろうと思います。

ですから、今言われたこれが8月、9月この秋になると云々ということをおっしゃるけれども、今、いろいろ言われておまして、この合併問題の法定協の立ち上げが必ずしもそれまでにとということも言われていないやにも解釈しております。そんな中で、私もいろいろなことをよく考え検討しながら、進めていきたいとこういうふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町民への情報開示というものはなるべく早い方がいいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それで、町長はよく時期尚早という言葉が使われるわけですけれども、任意協議会の設置や助役を中心とした合併調査委員会に職員の派遣は時期尚早であるというこの考え方も、今言った先ほどから答弁されている、いろいろ状況を勘案しながらと、こういうことなんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

任意協議会の立ち上げについては、我が町の時期尚早というのは前にも申し上げたような結果で時期尚早でありました。そして、職員の派遣については、これは下田市と河津町、そして松崎町は、我が町から職員を出しましょうということの首長の発言の中で、職員が派遣されました。以上の事務局の派遣の3名の内容でありますので、そういうことでもあります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、下田市、松崎町、河津町、この3町がシミュレーショ

ンを出すわけですね。その資料提供はするわけですね。それは資料提供して、例えばシミュレーションをその3町でつくったと、職員が。これは南伊豆町としての考えがそこにシミュレーションの中に反映されるのかという心配があると思いますけれども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この職員派遣は調査委員会の中の事務局でありまして、調査委員会は1市5町全部入っております、もちろん。ですから、その中の事務局ですので、それに資料であり、意見とかというのは同じ平等に入ります。ですから、その3町だけということにはなりませんので、そういう考えであります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、調査委員会の中にもう既に職員が出ているからそれによろしいという、そういう考え方ですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

調査委員会が助役を委員とした調査委員会です。そして、その下に担当課長レベルの幹事会があります。それで今回の職員派遣はさらにそれにそれぞれの事務局を設けるための職員派遣ということですから、それは調査委員会の中の事務局ということで、ある意味では少し今までよりは調査委員会を予算を持ってやると、もう少し強固なものにしようということで置かれたことですから、そういう意味での3名の派遣ですから、調査委員会の中の3名派遣ということですので、それは別に派遣をしている、しないにかかわらず、資料もそうですし、意見もそこで述べられるということになるわけでありまして。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、合併後の財政シミュレーションというものができたときは、これは信頼できるものだ、このように考えてよろしいと、こういうことですか。

わかりました。

次に、新年度予算案について、質問いたします。

まず初めに、厳しい財政状況の中、予算編成をされた町長、助役、収入役、そして総務課長以下、財務担当職員並びに全職員の労をねぎらいたいと思います。ご苦労さまでした。

当然、財政状況の厳しさから、緊縮型の予算編成であることは町長の予算編成方針から理解できますし、先月5日の全員協議会での総務課長からの説明により、苦心惨たんして予算規模を縮減していることが理解できました。このような前置きをして、平成17年3月定例会で、私は一般質問しました。

今回は、労をねぎらうということができない内容であり、中身の無い予算で縮減する数字だけにこだわった予算編成であると感じました。

まず、普通建設事業費と災害復旧費で約2億5,000万円、退職職員による自然減の人件費で4,500万円、削減額約3億1,000万円の中身はこれであり、本来の行財政改革による削減はどこにも見当たらないわけですが、町長は誇示したい行財政改革による予算の削減があったらその説明をお願いしたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この新年度の予算編成に当たって、どういう姿勢で取り組んだかということではありますが、実質的には40億円を切る38億2,700万円という一般会計予算になったわけではありますが、予算編成方針の中でも申し上げましたけれども、本町の財政状況というのは、歳入では定率減税による国から地方への税源移譲による町税の増収はあるものの国庫補助金であるとか、あるいは地方譲与税の削減、新型交付税の一部導入による普通交付税の減額など、非常に厳しい状況に置かれております。

歳出におきましては、過疎地域自立促進計画等に基づく投資的経費の見直しを行い、年々増加の一途をたどる社会保障費、公債費、人件費など、義務的経費については経費削減には即効性がなく、極端な減少は見込めないのが現状であります。

具体的には、1つ目として、第3次南伊豆町行革大綱及び第2次行革推進実施計画に基づく自立のまちづくりの推進、2つ目として、町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、3つ目として少子化対策にかかわる子育て環境づくりの推進、4つ目として高齢者・障害者に優しいまちづくりの推進、5つ目として地域資源を生かした観光の振興の4つと重点とこの中で事業のスリム化、あるいはめりはりある政策展開、それから収支均衡型財政の展開、こういう重点項目を定めまして、歳入歳出とも、それぞれの要求基準のもと予算編成に挑み、提案の予算案となった次第であります。

予測できない将来に備えて、極力財政調整基金を取り崩さない後年度への備えとすることが必要と考えておるところであります。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今、町長の説明聞いたわけですけども、具体的にはそれほど削減されなかったということで、これはいいとしまして、単独事業費1億1,000万円は施政方針演説の中にもありましたけれども、説明は。道路改良がほとんどであると、そのように考えてよろしいんですか。改良事業というのは、いわゆる道路がちょこっと壊れたから直してくれと、そういう予算だと、このように考えてよろしいんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

道路改良、そして前にも申し上げましたけれども、今継続事業であります公共下水道事業、こういった事業を優先的に投資的経費としては計上してございます。予算全体の歳入歳出等の均衡、先ほど申し上げましたけれども、こういったこともよく見きわめながらこの予算編成を行ったということでございますので、投資的経費に限ってということではございませんので、優先すべきものは予算計上すると、必要なものは予算計上するという基本的な考えは変わっておりません。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今、必要なものには予算措置をするというお話だったからちょっと聞きますけれども、焼却施設維持事業費に約8,100万円の予算づけがあるが、これは焼却場の中央制御室、いわゆるコンピューターの取りかえ費用が入っているのかいないのか、これをお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは入っておりません。これも予算編成の段階で何回となく担当課を含めて議論しました。そして、その中でやはりもう少し、これについてはできるだけ使用してほしいというこ

との中で、当初予算へは盛り込んでございません。これらもうかなり老朽化等もして、財政的にといえますか、かなりその予算化ということも考えたわけですが、先ほど申し上げたような状況の中で、これについてはもう少し様子を見ようということで、予算計上してございません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 壊れたら直そうということでしょうから、これはこれでいいでしょうけれども、東海地震等の不安のある中で、伊東市は耐震診断をしているが、当然当町も耐震診断すべきであり、この予算づけをすべきだと思いますが、希望の持てる南伊豆町をつくるには、まず安心できる町であることが必要だと、そういう中で、役場庁舎、中央公民館、水道課の庁舎、南伊豆幼稚園、手石保育園等々見た目にも耐震基準に合わない施設だと。また、石綿セメント管による水道管の布設がえも、災害があったらこれこそ災害に弱い、これらも対策をしていかなければならないと、こういうことに対する予算措置が全然されていない。福祉に対する関係とか、いろいろなことを町長はやられた、確かにこれはいいことなんですけれども、こういうところへも予算措置をしないで3億円削減したとか、事業費削減したとかということは、ちょっと予算編成を例えば見た目だけよくするという考え方になるんじゃないかと思うんですけれども、その辺町長はどのように考えているのか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

削減したわけではございません。削減せざるを得なかったということです。

今のこの町の財政状況等を考えますと、それは1軒の家でもそうですけれども、もう貯金がなくなってきた、そして借金もまだ返済が残っている。そして今の生活を何とか切り詰めなければならない、そういう状況であろうと思います。ですから、やりたい放題やれる時代はともかくとしても、今はそういう時代ではないと思います。

ですから、そこで考えなければならないのは、削減をせざるを得なかったということであり、そして、先ほど申されたいろいろな事業もございませぬ。もちろん、耐震化も考えなければならない。だけれども、それを今考えても、やれる状況ではありません。ですから、そういったことを含めてもう少し辛抱して、我慢してということをおは課長以下職員には話

をしてきました。そういう状況での予算編成であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今、町長から出ましたけれども、やれる状況ではない。それで、例えば今我慢をすれば、将来これがやれるのか、町長はそういう見通しを立てているのか、そういうことなんですよ。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは、今ここでやれないから将来やれるかと言われると、私はやれるという断言はできません。しかし、やれることに進めるようなまちづくりをしなければならないわけです。それが一つは合併であり、あるいはほかのこともそうですけれども、だから今我々が置かれている立場を考えて、今の時代にできるだけのことをしなければならないというのが今置かれている我々の立場だと思えます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

どちらにしても、耐震化が必要な施設というのは幾らでもあると、これに対する考え方も当然、町長としては出していかなければならないことだと思えます。それはそれでよろしいんですけども、予算説明資料の34ページで焼却施設の維持管理に関する経費及び臨時職員3名の人件費、賃金として656万3,000円が計上されているが、これは単なる人件費なのか、それとも、焼却場には正規職員に焼却技術資格者がいないというような話を聞いておりますが、この辺はどうなんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この問題につきましては、人件費等の関係もございまして、総務課長から答弁させます。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

3名の分は職員の人件費なんですけれども、技術管理者は今現在1名います。その方はこの3月31日をもって退職ということでございます。その後につきましては、生活環境課長がおりますけれども、資格証を持った臨時職員の採用ということを考えております。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 3名の臨時職員の採用ですが、消却技術資格者はこの中に何名採用予定なんですか。

議長（藤田喜代治君） 生活環境課長。

生活環境課長（大年清一君） それについてはその中の1名ということです。

議長（藤田喜代治君） 質問者に申し上げます。持ち時間が過ぎましたので、最後にしてください。

梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。

時間だということなものでこれ以上はできないんですけれども、課長、3名の臨時職員を雇う、その臨時職員の技術者の職員がどれぐらいの給料をいただいているのか知らないですけれども、1名で足りるのか、できれば2名いた方が臨時職員の中に、本来は正規職員がいる方がいいわけなんですけれども、この辺のところは課長どう考えられているのか、最後にお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 生活環境課長。

生活環境課長（大年清一君） 本来ですと、1名より2名の方がいいとは思いますが、この厳しい財政状況の中では、1名で対応したいと考えております。

以上です。

6番（梅本和熙君） 時間だから、これで一応終わりたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を解き会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って、私は、南伊豆町の町民と日本共産党を代表して、一般質問を行います。

まず、最初の質問は、南伊豆町財政の現状と、まちづくりということであります。

これは、行政報告にもありますが、またぞや合併問題が再燃をして、新法に基づく合併を自主的とはいいながら県があらゆる対応をして進める、この南伊豆町でも1月11日に男女共学塾で県の賀茂支援局長が講演をした中にも合併の問題が出されました。

さらに、2月7日に行われた行政報告にもあった県の説明会、この中で、県の担当者が、7日の合併支援局、県の主催の懇談会では、南伊豆町が将来このままでいくと県のシミュレーションでは、10年間で3億円近くの赤字になり、それが町民の負担にかかってくる、こういう発言をされました。さまざまな反響を呼んでおりますが、そのことのいわゆる是非というか、正確か否かも含めて今日の南伊豆町の財政が分析比較でどのようになっているのか、お手元には、現在公表されて総務省のホームページからも入れる総務省の各種の財政状況表の中から入れる、取り出すことができる市町村財政比較分析表の16年度決算の南伊豆町の方であります。

これをもとにして質問を行いますが、先々のシミュレートに関しては、財政の見通し等々に関しては、いろいろな予測、あるいは要素でもって変動ができますが、執行を行った、決算を経たものではこれが動かしがたい事実としてこれが提示されるわけであります。現在公表されているのが平成16年度決算まででありますので、この点で質問を行います。

現在の南伊豆町財政の問題、言葉では大変だ等々言われておりますが、いわゆるこの比較財政分析表で見ますところの将来の負担の健全度、人口1人当たりの地方債の現在高、それと実際に返さなければならないときの実質的な負担の度合い、これは実質公債費負担比率と

という言葉であらわされますが、それと現在の公債費負担比率、負担の健全度、これは左の下にあります、公債費というと専門用語でありますけれども、いわゆる町の借金の度合いです。こうしたものが、全国の、あるいは類似団体の比較でどのような位置にあるのか、その点をお答えしていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

南伊豆町の財政の比較分析とのことでありますけれども、まず、当町と人口規模、及び産業構造が類似している全国の町村145団体中113団体を選定をいたしまして、財政状況を調査、人口1人当たりの平均値を算出した資料がございます。データといたしましては、平成14年度の普通会計の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を使用しておりますので、現在とは状況が異なっておりますが、その資料の各種数値に平成15年3月31日現在の人口の平均値を掛け合わせたものを当町の平成14年度決算統計数値と比較いたしました。

その重立った項目を挙げさせていただきますと、まず歳入では、平均値歳入決算額が49億8,188万5,000円、当町の歳入決算額が54億9,646万1,000円、平均値、地方税が10億8,616万3,000円、当町の地方税が9億5,755万5,000円、平均値、地方交付税16億3,821万9,000円、当町の地方交付税が21億2,629万3,000円、平均値、地方債5億8,032万8,000円、当町地方債6億3,006万円となっており、歳入決算額においては平均値を上回るものの、その財源としては自主財源の根幹であります地方税は平均値より低く、地方交付税それから地方債等の依存財源が平均値を上回る、類似団体の中でも依存財源に頼る率の高い自治体であることが言えるかと思えます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋議員。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私もうちょっとポイントを絞って質問したらよかったのかもしれないんですけども、これはこの財政比較分析表は前の体制のときに財政担当がこれをつくるんですね。ところが、自治体でもこれを見てわかっているところが少ないんですよ。

今、言われているのは、歳入歳出の枠、それとか地方交付税で、これは変動的な要素があるんですね。

それで、今まさにこれを渡した比較分析というのは、真ん中の水色の同心円の中で緑色の六角形になっているのが類似団体、南伊豆町は類似団体分析は3の4の類型になるわけです。

けれども、類似団体というのは人口とそれと産業構造によって地方公共団体を分けて分析しているんですが、歳入歳出のプラスマイナスとか、地方交付税というのは変動があるんですね。財政の裸になった骨組みのところが一括どうなのかということがこの表で見ますと、南伊豆町のいわゆる類似団体の平均の緑色の枠の外に出ているところは優秀というよりは比較的いいだろうと、枠の中に入っている部分は少し若干、平均よりも少ない。

例えば、財政力がここで言うと全国の類似団体の平均が0.47、そこから見ると0.35、それが町長が言われました地方交付税の交付の割合が多くなる、そういうことなんです、実際もその地方交付税の額の平均というよりは、その自主的な財政力がどうかというもの、私はこれがこうしたもの、それと右上の将来の負担の健全度、これは赤い南伊豆町の指標が枠の外になっております。これは全国の町村の平均の1人当たりの借金が46万円に対して55万円になっているという、そういうことで、それは若干この指標では多い、こういうもとの、さらにこの借金の問題で、いわゆる将来、財政が大変だからもっとそれがかかってくるのではないかということが、県の説明会でもこれがされた。

私は、この見方が、町長も財政担当の方も理解してほしいかと思うんですが、いわゆるこれまで日本の地方自治体の財政は地方債を起こして事業をやってきた、それが借金で、南伊豆町の方は55万9,000円何がしというレベル。しかし、すべてこれが町民が返さなければならぬ額の借金かという、それを具体的にあらわしたのが実質公債費負担比率という問題で、27号の南伊豆町の議会だよりの後ろに出してあります。その指標で言うと、南伊豆町は実質公債費の比率が10.8%で、隣の下田市が20.5%、河津町が13.4%、西伊豆町が14.7%、こういう大変さが指標がある。

もう一つ繰り返しますと、1人当たりの借金の額で言うと、これは都道府県の額で言いますと、静岡県が66万円、静岡県が抱えている1人当たりの借金というのは66万円、南伊豆町より多いんですね。ちなみに、1番から13番目までの県は1人当たりの借金の度合いというのは100万円以上、島根県に至っては1人当たりの借金の額は161万円、静岡県のランクは35番目です。

私が何を言いたいのかというと、県がああいう300人何がしか集まったところで、いわゆる南伊豆町がこれから自治体の収支で赤字をつくって、そしてそれが町民の肩にかかるということをはっきり言われたんですね。そういうことに対して、町の方では具体的にどのような見のか。確かに去年の3月出された県の財政シミュレーション、これは単純に歳入歳出の問題です。赤字が出ないシミュレーションもありますけれども、こうしたものをどのよう

に見られて、あるいは考えておられるのか、その点答えられたら、分析の仕方をもうちょっと本質に迫らないといけないんです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この将来にわたってのいわゆる財政シミュレーションというのは、今、横嶋議員も言われたように、非常にいろいろな見方、考え方があろうかと思えます。今までもそうですし、これから我々としては、いわゆる標準的な財政シミュレーションで将来見通しを立てていくというのがまず基本的な考え方であります。それにはしかし、やはりそれぞれの個々の事情等もあるわけですから、そういうものを加味しながらより近い数値が将来にわたって見通しがつくような、そういう財政シミュレーションをしなければなりません。

そこで、この合併問題についての財政シミュレーションというのは、午前中の質問でもありましたけれども、今、合併調査委員会で1市5町で調査委員会を立ち上げて、そしてそこでそれぞれの市、町の財政についてある程度統一した同じレベルでの財政見通しを立てたいということで、話し合いがなされておりますので、そこでの財政シミュレーションも当然のことながら我々としては今後この話が出るはずです。そしてしかし、やはり町独自の財政的な面というのは、これは今までもそうですけれども、財政計画がありますから、これに沿って将来見通しを立てていかなければならない、そういうことになるかと思えます。そういう考え方でおります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 実は、県が示した財政シミュレーションは、去年の今ごろの合併基本構想の答申が出たときのシミュレーションですね。ところが、今県のホームページを探してもどこにも出てきません。公表に耐えられないということなんですね。

町長も、シミュレーションはいろいろな想定で数字が変動するということはこの間もずっと言っておられますけれども、これはかつての一般質問でも私も確認したことであります。もう平成16年度の、これがつくられた段階で、平成16年度の決算から平成17年度の決算も経て実態が違っている。予算を組むときにもう実態が違っていて。ところが県のシミュレートでは10年後に赤字が出てそれが町民にかぶさってくるんだと。これは冗談ではない。そうい

う実態の資料にも何も基づかないおどかし、いみじくも1月11日の男女共学塾の講演のときには、賀茂支援局長の話に対して脅迫ではないかと、恫喝ですね、小さい自治体合併しなかったら、そのままになるとか、立ち枯れるような話をされました。私は、これはとんでもない自治権の侵害であり、地域に住む住民に対する不誠実な対応だと、これは、2月7日の県のシミュレートでこうなるというのもこれは現に公表していないし、実態とも違っている。

予算の説明の段階で、町長も総務課長も、いわゆる収支の問題に関しては、収支均衡型、もちろん、入るを図って出るを制すとかと言いますけれども、今まで大変だ大変だと言って、合併に突き進んだ前執行部、傍聴されておりますけれども、平成12年のときにあった財調13億円がほぼピークです。これを13年度には10億円で、起債が平成12年のときに2億3,000万円、平成13年度には5億円、平成14年、平成15年とずっと財調を崩して使い果たす直前までいく。財調を崩すのと、起債を構わずやる。それこそ、税収が右肩下がりで減っていく中でそういうことをやってきた、そういう状況を意識的につくって合併しなければ町がつぶれる。町がつぶれるのではなくて、町をつぶす方向にしておいて住民を誘導する、こういうことがやられてきたわけであります。

町長、この問題に関しては、今述べたことに関しては別に事実でありまして論評は要りませんが、2月7日のときに、あるいは町長の行政方針でも、夕張市のことが象徴されて言われました。これはマスコミも挙げて夕張市、夕張市、ああいうふうになっては大変だと、2月7日のときも、夕張市を引き合いに出して、南伊豆町のことも言われた。この問題をちょっとかいつまんで話させてもらいますが、それに基いての町長の所見を伺いたいと思いますけれども。

夕張市の平成16年度の決算カードによりますと、ここは人口が平成16年度決算時1万4,791人、南伊豆町より若干多い程度、面積は763坪平米ですから、これは賀茂郡よりちょっと広い、そういう感じです。そのときの税収は9億7,000万円、歳入歳出の予算規模は193億円、200億円です。これは財政担当でなくてもこれが普通の状態ではないというのがわかるかと思うんですが、同時に、諸収入が99億7,300万円、こういう状態、一方で財政調整基金は610万円、地方債に関しては137億円という状態なんですね。ここは地方債の1人当たりの現在高、いわゆる借金の額は100万6,000円、問題はここは産炭地でさまざまな夕張市だけではない要因があるんですが、地方債の借金額だけでも100万円以上あるんだけれども、それだけではなくて粉飾決算をやられてきた、我々の町とさほど変わらないところで200億円、標準財政規模の5倍の財政を膨らませてきた。

これが、こういうところを引き合いに出して、冷静に事実やあるいは正確なデータに基づかないで、大変だという論は当たらないし、こうした点をもうちょっとさまざまなデータ、これはきょう用意した分に関しては、後で提供しようと思いますが、そうしたものを精査をする。いわゆる1人当たりの借金はあっても、実際に返すべき負担、実質公債費比率が先ほど繰り返し言いますように、南伊豆町はまだ10%台、18%以上で起債の制限許可が出る団体は、全国で市も含めて1,827団体のうち22.2%の406団体が実質公債費比率が18%以上だ。それで、一番高いところは何と夕張市ではなくて、決算の部類で言うと、実質公債費の比率が40%を超えているところがあります。

これは、南伊豆町も楽ではないけれども、全国的に市町村がこういう状態に置かれているというのは、これは読売新聞がかつてやったアンケートでも、全国の9割の自治体の長が財政運営に負担を持つ。これはまさに一つ一つの自治体の努力ということではなくて、国の制度上のいわゆる誤った政策の執行であり、是正させていくべきもの。もちろん借金財政を続けていいということではありませんが、その点、町長はどのようにお考えになるか、答えていただけませんかでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、横嶋議員の言われた、いわゆる夕張市の例がいろいろ数値等も上げられましたけれども、あその場合は炭鉱の町と言われてかつては10万人以上の人口があって、そしてそれが10分の1程度まで減ってきた。しかしながら、予算規模であるとか、あるいはその他については、その人口に見合ったものでないものがあつたということもいろいろ報じられております。

ですから、この夕張市の例によって他の自治体のということになると、それはいろいろ事情も違いますし、単純にこの夕張市の数値と比較することはできないと思いますけれども、しかし、各自治体が日本全国今そうだと思いますけれども、国の政策の中でこういった交付税であり、あるいは補助金、税源移譲、三位一体の改革を初めとして地方分権等も行われ、そして進められている中で、地方の自治体としてはある面、一つのもう転換期に来ているということも事実ではないかというふうに思っております。

したがって、我々としてはこういった国の政策的なこともよく勉強しながら、そしてこういう中で、それらの国の進めるこれらの問題に対しては対応していかなければならないとい

うことになろうかと思えます。

我が町の、ですから今言われた実質公債費比率等も、かつては公債費比率ということでしたけれども、そこに実質という字が入ってきた。そしてそこでそれぞれの地方の自治体の運営状況を判断する一つの指標としてこれも今国が利用している、そういうこともあるわけですので、我々としてはこういったことをよく頭に入れながら、今後の行政運営を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） もう一つ、この項目で答弁願いたいんですが、きのうの朝日新聞でこれは地方議員に対する叱咤なんですけれども、目指せ監視役ということで、いわゆる地方財政分析の問題、ここの記事では講師役の大和田一紘という方が決算カードをもとに解説をしたと。これは平成16年の9月に議員の大半も勉強会をした方でありまして。この方も含めて、そしていわゆる財政の問題を初めとして政策の評価や解説、こうしたものをきっちりとこれを把握して、議員が地方自治体の監視というか、見なければいけない。南伊豆町はそういうことを平成16年度の9月の段階でやられて、財政分析とかということをやってきました。

これは大和田先生ではありませんが、コラムに自治体議会のフォーラムを呼びかけた広瀬という法政大学教授のコメントで、財政を初めとして政策の評価や解説ができない議員は今後退場を余儀なくされるだろうと言われて、非常に厳しい指摘を与えられるんですが、今、町長も言われたように、これは議会だけではなくて、行政にとっても、こうした正確な分析と位置づけをしないで住民に不正確な情報を与えて、あるいはそのもとで住民をあるいはあらぬ方向に持っていく。とんでもないことでありまして、そうした点、戒めるとともに、町長が進める自律のまちづくりでは、この希望の持てるまちづくりの公約でもそうですけれども、合併とか何かではなくて、今の町の現状をいろいろなところで町民に直接伝える、こういう姿勢は必要ではないか。

今年度の予算の内容を見ましたが、私確認したいと思うんですが、平成17年度の決算である普通地方税、町の町税の収入は8億9,000万円です。この水準というのは、決算カードによりますと、昭和63年度、これが8億8,000万円、平成元年度では9億4,000万円、ちょうどバブルのただ中でありまして、だんだんこれが上っていくわけですが、そのときの予算規模が34億円です。こうした点、入るを図って、今はこれまでのバブルもそうですけれ

ども、先ほど言ったように、財調を崩して起債を莫大にする。普通あり得ない財政執行をこの前執行部の間にされてきた。こうしたところから激減して、何か町の財政がぎゅっと大幅に実質的にはしぼんでいるわけですが、これは入る方から見れば当然の規模であって、しかし、こうした実情を、経過も含めて町民の皆さんの間に作為的ではなくて実情を知らせる、そういうことをやるべきだと思いますが、その点いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

もちろん、我々としては、町民の皆さんには作為的であるとかそうではなくて、実態をより正確に伝えなければならないということであります。ですから、財政シミュレーションを例にとりますと、合併調査委員会で同じレベルでもって、それぞれの市町の将来にわたっての財政見通しを立てようではないかということで取り組んでおります。ですから、そこで出たデータというのは、少なくともこの賀茂地域においては統一的な財政見通しであるということが言えるかと思えます。そういうことでもって、我々は町にあってもあとでそういった数値をつくるとか、合わせるということでなくて、より正確なデータに基づくところの可能な限り将来を見通せる正しい数値でもって、情報提供していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 次の質問に入りますけれども、今の説明というのは、直接、合併の問題とか何かではなくて、町の置かれている状況や何かを何も合併の問題があるから地区懇談会をする、あるいは腹に選挙運動のつもりがあって地区懇談会とか、そういうことではなくて、率直に事実を伝える。これは出前講座とは別に積極的に情報を伝える。そういう意味で今、平成12年の地方分権一括法が通った後、自治基本条例、これを制定する自治体がふえています。

これは、質問の趣旨では、5つの重点施策の推進方法等々書いてありますけれども、自治基本条例、その趣旨がもしご理解できれば、いわゆる財政が厳しくなったから住民と相談するというだけでなく、いわゆる町のあり方を財政の流れも含めて特定の団体、いわゆる既存の団体の長とか、役職の当然職の方々だけではなくて、フランクに地域住民の方の

意見を聞いていく、情報提供して意見を聞いていく、こういうことを含めていろいろな形がありますが、自治基本条例を定めることも必要ではないかと思いますが、この点簡潔に、イエスかノーというわけにはいきませんが、答えてください。考え方があれば。

また、議会でも後ほど触れますけれども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 自治基本条例というような表現で言われましたけれども、非常にこれは広範囲にわたる、解釈のしようではなろうかと思いますが、いわゆる自治基本条例につきましては、昨年の12月の定例会で、まちづくり特別委員会で示された今後のまちづくりへの提言というのがございました。地方分権型社会の到来で、自治本位立法に向けての機運が高まる中で、今、横嶋議員が言われたように、各自治体がこういった条例の制定等に取り組んでおるようでありまして、数年前まではごく一部の自治体で議論されるだけでしたが、平成12年に制定された北海道ニセコ町のまちづくり基本条例を契機に、これに類する条例制定数は数十団体に上るといふふうに聞いております。

各地で、さまざまにその地域の自治の特性を踏まえた自治基本条例制定が進められてきております。この背景にはやはり自治分権という時代の潮流から、また厳しい財政環境から、従来のお仕着せ民主主義や、安易な自治体経営は通用せず、町民合意と自己責任のもとで最良の政策判断をもとに、町の方向性を自治基本条例等で町民に提示することが求められているあらわれではないかというふうに認識をしておるところであります。

このような条例を類型化しますと、一つには北海道ニセコ町のまちづくり基本条例に代表される、いわゆる自治基本条例と呼ばれる他の条例に対して最高規範性を有するもの、それで2つ目に、高知市の市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例に代表される住民参加型の条例、それで3つ目が、厚木市のまちづくり条例に代表されるまちづくりの理念を特化した理念型条例に分類され、議会特別委員会が提示されたまちづくり基本条例草案は自治基本条例に属するものではないかというふうに思われるところであります。

議員ご指摘のように、まちづくりは住民との協働、いわゆる住民参加ですけれども、これは情報の共有化など最も重要であり、町民の主体的考えに基づき、主体的に行動することによりもたらされる自治をより本物の自治に発展させることが究極の目的と認識しておりまして、その具現化としてのまちづくり基本条例は自治擁立のための最良の道具と考えます。

しかし、当該条例は全国的に見てもまだ導入期にあり、1つとしては本当に住民に望まれ

る自治基本条例と言えるのかどうか。2つ目には、新たな条例形式をとらなければならないのか。3つ目には、個別条例の方がわかりやすいのではないか。4つ目には、自治基本条例は最高位性を確立することができるのかなどの疑問もあろうかと思えます。

今後、分権型社会においては、地方自治の確立にかわる個別条例の制定、改廃が多数行われると予想されますが、個別条例を典型的に制定するのではなくて、自治基本条例の例に沿って体系的に個別条例が制定されている状況を考えなければならず、住民自治を確立することができる手続条例へと導くことが重要と認識をしております。

現在、本町では、広報みなみいずやホームページの充実、町政懇談会、出前講座並びに行政資料の閲覧コーナーの設置などにより、情報の積極的な提供及び共有化を推進しており、また、昨年策定しました集中改革プランに基づき、行政評価の導入や、住民参加及び行政手続の方策としてのパブリックコメント制度並びにワークショップ制度の導入等を検討をしておるところであります。

このような新たな制度と整合性を図りつつ、前述しました課題等も念頭に置きながら、真に住民が望む自治基本条例について考察を進める必要があると思慮しますが、現行の条例規則等で支障がないため、現段階では制定する考えはございません。

ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ぜひ、これは議会の方も引き続いて検討していくと思うんですが、検討をするように要請したいと思います。

次は、4番目になっております、12月議会でちょっと質問できなかった伊豆医療圏の現状と課題についてちょっと簡潔に答弁をお願いしたいんですが、南伊豆町も含めた伊豆医療圏の2次救急の現状、そしてその対策は伊豆医療圏協議会で、いわゆる首長を含めた会議でどのような検討がされているのか、それを簡潔に答えていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

伊豆医療圏は現在、賀茂医療圏と名称を変更しておりますが、静岡県保健医療計画の冒頭でうたわれております健康は幸福の基本であり、県民共通の願いとする理念を実現するために、県内8医療圏の中の1医療圏として位置づけられ、賀茂地区6市町で構成をしております。

す。

まず、賀茂圏域の現状をご説明しますと、死亡率は最大死亡要因であるがん、心臓疾患、脳血管疾患のいずれの死亡率も県平均を上回っております。ご質問の2次救急医療体制は共立湊病院、伊豆下田病院、西伊豆病院の3病院に委託して、病院群輪番制により対応していますが、圏域全体のベッド数のうち一般病床は38%しかないという圏域の実情もあり、輪番体制の確保が難しくなっております。

ご存じかと思いますが、東伊豆町の静和病院の2次救急体制への加入の問題につきましては、東伊豆町が対応していますが、町民や賀茂医師会の理解を得ることが難しいという報告を受けております。

また、東海岸地区は地理的条件等から救急患者の約40%が圏域外に搬送をされております。

次に、救急受け入れ態勢ですが、圏域の3消防本部が取りまとめた平成17年度の賀茂地区医療機関受け入れ調査によりますと、2次救急として最初に要請した1,172件のうち、受け入れ可能が900件、84.5%でした。このうち、共立湊病院への要請は638件で全体の54%を占め、病院自体の受け入れ率で言えば93%に上っており、圏域で最大の貢献をしております。また、初期医療体制1次救急は東海岸の4市町が賀茂医師会へ委託しております。平日夜間の在宅周知制と土曜日、休日の在宅輪番制の併用で実施しておりますが、医療機関の受け入れ態勢が機能しない場合があり、結果として、2次救急を圧迫しているのが現状であります。

さらに、小児の2次救急体制についてご説明しますと、対応できる病院がほかにないため、共立湊病院のみが受け入れていますが月3回と対応日が少ない状況であります。また、圏域には脳血管疾患や心臓疾患の救急患者を搬送できる専門病院がないため、今後はその受け入れ態勢の構築が求められています。

平成16年3月からはドクターヘリが運行を開始し、順天堂大学医学部附属静岡病院が拠点となり、広域的な緊急医療体制の確保を図っています。運行実績を見ますと、全体の50%以上が賀茂医療圏への指定であり、平成17年度で見ますとふるさと公園への離着陸が59回で全体の12%を占めております。

また、昨年7月には、懸案でありました病院屋上にヘリポートが完成し、時間短縮を図ることができました。これらにより、救急救命率向上や後遺症の軽減、僻地医療体制の強化など救急医療体制の確保に大きく貢献しております。今後は地域住民が安心して暮らせるよう賀茂医師会との連携を図りながら体制の強化を図るとともに、救急医療に対する理解を深めるための啓蒙をしてまいります。

なお、レベルと処置の状態についての質問であります。救急患者の症状レベルによる処置と解釈しますが、判断は医師、そして救急隊員等の専門的分野と思われます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） この問題では、関連して、共立湊病院の建設検討のことが行政報告でなされました。この間も新聞をにぎわして下田市の南高校の跡地への移転を強引に主張する中身もありますが、先ほど答弁されたドクターヘリの運行状況で言えば、青野川ふるさと公園から収容したと、出発事例が59件と一番多いんですね。そういう点を考えると、賀茂地域の中でもこれだけ峠で隔たれた地域、まして、南伊豆町は共立湊病院が移動すれば本当に救急の問題では死活的な医療過疎地になってしまいかねない、そういう問題があります。

一方で、東伊豆町の広域消防の段階では、東伊豆町でもドクターヘリが35件、これが出動されております。報告の中の詳細であります。こうした点を考えると、今、賀茂医療圏域でやるべきこと、これは東伊豆町、河津町の地域で救急医療体制、先ほど静和病院の例が出ましたけれども、そこで2次救急の体制をしっかりと確立する、このことを首長会議でもその検討委員会でも、賀茂の医療圏域の協議会でも、これを第一義的課題として進めるべきではないかと思っておりますが、この所見に関して簡単にお答えしていただけますか。

次の質問に入ります。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの東河地区の救急医療体制ということですが、これは当地域における病院とのいろいろな関係等もございますでしょうし、私はここでどうこう言うことではございませんので、今、横嶋議員の言われることは我々賀茂地域のこの伊豆医療圏の中の自治体としては理解できますし、また、機会あるごとにいずれの東河の首長にはそういった話もしていきたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 次に、漁業振興とまき網対策であります。

12月にも、全く同じ内容での質問がありましたが、その後、町はどのような手だてで、対応、

あるいは情報収集をされているのか。まず、その点を簡潔にお答えしていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） このまき網問題は以前からいろいろ問題というか、議論されてきておりますけれども、ご承知のような今状況の中で、漁協とも先般ちょっとそういった話をしまして今、検討中であります。これにつきましては、我が町だけではどうこうできる問題でもありませんし、漁協を中心に動いてもらう。そして我々が一緒になって行動を起こすということになってこようかと思えます。その辺のことは担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまのその後どうなっているかということだと思えますが、担当課といたしましては、静岡県の水産資源室等と連絡を取り合いながら進めているという現状でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 進めている中身は。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 水産資源室からのいろいろな情報ということで、漁協がいわゆるモニタリングだとか、いわゆる区域の設定等々について意見書を提出しております。その関係について、水産資源室の方ではまき網業者と調整を図るというふうなことで伺っております。そういうことで、私どもは情報を得るということでやっております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 実は、これまでのずっと経過もあるんでしょうけれども、この問題を、町長初め担当者、漁協関連の問題ということだけではなく、町民の生活の問題として本当に真剣にとらえて、自分の問題としてとらえて動くぐらいの対応をぜひしてほしいというふうに思うんです。

町長、県の水産資源室ということありますが、2月のつい最近行われた県議会の一般質問でまき網の問題が出たんですね。その議事録によりますと、5年前の一斉更新、14年度のこのときは町長の執行体制ではありませんでしたけれども、これのときに、都道府県の意見は

水産庁に行っていないんですね。それでなぜ行かなかったか、この点の答弁では、当時、一本釣り業界とまき網業界とのトラブルが余りなかったこともございましてなんていう答弁が、水産担当の役人から、部長さんですよ、答弁されているんです。これはとんでもないことで、平成17年11月の県漁連の水産情報速報のバックナンバーでは、この時点で水中集魚灯のこれは駿河湾内におけるまき網漁業の水中集魚灯使用規制強化、これは今、県漁連の会長は焼津の方だったと思うんですが、そういうところですらこの問題が出ているんですね。

県が知らなかったというのは、これは12月の時も罷免されましたけれども、いわゆるまき網が沖合いで禁止区域にも入る。水中集魚灯を使ってやるというデータはさきにも配られましたけれども、きちんとした資料があるんですね。これをもとに、きちんとした調停の場を上らせていくというんですか。

さらに、最後の答弁ではどう言ったかということ、県からの要望ではなくて、問題に対するいわゆる取り扱い、あるいは意見の問題ですけれども、水産庁から県にまき網漁業全般についての照会がございましたので、まき網漁業の現状についての意見を申し上げて、改善を図るよう要請しましたと。水産庁からの要請がなかったら、現場の声がどれだけ上がっていてもやっていないということですよ。これは、インターネットの録画放送で見ましたけれども、余りにひどいと。胃が痛くなるぐらいちょっとひどい。

実は、私、1月26日に水産庁に行ってきました。それに行く前にさまざま調べましたら、漁業者間の紛争というのは、もう本当に歴史がさかのぼってずっと古い問題であって、高知県とか、あるいは和歌山県とか、そういう歴史的な江戸時代から続く漁業紛争、そういうものの歴史があるということと、水産庁資源管理部、沿岸、沖合い、ここに漁業調整官というのがありまして、現状の話をして告発をしていきましたところ、ようやく今では沼津市に所属するDともう一つHという固有名詞は避けますけれども、2カ頭のまき網船団、これがいろいろなことをこの近海でやっていたということ、それに対して水中集魚灯を使っているということで、これに対する見解、それと、漁業者から出ている石廊崎の西南から西区域の20マイル、沿岸20マイル、駿河湾岸20マイルのまき網禁止を要望しました。モニタリングについても同様です。

これを示しましたら、かつて、5年前の平成14年度に東京都が伊豆七島の沿岸20マイルをまき網禁止区域にした経過も話していただいて、それは現場の漁業者とまき網船団との会合に私たち調整官が要請されて出ていったと、これは都の要請もあったし、そういう役割を自分たちは果たしているの、いつでも呼んでいただきたいということをおっしゃいました。

あくまでも、双方生活権がかかっているわけですが、特に沿岸漁業者の生活権は生活の状態は皆さんも地元中の地元なんで知らない状態はないと思うんですね、死活問題以上のものが進行しております。漁協の体制も今合併を迫られて、この問題だけで動きがとれるような状態でもないし、せっぱ詰まった状態というのはあります。それではいけないんだけど、こういったバックアップをきちんとして、直接、県が国任せで国の要望があればというような状態であれば、県ではなくて、本庁の漁業調整官、これ呼んで、調整をすべきだ。

それで、紛争があるところの調停の内容については、ほとんど年内に終わっているらしいんですという点では、まだ、時間切れになったわけではないので、これを速やかに進めるべきだ。

それと、水中集魚灯とモニタリングの問題、水中集魚灯は入れた時点でこれはもう違反だと、これは取り締まり船が出て現場を確認すればそれで一発で検挙で、かつてそのD船団、南伊豆の沖合いには河津に定置を持っている三重県のまき網船団もあります。これも船を私も確認していますけれども、そういうことを含めてきちんと告発をするとその場で。水中集魚灯は入れた時点でこれは許可取り消しになりかねない問題だということ、もう一つはモニタリングシステムに関しては、これはVMSという、GPSと似たような衛星モニタリングシステムを導入する考えも示していました。

しかし、これは公平に沿岸漁業者にも乗せるなんていうことを言っているのだから、こうした点はやはり町の方からも漁協と一緒に、零細の漁業者に負担になるようなことはこれは違反をしているのはまき網船団の方ですから、こちらの方に乗せるのは当然としても、運用の仕方については、検討されて意見を申し上げていただきたい。

もう一つは、まき網そのものが、資源枯渇の問題にかかわることなんで、これも船団を小さくして行う漁業のあり方を検討しているということです。こうしたことを確約してきたのが27日です。その点、改めて町の対応、町長を含め担当者が漁協と一緒に、漁業者の南伊豆町の住民の生活を守る上で、この声をぜひ早急に連携をとって上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、先ほど申し上げましたように、今までもそうですし、これからも漁協と連携しながら取り組んでいきたいということでございますので、いろいろ今言われた

漁協も合併問題等も浮上しておりますけれども、そういう中でこの問題については、できるだけ早急に県等に努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 最後ですけれども、ぜひ、水産庁の本庁にすぐ連絡をとって行っていただきたい。

これは水産資源管理の基本理念ということで、国の役人が書いて確認したものですけれども、漁業調整規則にかかわる事務、法定知事許可漁業にかかわる事務等は地方自治法上、第 1 号法定受託事務とされて、事務の性質上、国が行うべき事業を都道府県に委託して事務を執行してもらっているとされているが、漁業権漁業に係る事務は都道府県の自治事務と位置づけられているが、漁業の管理や資源管理はどうしても広域的な視点が欠かせないため、漁業法の中に特別な規定が置かれて、農林水産大臣が広域的な見地から都道府県知事に対して、漁業権免許の前提となる漁場計画を定めたり変更すべきことについて、法的拘束力を持つ指示をすることができることとなっているということで、これは直接本庁に行ってやってほしいという裏づけなんです。これは水産庁の資料にあります。

途中を通してやっていたのでは時間もなし、直接ここへ上げて調整官は直接ここに来る権限があるらしいので、ぜひそれを漁協の関連の方、漁師の皆さんと連携をとって漁業者の生活を守る取り組みを引き続いて早急に行っていたきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで 2 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 0 分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷川次重君

議長（藤田喜代治君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、弓ヶ浜にスイセンを植える計画についてお尋ねをいたします。

第9回のみなみの桜と菜の花まつりも先ほどの行政報告にありましたように、ことしももう終わりを告げております。

祭りに携わった観光協会初め、諸団体関係者一同に心から感謝を申し上げる次第であります。

自分のことで恐縮でございますが、この一大イベントであるみなみの桜と菜の花まつりに同僚の議員の皆さんがそれぞれの立場で一生懸命に誘客活動に、あるいはイベントへのお手伝いと努力されている姿を見ると、私も何か少しでもお手伝いをせねばとの思いで毎年年末から1月にかけて仕事等で東京、静岡、あるいは名古屋方面に出かけた折にはみなみの桜と菜の花まつりのパンフレットを持参し、訪問する会社等で祭りのPRに努めております。その中の一人で、ある大企業の社長さんが、ことし3年も誘われて断るわけにはいきまいと、2月の6日、7日と奥さんを連れて1泊で遊びに来てくださいました。

後で感想を伺いますと、いいねと、本当にいいと、隣の桜も見てきたけれども、南伊豆町の方が断然いい。菜の花畑も中を歩いた、温泉もいい、体もしんから温まって本当にすばらしいと、久しぶりにのんびりできたと、今からは年に二、三回は来たいねと、行くよと、こういうふうに喜んでいただきました。大変喜んでいただいてよかったなと思っている私に、さらに2人が、奥さんと口をそろえてこう言われました。桜も菜の花も温泉もよかったけれども、弓ヶ浜海岸はもっともっと最高だった。弓ヶ浜という名前は聞いてはいたけれども、こんなにきれいなところとは想像していなかった。海岸もきれいに掃除がしてあり、さぞかし地元の人たちが清掃作業に頑張っているのだろうねと本当にすばらしいところだねと、こういうふうに絶賛していただきました。

昨年は渚サミットも開かれましたこの弓ヶ浜、町長に改めてお聞きしますが、この弓ヶ浜を観光地としてどのように位置づけしていらっしゃいますか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

弓ヶ浜についてでありますけれども、この弓ヶ浜海岸は今、谷川議員が申されましたように、当町のいわゆる観光の拠点であります。石廊崎と並ぶ観光拠点であります。そして、その知名度も高く、白砂青松の風光明媚な浜はいやしの場所でもあり、町のシンボリック的存在であると認識をしておるところであります。

議員ご承知のように、弓ヶ浜は延長1.2キロメートルに及ぶ雄大な景観や水質等から日本の渚百選、海水浴場百選にも選定をされているところでもあります。また、平成17年度の実績によりますと、弓ヶ浜へは各シーズン中10万人余の海水浴客が訪れるほか、民宿、旅館等の宿泊数は町内で年間約30万人の宿泊客がありますが、そのうち、弓ヶ浜へは半数以上の約16万人が宿泊をしております。このような数字的結果を踏まえた中で、弓ヶ浜は観光立町の本町において観光産業の根幹をなす観光地と考えますので、今後も地域とともにこの弓ヶ浜の自然景観の保全と一層の美化に努めてまいりたい所存であります。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 昨年の暮れでしたか、地元の長年この観光業に携わっていらっしゃる方から、私はずっと前から考えていたんだけど、この弓ヶ浜にスイセンを植えたらどうだろうと、お客を呼ぶのに須崎のスイセンだけではインパクトが足りないし、観光客を呼ぶには下田と南伊豆が連動するようにした方がいい、時期的にもみなみの桜と菜の花まつりにつながるし、ぜひこれをやってみたらどうだろうかとの提案がありました。大変いい話だと思ひまして、産業観光課に投げかけました。産業観光課ではいいことだと思うので、前向きに検討するという返事でありました。そこで、この話が現在どのように進んでいるのか、あわせてこれを進める計画なら、どのような将来計画を立てているのか。さらに、スイセンを植えっ放しにしておくわけにはいかないでしょうから、植えた場合、スイセン管理等どのように考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この弓ヶ浜にスイセンを植える計画は、スイセンによる環境美化を図りたいとの観点で、地域の住民から協働で事業展開をしてはとのご意見をいただき、住民参加によるまちづくり、

また行政執行をする上で貴重なご意見としてとらえ、現在、担当課で立案検討をさせていますので、スイセンを植える計画の概要、将来計画、弓ヶ浜のスイセン管理等の調査につきましては、産業観光課長から説明をさせます。

よろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） それでは、詳細について説明させていただきます。

地域住民からの具体的な提言の内容というのは、弓ヶ浜西側、つまり、季一遊から青野川河口にかけての砂浜に海に面して海岸堤防がつくられています。その堤防背後にスイセンを植え、環境美化を図るとともに、観光振興のため、特に冬場の花の少ない時期に観光客等にスイセンの花を楽しんでいただいております。どうかというものでございます。

担当課といたしましては、町長が今、具体的に内容を申し上げましたけれども、計画の実現に向けて調整すべき事項として、1番目に土地所有者とのまず調整、それから保安林指定と思われる区域内での行為の調整、それから土木事務所との協議、管理等を含めた事業実施体制の整備、これは組織の立ち上げになりますけれども、この辺が一番重要になるかと思っております。これらについて協議検討して、特に問題がなければ平成19年度、つまり今年度から実施できればなとこのように思っております。

それで、将来計画ということですが、植栽する球根につきましては、財団法人静岡県グリーンバンクから毎年3,000株程度の無償提供を受け、草刈りや耕運により整備し、9月下旬から、10月上旬に定植したいと考えております。3年から4年かけて約1万本を超えるスイセンの植栽ができればと、このように思います。また、休暇村南伊豆の松林の中や、これは反対側になりますけれども、対岸側には自生するスイセン等もあるので、今後はスイセンの一大群生地、つまり下田のスイセンがございましてけれども、何十万株ということでは聞いておりますけれども、それとあわせて育てていければと、このように思っております。

なお、県農業試験場南伊豆分場に確認しましたところ、スイセンは砂浜や海岸地帯でも生息が確認できるので、適しているのではないかとこのことでもあります。

それから、ご質問の弓ヶ浜のスイセンの管理でございますけれども、スイセン植栽に伴う清掃や管理については、地元の湊区長並びに花の会に今後ご相談させていただき、実施体制、組織づくりを行い対応したいと思っております。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私も、議員になって30回近くここに立たせてもらっているいろいろな質問をさせていただきましたが、初めてとっていいくらい町長から、また担当課長からこれほど明確に具体的にやるという答えをいただいたのは初めてで、感動をしております。

そこで、町長にまた別な観点で質問させていただきますが、この弓ヶ浜にスイセンをという話も住民から出た話であります。またこの後、さくらまつりに続いて5月には天神原でツツジまつりが控えておりますが、あのツツジまつりの発端も前の町長が取り組んだ住民懇談会の折、地元の人からの提案があり今に至ったと聞いております。私は前に妻良のある長老から、町会議員も優秀な人たちの集まりであろうが、在野にもいい知恵を持っている人もたくさんいると。その人たちの声をどう吸い上げるかということも大事なことだと思いと聞かされたことがあります。このような住民の知恵、声を積極的にまちづくり等に生かしていくべきかと思いますが、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、まちづくりに対しての町民の皆さんからの貴重なご意見、あるいは具体的な提案があった場合には、まず法的な問題であるとか、あるいは予算等の問題を含めまして、総合的に判断をしまして、実現可能なことにつきましては、スイセンに限らず環境美化、誘客促進による観光産業発展のため、鋭意努力してまいる所存でございます。積極的に吸い上げ、そしてまちづくりに生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 力強いお言葉をいただきました。

余談になりますが、実はこのスイセンもという話をさせていただいた方はこの3月をもってほかの地域に転勤になります。ですからいいお土産になるかなと考えられます。3年後にはまた帰ってきて南伊豆町で暮らしたいと話しているので、それまでに見事なスイセンが生育できればなど、こう考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、次の機構改革についてお尋ねをいたします。

初めに、行財政改革のもと職員削減が進められております。今後の財政状況をかんがみるとき、それはいたし方ないことであり、もっともっと推し進めていくべきかもしれません。しかしながら、住民の行政へのニーズが多様化し、内容の専門化が求められる今、ますます職員の数が減り、ますます職員一人一人の守備範囲が広くならざることを思うとき、さらには、先ほども話が出ておりましたが、昨年3月に策定した集中改革プランの定員管理計画を大きく上回る急ピッチで職員が減っているということを聞きますとき、今の組織のままでこのいろいろな問題に対応できるのだろうかと危惧をしております。

時代の流れの中で、仕事量がふえていく課もあるでしょうし、減っていく課もあるかと思えます。それらを考え、思い切った組織体制にすべきであるかと思いますが、いかがでしょうか。また、先日の全員協議会で今回機構改革に取り組むとお聞きしましたが、今回の機構改革はどのような趣旨を持って取り組まれていくのか、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町では、昨年の3月に策定しました行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プランですけれども、これの定員管理計画において、平成22年度当初の職員数を平成17年度の当初比で20人、12.7%の減員と決めました。しかし、平成18年度の退職予定者は既に退職した者を含め、13人と当初の退職予定者9人を上回ったため、定員管理計画の修正を余儀なくされ、このような傾向は来年度以降も続くのではないかと推定をしておるところであります。また、近隣の市町においても同様な傾向があるように見受けられます。

このような職員減少の中、町民の行政サービスへの需要は多様化、高度化し、また、地方分権により国県からの権限委譲に伴い、以前にも増して職員1人が何役もこなさなければならない状況が強まり、量的事務処理能力とともに質的事務処理能力の低下が懸念をされております。

議員のご質問のように、現状の体制のままでは立ち行かなくなることは明白であり、後ほどご審議いただく課設置条例の一部を改正する条例を上程させていただきました。

そこで、基本的な考え方としましては、1、定住促進、後期高齢者制度や、幼保一元化など、将来を見据えた配置に留意すること。2、職員の管理部門等の強化を図り、資質向上及び合理化を図ること。3、週休日や祝日などに業務がある清掃や水道業務を集約化し、多人

数によるスケールメリットを生かしたスクラッチ体制の推進を図ること。4、工事関係をより集約化したこと。5、このような新体制を確立するため、職員個々の目標管理を設定することに伴う管理職の指導助言機能の強化や、研修体制並びに自己啓発推進体制の整備を図ること。6、将来の人事評価につながるよう前例踏襲にかかわらない人材登用を図ること。7、職員不足を補うための優秀な臨時職員を確保するため、人材登録制度を開始したことなどを念頭に置き、限られた予算ではありますが、第4次南伊豆町総合計画を基本に、平成19年度予算に重点施策である1、行革大綱、行革実施計画に基づく自立のまちづくり。2、教育環境整備。3、子育ての環境づくり。4、高齢者・障害者に優しいまちづくりの推進並びに5、地域資源を生かした観光資源などを推進してまいります。

今後引き続き、集中改革プランを中心に効率的行政運営を推進し、町民の負託にこたえていく所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、先ほどの質問と関連いたしますが、少ない職員で多くの問題に当たらざるを得ない状況でありますので、一人一人の職員の質の向上が求められてくると思いますが、この質の向上に対してどのように取り組まれる考えかお聞かせ願いたいと思います。

2つ目には、組織は人事で決まるといっても過言ではないかと思えます。だれを係長にするか、だれを課長にするか、リーダーをだれにするかが大事な点だと思います。今まで見られたような年功序列主義では組織が回っていけない時代になると思えます。確かに、能力主義でいきますと問題も出てくるかもしれませんが、それでも能力主義を推し進めるべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

もう一つ、能力主義を進めるとしますと、どのような観点から人を選ぶというのが、その選ぶ明確な基準が必要になるかと思えます。我々民間のように数字として出てこない部分が多いだけに、その点をどのように考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

人事の任命のあり方ということでございますけれども、まず、職員採用であります、本

町は静岡県町村会の県下統一試験を活用しております。そして、より優秀な人材の確保に努めるとともに、採用後、自治研修所等の研修に定期的に派遣し、住民の負託にこたえるべく日々職員の質の向上には努めておるところでございます。

しかし、先ほども答弁しましたように、職員が減少する中で、町民の行政サービスへの需要は多様化、高度化し、また地方分権により国県からの権限委譲に伴い以前にも増して職員1人が何役もこなさなければならない状況が強まり、量的事務処理能力とともに質的事務処理能力の低下が懸念されております。

従来、昇格は、前例踏襲、年功序列主義が当然のことと思われてきましたが、このような時代の変革期にあり、限られた予算で従前以上の事務処理能力が要求される今日にあっては、能力、人格も含みますけれども、第一主義で判断すべきものというふうに認識をしております。

人事異動や昇格に際しては、管理職からの報告や日々の職務に対する取り組みの姿勢、成果等の状況などから判断し、適材適所に配置しておるところであります。

現在、本町では人事評価制度を導入しておりませんが、近い将来導入をすることにより、客観的な職員の勤務状況を把握し、より一層の勤労意欲の向上を図り、住民の負託にこたえていかなければなりません。そのためには、客観的評価基準が必要であり、その第一段階として、昨年総務課が試験的に導入した管理職による職員の目標管理制度、これは職員各自が1年間の目標を設定して管理職と面接する。これを本格的に導入し、管理職による指導助言、機能の強化を図り、職員の勤労意欲向上と、管理職の一層の資質向上を図っていきたいというふうに考えております。

こうした有効な制度を有機的に結びつけ、勤労意欲の向上を図りつつ、効率的な行政運営を確保し、住民の負託にこたえていく所存であります。

今後も複雑多様化する行政需要に対応できるよう、機構改革につき検討し、時代に合った組織づくりを、職員配置をこれらを考えていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 今の町長の答弁の中で、人事異動や昇格に関しては管理職からの報告をもとにとり、あるいは管理職による職員の目標管理制度云々、あるいはその後に管理職に

よる指導助言云々とありましたけれども、この管理職ということは課長を言われているんでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

課、局、室長であります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、その役場の組織において最も重要なかぎをにぎっている課長はどのような考え方から、だれが決められるんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） もちろん、最終的には私が判断するようになるわけですが、もちろん、この今申し上げた課、局、室長の報告を受けて職員もそうですし、管理職も私の判断によるところです。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私は何回も言いますように、組織というのはリーダーで決まると言っても過言ではないでしょうから、今回、恐らく議会が終わった後にまた平成19年度人事があると思いますが、そこら辺を踏まえてこの体制に即した本当に適材適所の人事が行われますよう希望いたします。

もう一つだけ、質問させていただきますが、先ほど総務課が試験的に職員の目標管理制度云々という話ありまして、大変先進的というか、取り組まれているなという思いましたけれども、それがどういうふうに評価されていますか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 町長が先ほど答弁いたしました目標管理制度でございますけれども、総務課で試験的に導入してございます。1年間職員の職務、業務を羅列して、目標を設定いたします。その間1年間ですから、4月から3月まででございます。半期、例えば9月が終わった時点で半分の目標で本人の評価はいかがかと、管理職の評価はどうだったという形でヒアリングを行いまして、新たなまた目標管理の設定を後期の方というふうな形で、

業務ばかりでなくいろいろな部分で使いたいと思います。

試験的な総務課での導入でございまして、本格的導入は来年4月1日から各課局で全課にまたがって目標管理制度を導入したいという考え方でございます。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 4月から各課で導入するということですか。わかりました。またその成果というか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、先ほど梅本議員からもことし退職される課長さんに言葉がありましたけれども、私も一言お世話になりましたので、言わせていただきます。

私は、議員になったときに、先輩議員に3月の定例会は退職される課長に敬意を表して、その課長に関連する一般質問をやれと、こういうふうに教わってきました。

ことしもそのつもりでございましたけれども、退職される課長さんが5名もいらっしゃいまして、私の能力で、この5人の方に質問することはできませんでしたので、私はここで私の主観を述べさせていただいて、一般質問をしたということでお許しを願いたいと思います。

高橋一成企画調整課長は、共立病院等が長く、企画調整課長としてのつきあいは1年足らずでありましたけれども、時折いろいろな問題で相談に伺いますと、豊富なアイデアをお持ちで感服した次第であります。

小島徳三健康福祉課長は何よりも町が混迷を極めた時代の総務課長を務められまして、さぞかしご苦勞をなされたことと察する次第であります。

谷正教育委員会事務局長は、企画調整課長時代にかいま見たそのIT関連に関する知識の深さ、またその広いことにびっくりをしたものであります。

石井司窓口税務課長は、私の唱えていた越後湯沢方式に理解を示され、その実現に向けて努力をされましたことに、深く感謝を申し上げます。

佐藤博会計室長は、生活環境課長、建設課長、会計室長、そして私どもが大変お世話になった議会事務局長と、多岐にわたりご苦勞おかけいたしました。

ともあれ、皆さん方はこの3月をもって退職されるわけでありますが、まだまだ人生はこれからであります。お体に留意され、その培われました豊かな経験と高い見識をさらにいろいろな場所で発揮されますことをお祈りいたしまして、感謝の言葉といたします。

大変長い間ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

清水清一君

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、順番にまいりたいと思います。

今年度、一般会計予算が初めて40億円、18年ぶりに切ったという話でございますけれども、この本年度の予算の中で、町長の考えはどこに反映してあるのか、一応先ほど述べられておられましたけれども、これはやりたくてこれをのせた事業があるんだと、これをやってみたいんだという形の事業がございましたら、町長の方の考えとしてそういうことの答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

予算編成の重点な点は何かということであろうと思います。

まず、平成19年度の予算編成に当たっては、地方交付税、国県補助金等の依存財源の大幅縮減、財政調整基金の減少等厳しい状況下で財源の確保は困難が予想されるため、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含め、一層の町税徴収努力に努めなければなりません。

また、歳出についても、より一層の効率的行政運営に努めながら住民サービスの維持、向上を目指すことが重要な課題となります。

このような状況の中で、5つの重点施策に的を絞り、重点項目に合致しためりはりのある予算編成を行い、経常経費の削減、合理化を図るとともに、前例主義にとらわれず、町民本位の視点に立ち、限りある資源の有効かつ適正な運用は無論のこと、国県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指した予算編成を行ったところであります。

5つの重点施策としては、基幹業務電算業務、コミュニティー施設整備補助金などによる自律のまちづくりの推進、南伊豆町指導支援員制度、教育資金利子補給費補助金、英語教育事業、小中学校維持補修工事、遠距離通学児童生徒の定期券購入費などの、町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、児童手当事務、4園の保育所運営費、第2次救急医療運営費負担金、乳幼児医療扶助費、育児サークル事業などの少子化対策に係る子育て環境づくり、自立支援介護給付費、重度障害者医療扶助費、あしたば会補助金、自立支援医療給付費、老人福祉事業、老人福祉施設事業、(仮称)社会福祉法人伊豆つくし会補助金、老人保健ヘルス事業、後期高齢者医療事業、中央公民館身体障害者用トイレ建設事業などの高齢者・障害者に優しいまちづくり、町営温泉会館運営管理、石廊崎公衆便所建設設計委託料、旧厚生省跡地遺跡調査委託料、旧厚生省跡地倉庫等解体工事などの地域資源を生かした観光の振興を定めたところであります。

また、その他の主要施策としましては、国民健康保険特別会計繰出金、共立湊病院の運営管理、観光振興事業の推進、有害鳥獣被害防止対策の推進、港湾事業の推進、焼却施設等維持事業、下水道事業の推進、農林漁業の展開、防災工事などが挙げられます。重点項目は事業のスリム化、めりはりのある施策展開、収支均衡型財政への転換であり、これらを目指した予算編成で一般会計ベースで前年対比7.6%、3億1,300万円の減額で総額が38億2,700万円の予算規模となったところであります。

以上です。

議長(藤田喜代治君) 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番(清水清一君) 5つの項目ではいろいろ考えて38億円何がしの予算になりましたという話でございましたけれども、その中で今、産業振興施策としてどのようなことを考えられて、今町長はもろもろ言われましたけれども、薬用跡地の関係とか言われましたけれども、

それも入っておるんだと思いますけれども、農業、あるいは商工業、あるいは観光業、それぞれの業種を考えたときに、そういう方々のための産業施策、目的を持って何か考えられて予算の中に反映してあるのか、ないのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

産業振興政策に係る予算ということでございますが、まず、農業振興費としましては、農業振興等に対する各種の補助金があります。そして、水田農業経営確立対策事業、それから農村地域の農政総合推進事業及び中山間地域等直接支払制度事業に係る経費を、これが1,143万5,000円を計上しました。

次に、山村振興対策事業費であります。これが山村振興等農村漁業特別対策事業に係る経費を、これは3万8,000円ですけれども、これを計上したところであります。林業振興費としましては、林業振興対策事業、それから分収林造林保育事業、松くい虫防除対策事業、及び原材料支給に対する補助金等に係る経費を901万3,000円を計上いたしました。

次に、水産業振興費でございますが、これは稚貝・稚魚放流事業、伊豆地域栽培漁業推進事業の補助金及び負担金、それから海中クリーン作戦の委託料とその他、水産振興に要する経費を261万3,000円を計上いたしました。

それから、商工振興費としましては、商工業の振興と中小企業者及び従業員の福祉向上のための経費として37万9,000円を計上いたしました。

次に、観光振興事業であります。これは観光の振興のための観光宣伝費、観光基盤整備費、観光諸団体への補助金及び負担金にかかわる経費を1,848万1,000円を計上したところであります。

以上が、各産業にわたっての産業振興のための経費の計上でございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ほとんどこれは、ちょっと言いにくいんですけども、国からの関連で国から来たのがそのまま横流していくというような予算も、トンネル予算みたいな形で持っているものもあると思うんですけども、町長が特別にのせたというようなそういうものが見られるのかなと、要するに先ほど言われた中山間地域というものは農林省の推薦でやって

いるわけでございます。そういうものが何かあったのかなと思ひまして今聞いたわけですが、そういうものがありませんでしたら、すみませんをお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた、国からの補助金等の事業はもちろん入っております。その他で商工会の例えば補助金は、これが前年度同様額の710万円、それから観光振興事業費、これが観光協会への補助金は対前年では18万円増の1,500万円、自然まつりの補助金も山ツツジまつり分が加算で50万円増と、こういったことで観光の面ではもちろんこれは町費でございますけれども、こういった予算を組ませていただきました。いわゆる必要とするところへはという午前中申し上げましたけれども、そういう考えのもとに予算計上してございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そうやって、いろいろ町長も考えられて大変うれしいわけですが、予算の中で補助金がございますけれども、今回、新たな補助金があると思うんですけれども、新たな補助金はどのような目的で、あるいはどのような考えでつけられたのか、その理由について2つだか3つあったような気がしますけれども、その理由をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新たな補助金と言いますと、ちょっと今浮かぶのが、まず加納の神社のトイレの関係が一つはございます。これは、夫婦楠が非常に観光的にお客さんが訪れるということで、あそこの利用度も高まってきておるようでありまして、たまたまトイレが老朽化をして、そしてあそこは4区での神社でお祭りを行っているわけですが、そこの敷地の中に共同のトイレがございまして、これはかつてあそこが防災用の避難地として町でもということの中で、かつて町の補助事業で建設したトイレがございまして、これが相当傷みが来ているということで、お客さんの使用に耐えられない、こういった要望が上がってまいりまして、これを若干ですが、町で補助して改修しようということで新たに補助金をつけてあります。

そのほかにはちょっと今、コンピューター空港の関係は例の官民一体でやっている関係の予算でございます、これも空港委員会ということで、一緒に取り組んでいます、その関連でそのとおりであります。そんなことであります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） すみません、質問がちょっととりとめもないもので、答えにくくてすみません。

それで、またその補助金なんですけれども、予算書をよく読んで、私もわからないことがあるものから、まとめて答弁の方をお願いしたいんですけれども、ことし、補助金をゼロにしたということで、今回予算書に載っておられないという形になっておりますので、前年の予算書と見比べて、ないとかいう形があるんですけれども、そういう形で端から全部めくって比べればいいんですけれども、そこはなかなかちょっと私の方も難しいものから、そういうものは一覧表でつくって、あるいは今発表できましたら、すみませんがお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） ことし、前からちょっと申し上げておりますように、総務課に補助金を一括しまして、その辺の明細的なものは、予算説明書の中には一覧という形になっておりますけれども、削減された、あるいはゼロになったという分がのっかってございませぬので、この辺の比較はできないと思うんです。

紹介させていただきます。

まず初めに、区長連絡協議会の補助金がございます。これにつきましては区長さんですけれども、町の非常勤職員で構成された団体という形で、二重払的な感じがちょっと抜けないう部分で本来自治振興事業という形で実施する場合は、町の予算に一般会計に予算計上するべきものではないかということで補助金はなくしました。

同じく交通指導委員会も同じような理由でございます。交通安全の推進に関する経費につきましては、団体補助という部分ではなくて、一般会計の方に予算計上するのが適当だという意味でこれもゼロになってございます。

そのほか、南伊豆町農業委員会委員協議会の補助金でございます。農業委員さんの資質の向上という形で職務の延長として事業を実施しているということの認識をしてございます。これについても非常勤の職員という部分だと思います。そういった部分で地域の現場に回す、

要する経費という部分は団体補助という部分ではなくて、一般会計の方に予算計上するべきではないかという部分で補助ではなく、一般会計ベースでの予算の方に計上いたしてごさいます。

そのほか、伊豆太陽農協の南中支店に農産物品評会の事業の補助金がございます。去年は5万6,000円という少額補助でございます。これは別に一般会計の予算の方から賞品記念品代という形で支出をしてございます。同事業に対する二重支出というような感が見えるものですから、これに対しましてはカットをさせていただきました。

そのほか、青野川ハゼ釣り大会実行委員会に対する補助金でございます。これは事業に対する補助金でございますけれども、当初の目的として、イセエビ祭の開催とハゼ釣りの時期が一緒だということで、ジョイント的なイベントという形で計画をされました。この宣伝を試みましたけれども、大会への参加者が町内小学生等が多数を占めているという部分と小規模の大会だということで、別の方法で支出の検討をした方が抜本的な事業の見直し等が必要ではないかという部分で、補助という部分ではなくしてございます。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の話ですと、5項ほどカットしたという形でございます。いろいろその団体がカットしていろいろ説明されたと思いますけれども、カットされたからといって何か騒ぎのようなことがないように、お願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。

定住促進についてお伺いいたします。

定年移住者の取り組みということでございますけれども、先ほど前半でも質問でもございましたけれども、限界集落の話が出ておりました。その中で、そういう地区に対しても定年移住者の地区に人が移り住むことによりまして、人足など、あるいはコミュニティーの維持機能がうまく回っていくのではないかと、草刈り等も高齢者だけでは草刈りもできないと、そういうところも出てきておられます。私の調べた中では、3集落ほど限界集落がございます。海岸の方に1集落、それで山間部に2集落という、65歳以上が50%超している地区は3集落ほどございます。ですから、そういう地区に定年移住者が住んでもらうような取り組み、よく雑誌には定年退職者の田舎暮らしという特集がつけられて載っておられますけれども、その中では、南伊豆町は移り住んでみたい市町村の一つに入っております。この団塊の世

代が南伊豆町で暮らしてもらって、移住してもらい取り組みも必要であるし、また行っていかなければいけないと考えますけれども、そういう取り組みを町長、あるいは企画調整課長、どういうふうを考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問でございますが、今言われたように間もなく定年を迎えるいわゆる団塊の世代を中心として、田舎暮らしや農業をして暮らしたいという希望者がふえてきております。

本町といたしましても、この問題につきましては、従前よりいろいろ議会でもご質問等もございまして、取り組んでおるところであります。そして、皆さんにお配りしました冊子もでき上がりました、こういったことで、これも一つの取り組みでございますけれども、詳細につきましては担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 定年移住者への取り組みのご質問の件でございますが、最近の我が国の取り組みは農林漁業体験や田舎暮らしなど、都市と農村漁村の住民がお互いの地域の魅力を分かち合うことで、人、物、情報の行き来を活発にしていこうと目指しております。自然環境やよりよい住環境を求める都市住民ニーズと、人口減少や産業の衰退等を背景とした定住人口や交流人口の拡大によって、活性化を目指そうとする地方ニーズとが一致した施策となっております。

本町といたしましては、総務省交流居住サイトからの情報発信を実施し、南伊豆町内の各地区のデータなどを集約した冊子を作成し、企画調整課を相談窓口として、希望者に町内の情報や現状などを説明しております。町長から紹介がありましたように、議員の皆様方に配付させていただきました交流居住情報紙は最新の情報を盛り込んだものでございます。交流居住者と町民が交流し、円滑な地域コミュニティーのお手伝いできればと考えております。

また、11月24日には、静岡県、賀茂地区1市5町、JA農協、JC下田青年会議所などで構成する里山生活応援クラブ（仮称）が設置され、行政と民間が手を組み、広域的な移住交流居住施策について、検討しているところでございます。今後さらなる情報冊子の内容充実、ホームページによる情報発信、町内の官民一体となった受け入れ態勢の整備研究に努めていきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この南伊豆町のデータは大変いいものでございます。つくってもらって大変うれしいわけでございます。これを、今ほどホームページに載せると言われましたけれども、早速すぐ載せていただいて、町外の方に南伊豆町はこうだからと、話になってくると思います。それで、また町に問い合わせもあると思いますけれども、そこをうまくやっていただくようお願いいたします。

それで、2つ目に、町営住宅、分譲地の取り組み、あるいは住宅のあっせん、利子融資の考えというところに移りますけれども、定住促進で町有地を利用した町営住宅の整備や分譲地を整備し、販売、あるいは賃借でもいいんですけれども、貸し付け等を行う考えをしてみたことはあられるのか。そしてまた、空き家住宅をあっせんするための住宅関連情報を集め、発信する努力も必要であると思いますけれども、この「みなみへ行こう！」の冊子の中で、先ほどもらったばかりなものでよく見ていないんですけれども、そういう情報を発信する、住宅情報の発信はやられるのか。こういうことをやられれば、Uターン、あるいはJターン、Iターンをする方に対しても大変いいのではないかなと考えます。

また、利子補給の方では町内へ家を建てる人、またあるいは家をリフォームする人に対して、融資枠を設けて貸し付けたりすることがあってもいいのではないかなと、家をせっかく、空き家も多いわけですから、家が直してはだめだとかという話もあるんですけれども、リフォームして住んでもらえたら人口がふえるということは大変うれしいことですから、そういう考えでできないのか。

また、あるいは農協等、あるいは銀行のローンがございまして、そういう形に対してある要件を達した場合は金利が安いですから、利子補給というだけでも大したことはないんですけれども、聞こえが大変いいような気がするものですから、そういう考えはなされたことがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 町営住宅、分譲地の取り組み、住宅のあっせん及び融資、利子補給の考えのご質問の件でございますが、関連がありますので、あわせて説明をさせていただきます。

現在、本町では、上賀茂住宅、加納住宅、中木住宅など、5団地40戸の町営住宅がありま

すが、どこも空き家はなく、どれもが公営住宅法の適用を受け、町内在住者や所得制限など入所基準があり、交流居住希望者への優遇につきましては多くの問題があると思います。また、新規の町営住宅建設、分譲地の取り組みや融資、利子補給などに関しましても、財政的にも費用対効果の側面からも困難が予想されます。

住宅のあっせんにつきましても研究しているところでございますが、町で実施する場合には、不動産業者との関係から問題が多いため、静岡県宅建協会伊豆下田支部や、JA伊豆太陽農協を紹介させていただいております。

以上のように、本町では、交流居住に関しての助成制度や優遇制度を導入していないのが現状であり、先ほど申し上げましたとおり、町の情報をできるだけ詳細、かつ正確に提供することにより、交流居住希望者と町民が交流し、円滑な地域コミュニティーが図れるよう事業を展開しているところでございます。

また、町の財政状況や費用対効果などを考慮しますと、行政がハード的な事業をするのではなく、民間事業者がビジネスチャンスとしてとらえていただき、展開していくことが地域の活性化につながると考えております。

そのためには、今後も行政と民間を含む広域的なネットワークづくりなど、移住交流居住施策について整理研究に務めていきたいと思っております。

なお、定住促進は現在、本町に在住されている方に快適な生活空間を提供することも重要なことであり、ひいては交流居住希望者にとっても喜ばれることにつながると考えております。定住促進のためには、道路や河川などの社会資本整備、防災対策、介護福祉事業、教育環境事業などあらゆる分野で事業を推進していくことが必要であると思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そういう考えでもいいわけでございますけれども、よくIターンされる方は、畑をつくりたいと、あるいは農地つき住宅が欲しいんだという形で来ると思っています。そんなときに、不動産業者の方々もいろいろ条件的に難しいとかという形でなかなかあっせんも難しいと思うものですから、そういうところは役場の方で少しあっせんという形をとった方がいいのではないかなと、不動産屋さんが扱えないものについてはやってみてはどうかというふうに考えてみては、考え方はいろいろあるんですけれども、私の考えとしてはそういうふうに考えます。

そういうつもりでいるものですから、ぜひともそういう取り組み、情報発信とか、定住促進についてはぜひともこれからもこういういいことができたわけですから、これをもっと広めていっていただくようお願いいたします。

続きまして、役場組織の見直しということで、谷川議員が先ほども言われたものですから、ほとんど一緒なんでございますけれども、現在、11課局23係となっていますけれども、この課局の統合も必要と考えます。今回、1つ統合になったという話でございますけれども、これからの目標として、最終的に町長はどのぐらいまで削減統合を考えられておられるのか。組織の見直しとして課局をどういうふうを考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この役場組織の見直しにつきましては、先ほど谷川議員のご質問にもお答えしました。

今、清水議員の言われる将来はということでございますけれども、時代に合った効率的な行政運営ができるように、考えていかなければならないかと思えます。ですから、今回行う機構改革だけでなく、今後も時代に合った即応した機構を組織していかなければならないという考えであります。効率的な行政運営ということが考えられます。そういう中で、今、ではどの課をどうということはそれはまだ申し上げられませんが、とりあえず、先般全員協議会でご説明したような内容の中で4月からスタートしたいという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 時代の流れに乗って、その時々考えられるのかなというふうに思いましたけれども、それに対しても、先ほどの谷川議員が言われたように、職員の質向上が必要だと、1人の人が多くのものを持つようになるわけですから、ぜひともそれは推進していただくようお願いいたします。それも時期時期を見て、課局の統合についても組織の見直しについても時期時期で適時お願いいたします。

この話はもうほとんど終わっていますので、次にいきます。

4番目、助役らによる合併調査委員会というのが、この間新聞に出ておられました。また、いろいろ話が出ております。この新聞によりますと、1市5町の首長会で助役らによる合併調査委員会で、合併した場合の新市の財政シミュレーションを作成する方向となったという

ことでございます。それについて町長はどのように、この中身についてどのように考えられておられますか。このシミュレーションをつくる段階になった段階について、感想をお願いいたします。考えを。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この助役を委員とした合併調査委員会の中で、財政シミュレーションということはこれは前から言われてきたことでありまして、今回は特に例の任意合併協の話等も出た中で、今ある調査委員会でもう少し充実して、そしてその中でそういうことを詰めていったらどうかということの中での職員の配置でありますので、それについては何ら特に新しいという、人員配置ということはもちろん新しい体制になるわけですけれども、今まで引き続いてきたことをより充実強化して進めていくということですので、財政シミュレーションがあり、ほかの資料づくりであり、私は何ら特に従来変わらないという考えであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これまでの予定どおりのことをやっていく中の一つだというふうにとりました。それで、シミュレーションをつくられるという話なんですけれども、財政見直しは平成17年度の決算、あるいは18年度決算見込みの数値をデータで行うという話を聞いております。

それで、その中には各市、町の行革の取り組みや事業計画を考慮しながら、県の手法を参考にシミュレーションを作成するという話でございますので、町でも同じようなデータで町で結局データの期限の位置が違えば、結果もまた変わってくるわけでございますから、県と同じ時期に同じようなデータを町でもつくって見たらどうかと。要するに、合併したときの数値がこういう数値でございます。それで、町単独でいった場合の数値はこうでありますという、町でも県の手法を参考に同じ時期に一緒につくって見たらどうかと、そういうことは助役らの3の市と町があります。下田市と河津町と松崎等は職員を出しておられるという話でございますけれども、それと同じようにやることによって、町の職員も同じような勉強ができていいんじゃないかなと考えますので、そういう町独自のシミュレーションをつくるような考えはございますか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） これは町長答弁になっているわけなんです、今度調査委員会の方で資料を提供して統一した条件のもとに、財政シミュレーションをつくり出すということでした。今現在、その資料を提供すべくその準備を進めている段階でございます。中身的には先ほど清水議員がおっしゃいましたように、一定の条件ということですから、検討して、例えば、今回の場合は経済成長率が2%であると。今、行革、集中改革プランでは、それぞれ市町の行革集中プランに基づいて行くと、あるいはその定員管理計画等々でございました。

また、独自の財政シミュレーションということですが、昨年12月に私どもが財政見通しという形で皆様にご説明申し上げましたけれども、非常に財政見通し、財政シミュレーションが難しい。先ほどの議員も言っていましたけれども、その場その場によって日々変わる、方針が変わる、あるいは事業が変わる、何が変わる等々がございまして、確かに昨年12月にご説明申し上げました財政見通しも、かなりの数字がこの予算としては変わっているわけです。非常につくるのが難しいわけですが、平成19年度中には収支均衡型の予算ではないですが、財政計画として町独自の財政計画書というものはつくって皆さんにもお示しをしたいというふうに考えてございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 合併調査委員会でシミュレーションをつくるという話でございますので、今も課長が言われましたけれども、時々でデータが変わってくるという話でございますから、同じ時期に一緒につくってみたらすぐわかるんじゃないかと。そのときに、各町の事業計画はどの程度反映されていくのかわからないわけでございますから、合併調査委員会の中ではわからないわけでございますから、その同じときにつくってやってみると、ではこういう事業が本当は必要なのに入っていないかとかという話になってくると思います。

その中で考えてみるに、ある事業が入っていないということになりますと、合併した場合の地域内格差、要するに、町内の格差が、あるいは新市の格差が出てくるんじゃないかなと、周辺部の町民、住民がないがしろになるようなことではまずいわけでございますから、そういうことを考えるに、シミュレーションがあったときに、そういうないがしろになって地域内格差が出てくるようなことになっては困るわけでございますから、そういうことをシミュレーションの中でも事業として組み込んでいくよという形もあっても必要ではないかなと考

えますので、ぜひ、そういうことをやってつくっていただきたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 助役。

〔助役 小針 弘君登壇〕

助役（小針 弘君） 今、清水議員がおっしゃられた、全くそのとおりでありまして、今のこの調査委員会は実質的には今まで5回開かれましたけれども、今後、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、河津町、下田市、松崎町と3町から職員が派遣されて、そこで初めて事務局が、それ以前は広域圏の事務局を下田市だけで抱えていたわけですが、非常に事務的にもこなし切れないというふうな実情がありました。今度はそういう形が解消されて、本格的にかかわれるというようなことがあるものですから、この調査委員会の中で課長で構成します幹事会、またその下といたしますか、前段で担当者による会合、そういったところを段階を経ていろいろな市、町の状況を出し合いながら、最終的に調査委員会のところで別にするというふうな段階を踏むようになると思いますので、今までよりもより議員のおっしゃられるような方向がしっかりしたものができると考えております。そのような方向で進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これからのまちづくりをどう考えていくかという問題だと思うんですね。合併もまちづくりも一緒だと思います。ですから、このまちづくりを考えてつくった先に話し合いによっては合併があるということだと思いますので、このまちづくりをどうやって町民の方々と考えていくか、あるいは南伊豆町についても周辺地域のことをどうやって考えていくのかと、そういう人たちのことも考慮しながら、新しいまちづくりの中で、そういう助役とか首長さんの中で、この審議会の中で計画なんか練っていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君の質問を終わります。

散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 漆 田 修

平成19年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年3月7日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 4 議第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 5 議第 6号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 6 議第 7号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 7 議第 8号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第11号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第12号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第14 議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第15 議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第16 議第17号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第17 議第18号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第18 議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約制定につ

いて

- 日程第 19 議第 20 号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約
制定について
- 日程第 20 議第 21 号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約
制定について
- 日程第 21 議第 22 号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議第 23 号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 23 議第 24 号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例制定について
- 日程第 24 議第 25 号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定について
- 日程第 25 議第 26 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例制定について
- 日程第 26 議第 27 号 工事請負契約の変更について（平成 18 年度町道大平 B 線道路改良
工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
4 番	谷 川 次 重 君	6 番	梅 本 和 熙 君
7 番	藤 田 喜代治 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	石 井 福 光 君	12 番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 鈴 木 史 鶴 哉 君 助 役 小 針 弘 君

教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君
企画調整課長	高 橋 一 成 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	外 岡 茂 徳 君	窓 口 税 務 課 長	石 井 司 君
健康福祉課長	小 島 徳 三 君	会 計 室 長	佐 藤 博 君
教育委員会 事務局長	谷 正 君	水 道 課 長	小 坂 孝 味 君
生活環境課長	大 年 清 一 君	総 務 係 長	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日目の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

6番議員 梅本和熙君

8番議員 漆田修君

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

保坂好明君

議長（藤田喜代治君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、最初の新年度予算についてでございます。

要旨の1から3、これは関連がありますので、総括、一括して質問をさせていただきます。

昨日、同僚議員も新年度予算についてはいろいろな質問により、また、その編成における

町長の考え方は十分に理解をしておりますが、若干確認をさせていただきながら質問をさせていただきます。

予算案の概要資料、並びに予算編成方針にも新年度予算の重点項目は、1の事業のスリム化、それから、2のめり張りある施策展開、3の収支均衡型財政への転換とありますが、では、この1から3を重点項目として掲げた理由、これを簡単にご説明を願いたいと思います。議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの3点ほど言われました重点項目でありますけれども、これは、やはり限られた予算の中で、より効率的な行政運営をしなければならないという基本的な考え方のもとに、この3点を重点項目として掲げ、予算編成をしたところであります。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今のご答弁でありますけれども、いわゆる基礎的自治体としての役割を果たすための財政基盤の強化、並びにその基礎体力の確立が不可欠だと、それと同時に、今言われました歳入不足の解消、歳出削減に向けた効果的な対応ということであろうと思いますが、昨日、その組織の見直しの質問で、新年度より目標管理制度を導入するという総務課長からの答弁がございました。目標を明確にすることで職員にやる気と責任を持たせる試みであると理解いたしますが、私は、この試みを高く評価したいと思います。

これと同時に、同じ考え方から、先ほど伺いました基礎的自治体としての役割を果たしていくための財政基盤、その基礎体力の確立や歳入不足の解消と歳出削減に向けた効果的対応を図る上で、その具体的内容や数値目標は明確に設定されて進める考えであるのか、この辺をお聞かせいただければと思います。これは、総務課長でも結構です。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 具体的な数値目標というご質問でございますけれども、昨年12月ですか、財政見通しでお示ししましたけれども、財政見通しによりますと本当に厳しい状況が懸念されるという形で、今年度の予算につきまして重点項目を定めて、当然町長が答弁いたしました安定した財政運営の推進、あるいはその財政基盤の強化というものを目指しておりますところでございますけれども、具体的な数値という部分では、現在指標してございません。

目標管理制度につきましても昨日議員の方にもご答弁申し上げましたけれども、具体的な個人個人の数値目標、そういったものについてはまだ考えてございません。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今後の一つの提案として申し上げておきますけれども、進めるに当たって、これはいろいろあると思いますけれども、できる限りそういった設定をして、その目標を明確にしてそれに突き進むというような姿勢で臨んでいただければということでありますので、ぜひ、そのような考え方をまたもう一度再確認をしていただきたい。

今ご答弁にありました、それと、きのうの施政方針の中にも、なかなか財政が厳しいというお答えもがございます。そこで、今までを顧みる上でのご質問をさせていただくわけですが、過去の当初予算の数値上の規模から見ますと、その数値から考えられること、特に財政運営を判断しますと、平成13年から15年の数値が、これが突出しておるわけでございます。

そして、その平成12年度の決算から実質的将来財政負担額を見ますと、平成13年度から著しく悪化して、その比率で見ますと平成12年度76.3%であったのに対して、平成13年度が100.9%、それから平成14年度は111.1%、平成15年度においては149.9%、これは、ちなみにこの安全圏と特に言われるのは50から100ということでございますけれども、この悪化の理由は、昨日も同僚議員から質問をいろいろしてございましたけれども、いわゆる財政調整基金の切り崩しと起債によるものであるということは明白になっております。

そこからわずか3年目のその予算において、昨日の町長の答弁にもありましたが、収支均衡型約38億円の規模予算の転換に余儀なくしたというのが実情であり、私は本音だと思うわけでございます。

ただいま述べました現在に至るその財政運営の状況を町長はどのように見知り、また、収支均衡型への転換をする理由、これは将来を見通す上においても非常に大事なポイントであると私は思いますので、町長ご自身がどのように判断されたのか、決断されたのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですけれども、新年度予算が、昨日ご説明しましたけれども、40億を切

る予算規模になったということでありまして、これはやはり我が町の今置かれている財政状況等を考えますと、やはり削減せざるを得ないという、私が昨日表現をしましたけれども、そういう状況にあるわけです。

そして、現在までの財政運営と収支均衡型財政転換ということですが、本町の財政というのは、国・県からの依存財源が非常に大きなウエートを占めておるわけでありまして、地方交付税、そして各種国庫補助金の削減、それから、国庫補助の減額によるところの県からのつけ増し補助の減額等、国・県からの財源の確保が非常に厳しい状況となってきました。

一方、地方財政の根幹をなす町税はどうかといいますと、これも長引く不況の影響による観光産業の不振で伸び悩み、安定した自主財源の確保もままならないという状況にあります。そして、財源不足等の調整のための財政調整基金も底をつくと予想されるわけでありまして。

歳出につきましても、メリ張りのある予算編成を行って、そして、投資的経費の抑制に努め、義務的経費においては極端な減少は急激には望めませんが、より一層の効率的な行政運営に努めることにより対処しなければならないという状況ではなかろうかと思えます。そういった観点から、新年度予算を編成したわけでありまして。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 本当にこういう状況の中で、多分町長の頭の中にもあるというように思いますが、この町民の要求にはすべてこたえてやりたいということは、当然町長だけでなく、ここにいる皆さんそれぞれ同じ考えだと思うわけですが、今の町長の答弁を介して考えるならば、当然無理をしたり、それから、責任のない運営はできんよと、そして、その中でも物事の順位性や緊急性を考慮して、身の丈に合った財政運営を粛々と進めるというような理解であると私は受けとめるわけですが、町長、よろしいでしょうか、そういう考えで。

それでは、今の質問に引き続いてなんですが、この財政転換を図った、転換をして今後の財政収支と今後のその見通し、これについてはどのようにご判断されるのか、この辺をまたお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、事業のスリム化等とともに歳入の新たな確保、そして繰出金の抑制、そして補助金や扶助費等についてもなお一層の見直しを行いまして、そして、安定した財政運営の推進のために収支均衡型への転換を目指してまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、平成19年度の当初予算では、定率減税廃止により税源移譲等地方税の増収があり、自主財源が前年対比31.1%から34.7%へと、依存財源が68.9%から65.3%へととなっておりますが、地方交付税、国・県の補助金の先行き不透明な部分を考えますと、不足分は財政調整基金、あるいは町債等の依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

このような状況下で、当町の財政見通しについて平成18年12月にも説明をいたしましたけれども、平成18年9月補正後の予算をもとに一般財源ベースで一定の仮定に基づいて、平成19年度から平成23年度までの5年間の試算を行ったものであります。その試算の結果は、平成19年度には財政調整基金を全額取り崩しても2,000万円弱の財源不足が生ずる結果となり、その後、平成23年度まで毎年3億円前後の赤字が出るとの見通しでありました。

しかし、今回予算編成を行った結果では、財政調整基金は3,200万円の取り崩しで、19年度末残高は2億1,224万1,000円となる見込みであります。これにつきましては、町税等の自主財源の増加と徹底した事業の見直し、削減を行った結果であるというふうに考えております。これからもさらなる行財政改革を推進し、収支均衡のとれた財政計画を策定し、財政健全化を進めてまいり所存でありますので、議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） まさしく町長の言われるとおり、行財政改革のたまものだと私は判断します。

私も、過去にこの場で財政シミュレーション等については質問をさせていただきました。きのうの同僚議員の質問でも、当然その内容についてはありましたが、シミュレーションというのは、その数値で当然先が変わっていく。ですから、ある意味当たっている部分もあれば、なかなかそうでないということでもあります。そこにおいて、今回の行革の取り組みから今年度の予算、それを反映すると当然今町長が言われた数値が出てくるわけでございます

けれども、この町独自の財政計画を作成すると私は確認をしておりますが、昨日、町長から施政方針にもありましたけれども、町の懇談会ですか、町内懇談会を進めますよと。そのときに、この財政計画等を持って行かれるのか、私は、ぜひそれを持って町民に実情を話ししてほしい、説明してほしいというように考えるわけですが、その財政計画、これらができるのか、その懇談会に間に合うのか、この辺をご確認をさせてください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですけれども、昨日もお答えしましたけれども、今、合併調査委員会の方でいわゆる1市5町で財政的な将来見通し、いわゆる財政シミュレーションについても資料づくりを進めることとなっております。それと並行しまして、我が町にあっては、やはり昨日申し上げましたように、財政シミュレーション、いわゆる財政計画を当然のことながらこれは合併関係あるなしにかかわらずやらなければならない。ですから、今保坂議員が言われたように、今後開催を予定しております地区懇談会においては、それらはやはり町としても当然のことながら、町民の皆さんに対してはつぶさにできるだけ正確な数字を公表して、そして理解を得なければならないというふうに基本的には考えております。具体的な内容等につきましては、また、総務課長の方から説明させます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 町独自の財政計画というお話ですけれども、昨年12月の一般質問にもお答えいたしましたけれども、19年度においても収支均衡のとれた財政計画を策定してお示しをするという形をコメントいたしました。スケジュール的には、当然18年度決算を終了した5月以降、夏場の作業になるかと思えます。非常に事務方も財政シミュレーションは非常にエネルギーの要る、時間のかかる作業でございます。当然、合併調査委員会でも、ある一定の同じ法則のもとにやるわけですけれども、それとは違った形にはなろうかと思えます。そういった形で、この夏以降、秋ぐらいには完成はできるのではないかというふうに思っています。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） そうすると懇談会には間に合わないということですか、いかがでしょ

うか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 懇談会の開催の時期がいつごろかという部分が、私どもちょっとはっきり打ち合わせをしてございませんものですから、その辺はちょっとお答えできません。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） せっかくの取り組みです。さきの問題もかなり大きい問題ですから、ぜひとも町の現状を町民の皆さんに示して、ご判断をいただきたいというふうにと思います。

では、これで1番目の質問については終わりました、2番目の希望の持てるまちづくりの推進について質問をさせていただきます。

先月14日の全員協議会において、企画調整課長から石廊崎風力発電建設計画についての説明があった折に、町内の動向についても若干触れて話をされておりましたが、伊豆半島内の観光が低迷する中で、その商業施設やホテル等の土地利用事業の動きがあり、他の市や町では見られないという現象が町内に起きていることは事実であります。

それは、順調な業績による投資のものと新規、または事業拡大によるものというふうに分類されると思うわけですが、同時に雇用の発生があるということも伺っております。これは、まさしく明るい兆しがあるということで私はとらえるわけですが、その頑張っておられる経営者のその経営理念や経営手法、当然これは教えてくださいと言っても教えてくれるものではありませんが、地域づくり、まちづくりを進める上においては当然我々も習う点が多いというふうに思います。いずれにしましても、これらの展開はすべて民間主導、または民間活力によるもので、当町が何をしたという状況ではございません。

そこで、ここから本題に入らせていただきますけれども、若干でも民間に元気が出てきたと。その反面、まだ元気が出ないところ、当然そこに元気を出していただくために、町当局、また我々が何をするかということが当然問われるわけですが、この施政方針並びにその予算編成方針の文言の中に、人口減少、高齢化の進行、観光入り込み客の伸び悩みなど、地域経済はますます厳しいということがうたわれております。だからこそ、我々この政治が何をするかという尺度で以下の点について質問をいたします。

旧薬用試験場跡地利用についてでございますが、昨年、ふるさとづくり推進委員会の最終答申を受けてから現在までどのような事業計画を検討されてきたのか、その進捗状況と今後の計画見通しを具体的にご説明をいただきたいとします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ふるさとづくり推進委員会の最終答申を受けてから現在までの事業計画の進捗状況と今後の見通しということではありますが、12月の8日に、昨年、ふるさとづくり推進委員会から旧厚生省跡地の利用計画の最終答申を受けまして、関係職員により答申書のとおり交流拠点として整備できるよう協議を進めておるところであります。

この件につきましては、昨日の施政方針で申し上げましたが、答申の内容は、町民や観光客も含めたすべての方の交流拠点として整備することが基本となっております。現在、関係職員により調査・検討しておるところであります。具体的な内容につきましては、企画調整課長から説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） ふるさとづくり推進委員会の最終答申を受けてから現在までの事業計画の進捗状況と今後の見通しのご質問の件でございますが、本町では、ふるさとづくり推進委員会から旧厚生省跡地の利用計画の最終答申を受けまして、12月18日、関係課長及び主幹クラスの職員を集め、交流館建設の1案と既存施設の再利用の2案について、それぞれ事業実施における問題点について該当する補助制度はあるか、ある場合はその内容と課題及びスケジュールについて今後検討すべき事項等につきまして整理の上、調査・研究をしてまいりました。

事業実施における問題点としましては、財源確保の問題、埋蔵文化財の問題、管理運営主体の問題などが挙げられました。

補助制度につきましては、増改築の場合は補助制度がないこと、農林水産関係の国・県補助金、観光施設整備事業の県補助金、コミュニティ施設関連の県補助金等が挙げられましたが、審査基準や制約が多く、計画案に適合するか疑問が多く、難航しているところもございます。

なお、3月1日に、再度関係職員を集め、これまでの調査結果を踏まえ、今後の方向性について協議し、検討しているところでございます。

当面は、当該地の付近に日詰遺跡の埋蔵文化財包蔵地があるため、新年度早々に遺跡の確認調査を実施する予定でございます。また、確認調査の結果次第ですが、事業の実施にはある程度の時間がかかることも予想されることから、事業計画の推進と並行して既存施設の有

効利用の観点から、出入り口の一体化、利用されていない倉庫の解体、希少価値の少ないヤシの伐採等により車両の移動を容易にし、駐車スペースを広く確保することを計画しております。

答申書にもありますとおり、町民に親しまれ、多くの人の交流拠点として整備できるよう鋭意努力してまいり所存でございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 経過的な内容は非常によくわかりました。一番問題なのは、当然何をしてもその財源確保、これが一番重要なのかなと理解するわけでございますけれども、当然あそこを購入してから月日も大分たっております。それで、その中において、湯の花、並びに足湯、それから展示したりいろいろあるわけでございますけれども、中には将来の南伊豆を考える場合に非常にいいものも育ってきております。ですから、当然今のままでいいという私は判断はしていないわけでございますけれども、いわゆる先ほど町長、並びに担当課長さんの話がありましたその交流拠点、しかも私が考えるならば、町内の子供からお年寄り、また当然お客さん、訪れる方々、その方々がそこに集まる場所、ということは、いわゆる商工、観光、この福祉、これの集積地に私はするべきではないのかなというふうを感じるわけでございます。

ですから、そうやって考えると、いわゆる南伊豆町のこの地域としてのランドマークという位置づけが私は当然考えられるというふうに思うわけでございますけれども、その流れの中でその財源の確保という視点から、その建設に当たっては、その事業の目的に合った、当然国・県の補助制度、これを勉強する、研究するということは非常に大事であります、事業の趣旨によってはPFI方式の導入も私は検討するべきだというふうに思うわけでございますけれども、この辺の考え方、先ほどご説明の中にはありませんでしたので確認をさせていただきたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの建築方法というんですか、建物の内容ですけれども、これにつきましても当然今後検討しなければなりません。ただ、その前に、先ほどから申し上げておりますように、やはりあそこへどういったものを、何の事業を補助を得てやろうか、

そういったことを今検討しておる段階ですので、これらも含めてふるさとづくり推進委員会の答申を尊重しながら、今申されたようなことを十分踏まえて、今後検討、協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 特に、湯の花売店には、聞くところによりますと今期も約5,000万円強の売り上げがあると。その生産者の数も303人ということで、当初からすれば非常に成績を上げてきている。ただ、側面的にまだまだ支援をしなければならないところも当然あるのは事実であると思うんですが、そういったこと、その生産者が元気が出てくるということは非常に大切なことであり、さらに、そこを側面的に応援するのであれば、今の売り場の面積が適当なのかどうなのか、そういうことも検討する余地はあろう。しかし、それをすべて今後は行政の方で段取りして、ではそこに賃貸でお出しするのか否かというような問題も出てくるわけでございますけれども、私は、そういったときに、やっぱり協働という位置づけから、また、いろいろな面を図る上で出資をしていただいて、それを元にやっぱりその国や県の補助を願うということも私は必要であるということで考えますので、PFIの方式ということをご提案申し上げました。

この場所の位置づけからして、当然その南伊豆町のここはへそというような位置づけに当たるわけでございます。私は、この計画がなぜいいかということのもう一つの理由として、自主運行バスの拠点としても考えてみたらいかかということでございます。

1つは、当然そこに拠点ができることで町内へ入る場合、この拠点からまた目的地へ向かうルートが設定できる。2つ目には、今度は町外へ出る場合においては、この拠点に人が集まることでバス会社独自の運営でお願いすると。南伊豆の場合はクモの巣状というか非常に路線が多くて、当然その自主運行バスを計画する際にも苦慮をするところでもありますけれども、やっぱりそこに、この今の場所、道路から接している場所をそういった拠点としてとらえるならば、私は今のようなことが言える。ということは当然その運行形態、これを考えるいいチャンスではないのかなというふうに理解するわけでございます。

そして、そのバスの待ち時間というものが当然出るでしょう。でもそこに先ほど言いました足湯やいろいろなものがあります。当然その時間をつぶすときにも、これはいい場所として図られますし、また、観光で訪れた方に対しては、そこが先ほど言いました商工・観光・福祉という集積地になるならば、観光案内やそれと今進めております町内探訪のためのその

ガイドというものがそこにおいて、まさしく町内を探訪できるということが私は考えられるということから、そこをそういう拠点の伏線として自主運行バス、これを念頭に入れるべきではないのかなというふうに思うわけですが、その辺はどう考えられるのか、担当課長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今保坂議員が申されましたように、旧厚生省伊豆薬用植物試験場跡地利用計画案の提案を受けましたふるさとづくり推進委員会から、それによりまして乗客数が少ない系統を廃止し、代替措置として下賀茂乗りかえという下賀茂を中心とした運行計画を導入することにより利用客、これは観光客を含めてでございますけれども、不便を生じないよう配慮し、経費の節減を図ることを目的として、あわせて検討していきたいと考えております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひこの辺の検討はしていただきたい。その会長でもあります助役さんもいらっしゃいますので、せっかくですから助役さんにも答弁いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいまのお話ですが、課長からも答弁いたしましたけれども、バスの拠点、自主運行バスですが、自主運行バスにつきましては、もう以前から相当な問題として提起をされておりますので、やはりこれを機会にここを拠点とした今のルート、そういったことを本格的に検討したいと、そんな考えでおります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひよろしく願いいたします。

それと、ここで一つ私ご提案を申し上げたい。その自主運行バス、また観光拠点という位置づけからも交流拠点でありますけれどもそれができるということから、一つこれは産業観光課長にお伺いをしたいわけですが、現在行われている第9回のみなみの桜と菜の花まつり、いろいろな面で苦戦するところもあれば、そうではない、来るときにはやっぱり多くのお客さんが訪れるということでありまして、また自然による影響がこういったイベン

トというのは大きく左右しますので、なかなか目標数値には至らないというところもあると思います。

それで、この桜まつりというのは、中心は河津桜ですね、これというのは、その河津桜だけに絞り込んだ理由というか、まずそれと、ではなくて例えばその下流にはソメイヨシノがあるわけなんです。この里山を見るとヤマザクラが、特に南伊豆のこのヤマザクラは私は本当に素晴らしいと思うわけでございますけれども、その期間を考えると、私も専門ではないので知っている方にいろいろ伺うと、4月の10日ぐらいまではその期間として考えられるのではないかというようなお答えをいただいております。

そうすると、今3月10日で終わるのが4月の10日まで、桜という位置づけでそれができる。ですから、その辺の例えばこのイベントの延長とあわせて、桜と菜の花だけではなくて、いわゆる今町内を見ますと、実績また歴史もありますヘルスアップ教室、温泉を利用したヘルスアップ教室、これを町外の方々に提供する、当然内容は変わりますよ。内容というのは、その手当てを含めて内容は変わりますけれども、温泉とヘルスアップ、ですからそれを伴いまして町内の民宿さんと連携する。その食事メニューというのは、ヘルスということからして今までの従来どおりの民宿メニューではなくて、カロリー計算された、いわゆる何というんでしょうか現代風湯治場というか湯治商品として設定することができないのかなと。それを路線で、伊豆急さんもありますけれども、JRさん、これは売店を持っていますので、JRさんと連携する中で期間を長く持たせ、それと健康というもの、健康というものは考えるならば、当然そこに先生がいて診断をするということがあれば、定期的にリピーターとしても図れるということを設定できないのかなと。これは今すべて答えてくれということではないんですが、一つ提案としてそういうことを申し上げたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 非常に多岐にわたってご提言いただきましたけれども、まず河津桜をなぜ今までこういうふうな形でやってきたかということでございますけれども、ご承知のように第1回から第9回まで、ことし9年目でありますが、自然まつりの一環としてつながるというようなことで理解しております。

したがって、今後ですけれども、2月の5日から3月の10日までがみなみの桜と菜の花まつり、それから4月の10日ごろまで、いわゆる別のヤマザクラあるいはソメイヨシノ等々も連携した形で延長したらどうかということでございますけれども、確かにおっしゃるとおり

南伊豆は桜の種類が多くて、見たとおり温泉と湯煙といわゆる谷間に、非常にロケーションが素晴らしいと思います。そこが一遍に桜が咲けば、当然お客さんも来ていただいて喜ぶということで、非常にいいご提案なんですけれども、何せいろいろな財源とか、それから実行する上で非常に難しいところも、期間がまた長くなるというだけなのか、その辺がちょっと非常に厳しいものですから、その辺はその実行委員会等、今後課題としてご提案できればしていきたいと、このように思っております。

それから、温泉の関係でございますけれども、やはり銀の湯会館を中心とした、今言いましたそのヘルスアップ、そういうことも当然のことながら一緒にその中で考えができれば、このように思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） なぜこれを私お話ししましたかというのと、その桜まつりの使っている河津桜、このいわゆる元が相当その後、町外いわゆる河津もそうなんです、町外を含めて県外にも出ている。ですから、それらが成長してくると当然その集客として入れるのではないのかなという懸念が一つございます。ただそうはいっても、やっぱり河津、南伊豆、その先進地としてのこのブランドというのは当然生きると思いますが、ただ、それに甘んずることなく、第二、第三の手を打っていく必要が私はあると思いますので、そういうご提案をさせていただきます。ですから、今課長から前向きなご答弁をいただいて、実行委員会等にも諮る中で、ぜひその南伊豆らしさを売るということを念頭に考えていただきたいというふうに思います。

では、次のまた質問でございますけれども、南伊豆町まちづくり推進会議、これは仮称でございましたけれども、その当町とのかかわり方、指導、支援体制についてお伺いをいたします。

新聞報道でもありましたが、既にご存じだと思います。先月2月21日にこの団体の初会合がありまして、正式名称を南伊豆町・石廊崎元気発信ということでスタートいたしました。この石廊崎活性化に対する過去の経過を見ますと、平成14年度において当時の県行政センター、これは賀茂支援局の前身でございますけれども、中心となって石廊崎周辺活性化検討会ですか、これを立ち上げ取り組みましたが、数回程度の会合を開いただけで終わっている。

そして、当町の当時の町当局の動きでございますけれども、ここにそのときの石廊崎ジャ

シングルパーク閉園対策の経過という資料がございます。この中を見ますと、平成15年6月2日に、当時の町長、助役で、岩崎産業の自社ビルが東京銀座にあります。そちらに出向いている。そこで土地交渉は町とだけにしてくれということをして、土地購入を希望したということでもあります。同年7月9日、助役を委員長としてジャングルパーク閉園対策庁内検討委員会を設置しました。同年10月7日、ジャングルパーク閉園対策庁内検討委員会を設置したものの具体的なその提案がなされない状況で、これもこちらにあります。いわゆる県知事に要望活動を行ったと。

この内容を見ますと、本当にどうするんだという具体的な提案というのはいないんですね。私もたまたま議員になってすぐだったと思うんですが、当時の第1常任委員長が個人的な所用がありまして、おまえに行けということで私行かせていただいたので、当時のその話された内容、それからどういったことがあったのか、つぶさに頭の中に入れておるわけでございますけれども、そういう陳情活動を行ったことでもあります。それから現在に至る経緯は皆さんもご存じでありますので、この場合は控えさせていただきますが、前回までのこの動きと、今回このような会が立ち上がったという動きには、根本的に違いが町長、一つございます。

それもここにその書面がございますけれども、石廊崎の皆さんから平成19年1月18日の日付で各関係者、関係各位に協力要請書といったらいいんでしょうか、そういった文面になっておりますけれども、皆さんからいただいております。内容については、簡単に述べますと、長く低迷する石廊崎観光を再生すべく、区民総意をもって決めたのでご協力をお願いしますということでございます。地元区民がこの危機意識を共有して立ち上がってくれ、それを受けて、先ほど言いました会が発足するわけでございますけれども、このことが過去とは全く違う状況であり、まちづくりを進める上での基本的な第一歩と私は考えますが、町長はこの動きを、動向をどう見ていただけるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのこの南伊豆町・石廊崎元気発信の発足に当たりまして、石廊崎からの強いそういった要望が上がってきたということのをこれは申し上げました。町としましては、この地域活性化を図るため同会の趣旨に賛同するわけでありまして。そして、先般のこの会議にも助役、あるいは企画、産業観光等担当課長も出席をさせまして、そして支援体制を組んだところであります。今後とも、同会と連携をしながら積極的にこの問題については取り組んでまいり

たいというふうに思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 本当にありがたい、心強いご答弁ありがとうございます。

この団体の組織は、今町長申し述べましたように、助役を先頭に企画調整課長、それから産業観光課長が入っておられるわけですが、そして、その組織は理事会を置いて、その下部組織として作業部会を設置し、その委員には広報やそれから町内外の有識者を募って、またその意見収集にはアンケート等を活用して幅広く皆さんの意見、提案をいただきたいということを伺っております。そこには、当然皆さんが協力して、汗と知恵を出すということが前提であります。そして、それが新生石廊崎にふさわしい発想をする必要があると思いますが、そうした場合に重要なのは、固定概念にとらわれないということが私は必要であると思います。

町長も、今回のこの新年度予算を編成するに当たり、これは私の質問に対して既成概念や慣例にとらわれず、職員一人一人がさらなる危機意識と改革意欲をもって当たるようにと指示をしたということでありました。これが私は発想においては一番大切なことであって、白紙の状態での石廊崎再生の提案、これを積み上げていくということが、まず作業としては出発点というふうに思います。もちろんそのポイント、ポイントにおいては、プロの方々の指導をいただかなければなりません。そして幾つかのそのプロセスを通して具体的な計画策定へと進むと私は理解するわけでございますけれども、そうしたことを考えて、先ほどの支援体制をいただけるということでもありますので、ぜひそれをお願いしたいというふうに考えます。

ではこれについては、また今後進む過程、またその状況によって次の議会でも、また委員会でも話すことができますので、これについてはこの辺にしておきますけれども、次の石廊崎ジャングルパークの園地事業、当然今休止届という形で継続にしているわけでございますけれども、町当局のこの休止届継続に対する考え方、これに移らせていただきますけれども、その要旨に入らせていただく前に、ちょっと確認として産業観光課長をお願いしたいわけですが、今まで岩崎産業さんから、例えば今まででもいいです、前年度の園地事業休止届の申請に関する経過はどのようなことがあったのか、まずお聞きしたいなと思います。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） この岩崎産業の休止申請でございますけれども、16、17、18年度と過去3回ございました。毎年1年更新ということで出ております。一番最近のものを申し上げますと、18年の5月の29日に国立公園事業休止承認申請ということで関東地方環境事務所長あてに岩崎産業の岩崎芳太郎社長の名前で出ております。これが、いろいろな要件というんですか、当町の方で副審するような形をとっておるんですけれども、その中でトイレの開放を急いでほしいというようなことで主なものは副審をつけまして、許可が18年の7月11日付で出ております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の経過でありますけれども、それをでは受けて、今度は町長に質問をさせていただきます。

初めにちょっとお断りしておきたいわけでございますけれども、この石廊崎ジャングルパーク、これは所有は述べるまでもなく岩崎産業さんでございます。その所有者がだれだというような、先ほどと一緒なんです、固定概念を除いていただいて、町内にある観光の景勝地ということで鈴木町長が希望の持てるまちづくりを推進する上での位置づけ、それからまた観光立町南伊豆を提唱されている上においても、あの場所、あの土地がどのような位置づけ、その評価をしているのか、その辺ありましたら具体的にお願いたしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、石廊崎につきましては、私も前から申し上げておりますように、あの石廊崎というのは、我が南伊豆町だけでなく伊豆半島の観光の拠点である。そしてあそこのいわゆるジャングルパークが閉園したことによる影響というのは、もう南伊豆町だけでなく伊豆半島全体に影響を及ぼしているという、まず見方を私はしております。

そして、あの閉園後でありますけれども、今保坂議員からもいろいろ過去の経緯等も話されましたけれども、そういう中で、やはり町としては、あそこを何とかお客さんに不便を来さないようにしなければならないということの中で、新年度においては、観光客に対して公衆トイレ、これをまず何とかしようということで、その建設に取り組むべき予算を計上してございます。

そういった中で、この石廊崎のジャングルパークの閉園に伴います、言ってみればいろいろ園地事業ですけれども、これは先ほど申されたように、いわゆる企業の経営方針、あるいは考え方、これらに基づく法手続であると思います。したがって、許認可というのは環境省にももちろんあるわけですので、これに地方自治体が基本的には介入できるものではないという考えであります。したがって、そういう基本的な考え方で今後も進んでまいりたいというふうに思っています。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では当然所有者である岩崎産業さんが、当然企業でありますので、その経営方針としてどのようになるか、これは当然のことですね。

これは最後の質問になりますけれども、その岩崎産業さんが、例えば町長、引き続きその園地事業の休止届の継続の申請に窓口の方に来た場合、当然その内容は精査して、問題なければその副審書をつけて上に上げていくという考えでいらっしゃるのでしょうか、この辺はいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この休止届は、この3月までと聞いております。そして、これに対していわゆるジャングルパーク、岩崎産業さんがどういった変更届を出されるのか、そして、それについていわゆる環境省がどういった考えであるのか、それらを見きわめないで我が町としては、例えば副審をつけるにしても、今ここではそんな予定については申し上げられないと思います。具体的な内容については、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいま町長からの休止申請につきまして内容を述べさせていただきます。現在のところ、一応3月いっぱいということできていますけれども、私の方に休止申請を出すとかそういう情報というんですか、こちらへはそういうあれは一切ございません。一応3月いっぱいということですので、近いうちにこちらに何らかの打診があると、このように理解をしております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） わかりました。では当然相手方がどう動くか、どう考えるかということだと思えます。当然ああいう場所ですので、園地事業が廃止されるとその後どうなるのかなというちょっと素朴な疑問もあるわけでございますけれども、きょうはこれをするとしても時間がないので、またの機会にさせていただきます。

これで私の一般質問を終わりますが、最後に、昨日もありましたが、本年度をもって退職される 5 名の課長様、長い間町の発展と町民の福祉の向上に努められ、大変お疲れさまでございます。私もこの壇上に立たせていただいて、約 3 年半の月日がもう過ぎておるわけでございますが、この間いろいろな議論をさせていただいて大変勉強になったところでございます。同時に、時にはご無礼やご迷惑をかけたことが多々あったと思えますので、この場をかりて深くおわびを申し上げます。しかし、すべてはこの町を思い、この町をよくしたいという一念であったとご理解をいただきたいと思えます。

最後に、退職される皆さん、その後も健康に十分ご留意をされ過ごされることをお祈り申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

では、これで質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで 10 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 40 分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（藤田喜代治君） 日程第 3、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第 7 条第 2 項の規

定により、町議会議員から4名を選出することになっておりますが、候補者が5名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票数により当選人が決定されることとなりますので、南伊豆町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、ご承知置きください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（藤田喜代治君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、保坂好明君及び2番議員、清水清一君を指名します。

候補者の名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（藤田喜代治君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（藤田喜代治君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（藤田喜代治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

保坂好明君及び清水清一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（藤田喜代治君） 選挙の結果を報告します。

投票数 10票

有効投票 10票

無効投票 なし

有効投票のうち、安部庄太郎君 なし

藤井武彦君 8票

小泉吉巳君 なし

石川文彦君 なし

大石信生君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議第5号～議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び議第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び議第7号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第5号、議第6号、議第7号の人権擁護委員推薦の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち3名が平成19年9月30日をもって任期満了となることに伴う人権擁護委員の候補者の推薦があります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」と規定をされております。

南伊豆町湊894番地の41、山田政良氏、また南伊豆町大瀬439番地、山本善一氏、そして南伊豆町上小野444番地の1、永田裕子氏ですが、それぞれこれらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は3年となっております。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 人権擁護委員の役割は極めて高いものがあると思います。この間、生活相談でもかなり深刻な相談を受けてまいりました。定住促進のいろいろな冊子も出して地域の実情をとらえられていますが、これは移住者との関係だけではなくて、在住者の中でも人権問題に対する相談というのを受けております。こうした問題に、南伊豆の人権擁護委員の選択に対して、いわゆる報告では、識見高いというふうな報告がされましたが、どういう調査を一般的にはこういう選任の際にされるのか、その点をちょっとお答えしていただきたいんです。

それで、人権擁護の際には、本当に人権擁護に対する選ばれた人間の機敏性、それと、これまで培ってきた社会生活の中であったあり方、そうしたことが極めて問われなければいけないと思うんです。そうでないと、今日的な人権の問題が発生したときに果敢に英断を持って取り組まれるかどうかという、そういうことが問われると思うんです。

その点、提案するに当たっても、調査をされて、どういうものを一般に基準にして選ばれ

るのか、その点をお答えしていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この委員の推薦に当たりましては、先ほど提案理由で申し上げましたように、人格、識見、これらについて、そして広く社会の実情に通じていることございまして、それぞれの経歴等も資料としておつけしてありますけれども、こういったことから選任等で可能な限りそれぞれの方については調査をして、そして、今回提案をした次第であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 先ほどの指名的な意見も言いましたが、いわゆる人権擁護委員のあり方としては、人の見方に当たって、学歴や地位、身分を問わず、その相手を本当に人間として、一般の社会人としてだれをも平等に見て、問題を対処して受け入れる、そういうことが必要でありまして、現にそういう点での今後の提案を望みたいというふうなことを、3名で一緒でありますので、だれとは言いませんけれども、そういうことを強く望むものであります。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第5号 人権擁護委員の候補者の推薦に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第6号 人権擁護委員の候補者の推薦に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第6号議案は同意することに決定しました。

採決いたします。

議第7号 人権擁護委員の候補者の推薦に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は同意することに決定しました。

議第8号及び議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第8号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第8号議案及び議第9号議案について一括して提案理由を申し上げます。

職員の通勤手当の改正に伴い、同規定を準用する議員並びに特別職の職員で非常勤の者の費用弁償額を改正するものであります。

また、議第9号議案につきましては、非常勤職員の区分に賀茂郡介護認定審査会委員を加えるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第8号及び議第9号の内容説明をさせていただきます。

今、町長が提案理由でも申し上げましたけれども、このたび職員の通勤手当の改正を行いまして、それにつきまして、12号で提案させていただいておりますけれども、議会議員と特別職の非常勤の者の両条例とも、職員の通勤手当の規定を準用してございます。それで、このたびの改正となりました。

職員通勤手当の自家用車使用の月額算定基礎の部分で、2キロメートルの場合を基準額4,200円といたし、平均勤務日数を23日としてまして、1日当たり単価182円を算出してございます。それに1キロメートル増すごとに48円を加算するというものでございます。また、原動機つき自転車の場合は基準額4,200円、これも平均の勤務日23日として、1日当たり182円、1キロメートル増すごとに13円を加算するというものでございます。

また、第9号議案の南伊豆町特別職の職員で非常勤職員に賀茂郡介護認定審査会委員を加えるというものでございます。平成19年度から賀茂郡介護認定審査会を幹事町として南伊豆町はなるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第8号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制

定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決されました。

議第10号及び議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第11号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第10号及び議第11号議案につきまして一括して提案理由を申し上げます。

町長以下3役の給料につきましては、町条例に基づき支給されておりますが、社会情勢等の変化により給料等の見直しをする場合は、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を受けまして町議会へ提案することと特別職報酬等審議会条例に規定をされております。このたび同審議会に諮問しました結果、その答申を受けましたので提案する次第であります。

内容につきましては、総務課長から説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議第10号と議第11号議案、町3役の給料改正議案でありまして、関連がありますので一括して内容説明を申し上げます。

低迷する町内経済情勢や国の三位一体改革の影響等により、対処しなければならない厳しい町財政を考慮して、特別職3役の給料等の改定につきまして、南伊豆町特別職報酬等審議会に諮問したところ、平成19年1月31日に2%引き下げの答申を受けました。

この答申の理由は、平成15年度からの3年間で町長15.75%、11万5,000円、助役11.02%、6万5,000円、教育長7.8%、4万3,000円の引き下げに続くものでありますが、町長以下特別職3名の強い意思を尊重し、消極的ではあるが、引き下げが適当であるということでございます。この答申を尊重し、平成19年4月1日から3役の給料の引き下げを実施したいものでございます。

議第10号の改正内容は町長の給料月額を2%、1万3,000円引き下げまして60万2,000円に、助役についても2%、1万1,000円の引き下げ、給料月額51万4,000円に改正したいものでございます。

また、議第11号議案の教育長の給料につきましても、答申に沿って2%、1万円を引き下げ、給料月額46万7,000円としたいものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 町長提案で、規定に沿ってその報酬審議会に諮ったということでありましてけれども、諮った内容、これは過去全員協議会で提案額が2%より多かったということがありますが、具体的にどのぐらいだったのか。

それと、報酬審議会の委員のメンバーですね、この方々を教えてほしいんです。それをお答えください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

報酬審の内容につきましては、さきの全員協議会でもご説明しましたけれども、さらに総務課長の方から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 引き下げの諮問の件なんですけれども、最低でも5%という形で委員さんにはお願いをします。結果として、2%削減ということになりました。

報酬等審議会の委員でございますけれども、長田裕二郎会長でございます。清田兼雄南伊豆町漁協組合長、臼井善吾区長連絡協議会長でございます。学識経験者として、黒田茂俊さん、尾形晴子さん、以上の5名でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 私は、前回の一般質問でも、12月ですか、言及したことがありましたけれども、そのときの答弁で、長の給料が職員の給料あるいはまわりに大きな影響を与えるからと、そういう答弁もありました。しかしながら、昨日の一般質問で南伊豆町の町財政の運営が全国のレベルで比べて、悲観的になるほどとんでもないということではないけれども、国の政策のあり方の中で厳しい状態には置かれていると。

それで、現執行部の大勢の方々は一度行政職を務めてられて、退職されておられます。今、こういう窮状の中で、行財政改革の中で少なからず町民には一定の負担をされているのが現実であると思うんですね。同時に、町場の町民の生活のレベルは、これは、静岡県の統計でも若干のレベルの違いがありますが、県の統計で所得のランクは南伊豆町、松崎町が一番下になっていますが、ほとんど誤差はありません。県の中でも極めて一般の所得は低いレベルにあります。

それで、しかも行政報告でもありましたように、景気の回復というのは、日本の中でも一部の大企業、それと高額所得者層だけであって、一般には及んでおりません。むしろ負担が増している状況です。

こうした中で、どうしても町を活性化していく、そのために町長もやっぱり、あるいは3役も英断を持っていただきたいと。

ちなみに、昨日財政の問題で話していましたが、17年度の決算では町税が8億8,000万円でした。19年度の予算では、税源移譲の関係で予算では9億6,000万円となっておりますが、過去の決算データの対比では、昨日一般質問で出しましたけれども、この9億6,000万円の税収レベルというのが、平成元年、それと昭和64年のレベルなんですね。昭和63年は西暦でいうと1988年、1989年のレベル、バブルが上がっていくレベルで、そのときの平成元年の町長の給与が55万7,000円です。だから、ずっと上がってきた、右肩上がりバブルを越してきた上がり方という、そこから先ほど15%減っているとはいうんだけれども、

町税収入のレベルからいうと、先ほど言った中身で、もちろんほかの給与レベルもあります。そうした点で、こうした町長の方からは最低でも5%という言及があったようですけども、やはりこれが一般条例というか、期限つきの条例で、自分の執行部の間はこれでやる、そういう意識を表明した対応をとってもいいのではないかというふうに思います。

もう一つは、報酬審議会の委員の中身ですけども、委員長の方は団体役員も務められておりますが、同時に町の中での公共事業を請け負う会社の一番大きい会社の代表でもあります。これは請負との関係からいっても、適切なあり方ではないと思うんですね。そこにいわゆる斟酌があってはいけないし、住民の生活のレベルからきちんと意見を申す、そういうことができる体制に審議会のあり方にならなければいけないと思うし、そうした点も、本当に考慮した対策を、対応を今後とっていただきたいということを申し上げたいと思います。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第11号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決されました。

議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第12号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第12号議案の提案理由を申し上げます。

当該給与条例は、昨年3月定例会において、給与構造改革という一部改正をご承認いただきましたが、その後の変更等に基づき、今回一部改正を提案させていただきました。また、自家用車等で通勤する者の通勤手当を実際の額に見合うよう見直すとともに、従前町内分のみ限定していた通勤手当を限度額がありますが、町外からの通勤分にも適用するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、内容説明をさせていただきます。

第4条第6項について、平成18年度の給与構造改革によりまして、正規の試験によらないで職員となった中学卒の職員の採用から2年間については、基準の昇級号給数「4号給」を「2号給」とするものでございます。

第7条の2第2項につきましては、管理職手当の定額化に伴いまして、平成18年8月の人事院勧告に基づきまして、職務の級における最高号給の給料月額100分の25を超えてはならないというものを条例で制定化するものでございます。

なお、規則で、南伊豆町の職員管理職につきましては、6級、課長、局長、室長は、定額

化、3万3,200円と。3万3,200円とするものですが、これを上回っている者については、4年間で100分の25、4分の1ずつふやしていこうというものでございます。

第8条の3項につきまして、少子化対策に対応した扶養手当の改正でありまして、本町も3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げまして、現行の「5,000円」から「6,000円」としたいものであります。

第10条の2項第1号から3号につきましては、行財政改革の一環として、職員の通勤手当の改革を行うものでございます。内容は、限度額5万5,000円を上限といたしまして、片道の距離区分において基準額を定めておりましたけれども、基準額分を4,200円に統一いたしまして、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員に対して、1キロメートルにつき1,100円を加算した額に変更したいものでございます。その結果、平成19年度の通勤手当の予算総額は、18年度当初予算と比べまして約20%の減という形で、職員の定数減とあわせまして、470万円の削減となります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決されました。

議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第13号議案の提案理由を申し上げます。

平成17年度において、消防団員の適年齢人口の減少等から階級別に班長56名から46名の10名減、団員290名から214名の76名減、全体で396名から310名の86名減の団員削減を行いました。今回の改正は、第2分団南上地区の班長定員の見直しであります。消防車両編成の変更を平成19年度より実施するに当たり、車両ごとの班長数と分隊を形成している地区の班長選出を考慮したものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今回の階級定員数の改正は、先ほど町長が申しあげましたけれども、平成19年度より第2分団第1分隊、南上地区ですけれども、南上の橋上ということの積載車3台を2台とします。第2分隊、橋下の方ですけれども、積載車の方、3台を2台として、それにおける見直しに伴うものでございます。

平成17年度の定員削減の際に、一部の分隊を除き積載車1車両につきまして、班長2名という基準を設けて実施をしておりました。その基準に基づいたものでございます。

今回の改正は、第1分隊と第2分隊の班長定数を各1名の削減をいたしまして、団員定数を各1名増加するというところでございます。団員総数の310名というのは変わりません。消防力が低下してはならないというものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決されました。

議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第14号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正により、組合に会計管理者1人を置き、このことに伴い事務局に関する規定を改正するものであります。

また、組合から「伊豆つくし学園組合」が脱退するものとして、別表1及び2から同組合を削る改正であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第14号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決されました。

議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第15号 南豆衛生プラント組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和40年12月22日に下田市、南伊豆町を構成市町として発足し、以来構成市町の衛生プラントの設置及び運営並びにこれに関する事務を共同処理し、現在に至っております。

今回の変更は、組合議員の任期を構成団体となっているほかの一部事務組合の議員と任期と同様とするものであります。また、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることを受け、収入役の廃止及び会計管理者の創設に伴い、後者の職務を南伊豆町の会計管理者とすること及び副管理者を廃止することにより、本組合理約の変更が必要となったものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっと町長にお伺いをしますけれども、この南豆衛生プラント組合の副管理者をなくすことは私はいいんですけれども、1点だけこの関連で聞きたいと思えますけれども、何で共立湊病院組合で副管理者をなくさないのか、この辺の事情はいろいろあると思えますけれども、私は、いろいろな経費の削減から何でこういうことが出なかったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このプラント組合とは関係ございませんけれども、共立湊病院の関係ですが、副管理者は現在下田市長、河津町長、2名おります。このことにつきましても、これと同じくということになるかと思えますけれども、ただ、ご承知のとおり、今湊病院の問題は非常に大きな問題を抱えておりまして、そういう中でやはり今後のことを考えますと、副管理者として下田の市長、そして町長会の代表である、町長会長である、河津町長に入っていて、そして、今後の議会運営あるいは建設検討委員会等でも一緒に協議していただくということがいいだろうということで、こういった今回の副管理者廃止ということに従わないで、湊病院の場合は従来どおりという考えで、今回の改正をとということでなっております。

以上です。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決されました。

議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和52年10月31日に下田市、東伊豆町、河津町及び南伊豆町をもって構成市町として発足し、以来構成市町の火葬場運営管理の事務を共同処理し、今日に至っております。

今回の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることを受け、収入役の廃止及び会計管理者の創設に伴い、後者の職務を下田市の会計管理者とすること及び副管理者を廃止することにより、本組合規約の変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第16号 伊豆斎場組合理約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決されました。

議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第17号 下田地区消防組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和57年4月1日、下田市、河津町及び南伊豆町をもって構成市町として、火災や救急業務を行い、今日に至っております。

今回の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることを

受け、収入役の廃止並びに会計管理者の創設に伴い、後者の職務を下田市の会計管理者とすること及び副管理者を廃止することにより、本組合の規約変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第17号 下田地区消防組規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第18号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本組合は、平成9年4月1日に発足し、共立湊病院および介護老人保健施設の管理運営に関する事務を共同処理してまいりました。

今回の変更は、平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役、収入役制度の見直しや吏員の廃止が行われることに伴いますもので、変更の内容は規約第9条の「収入役及び収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に、また第10条の「吏員」を「職員」に変更し、平成19年4月1日から施行したいものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第18号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規

約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法改正に伴い、出納員を「収入役の事務を行う者」から「会計管理者」とすることとなったことにより、南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の変更とともに、地方自治法第252条の6の規定に基づき、届け出をするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第20号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本協議会は、昨年10月1日に発足し、障害者自立支援法に規定する相談支援事業を共同して実施し、賀茂地区における障害福祉サービスの向上を図ってまいりました。今回の変更は、平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しが行われたことに伴うものであります。

変更の内容は、規約第15条出納員の「収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に変更するものであります。さらに、第1条目的の障害者を児童を含めた「障害者等」に字句の変更をし、適正を期したいものであります。

これらの変更は、平成19年4月1日から施行したいものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決されました。

議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第21号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本協議会は、昨年10月1日に発足し、障害者基本法に規定する障害者計画及び障害者自立支援法に規定する障害福祉計画を共同して策定し、その施策を推進することにより賀茂地区における障害福祉サービスの向上を図りたいものであります。今回の変更は、平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しが行われたことに伴うものであります。

変更の内容は、規約第16条出納員の「収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に変更し、平成19年4月1日から施行したいものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決されました。

議第22号及び議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第22号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について及び議第23号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第22号及び議第23号について一括して提案理由を申し上げます。

定員管理計画に基づき、限られた職員で多様化、高度化する町民の行政需要や将来導入が予定される新たな行政システム等に対応するため、機構改革による課の再編に伴う改正であります。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お手元の平成19年度機構改革の概要（案）という資料があると思えますけれども、これをちょっと見ながら、ちょっと順序が前後するかと思いますけれども、ちょっと資料の中を見てください。

改正案に伴います詳細について説明をさせていただきます。

まず、平成19年4月1日から施行したい。7課2局1室23係についてでございます。役場組織並びに業務執行規則改正により、生活環境課を廃止し、窓口税務課の生活環境係（清掃センター）ですけれども、これに伴い生活環境課の課長職がなくなるというものでございます。清掃センター長、生活環境係長兼務でございますけれども、そのポストとするものです。

また、「窓口税務課」の課名を「町民課」とするものでございます。

個々に言いますと、建設課下水道係を水道課に統合いたしまして、「水道課」の課名を「上下水道課」とするものでございます。このことによりまして、課長のポストは11から10ということに減少いたします。

事務分掌につきましても見直しを行い、規則の変更が必要となります。主な変更について申し上げます。

企画調整課の初期導入後1年を経過する情報管理と、町長スケジュール管理等庁内関係課局の連携を密にするために、秘書業務を総務課に移管をいたします。

企画調整課の患者輸送バスを健康福祉課へ移管をいたします。

企画調整課は定住促進や企業誘致、土地利用、合併問題等を担当する企画まちづくり係と広報公聴係といたします。

窓口税務課の後期高齢者医療や健診業務が新たに加わる国民健康保険と老人保健業務を健康福祉課へ移管しまして、健康係、福祉介護係、国民健康保険係の3係といたします。

窓口税務課は、前述のとおり町民課と課名を変更し、住民年金係、課税係、納税係、生活環境係の4係となります。

建設課は、建設係に産業観光課の農林水産、漁港関係、及び農林漁港災害等の技術的な業務を含めて移管をいたします。

水道課も、先ほど申し上げましたとおり、建設課の下水道係、妻良漁業集落環境整備事業は除きます、を加えまして、上下水道課とし、従来の業務係、工務係、下水道係の3係となります。なお、下水道課は水道課に移ります。

健康福祉課所管の保育所業務を教育委員会に移管し、幼保一元化に向けた取り組みを行う学校教育児童係と社会教育係の2係とします。なお、児童手当等の児童福祉関係業務は、従来どおり健康福祉課の方で所管をいたします。

企画調整課の情報管理係が総務課へ移管することに伴いまして、防災センター横の中会議室を使用しておりましたけれども、1階の窓口税務課の裏にあります小さい部屋がございます。そこに主コンピューターを移しますので、2階の中会議室は使用可能ということになり

ます。

以上、簡単に概略を説明申し上げましたけれども、一応課名の変更は議案に提案しているとおりでございます。なお、係名につきましては、再度詳細に検討を要して、また若干係名の変更があるかもわかりませんが、一応課名の課設置条例という形で内容を説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） 1点だけ質問をさせていただきます。

内容について、ただいまご説明がありました企画調整課の企画まちづくり係、これ私も非常にいい試みであり設定であるなど理解するんですけども、それとあわせて、この町の姿からいって、環境ということが当然考えられるわけでありまして、この企画まちづくり係、その内容は定住、企業誘致、従来の土地利用、町内IT、合併ですね、これとあわせて、環境をここに持ってくると、非常に姿が出るなどというふうに理解しました。その辺の議論というのはあったのかどうか、検討の内容をその辺説明いただければと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 確かに生活環境課の環境係を企画へというお話ございました。もしくは、事務部門で、町民課で窓口税務課の方に移すということも考えました。

課が分散をして、その課内のあるいは清掃センター内の当番のそのスクラッチ的なものがなかなか難しくなるのではないかという部分で、そういう清掃センター内にも生活環境係という形で、従来どおりの環境の業務を清掃センターの方で行うということでもあります。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第22号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第23号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決されました。

議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第24号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

地方自治法改正に伴う字句の整理や、第3条第2項の排除規定について、例外規定を設けたこと並びに指定管理者選定委員会の業務について、指定管理者の選定のみでなく、新たな業務を追加する改正であります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 24号の内容説明をさせていただきます。

3条2項の内容は「助役」を「副町長」に改めるという形で、自治法改正に伴うものでございます。ここで、3役もしくは議員で、またはその配偶者もしくは3親等までの親族が代表者、その他役員である団体によっては指定管理者の指定の申請を行うことはできないといっておりますけれども、実務上、矛盾が生じるという可能性がございます。その原則排除の考えという形を残しつつ、公共団体及び公共的団体についてのみ例外とする改正をしたいものでございます。

また指定管理者の選定委員会において、処理する事務につきまして、指定管理者の選定のみでなく、施設が指定管理者制度にふさわしいかどうか否かについての検討を行うこと。また、候補に選ばれる指定管理者を指定する場合、委員会の意見も聞くことを義務づけることにする改正でございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第24号 南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決されました。

議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第25号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、現行の「助役」が「副町長」にかわり、その定数を1名と定めるため、新たに制定する条例であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、字句の整理を行う必要のある条例を一括で改正するため、新たに制定するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 平成18年6月7日に法律第53号として公布された地方自治法の一部を改正する法律ですが、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自立性の拡大を図るために必要な措置を講ずるということを目的とするものでございます。

今回、提案させていただきました一括の条例でございますけれども、まず、税賦課徴収条例の一部改正でございます。これは「吏員」という言葉があって、これが吏員を廃止しまして「職員」と。

南伊豆町監査委員に関する条例の一部改正で、定数規定を削除をいたしております。

南伊豆町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。「助役」を「副町長」ということに改正します。

4番の南伊豆町表彰条例の一部改正でございます。これにつきましても、「助役」を「副町長」ということでございます。

それに南伊豆町収入役事務兼掌条例の廃止ということでございます。収入役制度の廃止によるものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第27号 工事請負契約の変更について、平成18年度町道大平B線道路改良工事を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年7月27日第1回臨時会、議第59号で請負契約のご承認をいただいた町道大平B線道路改良工事の請負人、静岡県賀茂郡南伊豆町湊320番地の4、長田建設工業株式会社取締役社長長田裕二郎氏との工事請負契約、250万9,500円を減額して7,361万5,500円とする変更請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、平成18年度町道大平B線道路改良工事変更契約の内容

について説明させていただきます。

当事業は、県道から104.67メートル間の下流川を暗渠化し、道路を拡幅する事業で、河川計画を50年確率とし、幅4.7メートル、高さ2メートルを確保し、道路幅員は起点側の広いところで約7.1メートル、終点で約5.8メートルとするものであります。平成16年度に着手し、本年度が事業の最終年度となります。

今回の変更内容は、当初設計において掘削する箇所の土質を普通土と想定し、構築物の付設に当たり、家屋等が近接しているため、大口径ボーリングマシンで削孔し、H鋼を立て込んで支柱にし、横矢板を設置しながら掘り下げて、仮設土どめ工を施工する設計でしたが、工事に着手したところ、昨年12月14日、議会の皆様に現場を視察していただいた個人の専用橋上流部の左岸に延長9メートルの区間、軟岩が確認され、大口径ボーリングマシンの削孔、H鋼の立て込み支柱、横矢板の仮設工をなすことにより、工事費を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第27号 工事請負契約の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 56 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 漆 田 修

平成19年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年3月8日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第28号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議第29号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議第30号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議第31号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議第32号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第33号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第34号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第35号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第11 議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第13 議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第15 議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第16 議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第17 議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第18 議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第22 議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	谷正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより3月定例議会本会議第3日目の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

6番議員 梅本和熙君

8番議員 漆田修君

議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第28号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

議第28号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、8,643万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,204万2,000円とするものであります。

年度末を控えまして、人件費や物件費等、各種事業費のおおむねの確定に伴いましての更正の増減がほとんどであります。

補正の主なものは、後期高齢者医療制度に対応する国民健康保険税とあわせたシステム改修に係る国庫補助金が国の予算において平成18年度補正予算に前倒しされたため、本補正予算に1,207万5,000円を計上し、また年度内発注、完成が見込めないため、繰越明許費として計上させていただきました。

その他、国民健康保険特別会計へ331万7,000円、介護保険特別会計へ246万1,000円、介護保険特別会計事務費へ177万4,000円、公共下水道事業特別会計へ302万3,000円、それぞれ繰出金の増額であります。

また、基幹業務電算事業のバッチ処理委託料180万円の増額、町道大平B線の工事費確定のための500万円の減、公共土木施設災害復旧費につきましても査定後、事業費が確定したため、1,316万2,000円の減額であります。

次に、歳入の主なものは、町税の滞納繰越分の個人町民税、固定資産税、現年課税の法人町民税、町たばこ税を減額し、入湯税は追加申告分の増額であり、計650万円の減額であります。

また、災害復旧費国庫補助負担金の現年度分事業費確定のため771万5,000円の減額と、過年度災害650万7,000円については、国庫補助金の内示が受けられなかったため、新年度収入とするため減額するものであります。

また、歳入歳出予算の一般財源調整として、地方交付税2,204万2,000円の減額及び、財政調整基金繰入金について本年度1,000万円の減額を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長より説明させていただきますので、ご審議の上、よろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第28号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）の内容説明をさせていただきます。

初めに、29ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

先ほど、町長から説明申し上げましたけれども、今回の補正につきましては人件費、物件費、あるいは各種事業費のおおむねの確定に伴う更正の増減が大半な部分でございます。

初めに、1款議会費、1項議会費、議会事務が今回の補正で73万円の減で5,334万4,000円

としたいものでございます。おおむね見込みのとりの確定の更正の減でございます。

次のページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事務です。164万円の減で2億4,083万8,000円としたいものでございます。ここの中で、13節委託料でございます。訴訟代理人業務委託料12万円の増でございます。自主運行バスに対する委託料でございます。

34の自治振興事務でございます。58万2,000円の減で794万3,000円でございます。報酬で行政協力員報酬40万円の減です。区長会等、区長報酬を減額をしたと、これについては40万円の減でございます。

次のページでございます。

5目の秘書広報費54万9,000円の減で542万6,000円とするものでございます。秘書事務で50万円の減、263万3,000円、町長交際費を50万円減額をいたしまして、慶弔内規の見直しを行った結果、50万円減という形でございます。

広報事務で4万9,000円の減で271万3,000円といたします。

企画調整事務52万1,000円の減で2,480万円とするものでございます。委託料でホームページのシステム移行の委託料、グループウェアのソフトの改定委託料、この旧のシステムもかなり利用したために安くなりました。よって、20万8,000円と12万3,000円の減でございます。

次の47の電算処理推進事務です。8万2,000円の減で734万7,000円としたいものでございます。

基幹業務電算事務で116万1,000円の増、4,323万6,000円とするものでございます。役務費で通信運搬費です。109万6,000円の減でございます。この辺の電話料等、総務課に一括計上していたわけです。ここの部分は、企画調整課の分ですけれども、109万6,000円の減をいたします。13節委託料です。バッチ処理委託料です。180万円の増、償却資産のシステム、住民税の申告関係等々で180万円の増でございます。そのほか、総合行政システム保守委託料、住基ネット関係で21万円の減でございます。総合行政システムバージョンアップ委託料73万5,000円、これは後期高齢者に移行するための費用でございます。

次のページでございます。

土地利用調整費です。ここは補正の増減ございませんけれども、財源区分の変更でございます。地域づくり推進事業です。91万6,000円の減で7,133万5,000円とするものでございます。ここの19節負担金補助及び交付金でございます。路線バス維持事業の補助金でございます。29万3,000円の減でございます。事業費の確定に伴いまして減です。事業費は6,370万

7,000円でございます。

次に、交通安全推進事務10万円の減で315万4,000円とするものでございます。交通安全協会南伊豆分会の補助金の10万円、全額をカットという形でございます。直接、この辺の交通安全関係の費用は一般会計予算で対応するために、補助金について減額をいたしました。

次のページでございます。

4項の選挙費です。県議会議員選挙事務でございます。8万円の減で140万円でございます。職員手当、需用費でございます。平成18年度分の内示をされたためということでございます。

5項の統計調査費です。指定統計調査費の87万2,000円の減で769万3,000円でございます。これも指定統計の分で事業費が確定をしたため、更正の減でございます。

次の36ページでございます。

6項監査委員費、監査事務です。10万円の減で76万6,000円とするものでございます。旅費を10万円減をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉総務事務14万9,000円補正しまして4,645万8,000円とするものでございます。積立金で福祉振興基金の積立金14万9,000円です。寄附金がありまして、それを積み立てるものでございます。

社会福祉事業です。1,245万2,000円減額しまして、1億2,032万6,000円とするものでございます。ここで、一番下の20の扶助費でございます。障害施設支援費797万円でございます。実績の推計によりまして、この797万円の減額でございます。

次のページです。

保険基盤安定繰出金です。57万1,000円補正しまして4,565万7,000円とするものでございます。国保会計保険基盤安定繰出金でございます。

老人福祉事業でございます。169万2,000円の減です。4,182万4,000円とするものでございます。敬老会の関係で敬老の日の委託料が確定しまして21万円の減、在宅高齢者等食事サービス事業委託料、これは介護保険以外の部分でございますけれども、15万円の減ということで、それぞれ医療費確定で減額でございます。扶助費の部分で老人生活用具の給付事業扶助費、これも70万円の減でございます。紙おむつ等ございまして、非課税あるいは低所得の世帯へ給付するものでございます。70万円の減です。

老人福祉施設事業260万3,000円を減額し、3,312万3,000円とするものでございます。これも扶助費ございまして、老人福祉施設の措置費でございます。260万3,000円減額します。

賀茂老人ホーム分でございます。16名分でございます。これも事業費確定でございます。

国民健康保険特別会計繰出金331万7,000円補正しまして、2,074万7,000円ということでございます。国保特別会計への繰出金でございます。詳細は、国保特別会計の方で説明をさせていただきます。

次のページです。

2項児童福祉費です。児童福祉総務費64万3,000円減額し、690万4,000円とするものです。人件費の更正の減でございます。

2目の児童福祉施設費461万1,000円を減額し、2億2,218万6,000円とするものでございます。児童福祉施設運営事務です。520万7,000円減額し、1億9,680万4,000円とするものです。人件費の更正減と賃金で臨時保育士賃金350万円の減と調理員の賃金20万円の減でございます。これは産休の代替の保育士を今まで少ない人数で保育の業務を行ったという形で、保育士の賃金を350万円減額いたしました。

手石保育所運営事務です。10万2,000円補正し、1,162万7,000円とするものです。それぞれ南崎保育所、南上保育所ございまして、施設備品がございます。南上保育所の施設備品45万9,000円ですけれども、ジャングルジムの滑り台部分がさびて使えなくなったために、急遽取りかえたいという形でございます。

子育て支援事務です。286万円減額し、5,264万円とするものでございます。扶助費をすべて更正の減といたします。

次のページをお開きください。42ページです。

介護保険費、介護保険特別会計繰出金です。321万1,000円補正し、1億1,408万7,000円とするものでございます。介護保険関係の繰出金でございます。321万1,000円でございます。

新予防給付包括支援センター事業です。111万9,000円減額し、78万円といたします。委託料では、新予防給付ケアマネジメント支援システム保守委託料です。41万6,000円。下の新予防ケアマネジメント支援システム賃借料70万3,000円、両方とも介護保険特別会計の方に移します。移すことによって、補助対象になるという形で、ここの部分は2つとも介護保険の方に移管をするということです。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生総務事務です。90万7,000円減額し、3,434万8,000円とするものでございます。

次に、保健衛生事業です。3,000円補正し、1,174万1,000円です。第1次救急の医療の委託料でございます。

伝染病予防事務68万1,000円減額し、431万3,000円とするものでございます。ここも事業費の確定によりまして更正の減でございます。

次のページでございます。

環境衛生事業です。50万4,000円補正し、1,130万円といたします。備品購入費で庁用備品60万円です。二酸化炭素の排出量の算定用ソフトの購入費でございます。もう1つ下の部分が浄化槽の設置事業の補助金です。補助単価の減によりまして、10万6,000円の減でございます。

老人保健費529万5,000円補正し、1億4,654万5,000円とします。老人保健ヘルス事業275万7,000円減額し、3,130万9,000円といたします。13節の委託料です。健康診査委託料250万円の減額、ここもすべて健康の健診が業務終了したためでございます。

老人保健特別会計繰出金402万3,000円減額し、9,761万6,000円といたします。老人保健特別会計への繰出金が減額になります。

後期高齢者医療事業でございます。1,207万5,000円補正し、1,261万4,000円とするものでございます。委託料で後期高齢者医療制度の対応システム改修委託料、もう一つ、国民健康保険税のシステム改修委託料787万5,000円と420万円、国庫補助が2分の1です。国の補正予算が、先ほど町長が説明しましたけれども、ついたために18年度前倒しで補正をいたします。これもまた繰り越し関係で後ほど説明させていただきます。

2項清掃費です。清掃総務事務13万3,000円減額し、5,242万7,000円といたします。委託料の13万3,000円の減額でございます。

塵芥処理費208万6,000円減額し、1億9,774万1,000円といたします。

焼却施設維持事業です。178万6,000円減額し、1億235万5,000円です。委託料で大気汚染等の検査委託料30万円です。これは入札の差金に伴うものであります。排ガス分析装置の清掃点検委託料51万円です。機械分の減額分がございました。この工事請負費でBDF給油施設の排水工事38万9,000円の減額、これにつきましても入札の差金という形でございます。

最終処分事業です。30万円減額し、2,995万6,000円とするものです。水質検査の委託料です。30万円の減額です。ここも入札の差金でございます。

次のページをお開きください。

南豆衛生プラント組合の負担金535万円減額し、5,495万円といたします。新しく平成18年4月からシステムになったんですけれども、ランニングコストの減額という形でございます。次に、5款農林水産業費、1項農業費です。農業委員会事務3万9,000円補正し、215万

3,000円といたします。農業委員会の委員報酬を補正いたします。

農業総務費です。ここも財源区分の変更でございます。

農業振興費です。229万円の減額で1,712万円といたします。農業振興事業で227万5,000円、1,499万円といたします。負担金補助及び交付金の分です。県単独農業農村整備負担金、関口頭首工の魚道整備の工事費の減ということでございます。

農村地域農政総合推進事業1万5,000円減額し、17万8,000円といたします。農業経営基盤強化資金の利子補給の減額でございます。額の確定をいたしました。

農地費です。農地費におきましても、ここは財源区分の変更でございます。農山村総合施設管理運営事務でございます。8万4,000円減額し、523万4,000円といたします。委託料で南上プールの監視委託料、これも額の確定によるものでございます。

次の49ページをお開きください。

林業費でございます。林業振興費です。21万4,000円減額し、1,776万1,000円といたします。森林整備事業で5万6,000円減額し、773万2,000円といたします。林業整備事業の主に事業費の確定のため、減額をいたします。

松くい虫防除事業15万8,000円減額いたしまして、386万1,000円といたします。県単松くい虫の予防剤注入事業です。県単分事業を実施をいたしませんでした。15万8,000円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費です。商工総務事務です。24万1,000円減額し、4,280万6,000円といたします。人件費の更正減でございます。

商工振興事業費です。27万円減額し、768万5,000円といたします。短期経営改善資金と小口資金利子の補給の補助金でございますけれども、両方とも額の確定によりましての更正の減でございます。

観光振興事業です。227万3,000円減額し、6,226万2,000円といたします。工事請負費で青野地区の観光施設整備事業202万7,000円、工事が終わりました入札の差金で200万円ほど余りました。19節負担金補助及び交付金です。夏期対の事業の負担金、各地区の花火大会、青野川ハゼつり大会、すべて精算のものでございます。減額をしました。

都市提携事業です。9万6,000円減額し、88万9,000円といたします。自動車借上料9万6,000円です。町民号と、議員さん方もそれで行かれたと思うんですけれども、その不要分です。これも更正減でございます。

環境美化推進事業です。20万円減額し、234万6,000円といたします。賃金で臨時作業員賃

金10万円の減ですけれども、夕日が丘公園の臨時を頼まなくて職員がじかに行ったために減額ということでございました。それと、需用費で消耗品費10万円減額でございますけれども、これはヤマツツジボランティアのときにチップソウをやっていたわけですけれども、ことしは県の外郭団体の補助金が該当にならなかったということで、ここは減額いたします。チップソウも行わないという形でございます。

銀の湯会館運営事業です。155万円の減額で6,570万5,000円です。銀の湯会館の浴槽循環系統洗管修繕工事です。90万円です。これはレジオネラ対策のために予算計上いたしましたけれども、この工事はほかの工事と絡めて19年度に行うという形で、今年度分は減額いたします。

7款土木費、1項土木管理費です。土木総務事務です。110万6,000円の減額で3,868万1,000円といたします。負担金補助及び交付金ですべて更正減でございます。あとは人件費の更正減でございます。

次のページです。

道路橋梁費でございます。道路維持事業で38万6,000円減額し、3,384万2,000円といたします。委託料でございます。道路台帳の補正委託料51万9,000円減額でございます。未登記町道の登記の整備委託料でございます。町道鈴野C線の未登記事務を委託いたします。

道路新設改良費です。568万9,000円の減額です。1億419万4,000円といたします。単独道路改良事業です。523万9,000円減額をいたします。工事請負費、伊浜線の改良工事、大平B線の改良工事でございます。両方とも額確定のために減額といたします。大平B線につきましては、昨日、工事請負契約の変更につきましてご承認をいただいているところでございます。

地方特定道路整備事業です。45万円の減額で949万5,000円といたします。工事請負費で関連附帯工事45万円の減額です。成持吉祥線の関連附帯工事ということでございます。これは額確定という形です。

橋梁維持事業です。29万7,000円減額し、960万3,000円といたします。宮前橋の高欄取りかえ工事15万1,000円、これも減額です。銀の湯橋につきましても、額確定でございます。

次のページでございます。

河川費です。河川維持事業です。3万3,000円減額し、325万円といたします。青野川、五十鈴川樋門の操作委託料でございます。

小規模生活ダムの関連整備事業です。223万8,000円減額し、272万2,000円といたします。

町道用地取得費です。これも額確定によるものでございます。

港湾費でございます。港湾管理事務です。1,229万6,000円減額し、2,404万1,000円といたします。負担金補助及び交付金です。手石港の整備事業負担金210万円の減額です。現況の調査費を負担金対象外としたということでございます。もう一つ、妻良港の方は、本来、県営事業であった分が国庫補助分に変更されたために、それに伴って町負担分も減額をされるということでございます。

次のページです。

5項の都市計画費です。都市計画総務費で400万円減額し、24万4,000円といたします。都市計画の基礎調査委託料を計上いたしておりましたけれども、県計画に合わせたものでございまして、県が5年に1度という形で、18年度分は県が実施しないために減額をいたしました。

公共下水道事業特別会計繰出金です。302万3,000円補正し、2億6,058万4,000円といたします。公共下水の繰出金でございます。

6項住宅費です。町営住宅管理事務の8万1,000円減額です。363万2,000円といたします。急傾斜地崩壊防止事業376万円減額し、1,015万8,000円といたします。急傾斜の工事が額が確定したと、大瀬高見山、二條、下賀茂と、県単につきまして子浦と川合野と大瀬ということでございます。

次のページです。

8款消防費、1項消防費です。非常備消防事務23万3,000円補正し、2,677万7,000円といたします。消防団員の退職報償金でございます。班長の途中退団で1名を見ております。

消防施設の管理事務です。97万4,000円減額し、2,151万9,000円といたします。備品購入費、消防ポンプ自動車97万4,000円の減額です。下賀茂のポンプ自動車を購入いたしましたけれども、これも入札の差金で97万4,000円の減額をいたします。

防災施設管理事務です。6万7,000円減額し、780万円といたします。医薬備品の保守点検の委託料、これも減額で、これも入札の差金でございます。

9款教育費、1項教育総務費です。教育委員会事務です。2万7,000円補正し、80万9,000円といたします。

事務局事務4万7,000円減額し、5,617万1,000円といたします。すべて更正減でございます。

英語教育事業3万円減額し、554万1,000円といたします。

次のページ、60ページです。

2項小学校費です。小学校管理事務223万4,000円減額し、1億354万8,000円といたします。人件費は更正減で、工事請負費です。南中小の補修工事と竹麻小の屋体のふきかえ工事、両方とも入札の差金という形でございます。

南崎小学校管理事務で10万2,000円減額し、336万6,000円といたします。南中小学校管理事務で15万円減額して848万5,000円。三浜小学校管理事務で15万円減額し、398万6,000円といたします。すべて使用料及び賃借料の更正減でございます。

小学校教育振興事務です。247万2,000円減額し、1,927万9,000円となります。14節の使用料及び賃借料です。電算機器賃借料210万円の減額、これもパソコンを購入しましたが、入札の差金でございます。20の扶助費です。準要保護、特殊学級就学奨励費です。両方とも額確定による減額でございます。

中学校費です。1目学校管理費5万5,000円減額し、2,733万円といたします。

中学校管理事務で2万6,000円減額し、1,786万6,000円といたします。

南伊豆中学校管理事務2万9,000円減額し、504万4,000円といたします。

中学校教育振興事務212万円減額し、2,266万円といたします。役務費で定期券の購入費です。170万円の減額、額確定により減額いたしました。それと、12月にも補正しましたが、負担金補助及び交付金です。中体連の出場補助金28万円減額となりました。東中と南伊豆中、両方男子バレー部が県大に出場したという形で、額確定のために減額いたします。扶助費につきましても同じでございます。

5項社会教育費です。図書館管理運営事務5万3,000円減額し、2,076万1,000円といたします。

生涯学習推進事業75万円減額し、156万6,000円といたします。家庭教育支援総合推進事業委託料でございます。これは静岡県と教育会との直接契約となったために、町の分は75万円減額をいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費です。農地及び農業用施設災害復旧事業です。224万8,000円減額、これは財源区分の変更で、中身をすべて現年災部分の工事の減額をいたし、ここは要するになかったということです。

次の漁港施設の災害復旧事業につきましても、災害がなかったという形の減額となりました。

公共土木施設災害復旧費です。道路河川等災害復旧事業です。1,316万2,000円減額し、1

億8,714万1,000円といたします。工事請負費で現年災、過年災工事で1,093万7,000円の減、現年災は事業費の確定によるものでございます。過年災工事は岩着等によって事業費の変更減が生じたということでございます。

次の66ページです。

11款1項公債費です。1元金でゼロで、ここは財源区分の変更でございます。利子で30万円の減額で1億1,599万2,000円といたします。町債利子の30万円を減額をいたしました。

次に、11ページをお開きください。

歳入でございます。

町税です。町民税、個人町民税を50万円減額し、2億4,399万円にいたします。滞繰分で50万円の減額でございます。滞納者の所在不明等、あるいは預金調査、差し押さえ等を行ってございますが、わからない部分が非常に多かったという形で減額になりました。

法人です。370万円減額し、2,968万円といたします。法人の決算がおおむね確定したことによる減額でございます。

次のページです。

固定資産税です。150万円減額し、4億7,880万円といたします。これも滞納繰越分の減額でございます。滞納者の所在不明あるいは会社の解散等、預金調査、差し押さえ等がなかなかできなかったというもので減額でございます。

町たばこ税でございます。428万円減額し、6,600万円といたします。現年課税分で428万円の減です。禁煙者の増加だとか、あるいは観光旅行客の減というのが影響しているのではないかとということで、428万円の減額としたものでございます。

次のページです。

入湯税です。348万円補正し、3,105万円といたします。現年課税分で348万円でございます。

11款地方交付税でございます。2,204万2,000円減額し、18億2,189万3,000円とするものでございます。財源調整のための減額でございます。

次のページ、16ページです。

13款分担金及び負担金、1項分担金です。1目農林水産業費分担金です。6万9,000円補正し、399万9,000円といたします。農業用施設の整備事業分担金でございます。

土木費の分担金です。202万円減額し、507万円といたします。道路橋梁分担金14万円の減と住宅費の分担金で188万円の減でございまして、急傾斜地崩壊防止事業の分担金確定のた

めのものです。

災害復旧費分担金です。1万円の減で66万円といたします。農林水産業費の分担金の減額です。

次のページです。

負担金です。民生費負担金です。94万8,000円減額し、5,738万9,000円といたします。社会福祉費負担金で精神及び知的障害者小規模作業所施設運営費負担金21万9,000円の減額です。あしたば作業所の関係で額の確定でございます。老人福祉施設入所者の徴収金72万9,000円です。賀茂老人ホームで入所者が17人を見込みましたけれども、15人で2人減というところでございます。

次のページです。

14款使用料及び手数料、1項使用料、商工使用料です。285万7,000円減額し、581万5,000円としたいものでございます。弓ヶ浜温泉公衆浴場使用料、みなと湯ですね、88万7,000円の減、銀の湯会館の分も197万円減額でございます。入館者の減という形でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金です。民生費の国庫負担金です。509万8,000円減額したいものです。ここで障害者施設支援費の負担金398万5,000円です。自立支援法の改正による減額でございます。

次の被用者児童手当の交付金88万8,000円です。これも額の確定によるものでございます。児童手当につきましても同じことでございます。

3目の災害復旧費国庫負担金です。1,464万6,000円減額で1億949万2,000円とするものでございます。農林水産業の施設災害を42万4,000円の減です。公共土木施設災害を1,422万2,000円減額いたします。現年分は771万5,000円でございます。過年分ですけれども、過年災分、17年災分ですね、これが650万7,000円、国庫予算がつかなかったという形で、19年度に過年度収入として見込むつもりでいます。

次のページです。20ページです。

国庫補助金です。民生費国庫補助金を25万6,000円減額し、274万9,000円としたいものでございます。障害者(児)居宅支援補助金、主治医等意見書作成料補助金、両方とも更正による減額です。

衛生費国庫補助金3万2,000円減額でございます。浄化槽の設置の交付金3万2,000円減額してございます。

教育費の国庫補助金1万9,000円減額し、3万3,000円といたします。特殊教育就学奨励費

の補助金で1万9,000円の減です。

後期高齢者医療費制度創設準備事業補助金です。605万2,000円補正をします。後期高齢者の医療費対応システムの改修補助金355万2,000円、国民健康保険税のシステム改修補助金250万円、計605万2,000円でございます。

民生費の県負担金です。333万3,000円減額し、6,093万1,000円といたします。社会福祉の負担金225万7,000円を減額をいたします。国保の基盤安定の負担金、その他につきましては更正の減です。

被用者児童手当関係につきましても、県負担金の減額となります。

次のページです。

16款県支出金、2項県補助金です。総務費県補助金90万7,000円補正し、3,294万7,000円といたします。自主運行バスの事業費補助金88万3,000円の増額です。事業費の確定のためでございます。

民生費県補助金174万8,000円減額し、2,247万1,000円とするものでございます。ひとにやさしいまちづくり推進費補助金48万6,000円、住宅改修の補助でございましたけれども、住宅改修がゼロでございました。低所得利用者対策事業費補助金152万7,000円、県補助の4分の1分ですけれども、更正により減額でございます。老人福祉費の補助金で介護サービス適正実施指導事業の補助金です。21万1,000円の増額です。老人クラブ助成などがございます。児童福祉費の補助金が19万2,000円、産休代替の制度の補助金でございます。

衛生費県補助金です。3万2,000円減額し、768万6,000円とするものでございます。これも浄化槽の補助金です。

商工費の県補助金です。110万円減額して840万円とするものです。青野地区の観光施設整備事業、額が確定しまして、あるいは入札差金によりまして110万円の減額でございます。

農林水産業費県補助金です。19万4,000円減額し、1,790万7,000円とするものでございます。すべて額確定によるものでございます。

林業費の県補助金につきましても同じでございます。

土木費県補助金90万円減額し、17万6,000円といたします。木造の住宅耐震補助の90万円の減でございます。

消防費の県補助金2万2,000円の減額です。

教育費の県補助金75万円減です。これも先ほど言いましたけれども、県と教育会との直接契約になった形で全額なくなります。

災害復旧費の県補助金185万円の減額で440万円とします。農林災害です。これも災害ないという形で全額、185万円の減額です。

委託金です。総務委託金87万4,000円減額し、898万9,000円といたします。県会議員の選挙委託金を10万円減と、統計調査の委託金が77万4,000円です。指定統計すべて終わった関係です。

土木費の委託金18万3,000円減額し、287万2,000円といたします。土木費の委託金、青野川、五十鈴川の樋門、あるいは妻良港の門扉の操作委託金でございます。これも確定によるものでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入です。財産貸付収入5,000円の減額です。ここは栽培漁業センター南伊豆事業場の貸付料です。利子及び配当金が1,000円の減額です。

18款1項寄附金でございます。民生費の寄附金14万9,000円補正で15万円といたします。社会福祉事業の寄附金です。2件で14万9,000円でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金です。1,000万円の減額で5,500万円とするものです。財政調整基金で1,000万円の減です。当初予算では、6,500万円を見ておりましたけれども、繰り入れを何とかやりくりして1,000万円減らしても大丈夫だと見ておまして、この18年度末の財政調整基金の残高が2億4,517万8,000円となる見込みでございます。

21款諸収入、4項雑入でございます。671万5,000円減額し、7,640万8,000円としたいものであります。雑入で、18の物品販売収入379万円の減です。銀の湯会館の年度途中から飲酒運転問題でビール販売の中止をいたしました。それと、入り込み客の減ということでございます。23の銀の湯会館の施設使用料です。33万円の増額です。足裏マッサージ及びマッサージ機器の増額です。33万2,000円でございます。あと、42の介護予防サービス事業の収入134万2,000円でございます。一番下の61の静岡県後期高齢者医療広域連合設立事業交付金42万2,000円でございます。

5目の過年度収入です。42万8,000円を補正し、339万2,000円といたします。衛生費の国庫負担金等過年度収入で42万8,000円です。17年度の精算額の確定ということでございます。

28ページです。

22款1項町債です。2目の土木債です。500万円減額し、9,010万円、道路改良整備事業債、これは過疎債ですけれども、500万円の減額、これも事業費の確定によるものでございます。

公共土木施設災害では、道路河川災害復旧事業債690万円の減でございます。これも17年度債の分が国庫補助金が本年度中に入らなくて、19年度予算に計上したので、この起債の部

分も300万円分、新年度予算の方に計上をさせていただくことになります。

次に、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。後期高齢者医療事業で1,207万5,000円、これを繰り越しをしたいものでございます。皆様のお手元に18年度の繰越明許費の説明資料というものがあろうかと思えます。これを読みながら説明させていただきますけれども、一般会計補正予算（第5号）です。後期高齢者医療制度対応システム改修委託料及び国民健康保険税システム改修委託料に係る国庫補助金、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金が国の平成18年度補正予算に前倒しされたため、一般会計補正予算（第5号）に計上いたしましたけれども、システムの使用の細部が確定されていないことから、年度内発注と完成が見込めないために、繰越明許費の計上をしたものでございます。これで繰り越し金額は全額の1,207万5,000円、19年度に繰り越しをするというものでございます。

次のページに移ります。

2枚目の方には、繰り越しの計算書が入っております。後期高齢者の部分、システムについては787万5,000円で全額翌年度へ繰り越しと、そして2分の1の355万2,000円が国庫補助金でございます。一般財源が432万3,000円でございます。国保税のシステムの改修が420万円のうち、250万円が国庫支出金という形で、170万円が一般財源でございます。全額を19年度へ繰り越すという形でございます。

次に、次のページで7ページです。

第3表の債務負担行為の補正でございます。事務機器等の賃借料でございます。補正前後、こういう形で載りますけれども、新予防給付ケアマネジメントの支援システム賃借料の部分が昨日、少しお話ししましたけれども、一般会計に計上いたしておりましたけれども、介護保険の方に計上した方が国庫補助対象になるということで、一般会計部分を減額いたしました。これに伴って、債務負担行為の方も補正を減にしたいものでございます。

次のページ、8ページです。

第4表の地方債の補正、起債の補正です。これで上から3番目の道路改良整備事業債、これが500万円の減額です。道路河川災害復旧事業債は690万円の減額になっています。補正前の額が3億5,990万円だったものが、補正後で3億4,800万円になるという形になります。

次に、10ページをお開きください。

歳出合計でございます。補正前の額が43億4,847万2,000円で今回の補正が8,643万円の減額でございますので、合計42億6,204万2,000円としたいものでございます。補正額の財源内

訳、特定財源で国県支出金が2,407万8,000円の減額、地方債が1,190万円の減額、その他が1,216万7,000円の減額、一般財源が3,828万5,000円の減額という形になりました。

以上で一般会計補正予算（第5号）の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 総務課長、ちょっと教えてください。

27ページの雑入の7の物品販売収入の379万円、これが先ほどの説明だと銀の湯のアルコールのお金だというようなことなんですけれども、これは確かに公でやっているところで、今交通の規制が大変厳しい中、それはわかるんですけれども、これだけ減ってくるということは、法的にどのような形でここで売ってはいけないのか。それで、全国的にどのような傾向であるのか、その辺を説明ください。どうしてもだめなものなら、これはあきらめるべきだと思うんですけれども、私はやってもいいのではないかと。しかし、仮に379万円の1割ですね、仮に利益があったとすれば、あそこでやっている旗振りの代金になったり、ほかのことに回れば、私はやるべきではないのかなという気もするわけなんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいなと。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまのビールの件ですけれども、物品販売収入の減の件ですけれども、これすべてビールの販売の減ではありません。主なものがビールの販売が考えられるということで説明させていただきました。実際に、ビールの販売を中止したのが今年の10月からでございます。

今、法的にどうのこうのというお話がございましたけれども、ビールの販売は当然のことながらあその施設でできるはずです。また、できる予定でいました。しかしながら、昨今の、いわゆる公務員の不祥事、それに照らし合わせていろいろ課内で、あるいは銀の湯会館の職員等と一緒に協議した結果、いわゆるそういう施設でもし仮にビールを販売して、仮に事故なり飲酒運転でつかまったといった場合は、ご承知のように施設の方にまで及ぶというようなことで、銀の湯会館そのものがマスコミに出るという言い方は失礼ですけれども、そういうようなことになったら、余計マイナスの面が多いのではなからうかということで、もちろんいろいろなことを考えた中で、単純な、内部もそういうことの方がよからうというよ

うなことで、そうさせていただいたということでございます。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。常識的な範囲の中で、それはわかるんですけども、私はもう一度、そういうことの方針の中で、本当は少しでも、公でやらないということかもしれないけれども、みんなそういうところばかりではないわけで、その辺のことももう一度調べてください。

私は、あそこに来るお客で、例えばおれは飲まないんだからといって、車でもっておふるへ乗せていくんですけども、そういうお客さんがいるわけですよ。今までは酒があったけれども、今なくなったから大変不便になったというような形の人たち何人が私耳にしているものですから、こういうことを聞くんですけども、それがために閉館になったのではないなということもやはり考えていただかないと、今後のこととして考えていただきたいなというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 今の件ですけども、私のところへは直接耳に入ってきていなかったものですから、その辺はもう1回検討させていただいて、するということはここではお答えできませんけれども、一応検討させていただきたいというようなことで、よろしくをお願いします。

議長（藤田喜代治君） 11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 総務課長の大分詳細にわたって説明がありましたが、ちょっと3点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、62ページの教育費の中学校費の事務の中の定期券購入ですが、これちょっとわからなかったんですが、170万円減額されているんですが、この理由を1点。

次に、37ページから38ページにかけて民生費の、全般的に減額されているわけですが、特に民生費の障害者施設支援費と老人福祉施設措置費ですか、これが大分、790万円とか260万円、補正の状態ですが、これも減額されているわけですが、これはいろいろずっと従来見ますと、相当やはり障害者とか老人の病気、その辺が多いんですが、これで足りたのか、足りて、もちろんこれは減額されたということは申し込みが少なかったから減額されたのではないかと思うんですが、これらについてのPRの方法も考えていいのではないかということと。

もう1点は、44ページの衛生費ですが、委託料の健康診査委託料が250万円ばかり減額されているんですが、これについてはやはり病気は早期発見、早期治療というのが原則であり

まして、この辺についてもPRして、1人でも多く診査することが必要ではないかなと思うんですが、やはり現状を見ますと、相当の数が病院に行って事前に検査してがんとかいって、大腸がんとかの検査している数が相当多いんですよ。そのために、結果的にはこのあれをやらないのかなというのが想像されるわけですが、国保のあれも相当伸びているわけですから、予防のためにPRがどうなっているのか、この3点を簡単に結構ですから、お聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会教育長。

教育委員会事務局長（谷 正君） 今回の石井議員のご質問の中学校振興事務の定期券購入なんですけれども、これにつきましては簡単にいいますと、額の確定という形、いわゆる3学期が開始したものですから、その額の確定ということですが、ご承知のように中学の場合ですと、遠距離ですと、通常ですと6キロ以上の者については遠距離通学の通学費の支給、ただ本町の場合ですと、今までの中学の合併等のいろいろな事情がありまして、そういうものを含めた中で、いわゆる通学費の補助を行っているという形の中で、先ほど申し上げましたように今回、3学期がスタートしたものですから、額が確定したと。それに伴いまして、予算等の更正等を行ったということでございます。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 額は170万円、本当は10万とか20万であればいいんだけど、170万円という大きな額が出てあったんで、東海バスが半分ぐらい泣いたのが、そういう面もあってちょっとお聞きしたわけなんですけれども、額が大きいために、それはわかりますよ。合併した際に出すというのが条件ですから、これは別にあれするわけではない。額が大きかったために、どういうふうになったのかということ。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（谷 正君） 平成18年の当初の1つ考えられますのは、見込みが大きかったということも1つの理由になります。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 障害福祉事業の関係、これの障害者の関係の項目でございますが、事業費でございますが、その中である程度の実績見込みによりましての更正減でございます。その中で、大きいものとしていたしまして障害者施設支援費、これは障害者自立支援法が4月から施行されて、具体的に施設に対して指導をしていく、これについては10月から開

始されると。そういう中で、平成18年4月改正の時点で厚労省からの詳しい対象者といったことが見えなかった点も1点あると思います。ちょっと具体的な通知がおくれている面が多いことがあります。

その中身で申し上げますと、単価が落ちたんですね、給付単価が。それから、今まで月単位の請求、一月に幾らというような形の中でできていたのが、これが日割りになりました。そういったことと、それから社会福祉法人の利用者減免の費用を150万円減にしましたですけども、これにつきましても平成17年の10月から食費と居住費が原則個人負担であるという中で、所得によって上限額は決められております。その上限額の中で、個室であるユニット型のやつが非常に高かったものですから、段階的にそれを経過的に差額を下げてといったことで、その金額を多く見てしまったわけです。法改正等の中での改正は平成18年の4月からはなかったんですが、その辺の見込みがうまくいかなかったということです。ほとんど、平成18年4月からユニット型の個室の場合は対象になっておりますけれども、補助額、要するに助成額が対象になりません。今まで助成額は対象になっていたわけです。その辺の見込みの関係でございます。

それから、老人福祉事業につきましては、ほぼ確定によるものが主でございます。老人福祉の措置費につきましては、これは老人保健法の改正がありまして、老人ホームとか、そういった施設の介護認定受けた方のところでは、デイサービスをやったり、あるいは訪問介護ができるという形に変わったということで、単価が下がりました。そういった関係と、17人いたのが退所して15人になったということが大きいと思います。

それから、衛生費の関係でございますが、これにつきましてもほぼ確定をしまして、子宮がん検診が若干まだありまして、それを待ちまして大体確定したよということで250万円の減額をさせていただきましたが、全部の受診者が住民検診が6,746人、がん検診が5,889人でした。これに、最後に子宮がんがありましたものですから、302人を足しますと、7,937人ということで、人数的には前年より減って、会場数が減ったという関係もありますが、減っております。

先ほど、メタボリックシンドロームの関係等もございまして、この辺は平成20年度から特定検診に変わってきますものですから、その辺の見方を今後、公費で余計持っていかなければならない話で、言われるとおり予防が今大事な時代になっておりますものですから、特定検診の19年度は準備期間ということで、その辺研究してまいりたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） これどうにも皆さんで先がわからないことだから当然ですので、これに対して多いから少ないからどうということはないんですが、やはりPRできるものについてはPRしていただいて、1人でもこの町の中で病人がなくなるような方法でやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） まず、2つあるんですけども、1つは、60ページの小学校の振興事務です。電算機器の賃借料で入札差金ということだったんですけども、決算が出れば資料も出るとは思うんですが、入札の中身を教えていただきたい、予定価格と。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（谷 正君） これにつきましては、今までは入札といいますが、見積もり入札の形の中で、個々の学校の方でやっていましたものをスケールメリットを考えて集めてやった方が安くなるだろうという想定のもとに、18年度につきましては竹麻小学校と南崎小学校のパソコンを生徒のやつを合計で45台、教師用2台、47台という形で事業を執行したわけなんですけど、一括入札という形の中でやりました。これにつきましては、予定価格は一月のという形でやりまして、その一月当たりの入札の金額を入れていただくということをとったものですから、予定価格は38万7,030円、入札者の価格は一月22万3,880円という形の結果になりました。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これはOSのバージョン幾つですか。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（谷 正君） XPだったと思いますけれども。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） それは結構です。

もう一つは、31ページの企画調整事務のホームページシステム移行委託料だとして、これ最初の予算のところの表を比較しますけれども、これは項目では予算書では市内LANシステムの委託となっているんであれですけども、ホームページシステムそのものの委託料、そのものは全額でどのくらいの予算の枠になっているのか。それと、この委託業者。それと、ホームページの管理のシステムについて、この場でちょっと答えていただきたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） この13節委託料のホームページシステム移行委託料につきましては、予算編成時の見積もりではホームページのリニューアル時に携帯電話サイトのシステムを行うんでということで見積もりを取っていたわけですがけれども、携帯電話サイトのホームページの設営を本年度見送ったことによる契約差金というところで29万8,000円の減額をさせていただきました。ホームページの見送った理由といたしましては、やはりまだまだ南伊豆町の情報をどういう形で伝達していくか、内容をさらに吟味する必要がある。そういう形で、本年度は先送りをさせていただいたということでございます。業者については下田OAシステムでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 委託はして、全体の新しく携帯サイトをつくるのは先で、これは減額になったということなんだけれども、ホームページの管理そのものはどのくらいの予算なんですか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 恐縮ですがけれども、今資料をお持ちしておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは委託先で、職員はこの更新に関してはどの程度できる、その点は把握していますか。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） その件につきましても、内容を今電算室の2人の職員を中心に精査しながら、どういう対応をしようかという検討のところでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） なぜこれを質問したかということ、予算の中でもやるんですけれども、いろいろ財政事情が厳しい状況の中ではあるんですけれども、いわゆる辺地、僻地であっても、意欲があれば、この伝達の手段でインターネットで情報をうんと発信する、その仕方がどうのこうのというのは、ちょっと。庁内で自分の事業でこのままでやっている、努力をしている、誘客をしている方々から見れば、予算の決め手、これが現状の状態、このホームページの表紙も変更していないというのは、業者をやめた方がいいと思うんです。

これは予算のときに言いますけれども、携帯サイトをつくるのに30万円も取るなんていうのはもう論外で、落として正解で、町内の中でもうんと今のお客さん少なかったところで、

アクセスが100万どころか町の倍になっているところがある。それは、この予算取っていませんよ、自力でやっています。これは町長も幹部も目ぼってほしいんだけど、ほかの町のところでも自力でやっているところは多いですよ。相応にやって、職員も勉強してやるようにしなければ、わずか四、五千円の本買って勉強すれば、ホームページのサイトは出せるし、写真についたって今高いカメラ使わなくたって、1,000万画素だ何だの、2万円ぐらいのデジカメでどんどん町内のアピールもできるし、文書も出せる。お金かけないで情報発信することができるのがインターネットの特徴であって、そういう点ではしっかりこれ、別にきょうの答弁要らないですけども、予算かかりますけれども、特に自然まつりだ何だ、今もさくらまつりやっていますけれども、この本当の魅力をアピールしてやっていく状況の中で、ホームページがいつまでもぼちぼちで予算も何も固まっていないというのは、もう即刻これはやめて自分たちで勉強してこれをアップしていくということをしなかったら、町場で努力をしている人のあれが報われないし、ぜひそれは直ちに検討をし始めていただきたいと思うんです。それだけ、答弁いいです。

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） 先ほど、総務課長が後期高齢者制度の繰越明許費のところでご説明ありましたが、今回の補正はほぼ当初の事業が確定されたことによる確定値との差額の補正ということですが、この後期高齢者医療のやつは結局、来年の4月から本稼働ですよ。ことしの4月は、広域のそれぞれのシステムの整合性を図るための組織づくりの段階であるということも私たちも認識しているんですが、その中で仕様の細部が確定していないので繰り越しをしたと、予算はとりあえず提出するよということでもありますよね。細部の仕様が決定していないのに、どうして改修の委託料をここで計上できるのかということなんです。実際には、その裏を類推しますと、多分TKCだと思うんですが、開発の業者と個別の折衝をして、大体このくらいになるよという話の上で繰越明許として補正計上したと思いますが、この辺は実際私の言っているとおりでよろしいんですか、まず最初にそのことを伺います。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） おっしゃるとおりで、TKCの方に見積もりを取りまして、一応、入力サイドのシステムというのをある程度前の段階でお聞きして、どこのシステムもそうなんです、そういうようなことでお願いしております。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 多分そうだと思います。

それで、その中で実は780万円のうちの50数%、そしてあと国民健康保険税の約6割近くが国の補助金で、たまたまそういうことができるんですが、後期医療制度というのは全国一斉ですよ。そうすると、当然そのシステムの開発業者というのは、最初は非常に莫大な資金をソフト資金として投ずるんですが、これが各ユーザーに分散されることによって、単価そのものはどんどん下がってくると思うんです。ですから、最初の上の780万円というのは、私は妥当な線か、もしくは交渉によってはもっとまけることができると思うんですが、国民健康保険税のシステム改修については、もっとまける値段交渉した方がいいですよ。

結局、老人保健法にかわるものが今回の後期高齢者ですから、税の徴収と給付とは介護保険料と全く同様に別次元ですよ。片方においては、国民健康保険税の方と一緒に徴収して、給付については後期高齢者制度のシステム体系の中でやるという形ですから、給付にかかわるシステムの改修委託料というのはこのぐらいかかると思うんですよ。下の方はもっと値段をまけるような交渉をしてみたらいかがでしょうか。当然、これは繰越明許ですから、翌年度また繰り越しに対する補正を上げてくると思いますが、それを念頭にぜひともやってもらいたい、これは要望ですが、それに対するちょっとコメントをください。

議長（藤田喜代治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） おっしゃるとおりで、まだ正式な見積もりは取っていないんです。1回は取りましたですが、再度の見積もりがございますので、そういった形で契約を、今おっしゃったような形の契約を、移行する契約を安いところにこうした契約をしたいと思っています。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 1つだけお聞きします。

30ページの訴訟代理人業務委託料ですけれども、これ自主運行バスのことだということで、訴訟を起こされているんでしょうけれども、その状況を。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 現在、代理人として顧問弁護士に依頼をしております、係争中の案件でございますので、訴訟内容については差し控えさせていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 訴訟内容って、具体的な、今どういう状況かと聞いているんだけど、具体的な訴訟のやりとりを聞いているわけではないですよ。いわゆる何ですか、口頭弁

論というか、そういう状況になっているということですか、その件に関して。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） まだ双方が、裁判に入っておるわけですがけれども、その内容を整理している段階でございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） ということは、最終的に和解とか、そういうこともあるということですか、争点もあるでしょうけれども。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 争点整理ということございまして、まだ双方の言い分が隔たりを持ちながら次の段階へ進むような形ということをお伺いしております。内容については、係争中ということをご理解をいただければと思います。

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 簡単な質問なんですけれども、49ページでございます。松くい虫防除でございますけれども、県単の事業を行わなかったからというような話を言われたんですけども、この県単の事業、何で行われなかったのかということについてお伺いします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 松くい虫に関しましては、ご存じのように町単と県単がございます。今現在、弓ヶ浜を中心に松くい虫をやっているんですけども、要するに県単の中でこの松くい虫の樹幹注入は実施しなかったと、つまり町単の部分で足りたということでございます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり賛成の諸君

の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第29号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本案は、保険給付費について、これまでの実績を踏まえ、退職被保険者等療養給付事務費3,124万7,000円及び一般管理事務費44万1,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、国庫負担金及び県負担金の確定により、それぞれ97万9,000円を減額し、療養給付費交付金3,011万1,000円を増額するものであります。

また、保険基盤安定繰入金の確定により、保険基盤安定繰入金を57万1,000円、出産育児一時金等繰入金216万7,000円及び財政安定化支援事業繰入金115万円を増額し、歳入歳出それぞれに3,204万1,000円を追加して歳入歳出予算額を14億8,096万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、窓口税務課長から説明させます。よろしくご審議のほどをお願いい

たします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） それでは、平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳出からになりますが、11ページをお開きください。

歳出。1款総務費、総務管理費、一般管理費ですが、44万1,000円増の667万6,000円です。一般財源が44万1,000円です。内訳は備品購入費でパソコンでございます。平成8年に設置をしまして、ほとんど1日中つけている、そういうパソコンですので、耐用年数がきました。そういうことで、購入したいと思います。

次のページをお開きください。

運営協議会費、補正額6,000円、計31万7,000円です。これは委員報酬の6,000円です。

2款保険給付費、1項療養諸費、退職被保険者等療養給付費、補正額が3,124万7,000円、計2億2,333万5,000円、一般財源が3,124万7,000円です。負担金補助及び交付金で退職被保険者等療養給付費でございます。これは一般の被保険者から退職の方に入れかえたということで、そういった状況です。

次に、14ページですが、共同事業拠出金、これは高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、財源内訳の変更で確定でございます。

次に、保健事業費ですが、保健衛生普及費10万円で479万3,000円です。役務費の通信運搬費5万円、委託料5万円で、これは医療費の通知の委託料でございます。

次のページをお開きください。

諸支出金、償還金及び還付加算金です。補正額は24万7,000円で2,494万8,000円、一般財源で24万7,000円です。これは償還利子及び割引料の24万7,000円です。平成15年と16年の普通調整交付金の返還でございます。

次に、戻りまして7ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金、国庫負担金、高額医療費共同事業負担金97万9,000円の減です。599万円、これは確定により減額いたしました。

次のページをお開きください。

県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金、補正額は97万9,000円、これも県の支出金で確定により97万9,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

繰入金です。一般会計繰入金388万8,000円で6,640万4,000円、保険基盤安定繰入金が57万1,000円、出産育児一時金等繰入金が216万7,000円、財政安定化支援事業繰入金が115万円です。これも確定によるものでございます。

次に、前に戻りますが、6ページをお開きください。

歳出合計になりますけれども、補正前の額が12億4,892万3,000円、補正額が3,204万1,000円、計14億8,096万4,000円。国県支出金が195万8,000円減、一般財源が3,399万9,000円です。総じて3,300万円ふえておりますけれども、これは診療報酬が3.16%減っており、しかしながら世代がちょうどピラミッドを見ますと、やはり60代、団塊の世代のことなんですが、病院にかかる率が高くなっているとか、それでふえているということ。それと、前期老人の、以前は70歳までが前期老人だったんですが、それがだんだんと上がって、最終年度でして、ことしから70歳から来年から後期高齢者になりますけれども、それがふえるということでもあります。

以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決されました。

議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第30号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本案は、3月診療から12月診療までの医療費実績を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を3,612万8,000円、医療支給費を556万6,000円、おのおの減額するものであります。また、それに伴う歳入の調整は支払基金交付金を1,804万円、国庫負担金を1,609万6,000円、県負担金を402万3,000円、一般会計繰入金を402万3,000円、おのおの減額し、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,169万4,000円を減額して、歳入歳出予算額を12億7,189万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、窓口税務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳出からですが、12ページをお開きください。

歳出。1款医療諸費、医療諸費です。補正額は3,612万8,000円減、計12億4,338万4,000円、特定財源ですが、国県支出金1,812万9,000円減、その他1,437万5,000円減、一般財源352万4,000円減、これは負担金補助及び交付金でございます。

次に、医療支給費ですが、556万6,000円減、1,516万8,000円、特定財源ですが、国県支出金が199万円減、その他317万7,000円減、一般財源39万9,000円減です。区分は負担金補助及び交付金で556万6,000円、これは現金給付分の医療支給費でございます。

次に、前に戻りまして7ページをお開きください。

歳入です。

支払基金交付金でございます。医療費交付金、補正前の額は6億9,040万6,000円、補正額は1,804万円、計が6億7,236万6,000円でございます。節として1,804万円減です。医療費交付金でございます。

次のページをお開きください。

国県支出金、国庫負担金、補正前の額は4億656万円、補正額は1,609万6,000円減、計3億9,046万4,000円、1,609万6,000円減でございます。

次のページをお開きください。

県支出金、県負担金ですが、補正前の額が1億164万円、補正額は402万3,000円減、計9,761万7,000円、402万3,000円が減です。

次のページをお開きください。

繰入金ですが、一般会計繰入金1億163万9,000円、補正額は402万3,000円、9,761万6,000円、一般会計繰入金が402万3,000円減でございます。

次のページをごらんください。

6諸収入、雑入で第三者納付金、補正前の額が1,000円で補正額が5万1,000円、計5万2,000円、第三者納付金の5万1,000円です。これは、交通事故等によるものでございます。

返還金ですが、補正前の額は1,000円、補正が43万7,000円、計が43万8,000円で返還金及び不正利得徴収金というものでございますが、これにつきましてはある病院が債権放棄をしまして、国保の方からは請求できなくて、直接、当町の方から請求して入れたものでございます。

では、前に戻りまして、6ページをお開きください。

歳出です。歳出合計、補正前の額が13億1,359万2,000円、補正額は4,169万4,000円の減、計12億7,189万8,000円。特定財源ですが、国県支出金が2,011万9,000円の減、その他1,755万2,000円の減、一般財源402万3,000円の減でございます。総じて減少した理由ですが、老人が100名ぐらい前年に比較して減少しております。そしてまた、診療報酬も3.16%減少していると、これが原因だと思います。

以上でございます。ご審議のほどをよろしく願います。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なしと言う人あり」〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決されました。

議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第31号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,786万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では平成20年度から施行される後期高齢者医療制度の創設による介護保険システム改修に係る委託料262万5,000円を増額補正し、後で説明いたさせますが、その額をそのまま繰越明許費として計上させていただきます。

また、介護保険給付費を本年度分の実績に基づき推計し、居宅介護サービス給付費を522万6,000円及び施設介護サービス給付費を1,264万5,000円それぞれ増額し、グループホームの地域密着型介護サービス給付費304万4,000円を減額したいものであります。

さらに、要支援1、2の方の介護予防サービス等諸費を405万3,000円減額し、自己負担上限額を超える利用者に給付する高額介護サービス費を800万円増額補正したいものであります。

歳入につきましては、保険給付費を負担する国県、社会保険診療報酬支払基金は、それぞれ独自に保険給付費を推計し、法定負担率により平成18年度の負担額を決定しており、それに対応する補正を行い、財源が不足する1,782万9,000円を繰越金及び介護給付費準備基金から繰り入れる等の増額補正により対処したいものであります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

20ページをお開きください。

歳出の総務費、1項総務管理費でございます。介護保険総務事務でございます。263万5,000円を補正増したいものでございます。内容につきましては、委託料でございます。医療制度改正に伴う介護保険システムの改修委託料でございます。これにつきましては、今、町長が申しあげました繰越明許費等支出でございます。説明資料を見ていただきたいと思います。一般会計の方でも繰越明許費の説明がありました。同様の趣旨でございます。介護保険システムを今度の医療制度改革では使用するというところでございまして、介護保険と一般会計とやっております。これにつきましては、平成18年度の介護保険法改正により介護保険料の特別徴収補足回数の複数回化のシステム改修を行うわけで、これは普通徴収で今まで64歳までは普通徴収、それを特徴に切りかえ、補足回数を年1回から6回に変えたということでございます。それに伴いまして、平成20年4月に施行される医療制度改革の大きな

柱である後期高齢者医療制度の創設によりまして、国民健康保険及び後期高齢者の保険料等の特別徴収が開始されます。これについて介護保険のシステムを利用したいということが1点でございます。

それから、高額医療と高額介護の合算療養制度に係るシステム改修費が追加内示されました。これにつきましては、厚労省の指示で今回補正を上げたわけですが、一応標準の所得がありますと、後期高齢者医療費、国保の場合の上限額は56万円を標準としております。それを超える自己負担額の場合には、この合算制度に該当すると。対象は65歳以上になります。

それから、国庫補助金、介護保険補助金と、それからシステム改修費に係る経費を介護保険特別会計補正予算（第3号）の方に計上いたしました。システムの仕様等細部が確定されていないことから、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を計上したものでございます。262万5,000円の1件でございます。財源といたしましては、国庫支出金が85万1,000円、一般財源が177万4,000円でございます。漆田議員の質問にありましたとおり、TKCの見積もり、現在の見積もりでやったものでございます。

続きまして、次のページですが、介護認定審査会費でございます。介護認定審査会事務を7万3,000円、実績により増としたいものでございます。認定調査費等でございますが、5万7,000円減額したいものでございます。これは臨時看護師の社会保険料でございます。

続きまして、次のページでございます。

保険給付費の1項介護サービス等諸費でございます。居宅介護サービス給付費でございますが、補正額522万6,000円増額したいものでございます。

次に、地域密着型介護サービス給付費でございます。これはグループホームの関係でございますが、304万4,000円減額したいものでございます。これは変動はありますけれども、月に5件から8件程度、請求がきております。居宅の方につきましては、月に500万円ほど請求されてございます。

それから、施設介護サービス給付費でございますが、1,264万5,000円の増額を補正したいものでございまして、これにつきましても月に請求が135件きているところでございます。

9目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、83万3,000円増額したいものであります。これはケアプランの作成でございます。

次のページをお願いします。

2項の介護予防サービス等諸費でございます。1目の介護予防サービス給付費でございますが、86万8,000円減額したいものでございます。これについては、要支援1、2の給付費

でございます。

地域密着型介護サービス等給付費でございますが、142万9,000円減額したいものでございます。これも要支援の方ですが、ほとんど使っておりません。1万円を残しまして142万9,000円を減額するものでございます。

介護予防住宅改修費、これについても要支援の方ですからほとんど使っておりませんが、26万7,000円減額でございまして45万3,000円、予算が72万ということでの減額でございます。

介護予防サービス計画給付費、これもケアプラン作成のもので、148万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

4項の高額介護サービス等諸費でございます。1目の高額介護サービス費で800万円の増額補正でございます。これにつきましては、1,190万円予算をこれからも必要と見ておりまして、390万円の当初の計上が少なかったというものでございます。

高額介護予防サービス費でございますが、9万円の減でございまして、これは要支援分でございます。

続きまして、特定入所者介護サービス等費でございます。1目の特定入所者介護サービス給付事務でございますが、91万8,000円増額したいものでございます。食事であるとか居住費の標準負担額が上限額をオーバーしたときの補足給付になります。

3目の特定入所者介護予防サービスの給付事務でございますが、74万1,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

5款の地域支援事業費の1項介護予防事業費でございます。介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、41万円の減額でございます。介護予防食事サービスの事業委託料を減額するものでございます。

次に、2項の地域包括支援事業・任意事業費でございます。1目の介護予防ケアマネジメント事業費でございます。55万5,000円増額したいものでございます。委託料を30万5,000円、システムの、先ほど一般会計の方でも説明がございましたが、システムを一般会計から介護保険へ持ってきて補助金の対象にしたいものでございます。使用料及び賃借料の25万円もそのとおりでございます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、これは財源区分の変更でございまして、人件費を一般会計の繰入金を減額しまして、本特別会計の一般財源を142万

5,000円増額したいものでございます。

次に、歳入でございます。

9ページをお願いいたします。

保険料でございます。1項介護保険料、35万8,000円を減額するものでございます。現年度分保険料を75万8,000円減額し、滞納繰越分保険料を40万円増額したいものでございます。

次のページをお願いします。

1項手数料でございますが、2万4,000円増額したいものであります。

3款国庫支出金でございます。1目の介護給付費負担金を549万9,000円増額したい内容であります。これにつきましては、法負担率が施設が15%、居宅の介護が50%ということで、それに基づきまして国が独自推計によりまして本年度の納入額を決定したものでございます。549万9,000円の増でございます。

国庫補助金でございます。地域包括支援事業交付金（包括支援事業等）でございますが、80万3,000円を増額したいものでございます。これにつきましては、国の法負担率が40.5%でございます。この金額が1,025万円見込めますものですから、80万3,000円を増額したいものでございます。

介護保険事業補助金85万1,000円増で、先ほど繰越明許費で説明させていただいた医療制度改革システム改修費でございます。これにつきましては、上限額が決まっております。170万2,000円の2分の1でございます。

次に、4款支払基金交付金でございます。介護給付費交付金でございますが、709万1,000円を減額したいものでございます。これにつきましても、法定負担率32%に基づくもので、社保基金の決定額でございます。本年度額の決定でございます。翌年度の分については金額が私共が予想している保険給付費より少な目でございますので、本年度の精算交付があるのではとの予想でございます。

県支出金でございます。介護給付費県負担金201万5,000円の増でございます。これにつきましても、県の試算によるものでございます。

それから、2項県補助金、地域支援事業交付金でございます。これにつきましては、36万9,000円の増額補正でございまして、法定負担率が20.25%、それに基づくものでございます。

次のページをお願いします。

繰入金でございます。一般会計繰入金でございまして、1目介護給付費繰入金246万1,000円の増額をするものでございます。私どもの試算しております保険給付費が7億8,331万

5,000円、これに対し法定負担率が12.5%、これに基づきまして246万1,000円の増額をお願いするものでございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）につきましては、3万2,000円を増額したいものでございます。法定負担率は12.5%でございます。

地域支援事業繰入金（包括支援事業費等）でございますが、36万9,000円の増額でございます。法定負担率が20.25%でございます。

その他一般会計繰入金につきましては、事務費の繰入金でございます。34万9,000円でございますが、これは人件費をシステム改修の一般財源分177万4,000円と、それから新予防給付人件費繰入金、これは先ほど申し上げました人件費を一般会計のその他の関係でございます。一般会計の方で減じ、介護の方で増額するものでございます。

8ページをお願いします。

補正の財源内訳についてご説明いたします。

補正額は2,249万円となりまして、補正後の額が8億2,786万3,000円でございます。補正の財源内訳、特定財源が国県支出金が953万7,000円でございます。その他が275万9,000円の減額でございます。一般財源が1,571万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第32号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ912万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、積立金を34万9,000円増額し、旅費を17万3,000円減額し、合わせて17万6,000円増額補正するものであります。これらの財源としての歳入につきましては、一般財源として繰越金17万6,000円を追加したいものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号 平成18年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田喜代治君) 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決されました。

議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(藤田喜代治君) 議第33号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長(鈴木史鶴哉君) 議第33号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から83万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000円とするものであります。

補正の主なものは、公有財産購入費83万6,000円を減額補正するものであります。これらの財源としての歳入につきましては、その他の特定財源として土地開発基金繰入金83万6,000円を減額したいものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(藤田喜代治君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なしと言う人あり」〕

議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号 平成18年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第34号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ302万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,018万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、管渠実施設計委託料の減額、湊・手石処理分区管渠工事の増額、マンホールポンプユニット設置用地の取得費、用地分筆測量委託、施設の修繕費等302万3,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を302万3,000円追加するものであります。

詳細につきましては、建設課長から説明させます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出 8 ページをお開きください。

1 款下水道費、1 項下水道建設費329万5,000円を追加し、1 億6,449万7,000円にするもの
でございます。

公共下水道建設事業、13節委託料87万円の減額、これは下賀茂処理分区の管渠実施設計委
託料100万円の減額と、湊処理分区の前田川左岸のマンホール設置用地の分筆に要する測量
委託料13万円の増額です。15節工事請負費400万円の増額、これは手石処理分区管渠工事100
万円の増額と湊処理分区前田川左岸のマンホールポンプの設置に要する工事費300万円の増
額です。17節公有財産購入費16万5,000円の増額は、これはマンホールポンプ設置用地の購
入費です。

次に、9 ページをごらんください。

2 款業務費、2 項施設管理費27万2,000円を減額し、2,072万9,000円とするものでござい
ます。

下水道管渠維持管理事業、15節工事請負費50万円の減、これは管渠内補修工事の更正減で
す。

下水道施設管理事業、11節需用費22万8,000円の増額、これはクリーンセンターのポンプ
槽配管、脱臭配管修理に基づくものです。

それでは、歳入 7 ページをごらんください。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金302万3,000円を追加し、2 億6,058万4,000円にするもの
でございます。これは一般会計の繰入金でございます。

次に、6 ページをごらんください。

補正額302万3,000円、計 4 億2,018万円、補正額の財源内訳、一般財源302万3,000円。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なしと言う人あり」〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり」〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号 平成18年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第35号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収支予算につきましては、水道事業を取り巻く環境の変化等により、水道事業収益を700万円減額し、水道事業費用を428万円増額するものであります。資本的収入及び支出につきましては、上水道第5次拡張事業の見直しにより資本的収入を2,110万円、資本的支出を1,497万円、おのこの減額するものであります。

詳細は水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（小坂孝味君） それでは、内容につきましてご説明させていただきます。

15ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書。収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益は700万円減額し、2 億6,391万9,000円とするものであります。内訳としまして、1 項営業収益、1 目給水収益を700万円減額し、2 億5,800万円とするもので、1 節上水道料金を減額するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

支出であります。

1 款水道事業費用は428万円増額し、3 億119万9,000円とするものであります。内訳としまして、1 項営業費用、4 目簡易水道等費を6 万円増額し、4,498万3,000円とするもので、5 節法定福利費、共済組合負担金を6 万円とするものです。

2 項営業外費用、3 目消費税を234万9,000円増額し、625万9,000円とするもので、36節消費税でございます。これは預かり金の精算ということです。

4 項特別損失、1 目過年度損益修正損を187万1,000円増額し、217万1,000円とするもので、38節過年度損益修正損、水道料金の不納欠損金を増額するものです。これは、今回回収の見込めない平成13年度までの滞納欠損ということで、行方不明あるいは本人が死亡して相続する家族がないとか、倒産あるいは自己破産という方でございます。

資本的収入及び支出のうち、初めに収入であります。

1 款資本的収入は2,110万円減額し、4,290万円とするものであります。内訳としまして、3 項企業債、1 目企業債を2,060万円減額し、1,940万円とするものです。これは1 節企業債、上水道第5次拡張事業企業債を減額します。これは支出の方の取水工事の請負の減によるものでございます。

4 項給水負担金、1 目給水負担金を50万円減額し、250万円とするものであります。1 節給水負担金、水道加入金を減額するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

支出であります。

1 款資本的支出は1,497万円を減額し、1 億6,488万7,000円とするものであります。内訳としまして、1 項建設改良費、2 目上水道第5次拡張事業を1,497万円減額し、4,490万1,000円とするもので、5 節法定福利費、共済組合負担金を3 万円増額し、50節の工事請負費、石井浄水場拡張工事費を1,500万円減額するものでございます。

これは水利権によりまして、用水から水を取るようになっているわけですが、その工法

とかいろいろ検討し、いかに安く取水できるかというようなものを考えた結果、安くなったということでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお伺いをしたいなと思っておるんですけども、16ページの不能欠損ですけども、187万1,000円、大変なこれは金額になるわけですけども、これは今のお話だと、今ここにいなかったり、あるいは倒産したり、あるいは自己破産というようなことがあったんですけども、これは当局側として法的な措置を、内容証明をつけた中の法的な措置をとって、そしておいてないのかおいてあるのかということをお聞きしたいんですけども。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） これは今回、件数として10件でございます。その中の内訳としまして、行方不明のものが6件、そして本人死亡のものが2件、倒産が1件、そして自己破産が1件、全部で10件です。金額で中に1つ突出したのがあるわけですね。一番金額の少ない人は基本料金の1,018円の人の中にもこの中にはあるわけですけども、実際に100万円台のものが1件ありまして、これも裁判所の方でももうこれにつきましては債権者が35件あったわけですけども、その中の水道課は1件になっていました。それで、もう裁判所の方の結審といたしますか、もう回収の見込みはできないよと、債権者の方も弁護士の方も解散といたしますか、もう見込みがないということで結果が出たものですから、それをいつまでも待っていてもしようがないだろうということで、金額200万円近くのものがあるわけでございます。そのほかのものについては、先ほど言いました1,018円とか、1,185円とか、そういうものがあるわけでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 内容はわかりました。

そういった部分は、大きい金額の方も入っているんですか。財産が全然なかったわけではないと思うんですよ。それは法的な、今言ったように裁判所で、そういう措置をとって、ある程度の金額でその財産が売れたとしますね、そうしますと金額の比率によって多少戻って

くるものもあろうかと思うんですよ。

議長（藤田喜代治君） 水道課長。

水道課長（小坂孝味君） その点、財産とか、そういう処分はあるんですけども、水道の場合はあくまでも使用料ということなものですから、財産として差し押さえている銀行とか、そういうところにみんな持っていかれるという言葉悪いですけども、そちらの方へ行ってしまって、使用料というのはもう一番最後になるみたいで、全然その収入的には回ってこないと……。

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） 最終的に、3月のこの補正が最終的な決算に近い数字になると思うんですよ。そこで、一応いつかはわからないですけども、下水道事業の方と並行して両方にかかわって、水道課という名前で、その中で依然として売り上げ収入が漸減する中で、減価償却費と償還金の金額が群を抜いて金額的に入っているわけですよ。改めて、それで下水道事業を並行したときに、財源的にどうなのかなと、ちょっと危惧は持っていますが、これ担当課長でなく町長にお聞きしたいんですが、その辺の例えば財源措置とか対処の仕方というのはどうなるんですか。例えば、総係費の原価削減として、2つの課を統合することによって、例えば点検費用であるとか、そういう総係費はある程度は圧縮されるんですが、逆に減価償却費とか、その辺がまた経常経費としてふえるという財務側面があると思うんですよ。ですから、その辺の例えば管理者は当然町長ですから、どういう考えを持っているのかちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この水道事業につきましては、たしか以前の議会でも漆田議員から一般会計からの繰り入れとか、それもあったように記憶しております。その中で、このたび4月から機構改革で下水道が一緒になるということで、しかしこれはもちろん会計は別であります。そういうことで、物によっては経費節減できることも考えられますし、ですからそういうことの中で今言われたようなことをよく確認しながら、今後の上下水道課としての運営には特に意を用いて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） その姿勢はわかります。理解するんですけれども、例えば具体的な手法が特に見えてこないんですけれども。と申しますのは、例えば当然今のままでいきますと、固定費は大きいものですね、減価償却費であり、それからあとは償還金です。償還金というのは、一昨年から漸減方向にあるわけです。その中で、現に恒常的な未処理欠損金が2,000万円から3,000万円に近い数字でここ数年推移していますよね。それを解消するためにはどうするかということ考えたときに、例えば当然これは公共料金等の値上げの問題も視野に入れなければいけないと思うんです。周りを見ますと、南伊豆町は結構高いレベルにあるんですよ、料金そのものが。漸減方式である一定の立方数いったときには、逆に下田市の方が安いよという、自治体の料金体系の格差にもよりますけれども、標準レベルとしてその辺も視野に入れて対応しようとか、実は町長にそういう答弁をもらいたかったんです。総体的な抽象的な表現ではなしに、そこをお願いします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今の水道料金の問題につきましては、審議会の開催を予定しております。そういった中で、まだ具体的にはここでは申し上げられませんけれども、審議会にゆだねて内容を審議していくという予定であります。また、その結果によってご報告したいと思えます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の

諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度南伊豆町一般会計予算であります。本案につきましては、予算編成方針で述べさせていただきましたとおりですので、各科目別の内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第37号から議第48号までの特別会計等の平成19年度予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第36号の内容説明をさせていただきます。

初めに、59ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

1款1項議会費です。本年度予算額5,599万8,000円、前年度比較で135万5,000円の増でございます。これは、報酬として議員さんの報酬11人分2,288万円です。給料は一般職給2名分993万円、以下、職員手当、共済費、人件費が2名分でございます。需用費の印刷製本費48万2,000円、議会だより等の印刷製本費でございます。

次ページをお開きください。

飛びまして61ページです。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費、一般管理事務でございます。2億7,420万2,000円、5,167万1,000円の増でございます。各記載の報酬でございます。給料は7,236万円ですけれども、特別職、町長副町長分、2名分、1,339万2,000円、一般職給は5,896万8,000円ですけれども、総務課、会計室と企画調整課、3課の分でございます。職員手当、共済費とも同じでございます。

そのほか、次のページで報償費で記念品代7万5,000円とあります。来年度退職をする5人分の記念品代を見込みました。

主立ったものだけにさせていただきます。次のページの63ページ、19節の負担金補助及び交付金です。200の郡町長会負担金206万5,000円です。均等割が45%、人口割は55%でございます。そのほか、一番下の400の各種補助金です。32団体分です。これは予算説明書の15ページにございますけれども、5,522万9,000円でございます。

職員厚生事務です。220万7,000円、122万3,000円の減でございます。

次のページです。

会計管理費、会計管理事務です。884万4,000円、807万円の増でございます。大きいものですけれども、需用費の消耗品費833万7,000円、これが昨年より814万円ほど出てございます。事務用品の一括管理という形で会計室の予算を計上いたしました。

財産管理費です。1,030万6,000円、68万円の減です。財産管理事務です。450万1,000円です。ここで12節の役務費、町村有建物災害共済保険料349万円です。町の54施設133件分でございます。

次のページです。

庁舎管理事務です。580万5,000円、9万6,000円の減です。14節の使用料及び賃借料、土

地賃借料276万2,000円、役場庁舎の土地の賃借料です。2,764平米、3人の方に借りてございます。そのほか、15節で庁舎補修等の工事費で100万円を見込みました。

4 自治振興費です。634万3,000円、218万2,000円の減です。自治振興事務です。区長会関係の費用でございます。行政協力員報酬351万円です。区長34人分の報酬等でございます。

次のページです。

秘書広報事務です。448万2,000円、149万3,000円の減です。秘書事務で223万円です。10節の交際費です。町長交際費80万円、20万円減の80万円といたしました。

次のページです。

広報事務です。225万2,000円、59万円の減。需用費で印刷製本費176万9,000円、広報あるいはお知らせ版等の費用でございます。

6 目企画費です。1,082万9,000円、124万5,000円の増です。企画調整事務です。ここでは12節の役務費、通信運搬費164万円、インターネット、A D S L だとか、住基ネット専用回線等の費用でございます。

次のページです。68ページの一番上です。

庁内 L A N システム保守委託料246万6,000円です。18節備品購入費、機器備品で470万円、職員用パソコン21台、情報系 L A N レーザープリンタ21台、ウイルス対策ソフト等の費用を見込みました。

次のページです。

基幹業務電算事務3,702万2,000円、29万4,000円の減です。13節委託料です。202のバッチ処理委託料900万円です。税の納付書等のバッチ処理委託料です。

9 の公害対策費です。37万4,000円、127万円の減です。公害対策事務でございます。

次のページです。

地域づくり推進費7,584万6,000円、409万5,000円の増です。地域づくり推進事業です。13節の委託料です。201の旧厚生省跡地遺跡調査委託料50万円です。工事請負費、旧厚生省跡地倉庫等解体工事230万円でございます。そのほか、18節備品購入費、機器備品260万円でございます。これはチェーンソー41台分を購入しようということですが、これにつきましては各34区にチェーンソーを配付して災害時等に使用していただくという形で、あとでまた歳入で出てきますけれども、自治総合センター、これは宝くじの関係で100%補助という形で、もう既に内示が出ているものでございます。そのほか、負担金補助及び交付金でコミュニティ施設整備補助金470万円でございます。

次のページ、11目で交通安全対策費です。377万2,000円、56万2,000円の減です。交通安全推進事務です。280万円です。交通安全対策委員会委員あるいは交通指導員の報酬と19節では200の交通安全指導員設置費負担金、婦人交通指導員等の負担金でございます。

次のページです。

交通安全施設整備事業です。97万2,000円、10万8,000円の減でございます。11節と15節、施設修繕料と交通安全施設の設置工事費で、カーブミラーの修繕あるいはその新設工事という形で、カーブミラーの修繕は9カ所ぐらいを見込んでおります。新設につきましては、4基ぐらいを目安としてございます。

財産区費です。204万円、108万9,000円の減です。三坂財産区管理事務でございます。負担金補助及び交付金でございます。三坂地区の振興協議会補助金、そのほか4区の事業でございます。

基金費です。179万3,000円、176万7,000円の増です。

財政調整基金6万3,000円です。財調基金は6万3,000円の利子の積み立てです。

庁舎建設基金は173万円、171万円の増でございます。庁舎建設基金の積立金、利子の部分も積み立てる形です。

2項徴税费です。税務総務費です。6,503万9,000円、1,264万3,000円の減です。税務総務事務です。5,480万8,000円です。報酬は固定資産評価委員の3人の報酬でございます。また、給料、職員手当、共済費の人件費につきましては、8人分の人件費を見込みました。

賦課徴収事務です。1,023万1,000円でございます。

次のページ、74ページです。

13節の委託料で201の宅地等鑑定評価委託料415万8,000円です。宅地等鑑定評価、60ポイントぐらいを鑑定評価しまして415万8,000円を計上いたしました。

次のページをおめくりください。76ページです。

3項の戸籍住民基本台帳費です。戸籍住民基本台帳費2,850万8,000円、270万5,000円の減です。戸籍基本台帳事務です。ここでは町民相談員の報酬4万5,000円と給料、人件費は一般職の職員4人分を見込みました。

次のページをお開きください。

4項選挙費です。選挙管理委員会費です。694万1,000円、12万5,000円の増です。選挙管理委員会事務でございます。報酬は選挙管理委員さんの報酬8万4,000円です。人件費は1人分を見込んでございます。

選挙啓発費です。14万8,000円、8万4,000円の増です。選挙啓発事務です。

各種選挙費でございます。1,820万1,000円でございます。まず、県議会議員選挙事務487万9,000円です。投票管理者におきましては、この費用につきましては投票の再編以降初めての選挙におきまして8投票所分という形の予定をしております。平成19年4月1日からの執行する部分の費用でございます。

次のページをお開きください。80ページです。

参議院議員選挙事務です。663万7,000円でございます。7月と予想されております参議院議員選挙の費用を663万7,000円といたしました。

続きまして、次のページ、町議会議員選挙事務です。513万円です。

次のページをお開きください。83ページでございます。

5項の統計調査費です。指定統計調査費743万2,000円、116万7,000円の減です。指定統計調査事務でございます。統計調査員の報酬41万4,000円と、あと人件費は職員1名分を見込みました。指定統計、商業、工業、住宅、土地統計等の指定統計がございます。

次のページをお開きください。

6項の監査委員費75万7,000円、10万9,000円の減です。監査事務でございます。

次のページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。2億3,249万9,000円、1,795万6,000円の増です。社会福祉総務事務です。4,887万6,000円でございます。報酬で民生委員推薦会の委員報酬です。14人の3回分を見込んでございます。人件費につきましては、職員6人分を見込みました。

次のページです。87ページです。

障害者(児)福祉事業です。1億1,696万2,000円、612万2,000円の減でございます。身体とか知的、精神障害者(児)の、あるいは自立支援給付、医療扶助費等々の費用でございます。

次のページです。88ページです。

88ページの上から2番目の404精神及び知的障害者小規模作業所運営費補助金1,247万7,000円です。あしたば作業所の補助金です。20の扶助費です。重度障害者(児)医療扶助費2,160万円、あと下の方の自立支援介護、自立支援医療とか、その辺の費用の部分、医療費の部分を見込んでございます。

保険基盤安定繰出金です。4,586万8,000円、78万2,000円の増です。

次の障害者（児）地域生活支援事業でございます。2,079万3,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金、地域活動支援センター事業補助金1,510万1,000円でございます。南伊豆病院だとか、ふれあいですね、その補助金でございます。

国民年金費です。803万8,000円、32万円の減でございます。国民年金事務でございます。人件費は職員1人分を見込んでございます。

次のページです。

老人福祉費です。6,362万9,000円、1,454万4,000円の減です。老人福祉事業です。13節委託料です。敬老の日委託料です。426万2,000円、2,131人分を見込んでございます。203の在宅高齢者等食事サービス事業委託料です。1,708万3,000円、延べ1万3,200食分を見込んでございます。

次のページでございます。

老人福祉施設事業です。2,894万3,000円、678万3,000円の減です。20の扶助費です。老人福祉施設の措置費です。2,882万7,000円です。賀茂老人ホーム14名分、遊法苑1名分、計15名分を計上してございます。

国民健康保険費です。3,983万9,000円、15万円の増。国民健康保険事務2,235万6,000円です。人件費は1,186万2,000円、3人分を見込みました。

次のページです。

国民健康保険特別会計繰出金1,748万3,000円、5万3,000円の増です。国保特別会計への繰出金でございます。

次のページです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。2,381万5,000円、337万5,000円の増でございます。児童福祉総務事務でございます。人件費、職員1人分を見込みました。19節の負担金補助及び交付金です。401の（仮称）社会福祉法人伊豆つくし会補助金1,843万6,000円でございます。

児童福祉施設2億2,386万4,000円、246万8,000円の増です。児童福祉施設運営事務です。1億9,858万9,000円でございます。人件費は24名分を見込んでございます。保育士、調理員等の人件費です。

次のページです。

賃金です。臨時保育士賃金2,833万6,000円、13人分です。臨時調理員賃金422万3,000円、2人分を見込みました。

次のページです。差田保育所運営事務です。478万6,000円、14万6,000円の増です。

手石保育所運営事務1,180万9,000円、36万9,000円の増でございます。

次のページです。

南崎保育所運営事務356万8,000円、15万1,000円の増です。

南上保育所運営事務です。511万2,000円、16万3,000円の増でございます。

子育て支援事務です。8,088万6,000円、2,538万6,000円の増です。児童手当事務です。6,496万2,000円です。

次のページです。

20の扶助費です。6,484万円ですけれども、児童手当関係の扶助費でございます。

子育て支援事務です。1,412万円でございます。新規の事業ですけれども、子育て支援サポーターの謝礼10万8,000円です。3名分を見込みました。20の扶助費です。乳幼児医療扶助費です。1,266万5,000円です。これは就学前児童の完全無料化という形で、小学校就学前の子供の関係の部分もすべて負担をするという形で1,266万5,000円です。

母子福祉事業です。180万4,000円でございます。扶助費で母子家庭等医療扶助費が165万6,000円でございます。

3項災害救助費です。災害救助費39万1,000円、1万1,000円の減です。災害救助事務でございます。扶助費で災害見舞金30万円を計上させていただきました。

次のページです。

介護保険費です。介護保険費は1億866万7,000円、729万1,000円の減でございます。介護保険特別会計繰出金で1億811万8,000円でございます。介護関係の繰出金で1億811万8,000円でございます。

新予防給付包括支援センター事業です。54万9,000円、750万9,000円の減で、地域包括支援センターの新予防ケアマネジメント事業等に関する経費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生総務事務です。4,299万2,000円、198万7,000円の減です。保健衛生総務事務でございます。報酬で保健協力委員報酬です。34人分の4回分を見込んでございます。職員の給料及び人件費につきましては、5人分を見込みました。

次のページです。

13節委託料です。第1次救急医療委託料132万6,000円でございます。人口割でございます。19節負担金補助及び交付金です。202の第2次小児救急医療運営費負担金でございます。528万8,000円でございます。均等割20%、人口割40%、地域医療割40%の割合でございます。

2 目予防費です。705万7,000円、168万3,000円の増です。伝染病予防事務です。662万3,000円でございます。需用費で医薬材料費で261万1,000円でございます。ポリオとか2種混とか3種混、その辺の医薬材料費でございます。13節委託料です。インフルエンザの予防接種委託料200万円です。インフルエンザで2,000人分見込んでございます。

結核予防事務です。43万4,000円、5万4,000円の増です。

母子衛生費293万2,000円、900万9,000円の減でございます。母子衛生事業でございます。次のページをお開きください。

4 目の環境衛生費です。1,034万6,000円、45万円の減、環境衛生事業です。19節の負担金補助及び交付金です。浄化槽設置整備事業費補助金です。972万3,000円です。全部で浄化槽25基、5人槽が8基、7人槽が17基という形で計上いたしました。

へき地診療対策事務です。222万5,000円、698万6,000円の減でございます。平成19年度から、へき地医療患者輸送バスにつきましては臨時職員といたして、今研修中でございます。マイクロバス2名の臨時職員を見込みまして、賃金は146万3,000円になってございます。

老人保健費です。1億3,337万1,000円です。668万9,000円の減、老人保健ヘルス事業でございます。一番下の委託料です。健康診査委託料3,260万9,000円でございます。胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん等の検診委託料でございます。

次のページです。

老人保健特別会計繰出金です。9,033万9,000円、1,130万円の減でございます。老人保健医療事業です。355万9,000円、賃金で臨時事務員賃金で159万1,000円、レセプト点検等の臨時事務員でございます。

後期高齢者医療事業です。485万4,000円でございます。次のページの一番上で、後期高齢者医療広域連合窓口処理サーバー等賃借料が114万3,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合負担金が281万円でございます。

7 目の斎場費です。505万1,000円、169万8,000円の増でございます。伊豆斎場組合への負担金でございます。

医療施設整備推進費です。4,301万6,000円、247万3,000円の減でございます。医療施設整備推進事務です。共立湊病院組合の負担金及び出資金でございます。

次のページをお開きください。

2 項の清掃費です。清掃総務費です。4,289万2,000円、967万2,000円の減です。清掃総務事務です。報酬は清掃対策審議会委員報酬9万6,000円、16人、委員さんおりまして、2回

分でございます。人件費は5人分を見込んでございます。

次のページです。

2目の塵芥処理費です。1億7,588万3,000円、524万1,000円の増です。ごみ収集事務で6,415万4,000円でございます。11の需用費です。燃料費で115万7,000円です。パッカー車のBDFの燃料費2台分でございます。委託料関係では、可燃物、粗大ごみ、分別ごみの収集運搬業務の費用でございます。次のページの分別収集の保管等の業務委託料660万円も同じです。

焼却施設維持事業です。8,152万9,000円、608万8,000円の増でございます。焼却施設の維持事業ですから、需用費の部分で光熱水費1,812万円、灯油代が月150万円の12カ月ということになります。医薬材料費1,173万9,000円、特殊反応剤等の費用でございます。

次のページの工事請負費です。焼却施設補修工事です。3,000万円。ごみクレーン（天井走行）補修工事が135万円でございます。

最終処分事業です。3,020万円です。委託料で202焼却灰等処理業務委託です。2,775万2,000円です。650トンの焼却灰の見込みでございます。

し尿処理費です。4,924万円、1,106万円の減です。南豆衛生プラント組合の負担金でございます。

次のページです。

5款農林水産業費、1項農業費です。農業委員会費187万4,000円、16万7,000円の減です。農業委員会事務です。農業委員の19人分の報酬等の費用でございます。

農業総務費です。3,351万5,000円、770万7,000円の減です。農業総務事務です。人件費は一般職で5人分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3目で農業振興費です。1,143万5,000円、558万5,000円の減です。農業振興事業でございます。ここでは8の報償費です。賞賜金が50万円です。イノシシを42頭、猿を4頭分計上いたしました。委託料です。201の遊休農地美化業務委託料320万円です。菜の花の5.7ヘクタール、ヒマワリ畑の70アール分を委託料として計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金です。203の県単独農業農村整備費負担金でございます。300万円です。青野川の実ノ田の頭首工の県事業の負担金でございます。4分の1負担でございます。

水田農業経営確立対策事業26万2,000円、14万8,000円の減でございます。臨時作業員賃金、現地確認17人分を見込みました。

農村地域農政総合推進事業10万円、9万3,000円の減でございます。

次のページです。

中山間地域等制度事業です。144万3,000円、1万9,000円の減でございます。19節負担金補助及び交付金です。中山間地域制度交付金141万5,000円です。市之瀬、川合野、伊浜の分でございます。

農地費です。154万2,000円、65万4,000円の減です。農業用施設維持事業です。

5目の農山村総合施設管理費です。414万6,000円、85万7,000円の減でございます。これは農山村総合施設管理運営事務でございますして、11節需用費です。光熱水費260万円のうち、差田のグラウンドの夜間照明等の電気料です。240万円です。

このページの一番下です。山村振興対策事業です。3万8,000円で8万7,000円の減でございます。

次に、119ページをお願いします。

2項の林業費です。林業振興費901万3,000円、646万2,000円の減です。林業振興事業235万3,000円でございます。

森林整備事業です。270万4,000円、318万4,000円の減でございます。

次のページです。

松くい虫防除事業です。395万6,000円、6万3,000円の減でございます。委託料で201の町単松くい虫薬剤地上散布委託料108万4,000円、町単松くい虫予防剤が262万5,000円でございます。

3項の水産業費です。水産業振興費です。261万3,000円、31万5,000円の減です。水産業振興事業でございます。委託料で201海中クリーン作戦委託料45万円を計上いたしました。

次のページです。

漁港施設維持費です。528万8,000円、14万3,000円の増でございます。漁港施設維持事業です。委託料で大瀬漁港台帳修正業務委託料170万円を計上してございます。

漁業集落排水事業3,952万3,000円、139万9,000円の増です。漁業集落排水事業特別会計繰出金2,634万5,000円です。子浦漁業集落排水に950万5,000円、中木漁排に1,684万円です。

次に、漁業集落環境整備事業特別会計繰出金です。920万1,000円で423万8,000円の増です。妻良漁排の特別会計繰出金でございます。

入間漁業集落排水事業で397万7,000円でございます。委託料で入間集落排水施設管理料で360万円計上いたしました。

漁港建設費です。5,971万6,000円、466万6,000円の増です。漁港建設事業でございます。人件費を1名分見込んでございます。

次のページの15節工事請負費です。下流漁港沖防波堤建設工事です。5,223万円計上いたしました。5カ年の継続事業で、平成19年で4年目でございます。平成19年度は14メートル分を計画してございます。

6款商工費、1項商工費、商工総務費です。4,312万4,000円、821万5,000円の減でございます。商工総務事務です。人件費は職員6人分を計上いたしました。19節の負担金補助及び交付金、県観光協会の負担金で38万2,000円、町、伊豆急、東海バス共同宣伝事業負担金が84万円、南伊豆歩道運営協議会の負担金が79万5,000円等でございます。

次のページです。

商工振興費です。37万9,000円、757万6,000円の減でございます。商工振興事業です。19節で短期経営改善資金の利子補給、小口資金の利子補給関係の費用でございます。ここに756万7,000円と出ていますけれども、商工会の補助金が総務費の方に計上されていますから、ここで減額したものです。

観光費です。1,848万1,000円、4,200万3,000円の減です。観光振興事業でございます。需用費です。光熱水費で177万6,000円、弓ヶ浜の管理棟とふるさと公園の管理棟の光熱水費でございます。

次のページの210で石廊崎地区観光施設設計監理委託料210万円です。灯台手前のトイレの設計の委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金です。伊東駅観光連絡協議会負担金121万5,000円、夏期対策事業の負担金230万円です。

次のページです。

伊豆早春フラワーウォーキング負担金160万円です。209伊豆観光推進協議会負担金が53万5,000円です。

都市提携費です。20万5,000円、78万円の減です。都市提携事業でございます。ことし町民号は平成19年度は行かないことになりましたので、減額になってございます。

環境美化推進費です。185万9,000円、68万7,000円の減です。環境美化推進事業です。賃金で臨時作業員賃金です。伊浜の展望公園あるいはハマボウ公園、歓迎棟等の草刈り等の臨時作業員の賃金でございます。

次のページです。

温泉管理費です。7,630万円、92万8,000円の増です。弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務です。

1,003万5,000円でございます。みなと湯関係の費用でございます。臨時職員を2名分計上させていただきます。

次のページです。

銀の湯会館の運営費用です。6,626万5,000円、89万4,000円の増でございます。需用費で光熱水費1,520万6,000円、水道料が700万円、電気料が400万円、灯油代が99万6,000円等の費用です。銀の湯会館売店販売仕入費です。988万5,000円を計上いたしました。

次のページの工事請負費です。銀の湯会館濾過機濾材交換工事、銀の湯会館の浴槽循環系統洗管修繕工事90万円ずつでございます。平成18年度から交換をしてございます。冷却用補給水・温度調整機器取りかえ434万7,000円、施設ももう10年を経過いたしまして老朽化しまして、その辺の工事も含まれます。

次のページです。

7款土木費、1項土木管理費です。土木総務費です。4,975万2,000円、29万2,000円の増です。土木総務事務でございます。人件費は一般の職員5人分を計上させていただきます。

次のページをお開きください。135ページです。

道路橋梁費です。道路維持費2,171万6,000円、390万9,000円の減です。道路維持事業です。委託料で道路台帳補正委託料262万5,000円、路側刈払業務委託料220万5,000円、この刈り払いは12路線を見てございます。15節の工事請負費です。各種の維持工事費を計上させていただきました。1,280万円です。原材料費が158万2,000円計上いたしました。

次のページです。

道路新設改良費です。4,538万6,000円、5,699万7,000円の減です。単独道路改良事業です。委託料で青市区内1号線測量調査委託料です。200万円です。15節工事請負費です。伊浜線改良工事が1,200万円、59メートルです。青市区内1号線改良工事720万円です。30メートル予定してございます。

19節負担金補助及び交付金です。県道路改良事業負担金です。1,500万円です。地方特定の方が400万円、その他の一般改良分が1,100万円でございます。

次のページです。

地方特定道路整備事業です。54万2,000円、810万3,000円の減でございます。

橋梁維持費です。145万円、845万円の減です。橋梁維持事業でございます。工事請負費で205の一丁田橋塗替工事100万円です。市之瀬地内の一丁田橋でございます。

次のページです。

河川費です。河川維持費314万9,000円、6万9,000円の減です。河川維持事業です。委託料で青野川、五十鈴川樋門操作委託料89万1,000円です。19節負担金補助及び交付金です。河川愛護助成金120万円です。33区に対して河川愛護の助成金を計上させていただきました。

青野川ふるさとの川関連整備費です。178万円、6万5,000円の減です。青野川ふるさとの川関連整備事業でございます。委託料で青野川の河川管理委託料です。80万円、6区に対してでございます。ふるさと公園の管理委託料が98万円です。

4項の港湾費です。港湾管理費です。1,471万5,000円、2,162万2,000円の減です。港湾管理事務でございます。手石港陸閘の操作委託料101万円です。妻良港門扉操作委託料は108万9,000円、手石港の方が11基でございます。妻良が2基でございます。19節負担金補助及び交付金です。手石港整備事業の負担金が157万5,000円です。35%の負担計上です。妻良の方が1,101万7,000円です。護岸等の工事につきましては15%、県単の漁港整備費については3分の1の負担ということでございます。

次のページです。

都市計画費です。都市計画総務事務13万6,000円、410万8,000円の減です。都市計画総務事務でございます。

公園費です。41万2,000円、6万8,000円の減です。公園管理事務でございます。中木公園、九条公園等の管理事務でございます。

公共下水道事業特別会計繰出金2億4,465万8,000円、970万7,000円の減でございます。公共下水道特別会計の繰出金でございます。

次のページです。

住宅費です。住宅管理費です。180万3,000円、6万2,000円の増です。町営住宅の管理事務でございます。

急傾斜地崩壊防止事業1,516万1,000円、124万3,000円の増です。急傾斜地崩壊防止事業です。19節で負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊防止事業負担金935万円、二條、八反田、下賀茂、日詰です。県単急傾斜地崩壊防止事業負担金580万円、子浦、川合野、差田、大瀬の4地区の県単急傾斜の防止事業でございます。

次のページです。

8款消防費、1項消防費です。常備消防費です。1億6,709万4,000円、660万5,000円の減です。下田地区消防組合の負担金でございます。

非常備消防費です。2,723万2,000円、205万円の増です。非常備消防事務でございます。

報酬等、消防団員報酬310人分を見込んでございます。9節の旅費505万8,000円、ちょっと多くなっておりますけれども、平成19年度は査閲大会の分としてございまして、査閲大会の費用950人分のものでございます。大型ポンプ操法、小型ポンプ操法の訓練でございます。19節負担金補助及び交付金です。203の消防団員退職報償負担金533万2,000円を計上いたしました。

消防施設費です。711万6,000円、1,537万7,000円の減でございます。消防施設管理事務です。

次のページをお開きください。

18節の備品購入費です。機器備品の購入費100万円計上いたしました。これもパソコン、プロジェクターあるいはスクリーン等とパソコン6台等、これも先ほども言いましたけれども、自治情報センター、宝くじの交付金関係の補助金を100%補助という形で、これはちょっとまだ内示の方はわかっておりません。

水防費です。109万1,000円、98万8,000円の増です。水防対策事務でございます。

災害対策費です。922万7,000円、709万8,000円の減でございます。災害対策事務でございます。11の需用費、消耗品です。109万円です。土のう袋、雨カップ210人分、救命胴衣74人分、これも自治情報センターの100%の補助金で計上してございます。

防災施設管理事務です。489万1,000円、25万2,000円の増でございます。

次のページです。149ページです。

9款教育費、1項教育総務費、教育委員会費です。71万5,000円、7,000円の増です。教育委員会事務でございます。

2目事務局費です。5,492万2,000円、238万5,000円の減です。事務局事務でございます。教育長の給料が560万4,000円、一般職の人件費は5人分を計上してございます。

次のページをお開きください。151ページです。

19節の負担金補助及び交付金です。教育資金利子補給補助金です。16万円、1%の利子補給金を計上させていただきました。

教育推進費です。509万4,000円、23万7,000円の減です。英語教育事業です。ALTに関する費用を計上させていただいております。

次のページです。153ページです。

小学校費です。学校管理費です。1億2,272万円、24万6,000円の増です。小学校管理事務9,726万4,000円です。給料です。一般職15人分を計上してございます。調理員11人、用務員

4人分を計上してございます。7の賃金で臨時調理員賃金は調理員を2人、用務員1人の予算計上をしてございます。

次のページです。

工事請負費です。599万1,000円、5校分の維持補修工事を計上させていただきました。

竹麻小学校管理事務です。786万円、98万7,000円の減でございます。

南崎小学校管理事務265万7,000円、62万2,000円の減でございます。

次のページ、南中小学校管理事務853万8,000円、5万5,000円の減でございます。南上小学校管理事務275万7,000円、50万5,000円の減でございます。

三浜小学校管理事務364万4,000円、49万2,000円の減でございます。

次のページです。158ページです。

教育振興費です。2,477万7,000円、61万1,000円の減、小学校教育振興事務です。2,074万9,000円です。7の賃金で臨時教諭賃金390万2,000円、南崎小と三浜小の臨時教諭の賃金でございます。12節、定期券購入費352万6,000円、20節扶助費で準要保護、特殊学級就学奨励費、トータルで158万7,000円計上させていただきました。

竹麻小学校教育振興事務です。88万9,000円、2万3,000円の増です。

南崎小学校教育振興事務67万8,000円、6万5,000円の減。

南中小学校教育振興事務89万3,000円、7万3,000円の減。

南上小学校教育振興事務83万2,000円、7万3,000円の増。

三浜小学校教育振興事務73万6,000円、6,000円の減でございます。

次のページです。

中学校費です。学校管理費2,767万8,000円、158万6,000円の増です。中学校管理事務です。1,914万2,000円でございます。人件費は職員2人分を計上させていただいています。7の賃金は臨時事務員賃金1人でございます。

次のページの15節の工事請負費です。中学校維持補修工事、2校で155万6,000円計上させていただいております。

南伊豆東中学校管理事務389万4,000円、36万円の減です。

南伊豆中学校管理事務464万2,000円、27万6,000円の減でございます。

中学校教育振興事務です。1,940万9,000円、437万3,000円の減でございます。12節の役務費です。定期券購入費1,213万4,000円でございます。19節の負担金補助及び交付金です。中体連出場補助金200万円計上させていただきました。

次のページです。

南伊豆東中学校教育振興事務126万3,000円、17万3,000円の増。

南伊豆中学校教育振興事務117万円、4万2,000円の増。

幼稚園費で2,906万2,000円、625万1,000円の減です。幼稚園事務でございます。職員3人分を計上させていただきました。賃金は臨時教員賃金1人分、265万3,000円を計上させていただきました。

次のページです。169ページです。

5項社会教育費です。社会教育総務費2,251万8,000円、228万5,000円、社会教育総務事務でございます。この人件費は2人分を計上させていただいております。

次のページです。

2目の公民館費です。1,368万円、341万2,000円の増です。公民館管理運営事務でございます。職員1人分の人件費を計上させてもらっています。13節委託料で公民館夜警委託料84万円を計上してございます。

次のページです。

15節で工事請負費です。中央公民館補修工事400万円です。中央公民館の建物の横つながつたんですけれども、身体障害者用のトイレ1基を400万円計上させていただきました。

3目文化財管理費です。75万8,000円、6万1,000円の減です。文化財管理事務でございます。

次のページです。

図書館費です。2,075万5,000円、47万5,000円の増です。図書館管理運営事務です。正規の職員2人分と賃金で臨時事務員賃金1人を計上してございます。

次のページです。174ページです。

18節備品購入費、図書購入費で320万円を計上いたしました。

5目生涯学習費です。生涯学習推進費です。151万3,000円、80万3,000円の減、生涯学習推進事業でございます。14節の使用料及び賃借料で自動車借り上げ料45万円、ふるさと学級で使用するための借り上げ料でございます。

次のページです。

保健体育費です。保健体育総務費338万8,000円、53万円の減、保健体育総務事務です。13節委託料です。宮前テニスコート、南伊豆スポーツフェスタ委託料、市町村駅伝大会の委託料等々で173万円計上いたしました。

次のページです。

体育施設費です。184万7,000円、30万3,000円の増、武道館管理運営事務でございます。

次のページです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費です。農地及び農業用施設災害復旧費311万8,000円、38万円の減です。農地及び農業用施設災害復旧事業は224万8,000円でございます。現年災工事を190万円と見ました。

単独農地及び農業用施設災害復旧事業87万円、38万円の減です。重機借り上げの27万円、現年災工事で50万円を見込みました。

林地及び林業用施設災害復旧費191万5,000円、514万3,000円の減です。現年災工事で40万5,000円、過年災工事145万円、計185万5,000円の工事費を見込みました。

漁港施設災害復旧費146万4,000円、4万7,000円の減、漁港施設災害復旧費63万6,000円、現年災60万円を計上してございます。

単独漁港施設災害復旧事業、重機借り上げ40万円、現年災工事42万8,000円です。

次のページです。

公共土木施設災害復旧費です。道路河川等災害復旧費961万1,000円、1億2,929万6,000円の減です。道路河川等災害復旧事業でございます。現年災工事を750万円でございます。

単独道路河川等災害復旧事業、機械借り上げを90万円、現年災工事を60万円でございます。

11款公債費、1項公債費、元金です。5億560万円、1,535万8,000円の増でございます。町債元金償還金でございます。三浜小学校の元金の償還が始まったということでございます。

利子1億837万7,000円、791万5,000円の減でございます。町債利子で1億670万7,000円、基金繰替運用利子が167万円を計上してございます。

182ページです。

予備費でございます。予備費、本年度は700万円、100万円の減でございます。

次に、歳入でございます。

13ページでございます。

1款町税、1項町民税です。個人町民税3億2,562万円です。8,113万円の増でございます。税源移譲の増の部分が8,113万円。

法人町民税が3,176万4,000円、161万6,000円の減でございます。

次のページです。

固定資産税です。固定資産税が4億9,178万7,000円、1,148万7,000円の増でございます。

現年課税分、土地、家屋、償却資産で4億7,885万1,000円でございます。

国有財産等所在市町村交付金及び納付金でございます。107万1,000円でございます。

軽自動車税でございます。軽自動車税が2,078万9,000円、16万9,000円の増です。

次のページ、町たばこ税でございます。町たばこ税が6,500万円、528万円の減でございます。1本3.29円でございます。

特別土地保有税が100万1,000円計上いたしました。滞繰分を100万円計上させてもらいました。現年課税分は科目存置でございます。

入湯税です。入湯税が2,633万5,000円、123万5,000円の減です。現年課税分が2,615万2,000円です。18万2,047人分を見込んでございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税でございます。5,800万円、去年と同額です。

地方道路譲与税です。2,000万円の前年と同額でございます。

所得譲与税です。ことしの税源移譲により、廃止となりました。本年度はゼロでございます。

利子割交付金です。260万円、10万円の増を見込んでございます。

配当割交付金です。280万円、180万円の増を見込みました。

株式譲渡所得割交付金です。260万円、160万円の増を見込みました。

地方消費税交付金でございます。9,900万円、100万円の増でございます。

ゴルフ場利用税でございます。1,500万円、昨年と同額でございます。1件当たり950円でございます。

特別地方消費税交付金でございます。これは科目存置です。

自動車取得税交付金です。5,800万円、200万円の減を見込んでございます。

地方特例交付金です。地方特例交付金は200万円、1,190万円の減でございます。児童手当の特例交付金200万円でございます。減税補てん特例交付金が廃止のためにゼロになりました。

30ページです。

特別交付金です。300万円でございます。この300万円、昨年なかったんですけども、これが減税補てん特例交付金の代替として交付されます。

地方交付税でございます。地方交付税が17億3,000万円を見込みました。前年8,000万円の減でございます。普通交付税が15億8,000万円でございます。特別交付税が1億5,000万円で

ございます。

交通安全対策特別交付金です。100万円です。昨年と同額でございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金です。農林水産業費分担金447万5,000円、54万5,000円の増でございます。2の下流漁港漁村再生事業分担金です。412万5,000円、下流沖防の分担金です。

土木費の分担金807万9,000円、98万9,000円の増です。住宅費の分担金で急傾斜地崩壊防止事業の分担金が757万5,000円でございます。

災害復旧費分担金でございます。16万円で51万円の減でございます。農業関係が1万円、林業関係が15万円を計上いたしました。

民生費の負担金です。6,288万8,000円、916万2,000円の増でございます。1の精神及び知的障害者小規模作業所運営費負担金507万6,000円でございます。あしたば作業所の賀茂地域の市町の負担金でございます。障害者地域活動支援センター事業負担金872万5,000円、ふれあいの負担金でございます。

老人福祉費負担金です。854万4,000円、老人福祉施設入所者15名分を見込んでございます。

児童福祉費負担金です。保育所保育料は4,052万9,000円です。247人分を見込んでございます。

使用料及び手数料でございます。総務使用料です。10万4,000円でございます。庁舎等の使用料が7万円、温泉組合、シルバー、あるいは役場の前のATM。

民生使用料です。3万円でございます。福祉センター、社協の使用料でございます。

商工使用料です。6,049万1,000円、51万6,000円の減額でございます。みなと湯が749万1,000円、銀の湯温泉使用料が60万円、銀の湯会館の使用料が5,240万円でございます。

農林水産業使用料です。377万9,000円、8万円の減でございます。3番の漁業集落排水施設、入間漁業集落排水施設使用料が360万円でございます。

土木使用料です。1,262万8,000円、16万3,000円の減です。道路占用料が419万円、河川占用料が51万円計上しました。

教育使用料です。236万4,000円、21万7,000円の減です。幼稚園保育料が148万8,000円です。保健体育使用料が79万5,000円で体育館使用料が41万5,000円、武道館使用料が31万円でございます。

手数料です。総務手数料616万4,000円、3万9,000円の増です。窓口関係の戸籍住民票等々の費用614万6,000円でございます。

衛生手数料512万1,000円、52万5,000円の減でございます。一般廃棄物処理手数料511万2,000円、持ち込みのごみの手数料でございます。

次のページです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、民生費国庫負担金6,951万円、902万2,000円の増です。社会福祉費の負担金は国保会計基盤安定負担金が499万6,000円、障害者自立支援給付が3,557万5,000円、両方とも2分の1負担です。被用者児童手当、児童手当関係でございます。

衛生費の国庫負担金200万円で52万8,000円の減でございます。

災害復旧費国庫負担金です。572万9,000円、8,133万8,000円の減でございます。2の公共土木施設災害が530万5,000円でございます。

国庫補助金です。民生費国庫補助金518万5,000円、417万円でございます。障害者地域生活支援事業費補助金でございまして、統合補助金でございます。400万円でございます。

衛生費の国庫補助金です。368万1,000円、40万8,000円の増です。循環型社会、これは浄化槽の補助金です。3分の1、324万1,000円です。

農林水産業の国庫補助金です。2,750万円です。250万円の増ですけれども、これは下流漁港漁村再生交付金、下流沖防の補助金です。2分の1でございます。

土木費国庫補助金7万5,000円、7万4,000円の増です。公営住宅の關係の補助金です。

教育費国庫補助金8万円、2万8,000円の増です。就学援助關係です。

演習林交付金はございませんでした。

次のページです。

委託金です。総務費委託金11万3,000円、増減なしでございました。

民生費の委託金318万5,000円、66万7,000円の減でございます。拠出年金事務委託金が317万6,000円でございます。

16款県支出金、1項県負担金です。民生費県負担金6,496万6,000円、75万2,000円の増でございます。国保会計の保険基盤安定負担金2,690万6,000円、4分の3です。8の障害者自立支援給付費負担金1,778万7,000円、4分の1でございます。

衛生費県負担金200万円、6万6,000円の減です。保健事業費等負担金です。

2項県補助金です。総務費県補助金2,563万円、141万円の減です。市町村自主運行バス事業補助金2,560万円でございます。

民生費県補助金です。2,609万5,000円です。社会福祉費の補助金です。重度障害者医療が1,129万7,000円、4分の1です。精神及び知的障害者小規模作業所運営補助金388万2,000円

で2分の1です。一番下の障害者地域生活支援事業補助金200万円、統合補助金でございます。

衛生費県補助金です。385万2,000円、349万4,000円の減でございます。へき地医療対策事業の補助金が25万円、限度額が25万円です。

農林水産業費県補助金です。1,680万1,000円、114万円の減でございます。4番の中山間地域等直接支払事業補助金です。国県で4分の3でございます。108万円でございます。あと、水産業費の補助金で下流漁港漁業基盤整備事業費補助金で1,375万円です。4分の1分です。

土木費県補助金です。110万6,000円、8万5,000円の増です。2番の住宅費補助金で木造住宅耐震補強助成事業費補助金90万円です。30万円で3件分を見込んでございます。

消防費県補助金です。88万6,000円、788万4,000円の減でございます。大規模地震対策消防支援事業費補助金88万6,000円、3分の1分でございます。

災害復旧費県補助金です。285万円、340万円の減でございます。農林関係で95%の185万円、林業関係が100万円で3分の2です。3分の2補助で100万円でございます。

県営事業軽減交付金です。900万円、30万円の減でございます。

教育費県補助金、商工費県補助金はございませんでした。

次のページです。

総務費委託金で3,283万5,000円です。選挙費委託金です。参議院が660万円、県議会議員が480万円です。統計調査費が61万5,000円でございます。徴税費の委託金が2,080万円、県税徴収費の委託金でございます。

民生費の委託金3万2,000円です。

土木費の委託金306万8,000円でございます。河川とか陸閘とか門扉とか、その辺で306万8,000円です。

権限委譲事務交付金でございます。229万9,000円、42万9,000円の増でございます。21事業を計上してございます。

次のページです。

17款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で171万3,000円です。栽培漁業センター南伊豆事業場用地134万3,000円です。警察官駐在所用地貸付料33万4,000円でございます。

利子及び配当金です。201万円です。財調基金を初めとしまして、それぞれ基金の利子でございます。庁舎建設基金が173万円見込んでございます。

財産売払収入でございます。物品売払収入、科目存置でそれぞれ1,000円を計上いたしました。

寄附金でございます。一般寄附金、民生費の寄附金、1,000円ずつ科目存置とさせていただきます。

繰入金です。特別会計繰入金、老人保健特別会計が4,000円です。三坂財産区特別会計が204万円です。介護保険特別会計が科目存置の1,000円でございます。

基金繰入金です。基金繰入金が3,200万円、財政調整基金の繰入金で3,200万円です。

繰越金を1億円見込みました。

52ページです。

延滞金、過料です。100万円と1,000円見込んでございます。

預金利子を1,000円、科目存置とさせていただきます。

54ページです。

貸付金元利収入でございます。1万2,000円を計上しました。

21款4項雑入です。滞納処分費が1,000円の科目存置、弁償金1,000円、小切手未払資金は1,000円、未払資金組入れで1,000円です。雑入で5,320万円、3,271万円の減でございます。健康診査徴収金等でございます。5の雑入でございます。4節の消防団員の退職報償金505万7,000円でございます。雑入の6番です。保育所職員給食費の負担金が210万6,000円でございます。

次のページです。

18番の物品販売収入1,186万2,000円、銀の湯会館です。物品貸出収入440万円、20番の庁舎駐車場整備協力金134万4,000円、職員の駐車場の協力金でございます。銀の湯会館施設使用料が132万円でございます。在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金660万円です。30番で市町村振興宝くじ交付金350万円でございます。42番で介護予防サービス計画費収入263万4,000円でございます。

次のページで、56、57、58、それぞれ自治総合センターの助成金という形で計上してございます。250万円、100万円、90万円と、先ほど説明をしたチェーンソー41台とか、あるいはカッパだとか、救命胴衣だとか、その辺の関係の補助金でございます。

5の過年度収入508万1,000円、2番の災害復旧費国庫負担金等過年度収入でございます。17年災の過年度収入の国庫補助金分が今年度入らなくて、19年度に過年度収入という形で計上させていただきます。

58ページでございます。

町債でございます。農林水産業債が860万円、土木債が2,640万円、農林債は漁港施設で下流の沖防が860万円です。土木債が道路改良整備、これも過疎ですけれども、伊浜線と青市区内1号線です。これが2,640万円です。災害復旧債は480万円でございます。道路河川等災害復旧事業債です。これは17年度で施越の220万円も含まれまして480万円でございます。臨時財政対策債は1億5,800万円でございます。消防債、減税補てん債は計上はございませんでした。

次に、8ページをお開きください。

第2表で債務負担行為でございます。事項、期間、限度額をそれぞれ記載のとおり計上させていただきました。事務機器の賃借料につきましては、前から計上してございますけれども、ことは新たに下の3つの分ですね、伊豆つくし会の関係の補助金を債務負担として計上させていただきます。

第3表です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、記載のとおりでございます。限度額が1億9,780万円でございます。

次に、12ページをお開きください。

歳出合計です。19年度予算の歳出合計は38億2,700万円です。前年度は41億4,000万円でございます。比較で3億1,300万円の減でございました。本年度予算額の財源内訳で特定財源、国県支出金が2億9,942万5,000円です。地方債が3,760万円です。その他が2億851万2,000円でございます。一般財源で32億8,146万3,000円計上させていただきました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、本案については9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時32分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、谷川次重君、副委員長、齋藤要君。

以上で報告を終わります。

議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） それでは、国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

歳出からですが、219ページをお開きください。

歳出、1 総務管理費、一般管理費571万円、2万1,000円の減です。その主な内訳ですが、13の委託料ですが、498万7,000円、国保連合会共同電算処理事務委託料204万6,000円、国保実績報告調交システム保守管理委託料が31万5,000円、高額療養費システム等保守委託料が9万3,000円、パソコン保守委託料が5万8,000円、病類別疾病統計事務委託料が4万6,000円、高額療養費システム改修費委託料が52万5,000円、バッチ処理委託料は180万4,000円です。

次のページの連合会負担金91万6,000円、3,000円の減です。

次のページをごらんください。

総務費、賦課徴収費23万2,000円、32万3,000円減です。内訳ですが、職員手当6万2,000円、役務費が16万4,000円でございます。

次のページをお開きください。

運営協議会費、本年度33万4,000円、2万3,000円増。その内訳ですが、国保の運営協議会の旅費11万7,000円、これは静岡へ毎年に行っておりますので。11の需用費ですが、7万9,000円、これは国保収入でございます。

次のページをごらんください。

保険給付費、療養諸費ですが、一般被保険者療養給付費は6億1,985万3,000円、1,348万2,000円の減額です。その内訳ですが、2億9,527万8,000円、その他2,740万7,000円、一般財源2億9,716万8,000円です。その内訳が負担金補助及び交付金6億1,985万3,000円です。

次に、退職被保険者等療養給付費ですが、2億4,195万6,000円、4,986万8,000円の増です。その他は2億799万9,000円社保基金ですが、そして一般財源が3,395万7,000円、負担金補助及び交付金ですが、これが2億4,195万6,000円です。

次に、一般被保険者療養費278万4,000円、13万6,000円の増です。国県支出金が131万8,000円です。一般財源146万6,000円、負担金補助及び交付金が278万4,000円です。

次に、退職被保険者療養費121万4,000円、59万4,000円減です。内訳ですが、負担金補助及び交付金121万4,000円です。

次のページをお開きください。

保険給付費ですが、審査支払手数料236万1,000円、11万5,000円の増です。これは一般財源236万1,000円、その内訳は役務費236万1,000円が診療報酬審査手数料は225万8,000円です。

次のページになります。

一般被保険者高額療養費ですが、本年8,103万円、655万円の減です。国県支出金が3,906万9,000円、一般財源が4,196万1,000円です。

次に、退職被保険者等高額療養費ですが、2,653万1,000円、694万8,000円の増です。その他2,337万4,000円、一般財源が315万7,000円、負担金補助及び交付金ですが、2,653万1,000円、これは退職被保険者の高額療養費でございます。

次のページをお開きください。

移送費ですが、一般被保険者移送費、本年度30万円、15万円の増です。

次に、負担金補助及び交付金ですが、一般移送費30万円でございます。

次に、退職被保険者等移送費ですが、本年度25万円、17万円の増です。これは退職移送費の25万円です。

次のページをごらんください。

出産育児諸費です。出産育児一時金です。本年度595万円、比較175万円です。その内訳ですが、出産一時金595万円です。これは35万円で17人分を予算計上しました。

次のページをお開きください。

葬祭費です。本年740万円、比較140万円の減です。負担金補助及び交付金が740万円です。148人で予算計上、1人5万円で計上しております。

次のページをごらんください。

老人保健拠出金ですが、老人保健拠出金が2億993万1,000円、3,696万8,000円の減、国県支出金が1億413万3,000円、一般財源1億5,798万円、内訳ですが、2億993万1,000円、老人保健拠出金でございます。

老人保健事務費拠出金ですが、432万1,000円、19万5,000円の減です。

次のページをお開きください。

介護納付金ですが、本年9,010万8,000円です。270万7,000円の減、国県支出金が5,633万6,000円、一般財源が3,377万2,000円です。

次のページをごらんください。

共同事業拠出金です。高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、2,730万9,000円、56万

9,000円の減です。国県支出金が1,365万4,000円、一般財源が1,365万5,000円です。その内訳ですが、負担金補助及び交付金でございます。

その他共同事業費拠出金ですが、2,000円、これは変わらずです。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金ですが、1億5,830万4,000円です。これは昨年10月できました再保険の制度でございます。30万円から80万円の間約6割を補助をされるものです。

次のページをお開きください。

保健事業費、保健衛生普及費ですが、754万5,000円、285万2,000円の増です。国県支出金が111万5,000円、一般財源が643万円です。これにつきましては、賃金が157万8,000円、これはレセプト点検です。あとは委託料になりますが、305万1,000円、医療費通知電算処理委託料、その下が特定検診実施計画策定委託料、これは269万9,000円でございます。これは平成20年4月より特定検診というのを行うということが義務化されましたので、その計画を策定するものでございます。19の負担金補助及び交付金ですが、121万4,000円、成人病検診の補助金でございます。

次のページをごらんください。

基金積立金、支払準備基金積立金ですが、本年度1,000円で5,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

公債費は本年1,000円で9万9,000円の減です。

次のページをごらんください。

諸支出金ですが、一般被保険者保険税還付金が50万円、変わらずでございます。

退職被保険者等保険税還付金ですが、5万円でございます。償還金も2,000円でございます。

一般被保険者還付加算金も4万円で変わらずでございます。

次のページをお開きください。

退職被保険者等還付加算金ですが、5,000円で変わらずでございます。

次に、諸支出金、延滞金ですが、これも変わりません。

次のページをお開きください。

予備費ですが、本年200万円、比較300万円の減です。

続きまして、203ページをお開きください。

歳入になります。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税です。本年度 3 億9,900万2,000円です。前年比で4,029万5,000円の減です。これは医療費給付分現年課税分が 3 億7,134万4,000円、介護納付分現年課税分が2,235万8,000円、医療給費分滞納繰越分が500万円、介護納付分滞納繰越分が30万円です。

次に、退職被保険者等国民健康保険税ですが、本年6,599万5,000円、1,043万3,000円の増になります。その内訳ですが、医療給付分現年課税分が6,125万6,000円、介護納付分現年課税分は468万8,000円、医療給付分滞納繰越分が 5 万円、介護給付分滞納繰越分が1,000円です。

次のページをお開きください。

督促手数料ですが、5 万円と変わりません。

次のページをごらんください。

国庫支出金、事務費負担金ですが、2,000円です。

その下の療養給付費等負担金ですが、2 億9,400万3,000円です。5,267万円の減です。その内訳は、療養給付費等負担金 2 億389万9,000円、老人保健医療費拠出負担金が5,946万7,000円、介護保険納付金負担金が3,063万6,000円です。

高額医療費共同事業負担金ですが、682万7,000円、14万2,000円の減です。高額医療費共同事業負担金です。

次のページをお開きください。

国庫支出金ですが、財政調整交付金 1 億3,878万1,000円、5,702万3,000円、普通調整交付金が 1 億3,852万9,000円、特別調整交付金が25万2,000円です。

次のページをごらんください。

療養給付費交付金、これは本年 2 億3,137万2,000円、5,221万7,000円の増です。その内訳ですが、現年分が 2 億3,137万1,000円、退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

次のページをお開きください。

県支出金、県負担金ですが、高額医療共同事業負担金です。682万7,000円、14万2,000円の減でございます。

次のページになります。

県補助金、財政調整交付金ですが、6,490万2,000円、1,059万8,000円の減です。その内訳ですが、普通調整交付金が5,241万9,000円、特別調整交付金が1,248万3,000円です。

次のページをお開きください。

連合会補助金ですが、これは前年と変わりございません。

次のページですが、共同事業交付金、本年2,730万8,000円、比較56万9,000円の減でございます。共同事業交付金で2,730万8,000円。

2の保険財政共同安定化事業交付金ですが、1億5,830万4,000円、これは先ほども申しましたように再保険の分でございます。

次のページをお開きください。

財産収入ですが、利子及び配当金は本年9,000円、3,000円の増でございます。

次のページをごらんください。

繰入金ですが、本年6,335万1,000円、比較して83万5,000円の増です。保険基盤安定繰入金4,586万8,000円、職員給与費等繰入金571万8,000円、出産育児一時金等繰入金は396万7,000円、4財政安定化支援事業繰入金は779万8,000円です。

次のページをお開きください。

支払準備基金繰入金ですが、これは前年と変わりません。

繰越金ですが、療養給付費交付金繰越金1,000円で変わりません。

その他繰越金が本年4,000万円ですが、2,000万円の減ということでございます。

次のページをお開きください。

諸収入ですが、一般被保険者延滞金ですが、10万円で前年と変わらずです。

退職被保険者等延滞金も同じです。過料についても同じです。

諸収入ですが、預金利子も変わりません。

次のページをお開きください。

雑収入ですが、これも一般被保険者第三者納付金4万9,000円変わらず、退職被保険者等第三者納付金も変わりございません。一般被保険者返納金5万円で変わりません。退職被保険者等返納金1,000円で変わりません。雑入も1,000円ですが、同じです。

次に、前に戻って202ページをお開きください。

歳出合計ですが、本年度予算額は14億9,694万1,000円です。前年度予算額は13億4,254万2,000円で、比較1億5,439万9,000円、国県支出金なんです、5億1,133万9,000円、その他4億1,713万4,000円、一般財源ですが、5億6,849万8,000円です。総じて、先ほど申しましたけれども、再保険に対する共同事業拠出金で1億5,700万円、この分が大きくふえております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） それでは、老人保健特別会計予算について説明させていただきます。

歳出からですから、255ページをお開きください。

歳出。医療諸費ですが、医療給付費、本年度10億8,886万9,000円、比較して1億9,064万3,000円の減です。国県支出金4億4,536万円、その他5億5,443万5,000円、一般財源8,907万4,000円です。これの負担金補助及び交付金ですが、社保分医療給付費が1億7,553万円、国保分医療費給付費が9億1,333万9,000円。

次に、医療支給費ですが、1,550万9,000円、522万5,000円減です。国県支出金が633万7,000円、その他が790万5,000円、一般財源が126万7,000円です。この内訳ですが、負担金

補助及び交付金1,550万9,000円、現金給付分医療支給費です。

次に、審査支払手数料ですが、491万円で昨年に比べて31万円の減です。その他491万円でございます。その内訳ですが、役務費で審査支払手数料で491万円です。

次のページをお開きください。

償還金です。これは科目存置で変わりございません。還付金についても同じでございます。

次のページになりますけれども、諸支出金、繰出金ですが、一般会計繰出金が4,000円で変わらずでございます。

続きまして、歳入です。247ページをお開きください。

歳入。支払基金交付金、医療費交付金ですが、本年度5億6,233万9,000円、1億2,806万7,000円減です。その内訳ですが、現年度分が5億6,233万8,000円、医療費交付金。過年度分ですが、1,000円でございます。

審査支払手数料交付金ですが、本年度491万1,000円、31万円の減です。現年度分が491万円、審査支払手数料の交付金です。

次のページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金です。本年度は3億6,135万9,000円、比較は4,520万1,000円の減、現年度分が3億6,135万8,000円、医療費国庫負担金です。過年度分は1,000円です。過年度分医療費国庫負担金です。

次のページをごらんください。

県支出金、県負担金です。本年9,034万円、比較で1,130万円の減です。現年度分が9,033万9,000円、医療費県負担金。そして、過年度が1,000円でございます。

次のページをお開きください。

繰入金です。一般会計繰入金、本年度9,033万9,000円、比較1,130万円の減、一般会計繰入金の9,033万9,000円です。

次のページです。

繰越金ですが、前年と変わりございません。

次のページをお開きください。

諸収入、延滞金及び加算金ですが、これも科目存置でございます。

諸収入、預金利子ですが、これも科目存置でございます。

次のページをお開きください。

諸収入、雑入ですが、第三者納付金1,000円を計上して変わりございません。返納金につ

いても変わりございません。

前に戻りまして、246ページをお開きください。

歳出合計ですが、本年度予算額は11億929万4,000円、前年度予算額は13億547万2,000円、比較は1億9,617万8,000円、国県支出金が4億5,169万7,000円、その他が5億6,725万円、一般財源が9,034万7,000円でございます。総じて減少しておりますが、推計による減になりました。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小島徳三君登壇〕

健康福祉課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

285ページをごらんください。

歳出でございます。

総務費の総務管理費でございます。一般管理費でございます。本年度182万7,000円、前年度比較で63万4,000円。主なものといたしましては、委託料のバッチ処理委託料110万円でございます。

次のページをお願いします。

徴収費でございます。賦課徴収費でございます。24万3,000円でございます。前年度比較2万5,000円の減額でございます。

次に、3項介護認定調査会費でございます。本年度予算額538万8,000円、前年度比較73万5,000円の増でございます。この主なものは、賃金でございます。臨時看護師調査員でございますが、賃金でございます。176万8,000円でございます。それから、役務費でございます。主治医の意見書作成成分328万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

4項の賀茂郡介護認定審査会費でございます。1目賀茂郡介護認定審査会費680万円でございます。前年度は、ここは西伊豆町が管理町として実施しており、私どもで負担金を納めていたところ。19年度から本町が認定審査会の3合議体を受け持つことになりました。3合議体と申しますと、南伊豆町で1認定審査会、東伊豆町、河津で1、松崎、西伊豆で1という形の3つの合議体がございます。主なものは報酬で635万8,000円でございます。医師で2万円、その他で1万1,000円、医師が12人、その他、これは看護の施設の代表であるとか、福祉の関係とか12名でございます。

次に、1項介護サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービス給付費でございます。2億9,269万1,000円で、前年度比較2,733万6,000円の増額でございます。この主なものは、介護給付費全体で7億5,258万円を見ております。それに対しましての公費負担率が決まっておるわけでございます。これは第3期の介護保険計画に基づきまして、サービスの種類ごとに利用量を推計して、そこから今までの実績を加味して給付費を推計してございます。居宅介護サービス給付費負担金が2億9,233万1,000円でございます。居宅療養管理指導等負担金が36万円でございます。

それから、2目の特例居宅介護サービス給付費、ここで特例というのがこれから目が出てきますが、特例の場合はみんな科目存置になっております。この特例といいますのは、介護認定前に特例的にサービスを受けた場合のことなものですから、ほとんど該当がありません。

今までもありませんでしたが、科目存置で残して、そういった道を残してございます。これは省かさせていただきます。

次に、地域密着型介護サービス費1,944万9,000円、前年度比較が193万8,000円の増額でございます。これはグループホームに対する介護サービスの給付費でございます。

次のページをお願いします。

施設介護サービス給付費でございます。3億3,997万4,000円で、前年度比較2,752万6,000円の減額でございます。居宅介護の福祉用具購入費150万円でございます。前年同様でございます。これは腰掛けや便座だとか、入浴補助具等のものでございます。

居宅介護住宅改修費でございますが、450万円で前年と同額でございます。

居宅介護サービス計画給付費でございますが、3,360万円でございます。前年度比較1,235万円の増額でございます。ケアプランの作成料でございます。

次のページをお願いいたします。

保険給付費の2項介護予防サービス等諸費でございます。要支援1、2の方への給付費でございます。

介護予防サービス給付費でございます。1,080万円で前年度比較1,130万2,000円の減額でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費でございます。10万円でございます。前年度比較133万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

5目でございます。介護予防福祉用具購入費でございます。前年と同様に12万円を計上してございます。

介護予防住宅改修費36万円でございます。前年度比較36万円の減額としてございます。

7目介護予防サービス計画給付費でございます。要支援1、2の方へのケアプランの作成料でございます。

次のページをお願いします。

その他諸費でございます。審査支払手数料でございます。96万9,000円、前年度比較7万6,000円の減額でございます。

次に、4項高額介護サービス等費でございます。1目高額介護サービス費でございます。390万円、前年と同様の予算でございます。自己負担の1割額、これはそのときによって異なりますが、所得によって負担上限額を超えたものに対する高額介護サービス費でございます。

2目が要支援者に対する高額サービス費でございます。10万円でございます。前年と同様でございます。

次のページをお願いします。

5項特定入所者介護サービス等費でございます。特定入所者介護サービス費、これにつきましては3,931万2,000円でございます。前年度比較731万2,000円の増額でございます。基準額、居住費と、それから食費、これは原則個人負担なんです、低所得者に対して基準額と負担上限額との差を給付する補足給付分でございます。

次に、特定入所者介護予防サービス費でございます。24万円ございまして、前年度比較156万円の減額でございます。これも補足給付分でございます。

次のページをお願いします。

財政安定化基金拠出金、これにつきましては前年同様、科目存置でございます。

次の4款公債費でございますが、利子を科目存置、1,000円をしております。

次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費の1項介護予防事業費でございます。介護予防特定高齢者施策事業、町が12.5%負担するような形になります。特定高齢者要支援1、2に該当しないで病弱老人の方を特定高齢者と見ております。これは、ある程度医師の証明をつけた中で特定高齢者を決めてございます。この介護予防の事業として、615万4,000円で前年度比較52万9,000円の減額でございます。この中の主なものといしまして委託料でございます。これはデイサービス等ございまして、委託をしております。546万2,000円、介護予防食事サービスが特定高齢者分として93万4,000円、介護予防デイサービス事業委託料210万円、それから転倒予防教室事業委託料110万3,000円を計上してございます。

次に、介護予防一般高齢者施策事業でございます。48万円ございまして、前年度比較35万5,000円の増額となっております。介護予防事業の普及啓発、これは特定高齢者ではない一般の方を対象にしております。ヘルスアップ教室等でございます。

次のページをお願いします。

2項の包括的支援事業・任意事業費でございます。1目の介護予防ケアマネジメント事業、これにつきましては社保基金からの負担がございまして、町は20.25%の負担となります。ここでは、特定高齢者の介護予防プランの作成の人件費が主なものでございます。それから、一般会計からきた委託料、要するに機械のソフトの委託料、それからシステム保守の委託料41万6,000円、それから介護予防のケアマネジメントのシステム、ソフトの賃借

料でございます。

それから、総合相談・権利擁護事業、これにつきましては本年度2万円でございます、前年度比較4万8,000円でございます。高齢者問題の総合相談を行うということでございまして、成年後見関係の科目存置を計上してございます。

3目の包括的・継続的マネージメント支援事業、これにつきましては医療だとか、福祉だとか、健康であるとか、介護であるとか、高齢者の問題を1つにまとめて継続的に介護業務の支援をするといったことで、民間ケアマネ等の指導も含まれてございます。これは地域包括支援センターの職員の給料でございます。

4目の任意事業でございますが、6万3,000円でございます、前年度比較9万9,000円の減額でございます。旅費の1万1,000円につきましては、キャラバンメイトの旅費を計上してございます。

それから、6款の基金積立金でございます。介護給付費支払準備基金の積立金1,000円を前年同様計上してございます。

7款諸支出金、繰出金、一般会計繰出金でございますが、前年同様1,000円の科目存置でございます。

7款諸支出金の2項償還金及び還付加算金でございます。償還金、それから第1号被保険者還付加算金につきましては、1,000円の科目存置でございます。

第1号被保険者保険料の還付金については、45万円を計上し、前年度比較15万円の増でございます。これについては死亡であるとか、転出であるとか、そういったときの還付金で大分あるものですから、前年より多くしてございます。

次に、8款予備費でございますが、100万円を計上させていただいております。

歳入ですが、269ページをお願いします。

1款保険料でございます。1項介護保険料でございます、第1号被保険者の保険料でございます。本年度1億1,919万1,000円でございます、40万3,000円の前年度より増を見ております。現年度分保険料が1億1,899万1,000円、特別徴収がそのうち1億758万4,000円でございます。滞納繰越分の保険料を20万円計上してございます。

次のページをお願いします。

2款の分担金及び負担金でございます、1目介護認定審査会負担金でございます。553万2,000円でございます、賀茂郡の介護認定審査会負担金は4町分を計上してございます。これは件数見込み額で負担金を計上してございます。

3款の手数料でございます。総務手数料でございますが、3万円を計上いたしました。
次のページをお願いします。

4款国庫支出金でございます。1目の介護給付費負担金でございますが、1億3,107万4,000円でございます。前年度比較64万円の減額でございます。これにつきましては、法定負担率、施設が15%分、居宅が20%を計上いたしました。

2項の国庫補助金でございます。1目調整交付金でございますが、6,452万2,000円で前年度比較28万4,000円の増でございます。これは高齢者は低所得者が多いということの中で、保険給付費の8.6%を見込んでございます。

地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますが、142万5,000円で前年度比較1万6,000円の増を見込んでおります。

地域支援事業交付金（包括支援事業等）でございますが、451万4,000円で前年度比較120万8,000円の増額を見込んでございます。

次のページをお願いします。

5款の支払基金交付金でございます。1目介護給付費交付金でございます。2億3,257万9,000円で5万9,000円の前年度比較減を見ております。保険給付費の31%分でございます。

地域支援事業支援交付金でございます。176万7,000円でございます。前年度比較で2万円の増を見ております。これにつきましても31%分でございます。

6款県支出金でございます。1目介護給付費負担金でございますが、本年度1億1,275万8,000円で前年度比較57万8,000円を見込んでおります。これも公費負担率が施設が17.5%、居宅の保険給付費が12.5%でございます。

次に、県補助金でございます。地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますが、71万2,000円で前年度比較8,000円の増額を見込んでおります。

2目で地域支援事業交付金（包括支援事業等）でございますが、225万7,000円で前年度比較60万4,000円の増を見込んでおります。

7款財産収入でございます。利子及び配当金は前年同様1,000円を見込んでございます。

次のページの一般寄附金でございますが、前年同様1,000円を見込んでございます。

9款繰入金でございます。一般会計繰入金でございます。1目介護給付費繰入金でございます。本年度9,378万2,000円で、前年度比較2万4,000円の減額でございます。保険給付費の12.5%を見込んでおります。

地域支援事業繰入金でございます。71万2,000円で前年度比較8,000円の増額でございます。

これにつきましても12.5%分でございます。

地域支援事業繰入金（包括支援事業等）でございまして、225万7,000円で前年度比較60万4,000円の増を見込んでおります。これにつきましては、20.25%分を繰入金として見ております。

その他一般会計繰入金でございまして、1,136万7,000円で前年度比較37万円の減額を見ております。事務費繰入金が869万6,000円、これには4市町からの分担金を減額して、繰入金として見ております。新予防給付分の人件費の繰り入れ、要支援1のケアプランを作成する人件費をここで繰り入れを見込んでございます。267万1,000円です。

それから、繰入金の基金繰入金を1,000円見込んでございます。

繰越金を本年度100万円で前年と同様でございます。

11款諸収入でございますが、第1号被保険者延滞金、加算金、過料については科目存置の1,000円を見込んでおります。

次の預金利子についても1,000円でございます。

11款諸収入の3項雑入でございますが、滞納処分費、弁償金、第三者納付金、返納金は科目存置の1,000円を見込み、雑入につきましては93万4,000円で前年より25万9,000円の減額でございます。これについては、利用者の負担金を見込んでおります。93万4,000円でございます。

268ページをお願いします。

本年度予算額が7億8,642万4,000円でございまして、前年度比較791万9,000円の増でございます。本年度予算額の財源内訳で、特定財源でございますが、国県支出金が3億1,726万1,000円、その他が2億4,375万3,000円、一般財源が2億2,570万9,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時30分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計の予算を説明させていただきます。

324ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、一般管理費です。103万円、10万2,000円の減です。一般管理事務でございます。報酬、会長報酬と委員報酬19万2,000円、委員が9人でございます。そのほか事務費でございます。25節の積立金、財政調整基金積立金60万円でございます。

321ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入48万1,000円、48万円の増でございます。土地貸付料でございます。48万1,000円で東京電力の線下補償料でございます。3年の一度、線下補償料が入ります。

2 目利子及び配当金 3 万2,000円、3 万円の増、財政調整基金の利子 3 万2,000円でございます。

322ページでございます。

2 款 1 項 1 目繰越金です。前年度繰越金が51万6,000円でございます。

3 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子です。1,000円の科目存置でございます。

320ページをお開きください。

歳出合計で本年度予算額103万円、前年度予算額113万2,000円、10万2,000円の減でございます。財源内訳は一般財源で103万円でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とい

たします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第41号 南伊豆町南崎財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

333ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、一般管理費です。11万7,000円、5,000円の減です。一般管理事務でございます。会長報酬と委員6人の報酬1万8,000円でございます。事務費でございます。

331ページをお願いします。

歳入でございます。

1 款1 項1 目繰越金11万6,000円、5,000円の減で前年度繰越金でございます。

次のページです。

2 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子でございます。科目存置でございます。

330ページへお戻りください。

予算合計です。本年度予算額11万7,000円、前年度予算額12万2,000円、5,000円の減でございます。財源は一般財源で11万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

345ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、一般管理費でございます。一般管理事務でございます。委員報酬は7人分、10万5,000円でございます。そのほか、事務費でございます。25節で積立金、財政調整基金積立金674万円、28節繰出金、一般会計繰出金204万円でございます。三坂地区振興協議会に50万円、地区の公共事業の補助金154万円でございます。

341ページにお戻りください。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、財産貸付収入でございます。土地貸付料が884万5,000円でございます。伊豆下田カントリークラブに坪70円で12万6,368坪貸し付けてございます。

2目利子及び配当金で5万3,000円、5万2,000円の増です。財政調整基金の利子でございます。

次のページです。

2款繰入金、1項基金繰入金、基金繰入金です。1,000円です。科目存置でございます。

3款1項1目繰越金です。前年度繰越金10万円でございます。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子です。科目存置でございます。1,000円。

340ページへお戻りください。

本年度の予算合計が900万円、前年度予算額は894万8,000円、5万2,000円の増です。財源内訳が特定財源その他で5万3,000円、一般財源で894万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 鈴木博志君登壇〕

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第43号 南伊豆町土地取得特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

356ページをお開きください。

歳出からご説明します。

2款繰出金、1項基金繰出金、土地開発基金繰出金です。5,000円、3,000円の増でございます。土地開発基金の繰出金でございます。

353ページにお戻りください。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、土地開発基金の利子でございます。4,000円でございます。

次のページです。

2款繰入金、1項基金繰入金、土地開発基金繰入金でございます。本年度はございません。廃目整理でございます。

次のページ、3款1項1目繰越金です。前年度繰越金1,000円でございます。

352ページをお開きください。

本年度の予算合計は5,000円です。前年度予算額は83万8,000円、83万3,000円の減です。財源内訳で特定財源その他が4,000円、一般財源が1,000円でございます。

内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 奥村 豊君登壇〕

建設課長（奥村 豊君） それでは、歳出より説明させていただきます。

375ページをお開きください。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、本年度予算額1億4,617万1,000円、前年度に対しまして1,349万8,000円の減でございます。主な内容のみ説明させていただきます。2、3、4節につきましては、職員2名分の人件費でございます。

次のページをお開きください。

15節工事請負費1億1,960万円ですが、手石下賀茂処理分区管渠工事1億1,600万円、管渠施工延長は手石処理分区が150ミリ管を600メートル、下賀茂処理分区で350ミリ管を300メートル計画しております。町単湊・手石処理分区管渠工事に100万円、町単下水道事業附帯工事に260万円を予定し、予算計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金700万円につきましては、上水道の移転補償費でございます。

次のページをごらんください。

2款業務費、1項1目下水道総務事務は、本年度予算額729万1,000円、前年度に対しまして30万7,000円の増であります。2、3、4節につきましては職員1名分の人件費でございます。それから、9節旅費、11節需用費、12節役務費等を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金は日本下水道協会等の負担金でございます。

次のページをお開きください。

下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額137万6,000円、前年度に対しまして36万4,000円の増、主なものとしましては下水道使用料に課税される消費税の納付のための27節公課費として90万円を計上いたしました。

次に、下水道受益者負担金賦課徴収事務、本年度予算額9万2,000円、前年度に対しまして10万2,000円の減、主なものは12節の通信運搬費でございます。

次のページをごらんください。

2項1目下水道管渠維持管理事業、本年度予算額281万4,000円で、前年度に対しまして110万3,000円の増でございます。主なものとしましては11節需用費、マンホールポンプ9基分の電気料108万円、13節委託料114万7,000円、道路台帳補正委託料14万7,000円、管渠内面調査、清掃委託料100万円、15節工事請負費で管渠内面補修工事50万円を計上させていただきました。

2項2目下水道施設管理事業、本年度予算額1,874万7,000円で、前年度に対しまして223万円の増、主な内容内訳といたしまして11節需用費604万9,000円、内訳は消耗品の20万円、電気、ガス、水道代の光熱水費で484万9,000円、修繕料はクリーンセンターのポンプ配管等の修理代として100万円を計上させていただきました。

次に、13節委託料1,212万9,000円の内訳は、自家用電気工作物保安業務委託料として30万3,000円、クリーンセンター等維持管理業務委託料に1,066万8,000円、水質検査業務委託料の85万3,000円が主なものでございます。

次に、381ページをお開きください。

3款公債費、1款1目元金、本年度予算額1億8,037万1,000円、前年度に対しまして416万4,000円の減でございますが、この主な内訳としまして平成9年度から着手しました南伊豆町クリーンセンター建設費の町債の据え置き期間が終わりまして、平成14年度から償還が始まって、平成18年がピークになりましたが、平成19年から償還額が下がるため、減額させていただきました。

1項2目利子は、本年度予算額3,817万5,000円、前年度に対しまして306万7,000円の減、町債利子が3,092万8,000円、一時借入金利子を24万7,000円見込み計上させていただきました。

次のページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費10万円でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

365ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額1,037万7,000円で、前年度に対しまして502万7,000円の減でございます。この減につきましては、供用開始の翌年である平成14年度から18年度の5年間の湊・手石地区の受益者負担金が分割、一括納付を合わせて123世帯が完了したことで、19年度賦課世帯が36世帯減となったことにより減額となったもので

ございます。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料は3,869万7,000円で、前年度に対しまして251万円の増でございます。

次のページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、2 項 1 目手数料は科目存置でございます。

次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道国庫補助金、本年度予算額6,000万円で、これは補助対象事業費1億2,000万円の2分の1に当たる額になります。

次のページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目下水道県費補助金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

5 款繰入金につきましては、本年度2億4,465万8,000円で、前年度に対しまして970万7,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

6 項繰越金につきましては科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子、次のページの2 項 1 目雑入とも科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

8 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、下水道債、過疎債とで4,140万円を計上させていただきます、事業費に充当するものでございます。

次に、360ページをごらんください。

債務負担行為、庁用車の新規リース契約分でございます。期間を平成20年から21年までとし、限度額を95万8,000円とするものでございます。

最後に、364ページをごらんください。

本年度予算額は3億9,513万7,000円で、前年度に対しまして1,882万4,000円の減となりました。財源内訳としましては、国県支出金6,000万1,000円、地方債4,140万円、その他受益者負担金等収入は4,907万5,000円、一般財源が2億4,466万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

会議時間の延長

議長（藤田喜代治君） 間もなく、会議時間も閉議の時間となりますが、南伊豆町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によって議事が終了するまで、あらかじめ延長します。

議第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 奥村 豊君登壇〕

建設課長（奥村 豊君） それでは、歳出より説明させていただきます。

400ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理事務、本年度予算額593万円、前年度に対しまして11万9,000円の減でございます。主な内容の説明をさせていただきます。11節需用費は施設修繕料36万円、13節委託料は子浦集落排水施設管理料552万円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

2 項公債費、1 項 1 目元金は本年度予算額530万7,000円、前年度に対しまして226万3,000円の減でございます。主な内容としまして、平成5年度から償還が始まって15年度がピークとなり、その後の償還額が下がるため、減額させていただきました。

1 項 2 目利子は、本年度予算額401万8,000円、前年度に対しまして26万6,000円の減でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

395ページをごらんください。

歳入。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金は、本年度予算額18万円、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

2 項使用料及び手数料、1 項 1 目使用料は、本年度予算額552万円で前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度予算額950万5,000円、前年度に対しまして304万8,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

4 款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきました。

次のページをお開きください。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入は、本年度予算額 4 万9,000円、これは処理施設の火災保険料の使用者負担金でございます。

次に、394ページをごらんください。

本年度予算額は1,525万5,000円で、前年度に対しまして304万8,000円の減となりました。財源内訳としましては、その他受益者使用料等収入が574万9,000円、一般財源が950万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 奥村 豊君登壇〕

建設課長（奥村 豊君） それでは、歳出より説明させていただきます。

414ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理事務、本年度予算額550万7,000円、前年度と同額でございます。主な内容のみ説明させていただきます。11節需用費は施設修繕料36万円、13節委託料は施設管理料510万円を計上いたしました。

次のページをお願いします。

2款公債費、1項1目元金は、本年度予算額1,469万4,000円、前年度に対しまして42万

7,000円の増でございますが、この主な内容といたしましては平成10年度から償還が始まって20年度がピーク時になるため、償還額を増額させていただきました。

1項2目利子は、本年度予算額196万6,000円、前年度に対して21万8,000円の減でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

409ページをお開きください。

1項分担金及び負担金、1項1目分担金は、本年度予算額18万円で前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

2項使用料及び手数料、1項1目使用料は、本年度予算額510万円で前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

3項繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額1,684万円、前年度に対しまして20万9,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4款繰越金については、科目存置とさせていただきました。

次のページをお開きください。

5款諸収入、1項1目雑入は、本年度予算額4万6,000円、前年度と同額でございます。これは処理施設火災保険料の利用者負担金です。

最後に、408ページをお開きください。

本年度予算額は2,216万7,000円で、前年度に対しまして209万円の増となりました。財源内訳としましては、その他受益者使用料等収入532万6,000円、一般財源が1,684万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 奥村 豊君登壇〕

建設課長（奥村 豊君） それでは、歳出より説明させていただきます。

429ページをお開き願います。

1款漁業集落環境整備費、1項1目妻良漁業集落環境整備事業、本年度予算額2億4,412万6,000円、前年度に対しまして1億9,278万3,000円の増でございます。主な内容のみ説明させていただきます。2、3、4節につきましては、職員2名分の人件費でございます。13節委託料は汚水処理場積算施工管理委託料900万円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

15節工事請負費2億2,340万円ですが、集落環境整備工事が2億1,540万円で、汚水処理場建設工事、埋め立て工事、管渠工事を予定し、町単集落環境整備工事に800万円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

2款公債費、1項2目利子は、本年度予算額157万7,000円、前年度に対しまして32万5,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は、本年度予算額10万円、前年度と同額でございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

423ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金は、本年度予算額2,280万円、前年度に対して1,737万円の増でございます。

次のページをお開きください。

2 款県支出金、1 項 1 目漁業集落環境整備費補助金は、本年度予算額 1 億6,100万円、前年度に対しまして1 億3,090万円の増でございます。

次のページをお開きください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度予算額920万1,000円、前年度に対しまして423万8,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

4 款諸収入、1 項 1 目預金利子及び次ページの 2 項 1 目雑入につきましては、科目存置とさせていただきます。

428ページをお開きください。

5 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、本年度予算額5,280万円、前年度に対しまして4,060万円の増となりました。

最後に、422ページをごらんください。

本年度予算額は 2 億4,580万3,000円で、前年度に対しまして 1 億9,310万8,000円の増となりました。財源内訳としまして、国県支出金が 1 億6,100万円、地方債5,280万円、その他分担金収入が2,280万円、一般財源が920万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（藤田喜代治君） 議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 小坂孝味君登壇〕

水道課長（小坂孝味君） それでは、平成19年度南伊豆町水道会計予算並びに予算に関する説明書の27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益、当年度予定額は2億6,533万円で、前年度と比較して558万9,000円の減としております。収益の大部分であります1 項営業収益、1 目給水収益につきましては、2億5,970万円で530万円の減としております。これは、1 節上水道料金2億286万円、2 節簡易水道等料金5,684万円であります。

2 目受託工事収益は540万円で、20万円の減としております。主なものは、1 節新設給水工事収益500万円であります。

3 目その他営業収益は10万4,000円で8万円の減としております。

2 項営業外収益は12万6,000円で、前年度と比較して減となっておりますが、大部分のものは2 目雑収益であります。

支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費用、当年度予定額は2億8,455万5,000円で、前年度と比較して819万4,000円の減としております。内訳といたしまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費は4,467万2,000円で、136万1,000円の増であります。これは上水道施設の維持管理費とし

て計上いたしまして、特に金額の大きなものは11節委託料786万2,000円、検針委託189万5,000円、水質検査109万1,000円、その他でございます。13節修繕費853万7,000円、上水道施設の修繕でございます。14節動力費2,100万円、電気料。15節薬品費358万7,000円であります。これは滅菌用次亜塩素酸128万7,000円、ポリ塩化アルミ220万円、その他でございます。

2目受託工事費は540万円計上しておりまして、20万円の減としております。主なものは、25節新設給水工事請負金でございます。

3目総係費は4,787万円で、これは水道事業の経費に要する義務的経費で前年比203万円の減としております。内容は、職員5名分の給与費のほかに、その他金額の大きなものは10節の通信運搬費128万2,000円、電話専用回線使用料59万2,000円、納付書等郵送料ほか69万円でございます。11節委託料358万9,000円、宿日直委託282万8,000円ほかです。12節賃借料70万7,000円あります。

30ページをお開きください。

4目簡易水道等費は、簡易水道等の施設維持管理や義務的経費として4,113万2,000円を計上しまして、前年比272万7,000円の減としております。内容は、職員2名分の給与費のほかに、金額の大きなものは11節委託料1,031万7,000円、検針委託124万5,000円、水質検査委託793万2,000円、そのほかでございます。13節修繕費737万2,000円、簡易水道施設修繕714万円ほかです。14節動力費500万円、電気料等でございます。

5目減価償却費は1億504万7,000円で137万5,000円の減となっておりますが、これは設備投資に起因するものであります。

6目資産減耗費は205万5,000円で前年と同額であります。

7目その他営業費用は8万円で、前年比8万円の減としております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は3,269万5,000円で、330万1,000円の減としております。33節企業債利息3,264万5,000円、財政融資資金利息2,009万6,000円、金融公庫資金利息1,254万9,000円でございます。

3項予備費と4項特別損失は前年と同額でございます。

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出予算のうち、収入についてご説明いたします。

1款資本的収入、当年度予定額は1,100万円で、前年比5,300万円の減となっております。

1項他会計繰入金と3項企業債はゼロであります。

4 項給水負担金、1 目給水負担金は300万円で、前年と同額であります。

5 項建設改良工事負担金、1 目建設改良工事負担金は800万円で、300万円の減であります。
1 節建設改良工事負担金800万円、下水道関連工事負担金700万円、その他工事負担金100万円でございます。

次に、支出であります。

1 款資本的支出、当年度予定額は1 億2,651万3,000円で、前年度と比較して5,334万4,000円の減となっております。1 項建設改良費、1 目水道施設改良費は5,896万6,000円で、前年比1,196万6,000円の増となっております。内容は、職員1 名分の給与費のほかに、11節委託料312万5,000円、水利権使用許可更新委託262万5,000円、そのほかでございます。50節工事請負費4,600万円、配水管布設がえ工事2,000万円、下水道関連工事2,000万円、ポンプ等取扱工事600万円でございます。

2 目上水道第5 次拡張事業は、平成18年度で終了したためにゼロであります。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は6,704万7,000円で、前年度と比較して493万9,000円の減となっております。内訳は財政融資資金元金4,813万円、金融公庫資金元金1,891万7,000円であります。

3 項予備費、1 目予備費は50万円で前年比50万円の減としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1 億1,551万3,000円につきましては、2 ページの第4 条括弧書きにありますように、損益勘定留保資金その他で補てんするものとします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算は、予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会及び特別委員会に付託されました議案審議のため、明日より3月14日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 漆 田 修

平成19年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成19年3月15日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第25号 南伊豆町副町長を定める条例制定について
- 日程第 3 議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 4 議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 5 議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第40号 平成19年度南上財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第41号 平成19年度南崎財産区特別会計予算
- 日程第10 議第42号 平成19年度三坂財産区特別会計予算
- 日程第11 議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第16 議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第17 議第49号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議第50号 二級河川の指定の変更について
- 日程第19 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第21 発議第3号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実等を求める意見書
- 日程第22 発議第4号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制

(水中集魚灯の使用禁止)を求める意見書

日程第23 請願第1号 南伊豆町議会議員定数削減に関する請願

日程第24 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	谷正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

6番議員 梅本和熙君

8番議員 漆田修君

議第25号及び議第26号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第25号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定について及び議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 保坂好明君登壇〕

第1常任委員長（保坂好明君） それでは、第1常任委員会の報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成19年3月9日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前9時50分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目、委員会決定。

議第25号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定について及び議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議第25号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定について、及び議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

(1) 「助役」と「副町長」の名称変更による位置づけや相違について質疑があり、長の補佐役という認識には変わりはないが、自治法改正により地方公共団体の長というものは、法令に特別の規定がない限り、その権限に属する事務の一部を委任することができるとなっているが、自治法の規定により、長みずから執行する権限については委任するものではないとの答弁がなされた。

(2) 委任ができる状態で「助役」から「副町長」へなることは、求められる役割が一層重くなるが、その認識を確認する質疑があり、賀茂郡の助役会は、単なる名称が変更するだけの認識ととらえているが、4月1日以降に委任事項が生じる場合は、それぞれ連携をとりながら進めていくとの答弁がなされた。

(3) 副町長の任期について質疑があり、任期は従前のとおりとの答弁がなされた。

(4) 緊急な委任を要する事項の確認と、権限の分散と誤解される危惧への対応について質疑があり、緊急な委任と想定されるものは入札改革・行革・滞納処分・企業誘致などであり、権限の分散と誤解される危惧への対応については、広報等で周知させるとの答弁がなされた。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号 南伊豆町副町長の定数を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決されました。

議第36号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） それでは、予算審査特別委員会報告の一般会計について報告いたします。

開催月日及び会場。平成19年3月12日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時58分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおり。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席状況。記載のとおりです。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

1. 議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算。歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入。

1. 補助金について、青色申告会、法人会、青野川非出資漁業協同組合への趣旨目的について質疑があり、税のPR、納税者促進のPR及び環境美化等に努めるとの答弁がなされた。

2. コミューター補助金の考え方について質疑があり、将来の展望の考え、産業団体連絡協議会で計上してあったものを分け、明確にしたとの答弁がなされた。

3. 文化財整備事業の補助金の内容につき質疑があり、南中4地区の要望により、加納の三島神社にある夫婦クスのための、トイレ整備建設であるとの答弁がなされた。

4. 行政評価制度の進捗状況について質疑があり、19年度早々にはスタート予定との答弁がなされた。

5. 19年度投資的経費は、2億円程度の補正で対応できるのかとの質疑があり、できるだけ、抑える方向で進めたい。ただ、清掃センターのデータ記録システム改修工事の詳細見積もりをとっている状況があるとの答弁がなされた。

6. 自治基本条例について、現行条例で対応するというが、住民の声を吸収するには、検討を指示すべきだとの質疑があり、検討するとの答弁がなされた。

7. 消防車の保有台数及び今後の維持管理について質疑があり、消防車は24台あり順次削減していくとの答弁がなされた。

8. 自治体の財政健全度はどの指標を見ればよいか、及び実質公債費比率の考え方について質疑があり、実質公債費比率は悪い結果ではないが、税収、基金、残高等も考慮に入れながら進めていくとの答弁がなされた。

9. 基準財政需要額について、教育費の中で、学校数、生徒数をもとにしているかとの質疑がなされた。

10. 路線バス補助金の結論を出すべきとの質疑があり、バス対策審議会等の意見を踏まえ

検討していくとの答弁がなされた。

11．バス対策審議会の開催回数及び東海バスありきではいけないとの質疑があり、平成18年度は2回開催、19年度からバス対策審議会から業者を外すとの答弁がなされた。

12．補助申請内容は精査しているかとの質疑があり、バス対策審議会で精査しているとの答弁がなされた。

13．補助があるうちは現状維持でもいいが、補助金削減になったときの準備をしておくことも必要との要望があった。

14．町民の公共交通の確保が必要である。規制緩和により安ければいいという姿勢ではいけないとの意見があった。

15．宅地等鑑定評価委託料で、ジャングルパークの評価もできないかとの質疑があり、税上の基準点調査であり、予算内ではできない。また、ジャングルパークの鑑定は済んでいるとの答弁がなされた。

16．基幹業務電算事務の委託料及び保守点検の委託先の質疑があり、下田O A及びT K Cとの答弁がなされた。

17．風力発電建設について、環境アセスの結果及び送電の構造物について質疑があり、意見は16件、うち2件は継続調査をしていく、送電のルートは今後地元と協議をして進めていく、菜の花畑周辺は地下埋設を考えている、風切音は環境基準内におさまっているとの答弁がなされた。

18．基金繰りかえ運用利子について質疑あり、庁舎建設基金積立金の繰りかえ運用は4カ月1%であるとの答弁がなされた。

19．基幹電算事務をなぜ総務課に移したか及びT K Cへの移行は終わったのかとの質疑があり、行革の管理一元化の流れの中での移行であり、T K Cへの移行は終わったとの答弁がなされた。

20．区費の予算、決算の報告がなされていない区は指導すべきであるとの質疑があり、強制はできないが区長会で話をしてみるとの答弁がなされた。

21．広報みなみいずのメール発信を考えていくべきではとの質疑がなされ、検討していくとの答弁がなされた。

22．ホームページのリニューアルの中身について質疑があり、第2世代のホームページとなるように、広報広聴制度の中で詰めていくとの答弁がなされた。

23．南伊豆分校の武道館及び差田グラウンド使用料の減免について質疑がなされ、経過を

調査し、再検討する。場合によっては県へ話をするととの答弁がなされた。

24．医療費無料化を小学校3年生まで考えられないかとの質疑があり、小学校3年生までとなると負担が大き過ぎるとの答弁がなされた。

25．町で託児所を立ち上げる考えはないかとの質疑があり、関係者、団体と協議していくとの答弁がなされた。

26．定住促進について質疑がなされ、人口減にならないよう諸施策を展開していくとの答弁がなされた。

27．医療費の上乗せと、保育所があれば定住への環境が整うとの意見があった。

28．不納欠損の考え方について質疑があり、19年から20年度にかけて滞納処分等を行っていくとの答弁がなされた。

29．共立湊病院での「解雇通知問題」への質疑があり、人事権は協会の問題であるが、調査していくとの答弁がなされた。

30．共立湊病院で現在通告を受けている者は3名、過去に7名いる。人事権はなくても管理者として強く助言すべきだとの要望があった。

31．通告は労働基準法違反であり、指定管理者として、しっかり指導していくべきである。また、財産に関するものは協議すべきだとの質疑があり、信頼関係に基づいてやってきたが、今後協議していくとの答弁がなされた。

32．共立病院の委託先が適当か検討すべきであるとの質疑があり、来年3月が契約更新時なので妥当かどうか検討していくとの答弁がなされた。

33．前原通りの防犯灯が老朽化しているとの質疑がなされ、検討していくとの答弁がなされた。

34．清掃センターの臨時職員採用について質疑があり、免許のある退職職員を臨時で採用し、19年度新たな資格者をつくっていくとの答弁がなされた。

35．受け入れ手数料の質疑があり、清掃審議会の結論待ちであるとの答弁がなされた。

36．ごみの有料化を図るべきとの意見があった。

37．幼稚園の教育振興費が減り、会計室の予算がふえている理由の質疑があり、幼稚園の人件費が1名減ったことによる減と、消耗品を会計室に一元化したための増との答弁がなされた。

38．分別委託について、資源ごみの単価とそれは妥当な値段か及び財団法人リサイクル協会への委託へは、との質疑があり、それぞれのキログラム当たりの単価と、全国的に見ると

高いと思われる、また、リサイクル協会への委託の場合は特定の保管施設が必要であり、現状では無理であると思うとの答弁がなされた。

39．ごみの有料化はごみの減量化になるか、及び炉の改修工事は一般入札で行うかとの質疑があり、金額が上がれば減量化になると思う、また入札については、検討したいとの答弁がなされた。

40．水質検査委託は広域で行ったらどうかとの質疑があり、専門的な検査であるが検討してみるとの答弁がなされた。

41．学校統合の進捗状況と学校給食費未納について質疑があり、学校統合は南崎小学校を検討中であり、給食費未納は17年度はなかったが、18年度は若干見られるとの答弁がなされた。

42．学校給食の地産地消について質疑があり、量と質が問題であり、また、どんなものが出せるか検討中であるとの答弁がなされた。

43．障害者自立支援法施行に伴う利用者負担増額に対する現状をどのように把握しているか。また、つくし学園入所児の保護者の利用者負担をどのように考えているかとの質疑があり、利用者負担は原則1割負担となっているが、低所得者等負担能力の低い方には、利用者負担の減額措置が定められて、さらに減額措置が追加される中、法規則等に基づき負担限度額以内で実施している。町単独での利用者負担の減額措置は行っていない。

つくし学園入所者の利用者負担については県が利用者負担額を決定しているが、減額措置はあり特に利用者負担額に対する保護者とのトラブル等は聞いていない。利用者負担は、サービス等に対する相談の窓口として地域生活支援事業として相談業務等を実施しているとの答弁がなされた。

44．療養病床の再編等医療制度改革がなされようとする中で医療機関における入院患者が退院を迫られるという現状があると聞かすが、保健、医療、介護各分野での関係をどのように考えているかとの質疑があり、診療報酬上の問題もあろうかと思うが、医療機関のケースワーカーと連携し、包括支援センターで個別にケース対応し、介護保険、高齢者福祉サービスの利用を含め、医療と連携をとりながら在宅での生活を支援していきたいとの答弁がなされた。

45．保育所業務が教育委員会部局に移るとのことだが、幼保一元化についてどのように考えているのか。また、保育に欠ける児童の現状をどのように把握しているかとの質疑があり、保育所、幼稚園に加え、少子化対策として新たに子育て支援施策として、認定子ども園、放

課後子育て教室等施策が定められたが、両施策も含め、幼保一元化について今後検討していかなければならない事項であると考えているが具体的な方向性は出ていない。また、19年度の保育所措置者は238名であり、入所申込者すべて措置できており保育に欠ける児童はいないものと考えているとの答弁がなされた。

46. みなとの園の用地代は今後町へかかってくるのかとの質疑があり、一部事務組合と町に問題が発生するとの答弁がなされた。

次に、議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算。歳出のうち、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入。

1. 農業委員協議会と、農産物品評会補助金がカットになった理由について質疑があり、一般会計計上が適当、また二重支出に当たるとして補助金を切ったとの答弁がなされた。

2. 起債残高のピーク時及び起債償還金のピーク時の質疑があり、平成17年度と平成16年度であるとの答弁がなされた。

3. 遊休農地美化業務、元気な百姓祭り負担金及び担い手育成総合支援協議会委員報酬について質疑があり、菜の花・ひまわり畑の天城牧場の肥料代、まつりイベントの弁当代及び認定農業者の審査報酬費との答弁がなされた。

4. 青野ダムの整備後の振興対策について質疑があり、観光整備事業でトイレを整備した。観光拠点として検討していきたいとの答弁がなされた。

5. 有害鳥獣の被害状況と今後の見通し及び狩猟期間外の取り組みについて質疑があり、猪、猿、鹿の捕獲数及び被害状況の説明及び猟期外の取り組みは今後の課題であるとの答弁がなされた。

6. 林道青野八木山線の進捗状況及び一条加増野線への取り組みについて質疑があり、県代行事業で19年度着工、工期は10年程度、一条加増野線の取り組みは休止状態であるとの答弁がなされた。

7. 北海道加森観光と接触する考えはあるかとの質疑があり、当分は見守っていくとの答弁がなされた。

8. 巻き網漁業の取り組みへの質疑があり、できる限りの対応したいとの答弁がなされた。

9. 海区調整委員会は巻き網関係者が多いことを認識しているかとの質疑があり、認識していなかったとの答弁がなされた。

10. 水産庁と直接交渉すべきであり、国へ文書で出していくことが必要、違反操業の資料はあるかとの質疑があり、漁協からの写真しかないとの答弁がなされた。

11. 地魚のネット通販サイト設立時に水産庁助成予定とのこと、活性化に役立たせるべきであるとの意見があった。

12. 中山間地域等制度交付について質疑があり、その目的、用途について答弁がなされた。

13. 分収林造林保育委託料の委託先と、森林整備事業補助金の対象地域について質疑があり、委託先については森林組合へ5ヘクタール、補助金の対象地域については、見込み先は定まっていないとの答弁がなされた。

14. 伐採後の表土流出が多いとの質疑があり、表土流出は防止すべきだと認識しているとの答弁がなされた。

15. 分収林造林保育委託料、森林整備事業補助金の結果確認は行っているかとの質疑があり、県とも相談していくとの答弁がなされた。

16. 武道館、差田グラウンドの使用料減免について質疑があり、経過を調査の上、県とも相談していくとの答弁がなされた。

17. 山林協会負担金がふえた理由につき質疑があり、事業量の増によるものであるとの答弁がなされた。

18. フェスタ南伊豆へ産業振興としての、産業観光課の取り組みについて質疑がなされ、より検討して、町民に喜ばれるものにしたいとの答弁がなされた。

19. みなみの桜と菜の花祭りの駐車場の誘導員の教育をすべきだと実行委員会で報告してほしいとの意見があった。

20. 消耗品購入について、商店会から金額にかかわらず配達しなければならないとの苦情があるの質疑があり、消耗品一元化を進める中で、ふぐあいを修正しつつ対応していくとの答弁がなされた。

21. ワクワクカードとタイアップして、振興券等の使い方はできないかの質疑があり、商工会と協議してみるとの答弁がなされた。

22. 矢祭町では納税等のキャッシングを行っているとの質疑があり、東伊豆町で進める情報もあり、検討していくとの答弁がなされた。

23. ガードレールの整備方針について質疑があり、地区要望等を踏まえ設置していくとの答弁がなされた。

24. 間伐材を使ったガードレール設置の質疑があり、景観上はよいが、強度等を確認の上、今後検討していくとの答弁がなされた。

25. 町道舗装率についてと、未舗装部分については原材料支給で対応できるかとの質疑が

あり、舗装率は後で返事する、原材料については対応しているとの答弁がなされた。

26．旧厚生省跡地のバス出入り口について質疑があり、警察、県土木と、右左折レーンについて協議中であるとの答弁がなされた。

27．青野川、五十鈴川樋門操作、手石港陸閘操作及び妻良港陸閘操作委託料の報告、点検状況について質疑があり、区と契約し、毎月県へ報告ありとの答弁がなされた。

28．菜の花畑周辺の渋滞について質疑があり、検討していきたいとの答弁がなされた。

29．ふるさと公園の芝管理をしっかりとやるべきだとの意見があった。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に関する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 19年度予算に対する反対討論をいたします。

一般質問でも申し述べましたが、縮減する数字と収支均衡ということにこだわり、町民のためになる予算、希望の持てる南伊豆町をつくるということからはほど遠い中身の無い予算編成であると申し述べます。

まず、普通建設事業費と災害復旧費で約2億5,000万円、職員退職による自然減の人件費で4,500万円、縮減額約3億1,000万円の中身はこれであり、本来の行財政改革による苦心惨たんした削減努力はどこにも見られません。町長が誇示したい行財政改革による予算の削減があったら、説明をしてもらいたいとの一般質問でも、回答はありませんでした。

具体的なことでは、焼却場の中央制御室いわゆるコンピューター室のコンピューターの取替えについても検討がなされていない。東海沖地震等の不安のある中で、耐震診断をなし、安心して暮らせるまちづくりをすべきであるが、その検討がなされていない。町長の標榜する希望の持てる南伊豆町をつくるには、まず安心できるまちであることが必要である。役場庁舎、中央公民館、水道課庁舎、南伊豆幼稚園、手石保育園等々、見た目にも耐震基準に合わない施設である。また、石綿セメントによる水道管も災害に弱いものであり、当然それらに対する対策をすべきであるが、全然予算措置されていない。そのような予算で、縮減したから行財政改革はできたと考えているとしたら、町長の考えには問題があるし、新年度予算

を肯定できるものではない。

また、19年度末にもし2億円程度の補正対応で済まないとする、縮減予算は見せかけのものであり、町民にうそをつき情報操作をした予算ということになる。予算編成は、単に削減すればいいというものではなく、どのような施策のためにどのような予算措置をするか、それが本当に町民のためになるかを検討すべきであり、そのような予算編成をすべきである。新年度予算には、町長自身の政治姿勢や政治理念のかけらも見当たらない予算と言っても過言ではない。

以上、反対討論といたします。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者はありませんか。

1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） 私は、この平成19年度の収支均衡型の当初予算につきまして、賛成の意を表します。

一般質問でも述べましたが、平成13年度から15年度の決算数値から、財政調整基金の切り崩しと起債により財政が極端に悪化したことは明白であります。悲しいかな、行政は継続という側面を持っており、今回の予算を組む際には、町長が収支均衡型予算への変換に余儀なくしたということが実情であり、その本意を見るところは明らかであります。

しかし、その中でも物事の順位性や緊急性を勘案して、中身の乳幼児医療、扶助費を代表するように、厳しい中でも町民の福祉堅持に重点を置かれていることは、既成概念や慣例にとらわれず、職員一人一人がさらなる危機意識と改革意欲を持って当たった結果であり、鈴木町政の特徴をよくあらわしているものと私は判断いたします。

最後に、今後は巻き網漁業問題、それから病院問題、産業振興にもさらなる力を入れていただきたく要望を添えさせて、賛成の意と表します。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者ありませんか。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 19年度予算に対して、賛成の討論を行います。

町長は、施政方針で自律のまちづくりを進める表明をいたしました。当町は、平成15年以来、合併問題で揺れました。平成16年には住民投票を行い、6対4で自律の道の選択をしました。財政問題は、国の三位一体改革の中で、厳しい側面はあります。そうした中でも、この半島先端の町民の生活、福祉を守るとい自治体本来の役割を果たしている。その点で、町民の城でもあるまちを存続させるということは、非常に重要な課題であります。

ところが、前執行体制は何をやってきたか。今の町長が助役を務めていた平成11年度あるいはその直後の12年度末までには基金残高が総額25億円あって、財政危険度そのものは78%、100%を切るくらいで、むしろもっと積極的な取り組みをしてもいい、むしろ私はそういう意見を言っていた記憶を思い出します。

しかしながら、それを引き継いだ前執行部は、基準財政需要額が減少し、町税収入が減ってきている中で、その基金を毎年3億円、4億円激減させるほど財政調整基金を、これを切り崩す、そして起債を発行する、いわゆる借金を重ね貯金を崩す、かつてない財政運営をやて、町民に追い立てるように財政危機をあおって、財政危険度は一気に2年で150%と約2倍に上らせる、そういう政治手法をして、住民に対して、いわゆる追い立てるように合併の議論を進めていく、まさにこれが事実と違う、住民を本当に困惑させる政治であって、あってはならない状態でありました。

翻って、すべての事実が伝わるのが十分にできないまま住民投票が行われて、かろうじて南伊豆町が守られ、さらにその直後、その半年後に行われた17年の町長選挙では、わずか63票差ということで、合併を推進しない住民投票に寄与する現町政ができたわけであります。

時間がたって、今日の予算、そして17年度の決算状況を見た場合に、南伊豆町の町税収入の水準は、既に16年度決算時点で9億3,000万円、今年度の予算でも9億6,000万円レベルであります。この水準が過去のどの時期と同じかということ、昭和63年、平成元年の水準であります。その昭和63年当時の財政歳入総額は、昭和63年で34億円、平成元年では普通建設事業が多かったため41億円ありますが、歳入に応じて、税収に応じて予算を組むというのは原則中の原則であって、これに借金あるいは無理な起債を重ねて、貯金を取り崩したり無理な借金をする、これは町民生活をむしろ圧迫するものであって、これは一方で合併を進めて危機をあおった人たちが借金が多いという、みずから進めたものを町民に転嫁させる、そういう議論が起こしたものであります。

予算の議論の中での一般質問でも明らかになりましたが、財政が大変だ、危機的だという、いわゆる世論とマスコミの中でも、特別会計や特別会計に対する支出、企業会計なども含めた借金と返済の関係、これが実質公債比率といいますが、全国、市も含めた1,845自治体の中で、南伊豆町のランクは302番目です。全体の中でいい方から16%以内に入っていて、とりたて危機をあおる状況ではありません。これは、16年度まで大幅に、べらぼうな借金と貯金を崩した財政が議会の総意、そして町民の声もあって、これが緊縮をされ、節約をする、そして住民の福祉制度を守る、この観点が反映されたからであります。

南伊豆町は、この広い地域に34の地域が、集落が散在して、この町をおさめるあり方は非常に難しい状態があります。先人は、5つの学校と保育園を早くから公立保育園を設置し、住民の福祉に寄与してまいりました。前町政は危機をあおる一方で、新築した学校がまだ1年もたっていない間に学校統合審議会を、これを設置をする、こういう暴挙をやったのけましたが、現町政は熟慮に熟慮を重ねて、統合審議会が一定の結論を出した後も、その地域の存続のために小学校あるいは中学校の存続に対して、地域の発展とその推移を見守る、こういう決断を下しております。

私たちは、こうしたことを含めて、町民の福祉と生活を守るという町政の一番の役割、これをこの緊縮予算の中でも守ってきたことに、その努力と思いに敬意を表するものであります。

また、この間の日本国全体が700兆円を超える借金を背負ったという背景には、財政の推移を見ないべらぼうな借金による公共事業を、これを繰り返してきたことにあります。こうした点で、これまで身の丈以上の公共事業を推進した、これはたとえそれが住民にどんなに寄与しようとするにしても、ソフト面のことを考えないでハードの事業をやれば、これが住民に還元するという誤った財政執行のあり方であり、今それが大幅に見直されているところであります。

こうした点で、住民の福祉を守るという自治体の本来の役割を一層堅持することを改めて申し述べるとともに、議会の中で意見があった幾つかの問題、物品購入の際にまとめて安くねばいいということはありませんが、細々と営業する地元の商店街の方々、努力を重ねる方々に身を寄せた物品購入のあり方を確立していただきたいということ、あるいは、これは国保のときも述べますけれども、医療費の軽減のための可能な限りの努力、肺炎球菌ワクチンの接種、こういうことに対しても改めて取り組みを進めていただきたい。余裕、お金がなくてもと言われますが、まだ、南伊豆の財政状況は極めて悪い状態ではありません。住民に心を寄せて、住民とともにまちをつくっていく。町民の間には、お金だけが問題ではなくて、本当にまちをまもろう、まちをつくっていくというその心があればこれができる、そういう気持ちが広がっております。

鈴木町政も応援している、厚生省跡地にできている湯の花売店も、町民が生産し町民が購買をする、観光客が購買をする、その地域循環型の社会経済状態を、町内の中に広くこれを発展させることを強く望むものであります。

以上で討論を終わりにしますが、今も緊縮財政と言われますが、政府に対しても、いわゆ

る自治のあり方、そして財政のあり方について、自治体からも町民の声を、これを届けて、国の自治制度に対する地方分権、地方財政に対するあり方に対しても率直な改善を求めるよう声を上げることを強く求めて、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議第36号 平成19年度南伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第37号～議第39号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算及び議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） 予算審査特別委員会、特別会計について報告いたしま

す。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。特に質疑及び意見、要望事項はなかった。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

9番議員、齋藤要議員。

9番（齋藤 要君） 今、漆田君の方から、出席委員の件で丸をくれていないと言われたけれども、私の横でいましたから、2日間ともおりましたから、ちょっとそれだけです。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 国民健康保険特別会計に関して、討論を行います。

今回賛成をしましたが、国民健康保険に関してはさまざまな議論があります。実情は、国が負担金を減らしたことで負担が非常に高くなって払えない、そういう声のあるのも実情であります。こうした中で、全国では国民健康保険証の取り上げ、資格証明書の発行、これが横行されていますが、南伊豆町はこれまで資格証明書の発行を、これを行わないできました。ぎりぎりの努力をしてきました。これは、非常に評価すべきものであって、この間の国保運営委員会の中では、これに対して県や国の指導が一層強まって、こうしたものに対する、悪

い方への改悪ですね、こういう指導がされているということではありますが、今まで町民の生活状態に本当に実情を知って努力してきたこのあり方、住民の生活に身を寄せた取り組みを一層引き続いて行うべきだということ。

もう一つは、医療費の問題では、医療抑制をするのではなくて、高齢者が多い町で肺炎球菌ワクチン、5年間効力がある肺炎球菌ワクチン等々を使って医療費を大幅に伸びを下げ、実費を下げたという北海道のせたな町の勤務医であった村上医師、これは共立湊病院にも2年勤務していた医者ですが、こうした取り組みを参考にもしまして、医療費の軽減とそして健康対策をあわせて進めるよう強く要望するものであります。

また、今回、来年度から後期高齢者の医療制度が始まります。この問題では、担当者そして首長、町長を初めとして、この制度ではさまざまな問題がありますが、一律の均等割の問題、均等割の負担をこれをなくす、人口割でいうと小さい自治体ほど負担が一人当たり高くなっています。こうした点は言及して改善するよう改めて要望も行いまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号 平成19年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第38号 平成19年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第39号 平成19年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

議第40号～議第42号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算及び議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） 予算審査特別委員会、特別会計について報告いたします。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。特に質疑及び意見、要望はなかった。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号 平成19年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第41号 平成19年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第42号 平成19年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

議第43号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） それでは予算審査特別委員会の報告をいたします。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

差田グラウンド周辺整備構想について質疑があり、特に固まっていない。まずは予算の範囲内で土地取得を進めるとの答弁がなされた。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号 平成19年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

議案第44号～議案第47号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） 予算審査特別委員会を報告いたします。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

（1）下賀茂下水道に伴う地元説明状況の質疑があり、下賀茂温泉入り口から下田側の住民説明会、区の役員へ説明を行った。ホテル、旅館等への説明は特にないと回答がなされた。

(2) 区の役員に説明したからといって区の合意とはならない、町長の考えはとの質疑があり、年次計画の見直しを行った。説明会で合意との報告を受け予算計上したとの答弁がなされた。

(3) 社会資本の整備であるが、ある程度ブレーキをかけるべきではないかとの質疑があり、見直し時点で行っているとの答弁がなされた。

(4) 工事工程計画、手石の進捗状況、加入率について質疑があり、年次ごとの工程、96%の進捗率、湊地区61%、手石地区38%の答弁がなされた。

(5) 加入率が上がらず、下田市の二の舞になるのではとの質疑があり、平成18年12月には加入促進を進め、加入率アップを見た。19年度は対象家屋数が少なく分母がふえず、加入率は上がる予想との答弁がなされた。

(6) 公共下水道、漁業排水一括管理の質疑があり、当面は指定管理者制度で対応、一括管理は今後の課題検討との答弁がなされた。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号 平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第45号 平成19年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第46号 平成19年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第47号 平成19年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

議第48号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 谷川次重君登壇〕

予算審査特別委員長（谷川次重君） それでは予算審査特別委員会、特別会計について報告いたします。

開催月日及び会場。平成19年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時2分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。委員会決定。

議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算。委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

(1) 石綿セメント管の残り延長の質疑があり、残り15.017キロとの答弁がなされた。

(2) 厚生労働省の耐震化事業を確認し、進めるべきとの質疑があり、石綿管更新計画をつくり進めていきたいと答弁がなされた。

(3) 水道料の隔月検針の考えについて質疑がなされ、水道料金審議会に諮り方向を定めるとの答弁がなされた。

(4) 水道施設の耐震調査について質疑があり、建物、配水池ともに未実施であるとの答弁がなされた。

(5) 種々の経費の削減を図っても、今後も赤字は続く。赤字解消にどう取り組むかとの質疑がなされ、水道料金審議会の答申を踏まえ、方向を定めていきたいとの答弁がなされた。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第48号 平成19年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第49号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第49号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、本3月定例会、議第22号において上程させていただきました課設置条例の一部を改正する条例に関連し、本年4月1日付で実施予定の機構改革に伴う条例改正であります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第49号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について内容説明をさせていただきます。

本議案は、今先ほど町長が申し上げましたけれども、本定例町議会におきまして、議第22号においてご承認いただきました南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例に関し、課の機構改革に伴うもので、職員の定数を改正する必要が生じたために行うものでございます。

今回の機構改革におきまして、第2条の定数において、保育所業務を町長部局から教育委員会に移行するため、2号の町長部局の職員を改正前111人から保育所職員25名を削減し、5号の教育委員会の事務局及び教育機関の職員を25名ふやし59名とするものでございます。

また、4条では、職員の定数外の職員を明記したものでございます。その4条の2項では、前項第3号の職員、つまり公益法人等へ派遣されていた職員が復職した場合、第2条、事務局の定数を超える人数の職員は6カ月を超えない期間に限り定数外とすることができるということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第49号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第50号 二級河川の指定の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本案は、青野大師ダム完成に伴い、二級河川鈴野川の起点を上流に130メートル移す指定の変更について、河川法第5条第4項及び第6項の規定により、静岡県知事より意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べるものであります。

河川法第5条第5項では、関係市町村長が意見を述べようとするときは議会の議決を得なければならないと規定をされております。

よって、議会の議決を求めるものであります。

変更の詳細につきましては建設課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、変更の詳細につきまして説明させていただきます。

青野大師ダムの完成により、冠水の及ぶ地点が現在の起点より上流となること、また、ダムを上流側より監視したり、河川管理を適正に行うため区域を延長するものでございます。

お手元の二級河川鈴野川指定変更概要図をごらんください。内容は、平成4年4月3日指定の起点、南伊豆町青野字二ノ碓672の1地先の堰堤下流端より終点、二級河川奥山川への合流点までの延長1,500メートルの現区間を、上流側に130メートル延長し、起点を南伊豆町青野字柵場1009の3地先の大寺橋とするものです。これにより、河川延長は1,630メートルとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第50号 二級河川の指定の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

発議第1号及び発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本案は、横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、あわせて発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、関連がありますので一括して趣旨説明を行いたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律案が平成17年5月31日に参議院で可決成立し、平成18年6月7日に法律第53号として公布され、施行期日については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、これは平成18年11月24日と規定されたことに伴って、関連する当町議会の委員会条例並びに会議規則の一部を改正するものであります。

まず、委員会条例の一部改正ですが、第2条については、法律で1議員1常任委員の所属制限が撤廃され、実情により自由に常任委員会の設置数、委員定数を決定できるように改正されたことに加えて、議会の自主性、自立性や議会の活性化を図る観点から、当町議会では第3号として一般会計及び特別会計の予算、決算の事務に関する調査、議案を審査する定数10人の予算決算常任委員会を新たに設置するものであります。

また、第2条の第1号、第2号については、第3号の予算決算常任委員会設置に伴って、これまで既存の第1常任委員会、第2常任委員会の所轄内容を整理するものであります。ちなみに、第1常任委員会については総務財政、民生、衛生、消防、教育に関する事務のうち、予算決算常任委員会の所管に属しない事務並びに第2常任委員会の所管に属しない事務に関する調査、議案、陳情等を審査するというものでありまして、第2項も第2常任委員会をそれに倣って制定してあります。

第7条の第1項及び第3項については、閉会中に補欠選挙で当選した議員は、直ちに委員会活動に参加できない等のふぐあいがありましたが、閉会中でも条例の規定により議長が委

員を指名、変更できるとした内容に改正するものであります。

また、今回の改正によって常任委員会の複数所属が可能となることから、任期途中において委員の辞任も想定されるため、第12条では議会運営委員及び特別委員を委員に改め、ただし書きで閉会中においても議長の許可により辞任できるとした規定を置くものであります。

次に、会議規則についての一部改正ですが、第14条第3項については、従来の議案の提出を一定数の委員による委員会による議案の提出を加えることを認めるものであり、第73条については法律の改正に伴う字句の整理をするものであります。

なお、この条例並びに会議規則は、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第3号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実等を求める意見書を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 発議第3号の趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実等を求める意見書。

第164回通常国会において「医療制度改革関連法」が成立した。

これにより、今後5年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床（6割）が削減されることになった。これを静岡県に当てはめると、現在1万1,642床ある療養病床のうち、4,165床の介護療養病床は全廃され、7,477床の医療療養病床は3,000床削減され、僅か4,500床程度になる。

昨年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち医療の必要度が低いと見做される患者の食費・居住費が保険給付から外されることになった。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることによって入院継続が困難になり、やむなく退院する方が多数出ると予想される。また、7月1日から、削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚労省がいうところの「医療の必要度が低い」とされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられた。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数カ月から数年かかると言われている。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、静岡県では5,726人と報告されている。

このまま行けば、多くの療養病床をもつ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められている。

よって、国においては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるよう下記の事項を要望する。

記。

1、療養病床の廃止・削減計画を中止すること。

1、県民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見提出先。内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、柳沢伯夫殿。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第4号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書を議題といたします。

本案は、清水清一君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、発議第4号は朗読をもって説明にかえさせていただきます。

まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書。

私たち住民が生活する南伊豆町沿岸の石廊崎沖の漁場は黒潮や天然の漁礁に恵まれ、伊豆半島賀茂地区の一本釣り漁業者にとっては、イカ・ムツ・キンメダイ・メダイ・イサキ等の根付魚種の良場であり、沿岸漁業者が長年にわたり恩恵を受け生計を営んできた漁場であります。

また、石廊崎突端近くにある南伊豆栽培漁業センターでは、トラフグやイセエビの種苗生産技術の開発や試験放流を行っております。

現在、この貴重な漁場の資源管理については、自主的な操業制限の実施と更には水産庁の指導のもと一都三県（東京都・静岡県・神奈川県・千葉県）の漁業者がそれぞれ「資源管理計画」を策定し、その計画を真剣に実施しているところです。

しかし、同海域はイワシ・アジ・サバを捕るまき網漁業の好漁場でもあり、この沿岸漁業者のひたむきな資源管理の努力も無に帰するどころか、今では沿岸漁業者の水揚げは激減しております。

これまで当町議会は、何度も大中型まき網漁業の違反行為や操業規制などに関する意見書を提出してきましたが、まき網船団は、今日もなお石廊崎東部沿岸のまき網漁禁止区域から水中集魚灯を使用した操業を繰り返しております。

これまでも、まき網船団は繰り返し違反操業（禁止海域での操業・水中集魚灯の使用・許可対象外の魚種の捕獲）を行い海上保安部に検挙された事や、洋上で違反したまき網漁船を一本釣り漁船が取り囲み抗議する等のトラブルが絶えないことなどが挙げられます。

まき網漁船側は許可漁業であることを盾に、違反行為を否認して譲らない状況ですが、このまま水中集魚灯使用のまき網漁法により違反操業等が続くなかで、地道に推進してきた資

源管理が根底から崩壊しかねない状況が表れ、石廊崎沖の漁場資源の枯渇を招くとともに、沿岸漁業者の経営を窮地に落とし入れる状況となっております。

将来にわたる水産資源の管理と資源回復水準を守る漁業規制が今ほど求められている時はありません。

関係諸官庁におかれては、この沿岸漁業者の危機的状況をご理解いただき、また、今回の5年に一度の指定漁業更新にあたり、特に以下の内容について強く要望するものです。

記。

1、駿河湾東部（伊豆半島西海岸）の距岸20マイル以内の操業禁止と水中集魚灯の使用禁止。

2、違反操業に対する取り締まり及びモニタリングシステムの導入と罰則の強化（再犯加重）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書提出先。衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、扇千景殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、菅義偉殿、農林水産大臣、松岡利勝殿、水産庁長官、白須敏朗殿、静岡県知事、石川嘉延殿、静岡海区漁業調整委員会会長、橋ヶ谷善生殿。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

請願第1号の上程、委員会付託の省略、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 日程第23、請願第1号 南伊豆町議会議員定数削減に関する請願を議題といたします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、紹介議員であります梅本和熙君に対しての質疑に入ります。

1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） まず最初に、1つだけ確認をさせていただきたいと思います。

会議規則には、紹介議員になる者は、単に請願書を取り次ぐだけでなく、趣旨に賛成し請願の実現に努力しようとする必要がありますので、当然請願書の内容は熟知されているものと判断し、質問をいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「結構です」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） それでは、まず最初に質問をさせていただきます。

この請願書の内容についてでありますけれども、下田市との人口による比較で考えるということでは議員定数の削減を位置づけられておりますが、なぜ下田市ということがここで出てくるのか、その根拠を聞かせていただきたいと思うんです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） これは表現の比喩でありまして、下田市でなくても、ほかの町村においても大体人数的にはそれほど多くないだろうということが1つあります。ただ、賀茂郡においては、南伊豆町の方は少ない議員定数だとは思いますが。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） それであれば、ここに下田市という記載ではなくて、やっぱりそれらを、今、梅本議員から述べられたことを請願書に書くということをご指導すべきであるということだと思いますけれども、それと同時に、地方自治法の第91条第1項で議員の定数を条例事項としながら、第2項で町村については人口段階において10人から26人の間で、5段階の上限値を定めていることは当然議員も承知だと思います。ですから、ただいま私が質問をしました、ここで下田市ということではなくて、南伊豆町は町でありますので、地方自治法第91条第2項から考えると、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町とで比較するということが私は本来の姿ということをおもうわけでございますが、もう一度お願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 議員のご意見は確かだと思います。しかしながら、今日も新聞報道がありましたように熱海市では19名に削減をすると、熱海市の人口から考えると、大体南伊豆町と比較すれば、やはり人数で言えば五、六人が適当かなと。

それともう一つ、この件はただ議員定数、議員の定数がどこが適当かということではなくて、いわゆる行財政が非常に厳しい中で、非常に町民からこういう声が私のところに多くあったと、そういう中で請願がなされたと、そして私も、その件によって紹介議員になったと、こういうことです。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） ですから、梅本議員に、先ほど私が言いました、熱海市ではないんですね。この自治法から言いますと、比較対象は町なんです。ですから、その辺をまず1つただしていきたい。

それから、2つ目でございます。この中の、8名程度の議員数でも十分にその職務を遂行できるものと思案とございます、この思案内容を詳細に聞きたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 思案内容といいますと、8名程度で十分審議ができるじゃないかということが思案されているということではないんですか。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） 定数が削減されると議会運営に支障が帰するところがございます。そういうところを私は聞いているわけでございます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 私の考えの中、それとこの提案者、請願の提案者の考えの中では十分

8名で議員の職務の遂行ができると、このように考えるから、これが思案であります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） できるという、その根拠、思案を出してください。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） できるという思案、であるなら逆に議員にお聞きしますけれども……

1番（保坂好明君） いや、私が質問をしているんです。

6番（梅本和熙君） 11名なら遂行ができて8名なら議員の職務が遂行できないという根拠も私にはわかりませんし、これは非常におかしな議論であると思います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） 梅本議員、私が聞いているのは、議会運営の中で、今回も出ました常任委員会であるとか、特別委員会のあり方とか、それから当然議会の中では一部事務組合に出る機会とか、そういう構成の話は私は聞いているわけです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 今回の自治法による条例改正の中でも、議員が複数の常任委員会の委員になることもできると、このような規定になりましたね、今、改正したばかりですね。そういう意味であるなら、議会構成ということでは十分可能ではないかと、このように考えます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） それであれば、最初からそのように答えていただければ結構なことだと思うんですけども。

では、最後に、梅本議員が根本にあります、その地方議会の本旨、これだけ確認をさせていただきます。

議長、これをなぜ私は聞くといいますと、当然、議員定数削減によりまして、この議会の本質が問われるところでもありますので、どういう考えがあるのか、この点を聞きたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） やはり、地方議会というものは、行政部の、執行部の執行に対する監視、チェック、これが一番重要な任務だと思います。予算執行に当たり、予算の編成に当たり、そういうものに対して地方議会の議員はこれを監視していく。そして、今議会でもいろいろと議論がされています、財政的に非常に逼迫した状況の中で基金を取り崩した、これは

いけないのではないかというような意見もありました。ただ、それに対して我々議会が賛成をしてきたから執行部も執行ができています。こういう形の中で考えたとき、やはり一番大事な議会の職務というのは、地方議会の職務というのは、監視をするということ、執行部のチェックをするという、これが一番大きな職務だと思います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 私は職務を聞いているのではなくて、議会そのものの本旨はどう考えられているのかなということをお伺いしているわけです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） だから、本旨というのは、町民のために、町がすばらしい町政運営ができるようにチェックをしていく、これが議員の使命ではないですか。そのほかに何かあるんですか。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） これ以上聞いてもしようがありませんので、私は討論でまたさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑ありませんか。

12番議員、横嶋隆二君。

1 2 番（横嶋隆二君） まず第 1 点目ですが、町民の中にたくさんの声があって紹介議員になられたということなんですが、議員定数の問題は非常に重要な問題だと思うんです。請願者が傍聴にいられていないと。昨日はローカルの伊豆新聞の一面に報道がされました。紹介議員みずから議長室にマスコミを呼んで努力をされたと、そういうことがありますが、本来、合併のときもそうでしたが、これだけ大事な問題で請願者がおられていないということは非常に残忍だと思うし、紹介議員はその点はどのように考えられておりますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） この点に関しましては、議運の方というか、議長がどのような取り扱いをするか私の方には何も報告はありませんでした。それで、本日、委員会付託しないで本会議でそのままこのような形で採決の方向へ持ち込む、このような話があれば、私の方も請願者に対して、何時にこういう状況になるからということをお伝えすることができたと思います。そういう意味では、情報が公開されなかったというのは非常に残念です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

1 2 番（横嶋隆二君） 非常にこうした重要な問題で、予算議会の前で、しかも定数の問題

に関しては、一昨年(2019年)の3月議会で定数一律削減の際に、全員協議会等々で、議会でも議論を
しました。今回提出されたのは、急遽されたのかどうかはわかりませんが、多くの意見が寄
せられているという中では、議会の運営の日程が詰まって、委員会がほぼ終わりの、委員会
の2日目に出されたということで、議運でも議論をしましたが、この内容そのものはいろい
ろ課題はありますが、明白だということで、委員会に提出する予定は必要ないという議運の
議論もありましたが、提出者が残り本会議が1日しかない日程の中で出されたという点では、
当然本会議にこれが上程されることは想定されてのことだと思し、単に情報が公開という
よりは、みずからマスコミを使って情報公開をしておいて、その点、請願者に関知しないとい
うのは、この点は非常に重大ではないでしょうか。

議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

6番(梅本和熙君) これは、私ではなくて、議会の方から請願者に対してこういう取り扱い
になったという報告があってしかるべきではないでしょうか。

議長(藤田喜代治君) 横嶋隆二君。

12番(横嶋隆二君) この点は、紹介者がその役割が非常に重いということを指摘してお
きたいと思います。

本来の中身で、南伊豆町の財政が非常に厳しい財政状況にあると、その財源を確保するとい
うこと、これが非常に厳しい財政状況にあるというのは、紹介者は南伊豆町の非常に財政
が厳しいという状況は、どういうレベルで、どういう水準であるかということ。もう一つは、
単に定数の議員削減していく財源がどの程度というのは、私は本質問題とは違うんでありま
すが、これまでの議会の歴史の中で、議会の費用、それと定数、それと全体の予算の財源の
割合の中でどういう経過をたどってきたか、この点を改めて、その認識の上があって出され
た、紹介議員になられたと思うんで、その点をお答えしていただければと。

議長(藤田喜代治君) 梅本和熙君。

6番(梅本和熙君) まず、財政状況が厳しいということに関しましては、横嶋議員も常々
言われているように、基金を取り崩さないように、財調を取り崩さないように、そして緊縮
財政でいくようにと、こういうことを言われている。これは、そういう財政状況の中では財
政が厳しいのは当然のことではないかと私は判断いたします。

それともう1点、何でしたか、ご質問は。

12番(横嶋隆二君) これまでの予算財政の流れと議会費の割合、これが……。

6番(梅本和熙君) この削減によって、大体議員一人頭多目に見て300万円、250万円くら

いだと思うんですけども、4人減ることによって大体1,000万円程度の財源が浮くと。この1,000万円によって、私が一般質問でやりましたように、東海沖地震における耐震とか、そういうハード部分に対する事業もある程度やることができるんじゃないかと、そういうことをないがしろにして、例えば耐震補強しなければならない施設があるのに、それを全然やらないまま進めていく町政というのは、将来に向かって本当にどうなのかと、このように考えます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 南伊豆町議会の議会費のピークは、私は15年間議会に在籍しておりますが、議会費のピーク、これは職員経費も入っていますが、平成7年で予算総額54億円のときに7,800万円でした。ちなみに、今年度予算と17年度の決算では約5,500万円の予算であります。その中でも、議員報酬は議会事務局職員の総給与よりも低い内容に、水準であります、全体の議員総数であっても。さらに、17年度決算そして今年度の予算にあらわれている町民税、これの納入の実績とあるいは予測値の9億数千万、このレベルは、先ほど一般会計の討論でも述べましたが、これは昭和63年度の状況であります。この点での議会費は5,500万円。財源の問題ではいろいろありますが、大幅にこれが切られるというか、縮減をされているということ。

もう一つは、町民の生活、希望の持てるために財源を生み出すということを言われましたが、紹介議員は、かつて合併問題が主流に議会の俎上にのっているときに、平成17年度予算のときにも、この財政見通しの書類を出して、平成18年には5億5,000万円、平成19年度には4億9,000万円の歳入歳出だけの赤字をもって、南伊豆町がもうやっていけないだと殊さら危機を強調されました。ハードな事業を多く盛り込んで、殊さら強調して、そして町はもうやっていけない、合併に突き進むんだと、こういう議論をされておりましたが、南伊豆町の財政の状況は、これは厳しいというのは一般的な厳しさということではなくて、国の三位一体の改革の中で、すべての自治体がこうむっている状況であります。同時に、財政の基準もとになる実質公債費負担比率に関しては、1,845の自治体の中で南伊豆町の現状のレベルは302番目という、そういうレベルで、決して悲観する材料でもありません。こうした中で、議会費捻出するために議員の定数削減というのは本質議論ではないのではないかと。

もう一つは、私は財源の問題から議員定数を議論するということは、議会の本来の役割を紹介議員はどのように考えておられるのか。議案や議会の中での審議をされると言いましたが、改めて議員の役割、議会の役割についてお答えしていただきたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 財源の問題ですけれども、確かにいろいろな比較の中で、例えば南伊豆町が先ほど実質公債費比率が300何番ですばらしくいいんだという意見ですけれども、現実の中において、例えば自治体が今から何をやらなくてはならないのか。当然ふえていくであろう福祉の費用、これに対してハードの部門でも自治体というものはやっていかなければならない。そういう流れの中で、例えば財政見通しの中での、先ほど話をされたと思いますけれども5億とか4億とかというのは、財政見通しでそういう数字が出てきている、現実。それと、例えば健康福社会館、これをつくることを皆さんは反対されました。これだって、本来は必要なものではないかと私は思案するわけです。そういう物のない自治体が、果たして自己完結的にやっていけるのか。

それと、例えばこれだけ人口が減ってきている、一般質問でやりましたけれども、限界集落という話の中で考えれば、いわゆる自分たちのまちだけですべてを賄うことができないような状況になっていくんではないか。いわゆる、病院にしても、本当に南伊豆町単独で維持できるのかと、こういう問題になってくるんではないかと思うんです。

それと、民主主義の問題だと思うんですけれども、議員定数の問題というのは。確かに、民主主義というのは直接民主主義であるなら一番いいと思います。ただ、それができない現実の中で、この間接民主主義をとっている。そして、議員定数がどれだけがいいかという問題は非常に大きな問題がある。

ただ、町民の中に、議員が数が多いという声は本当に多いわけです、私の耳に相当入ってきます。そういう中で、例えば議員定数をこのような形で減らすという、そういう考え方で十分、町民からそういう意見が多いということは、十分民主的な議会運営が行われていると町民は考えているんではないか思います、減らしても。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 最後にもう一つ、先ほどの財政見通しに関しては、既にもう破綻した財政見通しであって、今年度の予算編成の方針の中でも言及していますように、収支均衡の予算。紹介議員は、町の住民のためと言いますが、先ほども述べたようにハードのものをつくってまちが破綻してやっていけない、だからしょうがなしに合流するという議論を、盛んにこれを吹聴しておりました。こうした点では、事実に基づかない、正確な冷静な判断を求めることなしにそういうことを周りに言えば、住民が本当に追い立てられるようにこの問題を見かねない。マスコミでも、何か議員の数が少なければいいという、そういう声があり

ますが、私は議員は予算を審議する際に、それぞれのいろいろな立場の住民の階層生活の声が予算の審議、執行に反映される、そういう点で地域の広さ、規模、人の階層によってそれぞれの声が出る、そういう一定の枠が保障される必要があると思うんです。

議員は先ほど反論されましたけれども、私たちはこの南伊豆町を本当に守って、住民の生活を向上させていく、その点で冷静な議論と正確なデータに基づいた議論をして、そして住民生活に寄与して議会に臨む、こういう役割を認識しておるわけであります。

予算が大変な中でも、まちづくりの戦略推進特別委員会を全議案の参加で提案した際に、貴議員は、紹介議員はこれに参加を拒否されて、唯一、戦略特別委員会、まちづくりを本当に予算だけではなくて気持ちを含めて町民と一緒にやっていこう、そういう議論の場からみずから抜けていきましたが、予算削減をして、そしてまちをつくっていこうという、今言われたことと貴議員がとられている態度はどのように整合性があるのかお答えください。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 財政の問題へまず入ります。ハードの部分に私がやたらにお金を使えというような発言をされているけれども、そういうことはありません。それで、横嶋議員も、前町政の時代に、石綿セメント管布設がえの、これに賛成をされました。そして、ある一定期間たったときに、横嶋議員の広報、後援会紙が何かに、じゃぶじゃぶと湯水のごとく石綿セメント管にお金を使ってということが書かれております。この石綿セメント管の布設がえというのは非常に町民のライフラインを守る重要なことであり、そしてまた、もう一つ、基金をやたらに取り崩したという発言をされていますが、例えば焼却場の煙突、これはダイオキシン対策のために必要なお金であったと思います。そういう基礎的な、自治体としての必要な社会資本の整備をしていくことに対して横嶋議員は反対をされている。今回も、普通建設事業費が全然、ほとんど新しい事業がない、いわゆる社会資本整備というのは何なのか。健康福祉センターにしたって、こういう形の中で……

〔発言する人あり〕

6番（梅本和熙君） ちょっとしゃべらないでください、下水道、あなたたち反対したじゃないですか。

〔「簡略にやれ」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） 質問は簡略じゃないんです、冗談じゃないです。だから、そういう流れの中でやってきたことであり、何も前町政がむだなところへ財政を使っていたわけではないと思います。

議長（藤田喜代治君） ほかに。

9 番議員、齋藤要君。

9 番（齋藤 要君） 1 点、今行革の話だとか、いろいろ質問していますけれども、この趣旨が議員削減の件だと思います。それで、請願者だって、請願いたしましたけれども、これは議員の定数の削減でございますので、我々議員は大変重要な問題でございます。それを常識的に私は判断して、これら請願者が来たときに、こういう話がありますけれども、議長、全員協でも諮ってくださいとか、いろいろ手だてをして、それが常識だと思います。私は、これは常識に外れています。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） 私は、これは常識に外れているという考え方ではないんです。

〔「手順が違うということだよ」と言う人あり〕

6 番（梅本和熙君） だから、基準は私も違うんです。だから、町民の声が多いから、こういう形で私は提案をさせていただいたということです。

議長（藤田喜代治君） 齋藤要君。

9 番（齋藤 要君） 普通の議員の考えだったら、こういう話が請願者から多数あるけれども、議長どうですか、全員協でも一度開いてみてくださいよというのが、私は普通皆さんが思っているとおりの考えだと思います。これは大変な問題です、議員にとっては。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） 確かに、議員の言われるように大変な問題であるけれども、この提案の仕方に関する見解の相違というのは、仕方がないものだと思うんです。

議長（藤田喜代治君） 8 番議員、漆田修君。

8 番（漆田 修君） 私、討論のところでも話をしようとしたんですが、これは手続上の選択肢としては、これは憲法でも保障されていますよね、請願権である基本的権利の中に。それはそれで否定するものではないんですけれども、今ずっと話を承りまして、紹介議員は財政効率ということと、あわせて地域住民の、要するに範を示すべきポジションにいる人間が、例えばそういう削減とか報酬のダウンであるとか、これは当局にも言えますが、そういう範を示すべきだという 2 つの論理構成の上に今の質疑の答弁はされていると思うんです。その辺は、先ほど個人的なことで、目くそ鼻くそ論で終始してしまうんで、これはまずいと私は思ってちょっと質疑の中に参加させてもらったんですが。この 2 つの論理構成の上でそういう話を紹介議員としてされたということですね、改めて確認しますが、それでよろしいんで

すか。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 漆田議員が言われるように、ここには貴議会も日夜行財政改革に努力されていますが、その実を得るためには議員がおのずからその改革の旗手になるべきであると考えますと、こういうふうに書いてあります。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ここで、11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、請願第1号に反対の者の発言を許可します。

1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） 先ほど何点か紹介者にも質問をさせていただきました。それを含めて反対討論とさせていただきますけれども、今任期中の南伊豆町議会の取り組み状況は、厳しい財政状況でも少しでも財源を確保するため、これは請願書の内容にもあるわけですが、議会は当時の町執行部にその姿勢を示すべく平成17年3月定例議会において議員定数を12から11名、1名減とし、また、同年6月には議員報酬の10%カット並びに費用弁償のカットを行い、さらには行財政改革特別委員会とまちづくり特別委員会を立ち上げ、議員がみずからその改革の旗手になるべく努めてきたところであります。そして、中でも、この行財政改革特別委員会でまとめた提言書は、他市町の議会議員が行財政改革に取り組むための参

考に欲しいというようなこともございまして大変反響が多かったところであります。

ちなみに、先ほど来いろいろ出ましたが、賀茂郡化の市町の人口、定員定数並びに実質公債費負担比率等は、下田市、人口2万6,475人に対して定数16名、実質公債費負担比率20.5%、東伊豆町、人口1万4,778名、定数12名、実質公債費負担比率が14.2%、河津町、人口8,393名に対し定数12名、13.4%、松崎町、人口8,381名に対して定数10名、実質公債費負担比率が9%、西伊豆町が人口1万529名に対して定数14名、実質公債費負担比率14.7%であります。当南伊豆町においては、人口1万28名、定数11名、実質公債費負担比率は10.8%。この数値を見ても、決して議員定数が多いものではなく、財政の公債費による財政負担の度合から見知しても決して悪い状況ではございません。

そして、議員皆さんに配られている、ここにもございますけれども第2次地方議会活性化研究会の分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、あるべき議会像を求めてとする最終報告書には、議員定数を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであると明確に述べられております。

先ほどの地方議会の本旨の私の質問に対して、残念ながら紹介者は私を納得させるだけの理論がなされておらず、また、地方議会は民主的自治制度の根幹であり、この理念と認識の欠如が地方議会の低い評価の根底にあるということをおっしゃるを得ません。

よって、請願の議員定数削減の内容には私は賛成できませんが、このような意見があることを私自身真摯に受けとめ、さらに南伊豆町議会の存在意義を身をもって示すことが重要であると判断し、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 次に、請願第1号に賛成者の発言を許可します。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 紹介議員として賛成討論をいたします。

これは何十人もの町民から、議員定数の削減、報酬の減額等を訴えられました。先ほど、反対討論をされた議員が言われたように、議会に対する町民の信頼は非常に低いものがあることを感じました。請願にもあるとおり、南伊豆町の財政の将来見通しは非常に厳しいものがあることは異論をまたないものであると考えます。この難局を乗り切るために、議会が率先し、行財政改革の旗手になるべきであります。町民のリーダーとしての、議会人としての政治理念を自己犠牲ととらえるならば、おのずから自助努力をすべきであります。その自己犠牲と自助努力が町民の議会に対する信頼の回復につながることは火を見るより明らかであ

ります。

全議員の賛同により、本請願の採択並びに議員定数の削減がなされることを訴えます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論ありませんか。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 先ほどからいろいろと論議されておりますが、私も個人的な考えの中で、まずこの請願に対して、議員定数を法の規定、議員の定数については従来、人口規模に応じて地方自治法に法定数が規定されておりました。しかし、分権改革の一環として、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重する観点から、この法定定数制度が改められ、それぞれの自治体で条例で定められる条例定数制度が行われております。具体的には、地方自治法第90条及び91条が改正され、平成15年1月1日から施行されております。定数は、条例で規定することになったものの、完全に自由に自治体が定められるものではなく、依然として法律で上限が規定され、上限の値は先ほど同僚議員が言いましたように5段階で人口2,000未満の町村については上限12名、人口2,000以上5,000未満が14名、人口5,000以上1万未満が18名、人口1万以上2万未満が22名、人口2万以上が26名と上限が規定されておまして、定数の削減については議員の定数は町村議会の根幹に触れる重要な事項であるから、削減することは議会制民主主義の上から特に慎重を期すべきであると思います。どうしても削減しなければならない場合には、議員提案によるのが本筋だと思います。

私が議員に初当選させていただいた平成7年当時は、議員は16名でした。その後、5名削減し、先ほどの同僚議員の中にもありましたが、特に一昨年6月には、定員減とあわせ給与の10%、また定例会等における費用弁償もカットを行って現在に至っているわけでございます。先ほど述べた自治法で定められた上限定数22名であり、現在は当町は半分の11名でいくわけでございます。

この議員定数については何名が適当であるかということについてはなかなか難しい点があると思います。地方議会の機能や権限ができなくなる場合もあると思いますので、私はこの件に対して反対の意思を表明し、反対討論といたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本請願に対する反対の討論を行います。

質疑でも行いましたが、議会とそして議会議員は、予算が住民のために使われているかどうかをチェックする大事な民主的な機関であります。こうした分野で十分責任を果たすかど

うか、住民からこれを直視されているわけであります。議員歳費は、少なくとも議員の議会活動に対する報酬として支出されているものであって、議員の仕事の第一義的なものは議会活動にあります。議員であるならば、このことを否定できません。

議会議員のほとんどは、この町内で生産活動を行い、日常町民と接しております。私自身もそうですが、この110平方キロある南伊豆町は、可住地面積は少ないとはいえ、東京で言えば杉並、中野、渋谷、世田谷を合わせた広さを持って、34の集落が散在をして、年齢構成から就業構成、産業、地形からこれほど多岐にわたって特色がある地域はありませんし、そのもとで行われる住民の生産活動、生活、そこには歴史的な背景も含めて、さまざまな思いと要求があります。こうした要求を、真に全体の発展をつかさどる町政と議会がうまく調整をして進めていく、このためには、その住民の声がしっかり議会に反映される、議会活動そのものはもとより、そのもとにある生産拠点をその町内に持ってやっているかどうかで、その住民の認識、これに合致して取り組む立脚点ができるかどうかということは問われるものであります。

南伊豆町は、この間の問題でも、財政、産業振興そしてはたまた有害獣の大量の出没など、かつてない多くの課題、要求、こういうものを抱えております。同時に、日本の政府の国会が行っている制度、予算、法律のもとで、条例や予算案を読み解いていく問題、少しでも住民の利益になるように施策を進めて、これを助言する、これは議会の努力とともに、住民と密接に結びついた活動なしにはこれをなし得ることはできません。

今回の提案が、財政問題と定数削減が結びつけられております。南伊豆町は、質疑でも言いましたが平成15年来の合併問題、それまで南伊豆町の財政問題は極端に悪くない、そういう中で、無計画そしてむしろ赤字を大幅につくり出す、それは住民の要求という声に基づいて、さまざまなハード部門、起債をして要求をする、起債をして貯金を崩し、これをすればある程度のものはできるかもしれない。しかし、実際にやったことは、それをもってして町民の基盤である町そのものをなくしていく方向に進む、こういうことがこの間やられていて、町民に日本国内における客観的な位置と財政の正確な認識が伝えられない中で合併問題がやられてきた。ここは、押さえておかなければなりません。

財政に対する住民の思いは、正確な、そして冷静な情報提供、日本国内における客観的な位置と、そして政府の施策との問題点を考えて、まさにそこにこそ議会議員の本質、誠実さが問われるのではないのでしょうか。財政に対する住民の思いと議員定数削減に対する問題を混同しては、問題の本質のすり違いになります。

議員定数は、自治法の改正で議会で自由に決められるというふうになりましたが、法定定数の理念が全く消し去られたわけではありません。かつての法定定数は、1万人以上2万人未満の町村で22人、次回の町会議員の選挙の定数を現行より1名減という条例をおととの3月定例会で全員の賛成でこれを可決しましたが、これからすると、法定定数からの削減率は南伊豆町は50%です。

そして、マスコミやテレビの中では、今地方の政務調査費等々が問題になっていますが、南伊豆町議会は、少ない報酬のもとで、各層から議会に集まってその声を上げる努力をしています。決して議員の報酬は高いものではありません。議会の予算のピークであった時代から比べれば、議員報酬全体は平成7年から半分に減額しております。こうした中でも、住民の生活を守る上では、この町をどんな大変な中でも守って、これを伝えていく。南伊豆町は日詰遺跡に見られるように、1700年前につくられた土器が現に存在している、こういう歴史を持ったまちを今の局面を先人の努力にも思いをはせて乗り越えていく、こういう点。こういう問題からしても、住民に正確な情報を提供して、そして住民の声が十分に議会に反映する、まさに民主主義であふれかえる議会をつくって住民に還元していく。

議会には、この長い間、かつて女性議員が出たことはありますが、もっと若い世代の住民の代表、そして女性の代表も必要であります。さまざまな年齢や階層分野、女性が入ってくる、そして、そういう議会が町の本当の将来をつくっていく、そのためにも当選に必要な票数が高くなればなるほど、この条件が狭まってくる。社交の範囲というのは、年齢が高いほど広がってくるわけで、こういう点も若い世代を締め出さないでまちづくりに本当に参加できる住民の代表の議会をつくる、こういう観点を多くの町民の皆さんに広げる努力をしながら、この問題について考えるあり方を提案したいと思います。

議会に対する意見が、町の中で多岐にわたっているのは事実であります。私たちは批判を恐れず、同時に住民の声を今後も引き続き議会と予算執行、行政執行に反映する努力をすることを決意して、今回の請願に対しては反対をして、議員の職責を全うしていく議会をつくるために全力を挙げる決意を表明して討論とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 討論ありませんか。

8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） 私は昨日の伊豆新聞のあの見出しを見まして、実はこの請願の町民グループと私の関係は非常に密接であったという間柄であります。その中で、昨日もかなり私は個人的に電話をいただきまして、ぜひ採択に賛成してくれと、あるいは何で今、逆の声の

方が非常に多かったんです。そういうことから、実はちょっと反対討論をさせていただきたいと思います。

今般の請願は、先ほども質疑でも言いましたが、憲法で保障した基本的権利の一つで、地方自治体の条例規則の制定改廃に属するもので、請願行為それ自体を否定するものではございません。焦点の定数削減についてまず私たち議会人が改めて考えなければならないことは、これは先ほど同僚議員が言いましたが、議員としての職責の話であります。議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、選良という言葉で呼ばれるように人格識見ともにすぐれた代表者であります。これは原則です。そうでない場合もありますけれども。したがって、議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であると言うべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる1票は住民の立場に立っての真剣な1票でなければなりません。

また、憲法15条で定められているように、議員は住民全体の代表者であり奉仕者であって、これが議員の本質と言うべきであります。このことは、議員が住民の直接の選挙によって選任されることから、当然に導き出される自明の理でございます。本来、住民が議員を選挙するに当たっては、自分個人の利害のみの立場に立つのではなく、同時に全体としての利害をも考え、町全体の立場に立って1票を投ずるものであるからであります。

しかしながら、現実になされる個々議員活動の面においては、このことが必ずしも容易に実現できない場合が少なくない、非常に多いということです。それには2つの側面からの判断によると言われておりますが、1つには全体的立場に立っての一般的な意思による判断と、2つには、選挙においてみずからの母体の立場に立っての分化的な意思による判断でございます。議員としては、この2つの側面から働く一般的意思と分化的意思が合致するときは、何ら問題はないが、さきの合併問題等であらわされるように、それが相反し、矛盾する場合の判断が大事であって、そのような場合に議員たるものは自己の内部においてこれを調整統合し、消化する責務を有するのであります。代表者たる議員は、まさにこの2つの責務、義務を、2つの機能を1つに統合しなければならない重大な使命を持つものと理解しなければなりません。

今日の地域社会は、激動する経済、社会情勢の中で日々進展し、変革しているから、議会も行政も、これに的確に対処しなければなりません。そのためには、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成でき

るよう議会の一員として懸命に努力することは、議員の職責であると言われております。

一方、議会の定数枠は、先ほど同僚議員、保坂議員も、石井議員も定数の話を申しておりましたが、法定定数と当町の定数は非常に乖離しております。これは条例によって減少することができるため、大方の自治体は実数と法定定数が異なっているのが現状であります。議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する合議体として議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て、多元的な意見を統合して、町の意味を決定するにふさわしい規模であることが必要であります。

先ほど、地方自治法の90条と91条の関係が出ましたが、これは確かにそのとおり、1万未満は22人です。横嶋議員も言いましたとおり、現実には50%と、11人です、というような現状がございます。

一昨年合併特例法、合併の話をしてますが、旧法の最終年次、法定協議会の設置の是非を問う住民投票が行われました。当時の時代背景は、今時点、本時点と同様に行政改革の波に翻弄され、各自治体は一斉に市町村合併の波に乗じ、3,200の自治体は今1,800強の自治体数に収められようというときでありました。当町は自律のまちづくりを結果的に選択することになり、当時定数15から12、そして今回12ですが、11人に削減し、さらに次の選挙より定数11とする決議をいたし、あわせて議会は行政改革特別委員会を発足させ、当局に発展的な提言をしたり、まちづくり特別委員会等の立ち上げ、議会として懸命の努力をし、現在に至っているという経緯がございます。

今、町内において、さらなる行政改革を進展させるため、本請願のような意見が数多くございますが、広面積、少人口、少子・高齢化の顕著な南伊豆町は、それぞれが抱えている問題把握は、行政より逆に個別の議員が一番熟知把握しているのであって、他自治体との人口対比のみで軽々に削減を論ずべきではなく、民意反映の上から特に慎重を期すべきであると考えられます。

この機会に改めて前日の私が申し上げました議員の職責を再認識しつつ、この請願に対する私の反対の立場からの討論とさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論ありませんか。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） この請願に対して、反対の討論をさせていただきます。

町の議会議員は、町民の代表者として町のあり方を全体的、グローバル的に考え、堅持を

する役割があると思います。それには、それぞれの立場、見方、評価があり、それぞれの議員の見解が異なるのが議会であると考えます。

行財政改革の一つとして、議員定数を削減しようとする考えですが、議員定数をもし減らした場合、少数精鋭にならなければ、かえって議員の執行権限が増大し、定数を削減した後の議会のあり方や、また議員の能力とやる気のある人が出てくる道筋がないまま、数だけ減らしたらどうなのか、結果はわかりませんが、先ほどほかの議員も言われましたように、南伊豆町は1万人の町でございます。地方自治法の定数は22名、次回から11名ということでございますけれども、削減率は50%となります。請願で比較されました下田市につきましては、地方自治法で認められている議員定数は26名、現在16名であり、減員率は38%でございます。熱海市につきましては、26名が18名、削減率30%でございます。また、全国を見たときに、全国平均で1万人から1万5,000人の市町村の削減率は23.5%でございます。南伊豆町の議員削減率50%は非常に高いものとなっております。

ですから、この請願にあります人口比率だけで議員定数を減らした方がいいんじゃないかという請願に対しては疑問が残り、反対いたします。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成少数です。

よって、請願第1号 南伊豆町議会議員定数削減に関する請願は不採択とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第24、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、まちづくり戦略推進特別委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から、

会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成19年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 漆 田 修